昭和42年度～

月刊毎月25日発行

消防秋田

定価 1部 10円
秋田市中通4丁目3の23
発行所 秋田県消防協会
発行兼印刷人 桑城吉之助
秋田市南大町二丁目4の21
印刷所 太陽印刷株式会社
電話(8)(代)5594

消防被服、袢天、タオル
手拭、団旗、幕
寺田染工場
電話(横手)二三一四
秋田県横手市清川町
▼申込みは当工場又は秋田県消防協会へ▲

職場・家庭防火の日が決定された!!

春の防火運動は四月四日から初まったが、初日、日本海を発達した低気圧が北上中で午後から強風となった。秋田市では午前七時火災警報を発令し警戒に当った。午後九時には秋田市で瞬間最大風速二七・二mに達していた所停電した。幸い火災は発生しなかったが午後十時四十分能代市浸内海岸にある浜小屋から出火し浜小屋にとまっていた漁師成田喜代治(五八)は逃げ遅れ焼死し、防火週間一号となった。この週間に先立って秋田市では毎月十日を「職場・家庭防火の日」と定めこの日は消防機関と市民が一体となって火災予防の推進を図ることになった。先づ三月二十五日午後一時から消防会館大会議室に実施し市民総消防体制を確保に努めることになったわけである。

議会長団分副正

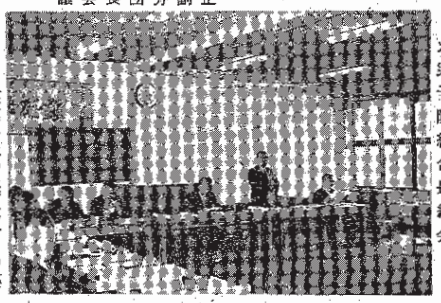

火災予防組合長総会

新らしい火災予防運動の在り方

(五・五・五方法)

秋田消防署　工藤典次郎

先ず私は、新らしい火災予防運動を考える前に、図表1は、秋田消防署管内の四ツ小屋地区(四・七)の高率が気にかかります。

つなみに、昭和四十年における、秋田県の出火率は五・一であり、秋田市は六・〇でありますが、県内八市の内能代市四・八、大曲市五・八に続いて三位であります。

図表は、秋田市の昨年と一昨年における、単純な出火原因(焚火・ローソク・鋏寸・煙草・煙突等)と、複雑な出火原因(油蒸類・電気関係・溶接・内燃機関等)との比較であります。

後者を文化生活的傾向を有するものであると表現するならば、前者を原始的とでもいおうか、ここにおもしろいことに、単純な出火原因が昭和四十年と昭和四十一年が同数であり、複雑な出火原因が二十一件増加していることである、このことは火災予防上注目しなければならないでしょう。

(図表1)　1. 最近10年地区別平均出火率表

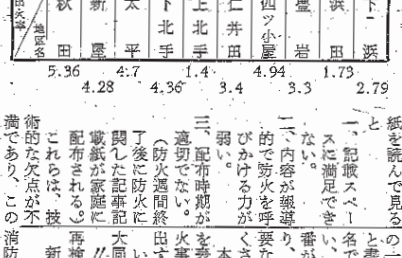

(図表2)　2. 原因の比較

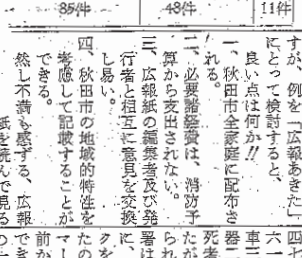

次に失火者の傾向についてい、昨年度秋田消防署管内において、調査した失火者の内、職員が失火者と認定した者六割、その他全般につ男四十名、女二十二名、二十代十六名、四十代と五十代それぞれ十一名、十代別・職業別分類したところ二名について、性別、年代の八名、無職二十名、製造業、加工関係者十二名、会社員、昨夏大阪市被東消防署が、火災予防を考える上に、直接消防に関係のない人が、どれだけ知識を持ち、どんな機に、防火を訴えるのである。

それは、人の感情を、かりたてるもの。

昨年テレビ放映を中止となった、ベトナム戦争被害ルポルタージュや先頭紅旗の少年紅衛兵、首ねっこを押さえられ吊上げられ、悲惨な姿をみる事の出来た、中共実験派の首脳、影真前北京市長の新聞写真などのごとく、ただ、防火映画ならば空写真、又防火映画ならば空写真、又防火映画ならば空写真、又

昭和四十一年の火災概況 (2)

(イ)焼損棟数

昭和四十一年中における本県の建物焼損棟数は七七六棟であり、昭和四十年と比較して七・九%(八七棟)の減少を示した。反面延焼火災が一六件と昭和四十年より三件増加している。さらに延焼火災一件当りの焼損棟数を昭和四十年と比較すると、昭和四十年の四・三棟に対し、昭和四十一年は四・三棟となり、〇・五棟減少している。これは、さきに述べたとおり、大きな火災が若干減少したことにもよるが、しかし出火件数の減少に対し、逆に延焼火災件数が増加していることは、変化の激しい現在の社会環境の中にあっては一般火災であっても、現在の消防力では、火元棟で消火すべきが次第に困難となってきているということができる。

(ロ)建物焼損面積

昭和四十一年の建物焼損面積六七・三九六㎡で、昭和四十年に比較し一〇・四八六㎡(一三・五%)減少している。これを建物火災一件当りで見ると二四四・〇㎡となり、昭和四十年と比較して一八・九㎡(一一・六%)の減少をみた。また焼損面積も比較的大きくなっている。これは通話が順調にいかなかったため拡大した火災が数件あったためであって、これを除いた場合は特に大きくなっていない。

高位にあるのは延焼火災が漸増していること、さらに都会地の建物よりも比較的面積の大きい農家が多いことがその要因となっている。中学校の焼損面積を除いて大きい面積となっている。

一件当りで見ると二四四・〇㎡となり、昭和四十年と比較して一八・九㎡(一一・六%)の減少をみた。また焼損面積も比較的大きくなっている。これは通話が順調にいかなかったため拡大した火災が数件あったためであって、これを除いた場合は特に大きくなっていない。

なお総火災件数に対する割合は、火災原因別にみると放火又は落雷などの不可抗力によるものが五・六%、不明調査中のものが一〇・四%の割合となっている。

この現況からみても学校、工場などいわゆる特殊防火対象物における防火管理体勢の強化と密集地帯における火災防止対策について、保機関は尚一層の努力を払う必要がある。

4 出火原因

昭和四十一年中における火災を原因別にみると全火災の八四%が失火であり、放火又は落雷などの不可抗力によるものが五・六%、不明調査中のものが一〇・四%の割合となっている。

なお暖房用電気器具による件数が増加の傾向にあるのが注目される。

◎タバコ

林野火災およびその他火災がその大部分である。路上歩行中又は林野において放火の取扱不良によるもの、不用意に捨てたタバコの火が大事となっている。特に寝タバコなどは人命損傷につながっている例もあるので充分注意する必要がある。

◎こたつ

昭和四十年に比較し五四・二%(一三件)も増加したが、その大部分がコタツをかけたまま外出し、その輻射熱によって出火している。

また、こたつをかけたまま老人子供或いは病人に留守をさせて外出中出火したため、人命損傷事故となった例が少なくないので、外出する場合はこたつを外す事と比較すると死者は六人増加し、負傷者では十二人減少している。死者が増加したのは一度に多数の死者を伴なった火災はなかったが、焼死火災が例年より多く発生したためである。

なおその内容をみると時期別では冬期間がもっとも多いこと、さらに昼間は特に人の目の届かない場所で行なわれるため発見が遅れ大火となる危険性が多く、この時期には目が届かないため夜間既に置かない。底部の過熱によるものがこれに次いでいる。このような現況からみて一般家庭では、病人、老人、幼児、さらには受験勉強中の子供に対する安全管理について、なお一層の注意を払う必要がある。

(以下次号)

健康管理に思う

消防課　佐沢彦治郎

五の教訓をいうのである。いまこれを分り易くいえば、

(1)この食物を耕作した人達の労苦に思いをいたし、いまこの食をいただく有難さに感謝する。

(2)この食物を受ける資格があるかを受ける資格があるかと、己れの修行を反省する。

(3)修行とは、心の汚れを清めること、即ち、貪(欲)、瞋(怒)、癡(ぐ)の三毒を払いのけること。この三つの中で最も悪い貪を克服する修行のために、食物をいただく。

(4)肉体を保持するために良薬と観じて、食物をいただく。

(5)仏と同じ悟りに達するために、この食物をいただく。

このような五観の偈を唱え終えて、一口は一切の悪を断たんために、二口は一切の善を修めんがために、三口は一切衆生を済度しようということである。

その食事作法たるや破廉恥なる指導書に尚一層努力しなければならない。

5 死傷者

昭和四十一年中における死者は一八人、負傷者は八一人である。これを昭和四十年と比較すると死者は六人増加し、負傷者では十二人減少している。死者が増加したのは一度に多数の死者を伴なった火災はなかったが、焼死火災が例年より多く発生したためである。

なおその内容をみると時期別では冬期間がもっとも多く次いで春先の火災多発期となっている。年令別では六十才以上が半数を占め男女別では男が半数以上(一〇人)焼死原因別では逃げ遅れが約半数で病気死酔によるものがこれに次いでいる。このような現況からみて一般家庭では、病人、老人、幼児、さらには受験勉強中の子供に対する安全管理について、なお一層の注意を払う必要がある。

(以下次号)

特殊火災は九件発生しており、昭和四十年に比較して三件、焼損面積では四、八九五㎡(一七・七%)損害額では一〇三、三七三千円(二二・三%)それぞれ減少している。しかし火災全体に対する割合は焼損面積三三・九%、損害額では三九・一%と大きな比重を占めている。

この現況からみても学校、工場などいわゆる特殊防火対象物における防火管理体勢の強化と密集地帯における火災防止対策について、保機関は尚一層の努力を払う必要がある。

4 出火原因

昭和四十一年中における火災を原因別にみると全火災の八四%が失火であり、放火又は落雷などの不可抗力によるものが五・六%、不明調査中のものが一〇・四%の割合となっている。

なお暖房用電気器具による件数が増加の傾向にあるのが注目される。

◎タバコ

林野火災およびその他火災がその大部分である。路上歩行中又は林野において放火の取扱不良によるもの、不用意に捨てたタバコの火が大事となっている。特に寝タバコなどは人命損傷につながっている例もあるので充分注意する必要がある。

◎こたつ

昭和四十年に比較し五四・二%(一三件)も増加したが、その大部分がコタツをかけたまま外出し、その輻射熱によって出火している。

また、こたつをかけたまま老人子供或いは病人に留守をさせて外出中出火したため、人命損傷事故となった例が少なくないので、外出する場合はこたつを外す事と比較すると死者は六人増加し、負傷者では十二人減少している。死者が増加したのは一度に多数の死者を伴なった火災はなかったが、焼死火災が例年より多く発生したためである。

なおその内容をみると時期別では冬期間がもっとも多く次いで春先の火災多発期となっている。年令別では六十才以上が半数を占め男女別では男が半数以上(一〇人)焼死原因別では逃げ遅れが約半数で病気死酔によるものがこれに次いでいる。このような現況からみて一般家庭では、病人、老人、幼児、さらには受験勉強中の子供に対する安全管理について、なお一層の注意を払う必要がある。

(以下次号)

飲食節あり

消防課　佐沢彦治郎

「飲食節あり」この言葉は、道元禅師の著書「普勧坐禅儀」(あまねくすすめる坐禅の作法)の中にある言葉である。

私は、この言葉の意味するところを私なりに日常生活で実践し、健康管理の一助たらんことを願って紹介するものである。

昭和三十八年九月、秋田市内曹洞宗のお寺さん方の研修会が、佐竹藩主菩提寺天徳寺において開催されたとき、在家(一般人)の私も参加(二度目)することを許され、坐禅、食事等の体験をしたことが勿論であるが、(坐禅のことについては、)後日改めて述べてみたい。)

五観の偈

禅門の食作法を行鉢っていって、食事作法は規定の方法によって行なわれる。

(1)この食物を耕作した人達の労苦に思いをいたし、いまこの食をいただく有難さに感謝する。

(2)この食物を受ける資格があるかを反省する。

(3)修行とは、心の汚れを清めること、即ち、貪(欲)、瞋(怒)、癡(ぐ)の三毒を払いのけること。

(4)肉体を保持するために良薬と観じて、食物をいただく。

(5)仏と同じ悟りに達するために、この食物をいただく。

このような五観の偈を唱えて食事をいただくのである。

宗門における食事に対する基本的考え方は、「道を行ずるために食事をする」とのことである。

その食事作法たるや破廉恥なる指導書に尚一層努力しなければならない。

(1)この食物を耕作した人達の労苦に思いをいたし、いまこの食をいただく有難さに感謝する。

(2)この食物を受ける資格があるかを反省する。

(3)修行とは、心の汚れを清めること、即ち、貪(欲)、瞋(怒)、癡(ぐ)の三毒を払いのけること。

(4)肉体を保持するために良薬と観じて、食物をいただく。

(5)仏と同じ悟りに達するために、この食物をいただく。

このような五観の偈を唱えて食事をいただくのである。

宗門における食事に対する基本的考え方は、「道を行ずるために食事をする」とのことである。

その食事作法たるや破廉恥なる指導書に尚一層努力しなければならない。

タバコを吸うこと、酒を飲むことで、特に念頭に入れておいて頂きたいことは、そのうま味や愛興にあるのである。

タバコを吸うこと、酒を飲むことを、特に念頭に入れておいて頂きたいことは、そのうま味や愛興にあるのである。

タバコは、とっくの昔に禁煙しましたし、酒も出来る限り飲まないようにしている。飲んでも適当のところで止めるようにしている。

(このような繰り返しの生活が、ガツガツした気持ちを自然に転換してくれます)

タバコは、現代は、一つの中で最も悪い貪を克服する修行のために、食物をいただく。

(このような繰り返しの生活が、ガツガツした気持ちを自然に転換してくれます)

タバコは、現代は、一つの中で最も悪い貪を克服する修行のために、食物をいただく。

(このような繰り返しの生活が、ガツガツした気持ちを自然に転換してくれます)

タバコは、とっくの昔に禁煙しましたし、酒も出来る限り飲まないようにしている。飲んでも適当のところで止めるようにしている

昭和四十一年度 火災予防作文コンクール 参加の作品 //（終）

＜佳作＞
○火災を防ぐために
二ツ井小学校六年　佐藤重雄

＜佳作＞
○火災予防について
森吉町立米内沢小学校六年　深谷まり子

＜佳作＞
○火災から守ろう
横手市立横手南小学校五年　堀内雅之

＜佳作＞
○火災予防について
横手市立横手南小学校五年　長沢教子

＜佳作＞ 火災を防ぐために

二ツ井小学校　六年　佐藤重雄

昔から、地震かみなり火事おやじと言われています。大人の人達は、ある時刻が、この中の火事もたいへん恐ろしいものです。しかし、この恐しい火事も人々のちょっとした油断からおこるものです。防ぐと思えば、すぐにでも防げることなのですが、今だに火災の姿は消えません。

火災をなくすためには、第一に人々たがいに気をつけなければならないと思います。その方法として、次のようなことが積極的に行なわなければならないと思います。

家では、

一、電気器具に対する知識を家族ぐるみで勉強する。

二、ストーブなどの火は家族のだれか一人があり、終ったら印をつける。

三、マッチは、子どもの手が届かないように置き場所を定める。

などが上げられます。

また、町ぐるみでの対策も必要であると思います。

その方法も、子ども達と大人とに分けて、子ども達は、「火の用心」を熱心にいなければならない。

そればかりでなく、もっともっと行なわなければならないことがある。

この二ツ井町には、小さな小路がたくさんある。

もし、そのような小路の両側の民家などが火事になったとき、消防自動車は早く着いたとしても、小さな小路であるため、来た自動車は、その道が通れず、消火活動も思うようにはかどらないかもしれない。

また、用水路を作って、火災にそなえることが必要であると思う。

このように、道はばを広げたり、用水路を作ったり、消火活動ができるだけはかどるように、いろいろな対策を考え、もうけなければならないと思う。

このようにしたら、火災の追放もでき、人間の不注意から起こる火災も、姿を消すだろうと思う。

＜佳作＞ 火災予防について

北秋田郡森吉町立米内沢小学校　六年　深谷まり子

ウー、ウー、ウー、ものすごい、サイレンの音だ。

私は、このサイレンの音を聞くと、せすじがぞっとする。

それは、私が小学二年生のときだった。じゅ業中に家族のだれか一人があり私は、どこが火事だろうかと思った。

教室中が、ざわざわして口々に、どこが火事だろうと言い合っていた。

先生が、まり子、おめの家のこそうだったえたいし、私たちも、ますます勢いよくもえ、火事になりそうなのこが、空にまい上っていた。それに、人もっていないし、水も置いていないかいい、かんそうしている時なので、そばにある物にうつったら、火事になりそうなものなかった。一番、心配したのは、弟のことだった。小事を出すのをふせいでいるが、これでいいのかなあーと思う時もある。

また、家族みんなで外出するとき、家中の火のしまつをしてから外出する。こ事でないかなあーと思いまして、ぼくの家では、火をやすい所に消火器をつけたらいいと思います。また台所にも消火器をつけたらいいと思います。なぜならもし火災を出したら大事にいたらないうちに消してしまうためだ。また、もし火事が出たら、だれは、何をもってどこへにげるかといいます。

火遊びなどは、子どもたちが、おもしろ半分に火をつけて、それが、そばにある物にうつって、火事になるのが多いのです。

こういう不注意で、何げなく、ぼくが、火事になったりすることがあります。

ぼくは、火災をおこさないようにするのも大事だと思うが、火災になったときは、どうするかということも大なるのか。ということを考えてみました。

ほとんどの火事の原因はこたつの火とか、たばこのすいがら、子どもの火遊びなどからです。

わたしの家では、父も母も働いているので、冬になると、こたつに火をおいていきます。

だから、外などに行くときは、火を消して、こたつの本全で幹旋致します物資はなくて本会はこの点についてはは特に細心の注意を払い信用のおける品をできるだけつけるよう努力しております。

必ず皆様の協会を御利用下さいますよう御願い申上げます。（秋田県消防協会）

＜佳作＞ 火災から守ろう

横手市立横手南小学校　五年五組　堀内雅之

「ウーウー。」

「火事だ、火事だ。」

ぼくは、それを聞いただけで、ぞっとする。もし火事場が、近かったらどうしよう。火事は一しゅんのうちに広がって、大火事になる。それだけに、ぼくは、こわい。それで、ぼくの家では、こんなことを注意している。

ねる時いつも、かあさんが、こたつの火をちゃんとしまつしてからねる。

また、家族みんなで外出するとき、家中の火のしまつをしてから外出する。こ事でないかなあーと思いまして、ぼくの家では、火をやすい所に消火器をつけたらいいと思います。また台所にも消火器をつけたらいいと思います。なぜならもし火災を出したら大事にいたらないうちに消してしまうためだ。また、もし火事が出たら、だれは、何をもってどこへにげるかといいます。

火遊びなどは、子どもたちが、おもしろ半分に火をつけて、それが、そばにある物にうつって、火事になるのが多いのです。

こういう不注意で、何げなく、ぼくが、火事になったりすることがあります。

ぼくは、火災をおこさないようにするのも大事だと思うが、火災になったときは、どうするかということも大なるのか。ということを考えてみました。

ほとんどの火事の原因はこたつの火とか、たばこのすいがら、子どもの火遊びなどからです。

わたしの家では、父も母も働いているので、冬になると、こたつに火をおいていきます。

だから、外などに行くときは、火を消して、こたつの本全で幹旋致します物資はなくて本会はこの点についてはは特に細心の注意を払い信用のおける品をできるだけつけるよう努力しております。

必ず皆様の協会を御利用下さいますよう御願い申上げます。（秋田県消防協会）

＜佳作＞ 火災予防について

横手市立横手南小学校　五年五組　長沢教子

寒い地方では、ストーブや、こたつなしでは、一日も、すごすことができません。

けれども、ちょっとゆだんすると、火事になってしまいます。

それで、どうして火事になるのか。ということを考えてみました。

ほとんどの火事の原因はこたつの火とか、たばこのすいがら、子どもの火遊びなどからです。

わたしの家では、父も母も働いているので、冬になると、こたつに火をおいていきます。

だから、外などに行くときは、火を消して、こたつの本全で幹旋致します物資はなくて本会はこの点についてはは特に細心の注意を払い信用のおける品をできるだけつけるよう努力しております。

必ず皆様の協会を御利用下さいますよう御願い申上げます。（秋田県消防協会）

消防用品の斡旋

消防協会は呉下で消防機関の福祉厚生のため、各種消防用品の斡旋を致しておりますが、県内各方面から好評を博しております。

最近消防用品も多種多様販売されており、中にはいかがわしい品も見え、且又暴利をむさぼっている商人もあるやに聞きます。勿論本会で幹旋致します物資はなくて本会はこの点についてはは特に細心の注意を払い信用のおける品をできるだけつけるよう努力しております。

必ず皆様の協会を御利用下さいますよう御願い申上げます。（秋田県消防協会）

家にいる時、はい皿に、タバコをおいて、すいおわったら消してください。

特に、使う場所を決めておき、そこ以外では使わないようにすることが、大切だと思います。

こういうことを、みんなで守ったら、どんなに安心して生活がおくれるか、且つうとうようです。

きょうからでも、このことを実行してもらいたいものだ。

その日は、いつくるか、わかりませんが、早く、火事がおきるかわからない。ぼくは、火事は心のゆだんからおきるのだと信じている。だからみんなの協力が必要だと思います。

ぼくは、火災をおこさないようにするのも大事だと思うが、火災になったときは、どうするかということも大なるのか。ということを考えてみました。

それで、家の人の目のついたらいいと思います。また台所にも消火器をつけたらいいと思います。なぜならもし火災を出したら大事にいたらないうちに消してしまうためだ。また、もし火事が出たら、だれは、何をもってどこへにげるかといいます。

火遊びなどは、子どもたちが、おもしろ半分に火をつけて、それが、そばにある物にうつって、火事になるのが多いのです。

こういう不注意で、何げなく、ぼくが、火事になったりすることがあります。

ぼくは、火災をおこさないようにするのも大事だと思うが、火災になったときは、どうするかということも大なるのか。ということを考えてみました。

ほとんどの火事の原因はこたつの火とか、たばこのすいがら、子どもの火遊びなどからです。

わたしの家では、父も母も働いているので、冬になると、こたつに火をおいていきます。

だから、外などに行くときは、火を消して、こたつの本全で幹旋致します物資はなくて本会はこの点についてはは特に細心の注意を払い信用のおける品をできるだけつけるよう努力しております。

必ず皆様の協会を御利用下さいますよう御願い申上げます。（秋田県消防協会）

トーハツ消防ポンプ　消防庁検定合格品

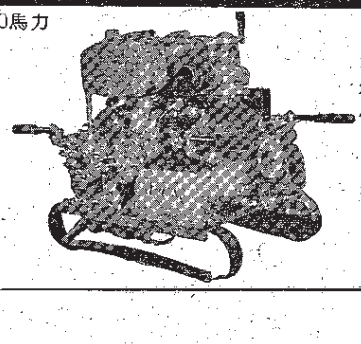

40馬力
10馬力 空冷式 C1級
20馬力 水冷式 B3級
40馬力 水冷式 B2級

御買上はアフターサービスの充実せるカタログ進呈！

ジェットホース　消防用 水道用　テトロン

森田式 初田式 各種 消火器　泡沫式 四塩化式 ドライケミカル

森田ポンプ株式会社
総代理店 株式会社 高義商会
電話（川連）61番18番

日本造機株式会社
高義商事株式会社
電話（横手）1180番、1181番

田仲工業所 天王町
鹿角自動車整備K-K 花輪町
工藤幸吉商店 秋田市
中央モーター商会 本荘市

査察日記 ㊃

土崎消防署　防波堤生

特に人命危険の排除は一知れない。いつでも冷静に人消防人であるわれわれだけの問題ではない。なぜならば人命は地球より重いからである。長々と理くつぽいことばかりを述べてみたが、要は査察業務の適正効果をはかりたい一念から自己の意見を吐いたに過ぎない。これも自己満足の手段である。

さて査察を急ごう。

このR旅館は数年前火災で焼失した経歴のある対象物で、その後再建築されて現在の旅館としたものである。貴々たる玄関から乗り込む同行二人は姿勢を正し結果にこるもので、この旅館には避難設備とは昼中止を申し渡そうと考えたくれる、二段重ねの障子が客室のほとんどは二階であ

スルスルと開いて、消防職客よりも飲食街に赤く咲く花（これは昔のことである）

「ハイ」と返事、続いて

「ドアー」が大きく開かれ、

真紅の花が眼前いっぱいに

咲き開いたような寝巻姿の

若き女性が現れ「アレー」

と驚く、全くびっくりする

ものもなかった。どもらも

人は顔を見合せる、こんな

美人のいる旅館査察はもう

けものだと「ガン」なるこ

とを忘れていた。

ところが

次に出てきたのは、なんと

でっぷりとした女史夫、美

女とはほど遠い女人であっ

た。「お待せして申訳ありません、サアサアどうぞお

あがり下さい」ときた。同

行二人は期待はずれの淋し

さを胸にしながら鳩が豆鉄

砲を喰ったように、そろり

そろりと後に従う、美人を

餌とはちょっと同僚が気の

毒だ。エキサイトしたこちら

が限界というところとあき

らめる。玄関脇の帳場に通

され初対面の挨拶を交し、

この女人が経営者であるこ

とを確認する。女性相手の

査察は私も苦手であるが、

いたしかたない。公務の遂

行には、私情は許さの改善警告を受けていたも

れないからだ。一度査察に

のである。

「ミス」があれば数十名の

尊い人命が失なわれるかもを命ぜられた私達は、査察

運に意ぐまれ過ぎたのかもい。大阪の商人とかであるのは災害なるも

ある」頑張ろう同行二人は

炎意を新にして女主人を同

の大阪商人の語った旅館の

始めた。中央の階段を昇る

第一号室のドアを叩く、返

事がない、人の気配がする

留守ではない。午前十時だ

寝ているはずがない。女主

人が二度目に○○さんと呼

ぶ、返事がない、ここも個

人の住居だ簡単に入り込む

のようだ。

ところが私達はなぜ人命

危険の排除に主眼を置いた

のことである。

状況　以上の三項目につい

て徹底的査察を実施せよと

ようだ。生死の境目だ、室内

から呻めき声が洩れる、女

性の生態を見たように、ド

キリとする。想像だ、妄想

女主人に対しこの査察

中止を申し渡そうと考えた

処、業をにやした女主人は

又火の用心をしなければな

こんどは反応あり、中から

が、年々火災発生件数は増

加している事は一体どうし

ても腑に血の気と熱気がポ

しながら消防手帳を示し査

察に参上を告げる。ところ

が「お待ち下さい」といっ

て姿をかくしたきりだ、は

るとしたものの行二人は

人は顔を見合せる、こんな

美人のいる旅館査察はもう

けものだと「ガン」なるこ

とを忘れていた。

ところが

次に出てきたのは、なんと

でっぷりとした女史夫、美

女とはほど遠い女人であっ

た。「お待せして申訳ありません、サアサアどうぞお

あがり下さい」ときた。同

行二人は期待はずれの淋し

さを胸にしながら鳩が豆鉄

砲を喰ったように、そろり

そろりと後に従う、美人を

餌とはちょっと同僚が気の

毒だ。エキサイトしたこちら

が限界というところとあき

らめる。玄関脇の帳場に通

され初対面の挨拶を交し、

この女人が経営者であるこ

とを確認する。女性相手の

査察は私も苦手であるが、

いたしかたない。公務の遂

行には、私情は許さの改善警告を受けていたも

れないからだ。一度査察に

のである。

「ミス」があれば数十名の

尊い人命が失なわれるかもを命ぜられた私達は、査察

なくては困る問題である。一人が進んで警火に徴するよう努力しなければ予防の

私達に「ご苦労様」と挨拶又旅館は宿泊される人々の

安全性をよく検討して宿泊

の結婚のダンスの中に就草

対流形）を購入した。これ

イルヒータコンソールKS

—8SH（強制通気式自然

の目鏡石は一ケ所よりなく

これには浴場用の煙突を通

してある。そこでこの煙突

に縁合して十一月一日から

使用して現在に至っている。又これに電源が必要

である。この暖房ではなか

ろうかと燃料、送風のスイ

ッチを切って浴槽に手を入

れて見たが、やはり同じで

ある。冠流は眼に見えない

から始末が悪るい。私だか

ら良かったものの若し女房

が入浴しようと感電したら

ショックで倒れていたであ

ろう、職体をさらさずに済

んだのは天佑だと考え

えつつ一夜安眠もしないで

朝を迎えた。湯冷めた浴槽

に手を入れるとビリッーと

くる、その他の水道蛇口や

煙突にさわっても異常なし

で半信半疑のまま出勤し、

管原電機商会に連絡し調査

を依頼した。調査した結果

物等は異常なし、結局三共

オイルヒーターと料理し分

である。毎日の事であるが

線の結果燃料スイッチの内

催し、新年度の事業並びに

それから漏電、煙突を伝

わり循環金を伝わり浴槽に

散会した。

なくては困る問題である。

又旅館は宿泊される人々の

火器一本ぐらい忍ばせてや

火器の安全性をよく検討して宿泊

の結婚のダンスの中に就草

対流形）を購入した。これ

イルヒータコンソールKS

—8SH（強制通気式自然

の目鏡石は一ケ所よりなく

これには浴場用の煙突を通

してある。そこでこの煙突

に縁合して十一月一日から

使用して現在に至っている

。又これに電源が必要

である。この暖房ではなか

ろうかと燃料、送風のスイ

ッチを切って浴槽に手を入

れて見たが、やはり同じで

ある。冠流は眼に見えない

から始末が悪るい。私だか

ら良かったものの若し女房

が入浴しようと感電したら

ショックで倒れていたであ

ろう、職体をさらさずに済

んだのは天佑だと考え

えつつ一夜安眠もしないで

朝を迎えた。湯冷めた浴槽

に手を入れるとビリッーと

くる、その他の水道蛇口や

煙突にさわっても異常なし

で半信半疑のまま出勤し、

管原電機商会に連絡し調査

を依頼した。調査した結果

物等は異常なし、結局三共

オイルヒーターと料理し分

である。毎日の事であるが

線の結果燃料スイッチの内

催し、新年度の事業並びに

それから漏電、煙突を伝

わり循環金を伝わり浴槽に

散会した。

結局三共オ電流が流れたというわけで

ある、いやはや安全なる三

悪い奴にあたったという事

完璧は期し難い。せめて娘

になる、修理完了安全確認

のため火を焚き浴槽に飛び

込んだ異常を認めず、だが

女房の奴はまだびくびくで

一人で入浴出来ないといい

う。それならというわけで

久し振りの混浴、ああ見え

るもの、見えないもの、

ゾれも脳みの種である。

消防放談 ⑨

放水生

1. 火の用心みんな知っていて忘れて

われわれ人間は火事の恐しさは充分知っているし、又火の用心をしなければならない事も充分知っている。

女主人達は火事の恐ろしさを充分知っているし、

こんどは反応あり、中から

「ハイ」と返事、続いて

「ドアー」が大きく開かれ、

真紅の花が眼前いっぱいに

咲き開いたような寝巻姿の

若き女性が現れ「アレー」

と驚く、全くびっくりする

ものもなかった。どもらも

人は顔を見合せる、こんな

美人のいる旅館査察はもう

けものだと「ガン」なるこ

とを忘れていた。

ところが

次に出てきたのは、なんと

でっぷりとした女史夫、美

女とはほど遠い女人であっ

た。「お待せして申訳ありません、サアサアどうぞお

あがり下さい」ときた。同

行二人は期待はずれの淋し

さを胸にしながら鳩が豆鉄

砲を喰ったように、そろり

そろりと後に従う、美人を

餌とはちょっと同僚が気の

毒だ。エキサイトしたこちら

が限界というところとあき

らめる。玄関脇の帳場に通

され初対面の挨拶を交し、

この女人が経営者であるこ

とを確認する。女性相手の

査察は私も苦手であるが、

いたしかたない。公務の遂

行には、私情は許さの改善警告を受けていたも

れないからだ。一度査察に

のである。

「ミス」があれば数十名の

尊い人命が失なわれるかもを命ぜられた私達は、査察

非常に火災予防に関心が深い

引火一五件比率二・六%と

なる。又罹災世帯が三

の注意が必要であることが

わかる。石油ストーブに列

をとりますと、最近の規格

品は取扱上充分注意すれば

先づ安全である。これに使

用する白燈油は、危険物中

に属する。

われにとっては種様な女房

である。毎日の事であるが

風呂は丁度入り頃であると

いうが、空腹を如何にせん

入浴は後廻として食卓につ

中に引火点七〇度の燈油を

補給する事は、きわめて危

険性がある。そのよく実例

の一つは昭和三十年九月三

十日午後〇時三七分の出来

事である。当時石油ストー

所は秋田市檜山本町下丁業

宅二階で発生した石油スト

ブ火災である。燃焼中に

燈油を補給した瞬間に燃え

出したので奥さん（学校の

れた「ビリッー」とくる、

石油ストーブを抱いよいよ

蛇口から流水し樽上の水道

手を触れた「ビリッー」と

負傷者についてその内訳を

みると、り災屋内にいた者

が三三名と全体の四一%を

占め、次いで消防団員の二

五名同一一%、消防吏員が

九名同一一%、その他の者

が一四名同一七%となって

いる。負傷の内容をみると

一歩誤れば死に至るものも

思われるものが多く見受け

られるところから一般住民

引火一五件比率二・六%と

なる。又罹災世帯が三

の注意が必要であることが

わかる。石油ストーブに列

をとりますと、最近の規格

品は取扱上充分注意すれば

先づ安全である。これに使

用する白燈油は、危険物中

に属する。

われにとっては種様な女房

である。毎日の事であるが

風呂は丁度入り頃であると

いうが、空腹を如何にせん

入浴は後廻として食卓につ

中に引火点七〇度の燈油を

補給する事は、きわめて危

険性がある。そのよく実例

の一つは昭和三十年九月三

十日午後〇時三七分の出来

事である。当時石油ストー

所は秋田市檜山本町下丁業

宅二階で発生した石油スト

ブ火災である。燃焼中に

燈油を補給した瞬間に燃え

出したので奥さん（学校の

れた「ビリッー」とくる、

石油ストーブを抱いよいよ

蛇口から流水し樽上の水道

手を触れた「ビリッー」と

負傷者についてその内訳を

みると、り災屋内にいた者

が三三名と全体の四一%を

占め、次いで消防団員の二

五名同一一%、消防吏員が

九名同一一%、その他の者

が一四名同一七%となって

いる。負傷の内容をみると

一歩誤れば死に至るものも

思われるものが多く見受け

られるところから一般住民

一九件比率三・三%、油類

非常に火災予防に関心が深

なる方途について再考しなく

ては、ならないが、県民一人

月、何にしようかといろいろ

考えて見た、結局三共オ

イルヒータコンソールKS

—8SH（強制通気式自然

対流形）を購入した。これ

には浴場用の煙突を通

してある。そこでこの煙突

に縁合して十一月一日から

使用して現在に至っている

。又これに電源が必要

である。この暖房ではなか

ろうかと燃料、送風のスイ

ッチを切って浴槽に手を入

れて見たが、やはり同じで

ある。冠流は眼に見えない

から始末が悪るい。私だか

ら良かったものの若し女房

が入浴しようと感電したら

ショックで倒れていたであ

ろう、職体をさらさずに済

んだのは天佑だと考え

えつつ一夜安眠もしないで

朝を迎えた。湯冷めた浴槽

に手を入れるとビリッーと

くる、その他の水道蛇口や

煙突にさわっても異常なし

で半信半疑のまま出勤し、

管原電機商会に連絡し調査

を依頼した。調査した結果

物等は異常なし、結局三共

オイルヒーターと料理し分

である。毎日の事であるが

線の結果燃料スイッチの内

催し、新年度の事業並びに

それから漏電、煙突を伝

わり循環金を伝わり浴槽に

散会した。

2. 見えるもの 見えないもの

私は去る三月六日定時退

所して駅前から市営バスに

乗り込んだ、停留所毎で超

満員となり、見えるものは

膝上三十糎のみである。

毎日出勤退庁時の風景である。先づこれでは初期消火

活動は不能だろうと、いつ

も考えさせられる。瞼を閉

じても膝糎と瞼の裏に映か

れる。正に春だなアと感じ

ながら楽しいお家に到着

した。ヤットン節の文句に

「山からけつ転した

松木丸太でも

世に出りゃ無細工無さま

のお多福おかめでも

妻と名がつきゃ

まんざら悪くない

これは結婚式も過ぎ

た然けた女でも、やはり、

われにとっては種様な女房

である。毎日の事であるが

風呂は丁度入り頃であると

いうが、空腹を如何にせん

入浴は後廻として食卓につ

中に引火点七〇度の燈油を

補給する事は、きわめて危

険性がある。そのよく実例

の一つは昭和三十年九月三

十日午後〇時三七分の出来

事である。当時石油ストー

所は秋田市檜山本町下丁業

宅二階で発生した石油スト

ブ火災である。燃焼中に

燈油を補給した瞬間に燃え

出したので奥さん（学校の

れた「ビリッー」とくる、

石油ストーブを抱いよいよ

蛇口から流水し樽上の水道

手を触れた「ビリッー」と

（二頁のつづき）

死者の状況（昭和四十一年）

出火原因別	年令別	焼死原因別
タバコ 2人	7才未満 1人	逃げ遅れ 8人
こたつ 2人	13才未満 6人	病気 3人
ストーブ 2人	19才未満 2人	泥酔 3人
風呂場 2人	19才以上 3人	屋内用浸入 2人
放火 2人	60才以上 2人	自殺 1人
調査中 8人	60才以上 9人	その他 1人
計 18人	計 18人	計 18人

県南短信

伊藤生

▽仙北郡神岡町消防団では三月四日午後七時から役場会議室において幹部会議を開催し、次の議題を審議した。

1、三月七日の消防記念日の行事として全町の火の元ろう、職体をさらさずに済検査を実施し無火災祈願すんだのは天佑だと考えることを決定し、九時散会した。

▽平庭部増田町消防団は三月六日午前十時から林旅館に於て第二十二回幹部大会並びに全県大会に提出する議案と四月四日から県民無火災強調週間の行事等について協議し午後二時散会。

▽大曲市仙北郡消防水防部支部の総会は、三月九日午前十時から仙北総合会で開催し、新年度の事業並びに予算など決定し、午後二時

秋田県消防協会推奨

家庭用 **ダイヤ消火器**

各種消火器（日本ドライ、ヤマト）

桜ファイヤーホース・日繊タイゴンホース

東洋防災販売（株） **秋田県防災センター**

（ホーロー・プラスチック・新製品ガス繊維）

ダイヤ標識（消防、危険物、安全）

避難具、タンカ、発煙筒、アルミ服

その他消防用品一式

秋田市保戸野鉄砲町1—34

TEL 秋田(3)8957

行発日25月毎刊

消防秋田

定価 1部 10円
秋田市中通4丁目3の23
発行所 秋田県消防協会
発行兼編集人 保坂吉之助
秋田市大町二丁目4の21
印刷所 太陽印刷株式会社
電話(8)(代)8384

理事会開催される!!

五月二日午前十一時から消防会館で開催された。議題は五月二十日開催される代議会に提案する議案を審議した。出席者次のとおり

◎山本、伊藤副会長、佐藤理事長、中山、佐藤(純)藤田、田中、中田渡辺、山脇理事、斎藤、佐藤監事事務局、保坂、立花主事

この日渡部会長は出席のため大館駅より列車に乗車したが病気のため下車し、療養のため欠席する旨の電報の後議案審議に入った。

◎昭和42年度一般会計才入才出決算承認について

◎昭和40年度特別会計災互助会才入才出決算承認について

◎昭和41年度一般会計才入才出補正予算案について

◎秋田県消防会館運営規程協議事項

◎消防会館貸事務室の賃貸料の改定について

◎昭和42年度事業計画について

◎昭和42年度支部分担金の徴収額について

◎昭和42年度一般会計才入才出予算案について

◎昭和42年度特別会計罹災互助会才入才出予算案について

◎役員の改選について

◎報告事項

◎特別会計秋田県消防協会罹災互助会共済積立金の現況について

◎北地区消防連絡協議会の開催期日について

◎全県消防大会の開催期日等について

◎協議事項

◎代議員会の開催期日および場所等について

◎慰霊祭の執行について

◎職員の退職手当支給規程について

以上の議案審議し午後三時終了した。

なお櫃尾理事の後任に、永井達之助消防課長補佐を推せんした。又代議員会議は五月二十日午前十一時消防会館大会議室で開催することに決定した。

昭和四十二年度 危険物取扱主任者試験!!

六月十八日(日)実施

秋田県では昭和四十二年危険物取扱主任者試験を六月十八日(日)実施することに決定しましたので、その実施要領についておしらせします。

1 期日昭和四十二年六月十八日(日)十二時三十分から十五時まで但し、二つ以上の類を受験する者については試験時間は別に定める。

2 場所

①県北大館市桜町県立大館桂高等学校

②中央秋田市山王三丁目秋田市立山王中学校

③県南横手市前郷県立横手工業高等学校

3 試験科目

①基礎物理学及び基礎化学

②危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法

③法令

4 受験資格

A 甲種

①学校教育法による大学短期大学若しくは高等専門学校において化学に関する学科若しくは規程を修めて卒業した者で六ケ月以上危険物取扱の実務経験を有する者。

②上記と同等以上の学力を有すると知事が認定した者。

(乙種の場合、受験する類の危険物の実務経験でなければならない。)

③写真(受験願書提出前六ケ月以内に撮影した正面上半身像のタテ四種、ヨコ三種のものでその裏町に撮影年月日氏名及び年令を記載したもので受験願書の写真職しか五円切手をはった封筒を同封照会すること。)

④手数料(甲種の場合八〇円乙種の場合は五〇〇円)

⑤受験願書の受付期間及び受付場所

①受付期間　昭和四十二年二月十三日から同年六月三日まで毎日前九時から午後四時までとする。但し日曜日を除き、又土曜日は午後一時までとする。

②受付場所　秋田市山王四丁目一番一号秋田県厚生部消防課、但し、郵送の場合は六月三日以前の消印のあるものは有効とする。この場合は封書に「願書在中」と朱書すること。

③試験当日の携行品受験票(甲種)(乙種)(丙種)(丁種)(戊種)(己種)(庚種)(辛種)(壬種)(癸種)(子種)(丑種)(寅種)(卯種)(辰種)(巳種)(午種)(未種)(申種)(酉種)(戌種)(亥種)

新らしい火災予防運動の在り方 (2)

四月号に発表した秋田消防による消防訓練を実施し、防署員の代表が発表したアイデアを続けて発表します。とは報導効果を考えると、が火災季節に入りましたので各市町村でも新らしい火災予防運動に力を入れて戴きたい。

五、五、五、方法(一)
秋田消防署　工藤典次郎

三、避難訓練について

(一)所、市街中央部、公衆の集る所、放水による被害が発生しない所（例えば千秋幅員の中土橋）

(二)、出場部隊、一個部隊は幅員の正しい取り扱い方、災害地方財政の貧困等により、消防車及び救急車を走し、普通車、四個部隊は速報車らせ、優先通行権を確保する事と併せて、五色の放水を用いる。

四、その他、出場経路、待機部隊の問題、警察との関係は省略。

本計画実施には、報導機関の積極的な協力を得る事により効果倍増する事を忘れてはならない。

四、提唱事項二題

五媒体、特にテレビ局の協力を得て次の事項を市民に呼びかけたい。

(一)夜の十時は消防の時間です。お休み前にもう一度火の元を確めましょう」と。

(二)家族ぐるみの防火のプランと実効を一呼びかけ。

(三)家庭において格差を生ずる恐れ大。これ等の問題は現今における科学運営の発達とこれにともなう治体消防としてその火災予防運動の立遅れをも自認しなければならないのであります。

すなわち消防自体は一般行政庁の事務的手続きを行なう気象状態の時期は毎年北西の季節風が強く、又雷から夏にかけては最日本特有の雨風が有のフェン現象による南風が吹き荷物の飛散、大火を誘発する危険性を包蔵しています。

つぎに私くしは、ほとんど金をかけないで最高の効果を上げる事にお話申上げます。

五、その他

テレビは宣伝の本命であり、これに続いて、新聞、ラジオである。これを軽視してはなりません。これらに従事する記者を敏速することなく、積極的に報導に協力し、且つ消防の目的達成のため積極的に利用すべきである。

宣伝業者は効果を、テレビは女性に、新聞は男性に、といっている。秋田市二十余万人の平和な市民生活を脅威とならぬ様、あらゆる媒体をあくことなく利用しなければならないので、前記以外に感ずることを上記にまとめて見ました。

五媒体むすび

五媒体の利用と火災予防の効果は、一自治体消防の力では、おのずと限度があるから、秋田県・秋田県消防協会・全消会秋田県支部・各市町村が協力して、広域的に行う事により一層期待されるものであり、且つ高度の宣伝技術に慣されて行く「人」と、複雑化する出火可能器具等に対処するため、広報担当者の専任化を図り、広報技術の向上を図る必要があるのではなかろうか。

自治体消防が発足以来早くも満十九年を向えようとあるが。消防人におけしている現在、これが運営の消防に対する予防運動に対する予防運動に対する予防運動

新しい防火運動

秋田消防署　阿部司農夫

PR、PRとどこの世界もPRの時代であり、赤い灯、青い灯と都会の夜のネオンから又新聞の広告にも毎日のように折込のチラシが二枚や三枚はいっていない日とないくらいPRをさかんにやっているので、うこの頃ではPRズレして市民も余り関心を持たなくなった感があります。

さて火災予防運動も月なみなものばかりでお祭かショーかなんかと考え違いしているむきもあり、消防自動車を勢ぞろいさせて消火演習をやっても火事の恐ろしさなんかチットも感じないらしく一喜えポンプ車だなー」「なーあんだ演習かー」位のもので消防が消火演習をやるのが当り前と思っている人が多いのではありませんか……。

わが消防のPRのあり方についても考えて見る必要があり、私なりの考えを発表して見たいと思います。

まず一般に火事はどのような原因で発生し、どのような経路で燃えたかを分析して、その一つ一つを身じかなところから改善し直してはじめて火災が少なくなるのではないでしょうか。

先に公表された「消防白書」によると昭和四十年中に全国で五四、一五七件もの火災が発生したことが報ぜられ、つまりわが国のどこかで毎日一四八件九分ごとに一件の割合で火災が起ったことになるわけであります。しかばこれらの火災はどんな原因で発生したかという点では火災を総体的にみて

一、タバコ　二、こんろ　三、火遊び　四、たき火　五、煙突の順位であるが出火原因をみる場合の最も単純な分類方法でわかりやすいものである。しかしこれだけでは出火原因を詳細に知るには不充分である。そこでいくつかの分類にしたがってさらに出火原因の分析をしたものが発PR、PRとどこの世界もPRの時代であり、赤い灯、青い灯と都会の夜のネオンから又新聞の広告にも毎日のように折込のチラシが二枚や三枚はいっていない日とないくらいPRをさかんにやっているので、うこの頃ではPRズレして市民も余り関心を持たなくなった感があります。

さて火災予防運動も月なみなものばかりでお祭かショーかなんかと考え違いしているむきもあり、消防自動車を勢ぞろいさせて消火演習をやっても火事の恐ろしさなんかチットも感じないらしく一喜えポンプ車だなー」「なーあんだ演習かー」位のもので消防が消火演習をやるのが当り前と思っている人が多いのではありませんか……。

わが消防のPRのあり方についても考えて見る必要があり、私なりの考えを発表して見たいと思います。

まず一般に火事はどのような原因で発生し、どのような経路で燃えたかを分析して、その一つ一つを身じかなところから改善し直してはじめて火災が少なくなるのではないでしょうか。

先に公表された「消防白書」によると昭和四十年中に全国で五四、一五七件もの火災が発生したことが報ぜられ、つまりわが国のどこかで毎日一四八件九分ごとに一件の割合で火災が起ったことになるわけであります。しかばこれらの火災はどんな原因で発生したかという点では火災を総体的にみて

一、タバコ　二、こんろ　三、火遊び　四、たき火　五、煙突の順位であるが出火原因をみる場合の最も単純な分類方法でわかりやすいものである。しかしこれだけでは出火原因を詳細に知るには不充分である。そこでいくつかの分類にしたがってさらに出火原因の分析をしたものが発

・

天職三十年の回顧 (28)

秋田市消防本部　A生

一

檜山愛宕下の火災

昔の消防組当時から秋田市の大火は檜山愛宕下方面から出火し、フェン現象に依る南東の強風時といわれ長野下出張所の管内で、最追い風に自転車のペタルを踏みたくともよい、またたく間なくともよい、まさに十キロの消防署に到着られて、変宕下地域は四ケ所より燃え上り飛火は遠くした。本部命令で各部隊七名乗車と予備車の編成と市内火災予防宣伝、消防分の方面まで飛散した。団の待機待機警備体制をたが応援部隊で消止めた。強化した。午前九時三八分、本部直通電話で秋田市檜山愛宕下四山愛宕下火災の通報連絡があら火熔を認む風速南東十八㎧署員は緊張した。九時四二分土崎消防署全車出場の特命があった。中山次長（署長代理）の指揮の下に風下の檜山第山小学校付近危し、全部隊檜山南新町部署せよ、防ぎよ線に到着した時は猛烈な飛火と紅蓮の炎が火点より見える。各部隊は太平川の西側にホースを延長した。各家屋の裏側は飛火猛烈遂に飛火し延焼したが、各部隊で消火したが、この風下一帯は煙焼状態で各家屋に放水散布して延焼を食止めたのである。秋田部隊は火点攻撃、檜山愛宕下茅葺屋根が散在していたため飛火によって火の手が何個所からも上り大火の様相を呈したのである。幸いなことに愛宕下と南新町の中央を流れる太平川この川を防ぎよ線にして秋田市の大火は檜山愛宕下方面消防団の各分団が配置延焼から出火し、フェン現象に防止に当った。火災現場はよる南東の強風時といわれ長野下出張所の管内で、最ている。それがためには春先車到着部隊は遠消車は到秋防火週間には必ず、秋田着と同時に火点直近して、消防は訓練を実施したもの二口放水普通車は消火栓にだ。それに檜山方面は延焼水利部署して、一口は遠消車条件の薬葺屋根が多く散在車に中継、一口は五十米巨していた。昭和三十三年五て茅葺屋根に飛火し延焼月二十三日深夜よりフェンしたので、これに放水した現象による南東の風が吹が烈風下のことで、たちま き、市民は戦々恐々としてちのうちに三ケ所から火の朝食の火に細心の注意を払っていた。このような気象下に火災が発生した場合は、部隊が火を追うような状態が続行されなければ火災の発生危険は必至であるこの結果にもとづき同き教年に亘る苦難の査察行が行われてこのような成果が挙げられたものと感じた。

◎キャバレーの巻

街々に流れるジングルベル音も賑しい歳末警戒のある日、私はこの街のRキャバレー査察を命ぜられたの である。この繁華街は市の中心部にあたるところで最もにぎやかな場所である。ジングルベルの音に違い立てられるように各商店は、クリスマスツリーを飾り、ケーブを待って多忙をきわめていたのである「国破れて山河あり」という言葉があるが、敗後日本の復興は全く驚くべき早さで進展していたのである。これとない もののように習慣づけられ来員が立会い火気の点検を すること。ホ、従来員には誘導方法消火器具の取扱方を知らせておく、特に新入りの女中にも忘れずに大要このようなことを指導し、経営者納得いった ところである。成果については果してどうであったか。これは旅館ホテル等の共通した問題で当時は法的にも不備であった ように記憶している。

二

査察日記 (五)

土崎消防署　防波堤生

各室共大同少異である避難再び、このずれる機会難対策は絶無火災発生における人命の危険は待に排除しなければならない。火気の使用、取扱い設備は全部、市民は戦々恐々としてちのうちに三ケ所から火の朝食の火に細心の注意を払っていた。このような気象下に火災が発生した場合は、部隊が火を追うような状態が続行されなければ火災の発生危険は必至であるこの結果にもとづき同き教年に亘る苦難の査察行なことに、かの女主人が留守で客室内を見ることが出だろうか立入検査は「信頼しく従い鉄製の階段を二階ならないし又「査察は人と私は思っている。とんでもない私見であるがこちらで査察にもどることにす

キャバレー、ダンスホールと言えば、酒と女の媚態を想像するのが男性の常である。ところがこのキャバレーは酒の方よりダンスが盛んでダンスホールが本業といった方がぴったりあてはまるような店であるとの予備知識を同僚から得ていることだから、見通しは明るいはじである。事実街といまだ静かなものである。この予防員の出かせぎで火災の対象物の構造は、査察台帳によると木造モルタル繋帳によると木造モルタル繋ものである。これとない 一階建となっている。二階ものである。この査 三階として防火上問題とな天井裏の一部を改造し、裏 三階建ものである。去る四月五日の読売新聞東北版に夫はいなくても消防帽、ありくリスマスツリーの装飾 おく、特に新入りの女中に 忘れずに大要このような 紙がゆるむ工夫に専念し もので、一階ホールより 階まで吹抜けとし、二階を 客室部として休憩しなが 商売繁盛の風潮はホール 建物である。従業員の 一日入校し基礎訓練を 日入校し基礎訓練を受け 時は法的にも不備であった ように記憶している。

三

消防放談 (10)

放水生

1. くノ一消防

かせぎに行き、夫の留守中消防団員の出かせぎで火災の火の用心のため結成とな 障をきたしている町村が多 帳によると木造モルタル繋 ものである。この予防員 対象物の構造は、査察台 ものである。この予防員 ものである。去る四月五日の読売新聞東北版による佐藤俊一分団長だけが男 障をきたしている町村が多な心掛けといわねばならな 帳によると木造モルタル繋 いい。わが郷においても西目 ものである。この予防員 ものである。去る四月五日の読売新聞東北版による佐藤俊一分団長だけが男

月刊 毎月25日発行

消防秋田

定価 1部 10円
秋田市中通4丁目8の23
発行所 秋田県消防協会
発行兼編集人 佐藤吉之助
秋田市旭北二丁目4の21
印刷所 太陽印刷株式会社
電話(8)(代)8384

昭和四十二年度の予算などを決議
5月20日代議員会!!

県消防協会では五月二十日午前十一時から消防会館大会議室において本年度の通常代議員会を開催した。この日渡部会長をはじめ、副会長、理事長、理事、監事、代議員四十八名、知事代理藤肥厚生部長、佐藤県議会議長、金平警備部長、村木陸上自衛隊長、各福祉事務所長等多数の来賓を迎えて開会す。

先づ渡部会長議長席につき保坂主事の開会のことばに続いて渡部会長の挨拶があり議事に入る。

議案1昭和四十年度一般会計才入才出決算
議案2昭和四十年度特別会計才入才出決算
以上二議案を事務局から説明す、次いで監査報告があって質疑に入る。十一時四十分原案可決休憩に入る。十二時三十分再開。

この日渡部会長をはじめ会計才入才出補正予算、議案4秋田県消防会館運営規程の一部改正、議案5消防会館貸事務室の貸賃料の改定、議案6昭和四十二年度一般会計才入才出予算、議案9昭和四十二年度特別会計才入才出予算、議案10昭和四十二年度特別会計災互助会事務手料の配分計才入才出決算、議案11年度内一時借入について説明異議なく可決す。

議案12の役員改選について説明異議なく可決す。

次いで審議事項に入り、議案1昭和四十二年度支部分担金の徴収額、以上一括上程、説明し異議なく可決、議案8

察査日記（完）

土崎消防署　防波堤生

(1)防火管理状況　防火管理係の検査から順次実施したはその管理する者によってのである。ところが査察中全従業員の防火に対する関突然あらわれた飛び入り者心度の高低が解る、従って査察中断の余儀なく管理者は防火について適確くされた。年の頃三十才前なに能力と責任感が要求され後マダムタイプの女性が査細心の注意力が必要とされ察の仲間入りを貫って出た を計画的に即時実行の決断防のことを知っている。力の有無が火災危険の排除づ「御花等は、防炎処理がすることになるからである必要ですネ」とか「素人電又これらの実行に前査察気工作は危険ですネ」とか指導の何%が改善されたか査察員のわれわれを目の前によって実態の成果が判断されるものと思う。

(3)一般的火気使用（取扱）器具等であるが業態上から装飾が非常に多いことと復雑性である、特にこれらと関連の電気的要因取り込等による繁忙、火気に対する注意力の欠除であり、出火原因として考えられる照明機具、電熱器具、ガス器具、電気配線、ストーブ煙突類、石油器具、煙草吸殻等が相関連しての火災危険が考えられる。

(3)安全避難の確保であるが、特に女子従業員の寝室兼休憩所が裏三階にあるということに集中して寝室の部屋（窓）避難路（屋根及び二階の非常口）階段、屋外避難階段（二階）避難通路、緩降機（女子）非常口数（適否）等に重点をおく。以上は該対象物の査察台帳と査察報告書等に基いて研究し査察時間を考慮しての要点である。本査察には責任者である配人の不在という現実果して適確な指導が、これの要点の全般に及ぶかは疑問であるが、女性を主体と した職場という見地から判断して彼女達の日常生活を通じての火災予防的観念、注意能力、防火知識、責任感等を察知し、査察要素を捉え指導要点と比較し、実行可能なものから逐次是正させていかなければ成果が期待出来ないと判断し、先輩格のA女に同行を求めたのである。A女はこころよく同意してくれた。同行二人は階下ホールの装飾関係に多く、ことと復雑性である、特にこれらと関連の電気的要因取り込等による繁忙、火気に対する注意力の欠除であり、出火原因として考えられる照明機具、電熱器具、ガス器具、自称東京都だとのことであ具、電気配線、ストーブ煙突類、石油器具、煙草吸殻等が相関連しての火災危険が考えられる。

(3)安全避難の確保であるが、特に女子従業員の寝室兼休憩所が裏三階にあるということに集中して寝室の部屋（窓）避難路（屋根及び二階の非常口）階段、屋外避難階段（二階）避難通路、緩降機（女子）非常口数（適否）等に重点をおく。以上は該対象物の査察台帳と査察報告書等に基いて研究し査察時間を考慮しての要点である。本査察には責任者である配人の不在という現実果して適確な指導が、これだけに現在でも消防の用語を覚えていますと語る言葉にうそがないようである。同行二人は彼女の話に好意的なものを感じ、消防の話を通じての火災予防的観念、注意能力、防火知識、責任感等を察知し、査察要素を捉え指導要点と比較し、実行可能なものから逐次是正させていかなければ成果が期待出来ないと判断し、先輩格のA女に同行を求めたのである。A女はこころよく同意してくれた。同行二人は階下ホールの装飾関係に多く、ことと復雑性である、特にこれらと関連の電気的要因取り込等による繁忙、火気に対する注意力の欠除であり、出火原因として考えられる照明機具、電熱器具、ガス器具、自称東京都だとのことであ

ったであろうか。暗黒のいなかった関係で、舞台上部の隅にあった一個が置き忘れたものである。ここでは舞台と楽屋控室の出入口の同盟達にどのように開板の扉が手取り付けられて普段は開放しておかない扉であるが、当夜は特性と寝室として使用は人命危険の観点から不適格であるとの判断されたので、管理は五名の職員を集合してもらい注意事項は必ず守るよう指導した。従業員の一ご苦労様」の声をあとに幽くネオン街をあとにした。

（おわり）

県南短信

伊藤生

横手市消防団の春季訓練大会が晴天下の五月十五日午前八時から市営球場において開始され、田畑市長、山本団長の観閲もあり、午後一時終了された、成績左の通り

規律訓練の部（市長杯）

第一位第十四分団、第二位第十九分団、第三位第二十二分団

ポンプ操法の部（団長杯）

第一位第三十三分団、第二位第二十二分団、第三位第三十分団

（職員杯）

第一位第二分団、第二位第十九分団、第三位第三分団

総合（位第二杯）

第一位第二分団、第二位第十九分団、第三位第三分団

横手市消防団でこの度栄誉賞を受けたのである。

5月20日の 通常代議員会で決議された予算決算等

議案第1号　昭和40年度財団法人消防協会歳入歳出決算書

1. 歳入高　金 5,797,660円也
1. 歳出高　金 5,674,388円也
差引残高　金 123,272円也（次年度に繰越）

収入の部

科目 款	項	目	決算高	予算高	比較 増	比較 減	附記
1財産収入			7,753円	10,000円	円	2,247円	
(1)基本金利子			4,911	4,000	911		
	1基本金利子		4,911	4,000	911		基本金利子
(2)普通預金利子			2,842	6,000		3,158	
	1普通預金利子		2,842	6,000		3,158	普通預金利子
2分担金			1,108,700	1,164,000	4,700		
(1)分担金			1,168,700	1,164,000	4,700		
	1分担金		1,113,730	1,113,000	730		支部分担金10支部分
	2特別分担金		51,020	50,000	1,020		特設消防団(隊)5ケ団分
	3過年度収入		3,950	1,000	2,950		過年度収入
3補助金			400,000	400,000			
(1)補助金			400,000	400,000			
	1補助金		400,000	400,000			県費補助
4委託金			650,000	650,000			
(1)委託金			650,000	650,000			
	1委託金		650,000	650,000			事業委託金
5会館事業収入			2,593,480	2,499,000	94,480		
(1)会館事業収入			2,593,480	2,499,000	94,480		
	1使用料		928,600	890,000	38,600		会議室の使用料
	2貸賃料		930,540	929,000	1,540		事務室の賃貸料
	3宿泊料		587,040	560,000	27,040		宿泊料
	4雑費		147,300	120,000	27,300		燃料および清掃費
6繰入金			592,000	592,000			
(1)繰入金			592,000	592,000			
	1繰入金		592,000	592,000			特別会計罹災互助会より繰入
7繰越金			54,715	54,000	715		
(1)繰越金			54,715	54,000	715		
	1繰越金		54,715	54,000	715		昭和39年度繰越金
8雑収入			331,012	372,000		41,008	
(1)雑収入			331,012	372,000		41,008	
	1寄付金		131,664	132,000		336	消防大会に対する寄付その他
	2事務手数料			40,000		40,000	
	3雑収入		199,348	200,000		662	消防新聞の広告料、外来者の電話料等
計			5,797,660	5,741,000	56,660		

支出の部

科目 款	項	目	決算高	予算高	比較 増	比較 減	附記
1協会費			3,533,589円	3,530,000円	3,589円	円	
(1)会議費			225,540	222,000	3,546		
	1代議員会費		82,790	80,000	2,790		
	2理事会費		71,525	72,000		475	
	3事務連絡会議費		12,690	10,000	2,690		
	4旅費		58,541	60,000		1,459	
(2)事務費			1,314,361	1,273,000	41,361		
	1俸給手当		1,063,224	1,045,000	18,224		
	2食担金		48,608	46,000	2,608		
	3旅費		172,264	150,000	22,264		
	4消耗品費		8,585	10,000		1,415	
	5図書印刷費		3,000	2,000	1,000		
	6通信費		13,080	10,000	3,080		
	7備品費		1,350	5,000	3,650		
	8雑費		4,250	5,000	750		
(3)事業費			1,999,682	2,035,000		41,318	
	1表彰費		240,070	226,000	14,070		
	2弔慰見舞費		218,500	233,000		14,500	
	3防火思想普及費		46,500	125,000		78,500	
	4消防講習費		150,000	150,000			
	5消防大会費		275,530	240,000	35,530		
	6消防新聞発行費		289,922	240,000	49,922		
	7調査研究費			25,000		25,000	
	8訓練指導費		75,510	87,000		11,490	
	9互助会育成費		0	0			
	10物資斡旋費			1,000		1,000	
	11少年消防クラブ指導費			10,000		10,000	
	12無火災運動推進費		652,400	650,000	2,400		
	13学校教養費		45,250	48,000		2,750	
2消防会館管理費			1,554,667	1,568,000		13,333	
(1)事務費			927,012	951,000		23,988	
	1俸給手当		743,162	747,000		3,838	
	2食担金		31,125	28,000	3,125		
	3運信運搬費		136,285	136,000	285		
	4消耗品費		5,400	20,000		14,600	
	5食糧費		10,360	10,000	360		
	6雑費		680	10,000		9,320	
(2)管理費			627,655	617,000	10,655		
	1光熱費		247,448	237,000	10,448		
	2水道料		31,999	36,000	4,001		
	3清掃費		14,350	18,000	3,650		
	4備品費		67,896	81,000		13,104	
	5諸税費		600	1,000		400	
	6営繕費		174,865	157,000	17,865		
	7雑費		90,497	87,000	3,497		
3負担金			330,327	330,000	327		
(1)負担金			330,327	330,000	327		
	1負担金		330,327	330,000	327		
4交際費			38,690	40,000	1,310		
(1)交際費			38,690	40,000	1,310		
	1交際費		38,690	40,000	1,310		
5慶弔費			8,150	15,000	6,850		
(1)弔慰費			8,150	15,000	6,850		
	1慶弔費		8,150	15,000	6,850		
6雑費			28,965	30,000		1,035	
(1)雑費			28,965	30,000		1,035	
	1雑費		28,965	30,000		1,035	
7借入償還金			180,000	180,000			
(1)借入償還金			180,000	180,000			
	1借入償還金		180,000	180,000			
8予備費				48,000		48,000	
(1)予備費				48,000		48,000	
	1予備費			48,000		48,000	
計			5,674,388	5,741,000		66,612	

議案第2号　昭和40年度特別会計罹災互助会歳入歳出決算書

1. 歳入高　金 13,823,440円也
1. 歳出高　金 9,935,601円也
差引残高　金 3,887,839円也（共済積立金へ繰入）

収入の部

科目 款	項	目	決算高	予算高	比較 増	比較 減	附記
1積立金			11,979,850円	12,180,000円	円	200,150円	
(1)積立金			8,499,850	8,700,000		200,150	
	1積立金		8,499,850	8,700,000		200,150	
(2)未経過共済積立金			3,480,000	3,480,000			
	1未経過共済積立金		3,480,000	3,480,000			
2利子			843,590	300,000	543,590		
(1)利子			843,590	300,000	543,590		
	1利子		843,590	300,000	543,590		
3繰入金			1,000,000	1,000,000			
(1)繰入金			1,000,000	1,000,000			
	1繰入金		1,000,000	1,000,000			
計			13,823,440	13,480,000	343,440		

支出の部

科目 款	項	目	決算高	予算高	比較 増	比較 減	附記
1見舞金			4,386,000円	7,910,000円		3,524,000円	
(1)見舞金			4,386,000	7,910,000		3,524,000	
	1見舞金		4,386,000	7,910,000		3,524,000	
2事務費			477,601	395,000	82,601		
(1)事務費			477,601	395,000	82,601		
	1審査委員会費		87,650	60,000	27,650		
	2強化費		307,924	240,000	67,924		
	3旅費		49,630	50,000		370	
	4通信運搬費		21,957	20,000	1,957		
	5印刷費		5,000	10,000		5,000	
	6消耗品費		5,440	15,000		9,560	
3未経過共済積立金			3,480,000	3,480,000			
(1)未経過共済積立金			3,480,000	3,480,000			
	1未経過共済積立金		3,480,000	3,480,000			
4繰出金			592,000	592,000			
(1)繰出金			592,000	592,000			
	1繰出金		592,000	592,000			
5交付金			1,000,000	1,000,000			
(1)交付金			1,000,000	1,000,000			
	1交付金		1,000,000	1,000,000			
6予備費				103,000		103,000	
(1)予備費				103,000		103,000	
	1予備費			103,000		103,000	
計			9,935,601	13,480,000		3,544,399	

議案第3号　昭和41年度一般会計歳入歳出補正予算

1. 歳入総額　金 6,259,000円也
1. 歳出総額　金 6,259,000円也　差引残なし

歳入の部

科目 款	項	目	補正前の額	補正額	計	附記
7繰越金			1,000円	122,000円	123,000円	昭和40年度繰越金
(1)繰越金			1,000	122,000	123,000	
	1繰越金		1,000	122,000	123,000	
8雑収入			220,000	152,000	372,000	
(1)雑収入			220,000	152,000	372,000	
	1寄付金		10,000	50,000	60,000	仁賀保町および松野節会長の遺族からの寄昭金
	2手数料		100,00	15,000	25,000	物資斡旋手数料
	3雑収入		200,000	87,000	287,000	外来者の電話料電灯料ガス燃料等の実費
計			5,985,000	274,000	6,259,000	

歳出の部

科目 款	項	目	補正前の額	補正額	計	附記
2消防会館管理費			1,763,000円	171,000円	1,934,000円	
(3)管理費			568,000	121,000	789,000	
	1光熱費		205,000	45,000	250,000	
	2水道料		36,000	14,000	50,000	
	3整備費		20,000	62,000	82,000	
(3)諸積立金			150,000	50,000	200,000	
	1諸積立金		150,000	50,000	200,000	
3負担金			265,000	93,000	358,000	
(1)負担金			265,000	93,000	358,000	
	1負担金		265,000	93,000	358,000	
5慶弔費			15,000	10,000	25,000	
(1)慶弔費			15,000	10,000	25,000	
	1慶弔費		15,000	10,000	25,000	
計			5,985,000	274,000	6,259,000	

議案第4号　秋田県消防会館運営規程の一部改正について

秋田県消防会館運営規程第5条の別表を下記のとおり改める。

区分 / 室名	使用料 午前9時～午後1時 〃 12時	午後1時～午前9時 〃 5時	午前9時～午後6時 午後5時	〃 10時	宿泊料	備考
大会議室	2,000円	2,000円	3,000円	2,500円	素泊り 1人1泊	1.宿泊時間は午後5時から翌朝9時までとする。
小会議室	500	500	700	600	会員 500円	2.暖房料は実費徴収する。
和室（6畳）	300	300	500	600	非会員 600円	3.消防行事に使用するときの使用料は2割引きとする。

議案第5号　消防会館貸し事務室賃貸料の改定について

現行の賃貸料は、概ね坪当り1ケ月2,500円であるが、これを2,700円に改める。

議案第6号　昭和42年度事業計画

事業種目	事業費	実施時期	摘要	
1表彰	240,000円		○消防功労者および訓練優良団体の顕彰	
		1月1日	1. 10年勤続表彰　1,500人 1人70円	105,000円
		〃	2. 15　〃　1,500人 1人70円	105,000円
		随時	3. 支部訓練大会優良消防団表彰 10ケ団 1ケ団体700円	7,000円
		〃	4. 現場功労表彰　5人 1人1,000円	5,000円
		3月日	5. 日本消防協会長表彰の伝達 60人 1人200円	12,000円
		〃	6. 少年消防クラブ表彰 6ケ団体 1ケ団1,000円	6,000円
2弔慰見舞及び慰霊祭	142,000		○消防職（団）員に対する見舞と遺族に対する弔慰	
		随時	1. 消防職（団）員の公務による死亡，不具廃疾長期療養等に対する弔慰見舞 5人 1人2,000円	10,000円
		〃	2. 消防職（団）員の在職中死亡に対する弔慰 20人 1人2,000円	40,000円

(2)事務費	1,303,900	1,299,000		4,900
1給料	720,000	720,000		
2職員手当	395,000	395,000		
3共済費	57,100	52,000	5,100	
4旅費	90,000	90,000		
5需用費	21,800	22,000		200
6役務費	20,000	20,000		
(3)事業費	2,039,400	2,277,000		237,600
1表彰費	240,000	183,000	57,000	
2弔慰見舞及び慰霊祭	142,000	75,000	67,000	
3無火災運動推進費	700,000	715,000		15,000
4教養訓習費	205,000	198,000	7,000	
5全県消防大会費	275,400	240,000	35,400	
6訓練大会費	125,000	90,000	35,000	
7新聞発行費	327,000	252,000	75,000	
8調査研究費	25,000	524,000		499,000
2消防会館管理費	3,001,500	1,781,000	1,220,500	
(1)事務費	1,157,000	1,045,000	112,000	
1給料	606,000	567,000	39,000	
2職員手当	314,000	281,000	33,000	
3共済費	43,000	37,000	6,000	
4需要費	50,000	40,000	10,000	
5役務費	144,000	120,000	24,000	
(2)管理費	1,644,500	568,000	1,076,500	
1賃金	10,500	8,000	2,500	
2需用費	450,000	306,000	144,000	
3役務費	51,000	51,000		
4使用料及び賃借料	15,000			
5工事請負費	857,000	45,000	812,000	
6備品購入費	130,000	157,000		27,000
7投資および出資金	130,000		130,000	
8公課費	1,000	1,000		
(3)積立金	200,000	150,000	50,000	
1積立金	200,000	150,000	50,000	
3負担金	286,200	267,000	19,200	
1負担金	286,200	267,000	19,200	
4交際費	55,000	55,000		
1交際費	55,000	55,000		
5償還金	50,000	50,000		
1償還金	50,000	50,000		
6予備費	16,000	24,000		8,000
1予備費	16,000	24,000		8,000
歳出合計	6,984,000	5,985,000	999,000	

議案第9号　昭和42年度特別会計罹災互助会歳入歳出予算

1. 歳入高　金 14,680,000円也
1. 歳出高　金 14,680,000円也　差引残なし

歳入の部

科目 款	項	目	本年度予算高	前年度予算高	比較 増	比較 減	説明
1積立金			12,180,000円	12,180,000円	円	円	
(1)積立金			8,700,000	8,700,000			
	1積立金		8,700,000	8,700,000			
(3)未経過共済積立金			3,480,000	3,480,000			
	1未経過共済積立金		3,480,000	3,480,000			
2利子			500,000	400,000	100,000		
(1)利子			500,000	400,000	100,000		
	1利子		500,000	400,000	100,000		
3繰入金			2,000,000	1,000,000	1,000,000		
(1)繰入金			2,000,000	1,000,000	1,000,000		
	1繰入金		2,000,000	1,000,000	1,000,000		
計			14,680,000	13,580,000	1,100,000		

歳出の部

科目 款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較 増	比較 減	説明
1見舞金			7,735,000	7,677,000	58,000		
(1)見舞金			7,735,000	7,677,000	58,000		
	1見舞金		7,735,000	7,677,000	58,000		
2事務費			1,526,000	1,489,000	37,000		
(1)事務費			1,526,000	1,489,000	37,000		
	1審査委員会費		60,000	60,000			
	2強化費		1,334,000	1,324,000	10,000		
	3旅費		50,000	50,000			
	4需用費		30,000	25,000	5,000		
	5役務費		40,000	30,000	10,000		
	6備品購入費		12,000		12,000		
3未経過共済積立金			3,480,000	3,480,000			
(1)未経過共済積立金			3,480,000	3,480,000			
	1未経過共済積立金		3,480,000	3,480,000			
4繰出金			1,899,000	899,000	1,000,000		
(1)繰出金			1,899,000	899,000	1,000,000		
	1繰出金		1,899,000	899,000	1,000,000		
5予備費			40,000	35,000	5,000		
(1)予備費			40,000	35,000	5,000		
	1予備費		40,000	35,000	5,000		
計			14,680,000	13,580,000	1,100,000		

議案第10号　消防協会罹災互助会事務手数料昭和42年度配分

配分金額

種別 / 支部名	積立金に応じた配分金額	まいなす見舞金を基礎にした配分金額	計	備考
鹿角	23,933円	3,344円	27,277円	
大館，北秋田	47,938	3,916	51,854	
能代市，山本郡	43,922	396	44,318	
男鹿，南秋	40,284	23,727	64,011	
秋田市	41,165	58,190	99,355	
河辺	19,014	28,688	47,702	
本荘市，由利郡	86,959	69,410	156,369	
大曲市，仙北郡	62,902	79,376	142,278	
横手市，平鹿郡	71,453	125,576	197,029	
湯沢市，雄勝郡	61,940	107,867	169,807	
計	500,000	500,000	1,000,000	

交付金の算定基準については秋田県消防協会罹災互助会事務手数料交付規程第3条の別紙による。

議案第11号　年度内一時借入について

昭和42年度の本会予算の支出に充当するため，次により，年度内一時借入するものとする

1. 借入金額　金 1,000,000円以内
2. 借入先　特別会計罹災互助会ならびに秋田銀行，羽後銀行
3. 借入の利子　日歩3銭以内
4. 償還期日　昭和43年3月末日

議案第12号　役員の改選について

次の役員は，昭和42年3月31日をもって任期満了となったから選出願いたい

1. 会長
2. 副会長　3名
3. 監事　3名

	8月 日	○殉職消防職（団）員の慰霊祭		92,000円
		1. 初穂　4人 3,000円		12,000円
		2. 供物		10,000円
		3. 遺族に対する記念品　25人 1人500円		12,500円
		4. 〃 旅費 〃 〃1,300円		32,500円
		5. 会食 〃 〃1,000円		25,000円
3無火災県民運動推進費	700,000	○防火思想普及のため，次の行事を行う		
	12月中	1. ポスターの印刷　2,000枚 1枚10円		20,000円
	〃	2. 支部と共催による防火弁論大会 5回 1回5,000円		25,000円
	〃	3. 婦人防火座談会　2回 1回10,000円		20,000円
		○火災予防組合の育成指導		
	随時	1. 無火災地区表彰		35,000円
	〃	2. 地区協議会の開催		150,000円
	〃	3. 地区防火座談会の開催		150,000円
	〃	4. 印刷物の配布		100,000円
	〃	5. 指導旅費		200,000円
4教養訓練	205,000	随時	○消防知識の啓発と消防技術の練磨のため，支部と共催して消防講習会を開く	
		1. 消防講習会　10支部 1支部15,000円		150,000円
	〃	○消防学校へ進んで入校する意欲と誇りを持たせるため入校者に入校記念章を贈る		
		1. 入校記念章 200人 1人150		30,000円
	〃	○工場，事業場等の消防体制強化のため，関係支部と共催で特設消防団の教養訓練を行う 5ケ団体 1ケ団体5,000円		25,000円
5全県消防大会	275,400	8月7日	○消防人の志気昂揚と消防施策の研究，消防技術の練磨向上のため湯沢市において，全県消防大会を開催する。	
		1. 会場費		50,000円
		2. 印刷費　400部 1部100円		40,000円
		3. 懇親会費		100,000円
		4. 自動車借上料		10,000円
				（以上開催地え）
		5. 陳情書作成費　340部 1部60円		20,400円
		6. 陳情旅費　東京都 3人		55,000円
6全県消防訓練大会	125,000	9月 日	○消防団員の志気昂揚と消防技術の向上のため，各支部代表による全県消防訓練大会を開催する	
		1. 訓練助成金　10支部 1支部5,000円		50,000円
		2. 賞品　3団体 1団体6,000円		18,000円
		3. 賞状　4枚 1枚500円		2,000円
		4. 参加章　かんとう綬 10本 1本400円		4,000円
		5. 昼食代　300人 1人70円		21,000円
		6. 座談会費　100人 1人200円		20,000円
		7. 会場借上料		10,000円
7新聞発行	327,000	毎月25日	○防火思想の普及，消防知識の啓発，消防人の意気昂揚および市町村への通信連絡のため，新聞「消防秋田」を，毎月3,000部発行し各市町村長，消防幹部その他に無償配布する	
		1. 印刷代　12ケ月 1ケ月21,000円		252,000円
		2. 原稿に対する謝礼 〃 〃 3,000円		36,000円
		3. 〃 用紙　30冊 1冊100円		3,000円
		4. 郵送料　12ケ月 1ケ月3,000円		36,000円
8調査研究	25,000	○先進地視察を行う 県外 2人 1人 12,500円		25,000円

議案第7号　昭和42年度支部分担金の徴収額について

昭和42年度支部分担金の賦課基準を次のとおりとする

1. 消防団員割　1人当り　8円
2. 世帯割　1世帯当り　2円40銭

支部名	昭和42年度徴収額	団員数割 団員数	団員数割 金額	世帯数割 世帯数	世帯数割 金額	参考（昭和41年度徴収額）
鹿角支部	49,100円	1,383	11,070	15,776	38,030	48,986
大館，北秋田 〃	112,143	2,896	13,150	37,212	88,993	111,492
能代市，山本郡 〃	87,303	2,293	18,330	28,833	68,973	88,331
男鹿，南秋 〃	73,898	2,240	17,920	23,386	55,978	74,482
秋田市 〃	141,560	1,857	14,850	53,569	126,710	139,171
河辺 〃	18,025	845	6,760	4,074	11,265	18,189
本荘市，由利郡 〃	105,184	4,678	37,480	28,249	67,104	104,250
大曲市，仙北郡 〃	131,166	4,605	37,140	39,170	94,026	131,396
横手市，平鹿郡 〃	98,859	4,271	34,160	27,017	64,699	98,275
湯沢市，雄勝郡 〃	81,756	3,765	30,120	21,575	51,636	84,475
計	898,994	28,833	230,980	279,462	668,014	899,047

議案第8号　昭和42年度財団法人秋田県消防協会歳入歳出予算

1. 歳入高　金 6,984,000円也
1. 歳出高　金 6,984,000円也　差引残なし

歳入の部

科目 款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較 増	比較 減	附記
1財産収入			10,000	10,000			
(1)財産収入			10,000	10,000			
	1利子収入		10,000	10,000			
2分担金			950,000	950,000			
(1)分担金			950,000	950,000			
	1分担金		950,000	950,000			
3補助金			400,000	800,000		400,000	
(1)補助金			400,000	800,000		400,000	
	1補助金		400,000	800,000		400,000	
4委託金			650,000	650,000			
(1)委託金			650,000	650,000			
	1委託金		650,000	650,000			
5会館事業収入			2,762,000	2,455,000	307,000		
(1)会館収入			2,762,000	2,455,000	307,000		
	1使用料		900,000	840,000	60,000		
	2賃貸料		1,044,000	955,000	89,000		
	3宿泊料		650,000	540,000	110,000		
	4雑収入		168,000	120,000	48,000		
6繰入金			1,899,000	899,000	1,000,000		
(1)繰入金			1,899,000	899,000	1,000,000		
	1繰入金		1,899,000	899,000	1,000,000		
7繰越金			1,000	1,000			
(1)繰越金			1,000	1,000			
	1繰越金		1,000	1,000			
8雑収入			312,000	220,000	92,000		
(1)雑収入			312,000	220,000	92,000		
	1雑収入		312,000	220,000	92,000		
歳入合計			6,984,000	5,985,000	999,000		

歳出の部

科目 款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較 増	比較 減	説明
1協会費			3,575,300	3,808,000		232,700	
(1)会議費			232,000	232,000			
	1代議員会費		80,000	80,000			
	2理事会費		72,000	72,000			
	3事務連絡会議費		10,000	10,000			
	4旅費		70,000	70,000			

月刊 毎月25日発行

消防秋田

定価 1部 10円
秋田市中通4丁目3の23
発行所 秋田県市町村消防協会
発行編集人 係長 吉之助
秋田市大町二丁目4の21
印刷所 太陽印刷株式会社
電話(3)(代)8384

理事会開催される!!

六月二十三日午前十一時、を依頼すること。

消防会館において開催した出席者山本会長、佐藤理事長、田中、中田、藤田、伊藤各理事、中山、藤田、山脇理事代理富樫代議員、斉藤、田口監事、事務局保坂、立花主事

午前十一時三十分開会次いで山本会長から挨拶あって議事に入る。

七月六、七日青森市青森農業会館（六階）で行われる会議出席者六名について会長、副会長、理事長、消防長(1)事務局(1)の六名と決定す文議題については種々案が出されたが、財政その他を勘案して

◎農村消防力の強化について決定した。

②第二十回全県消防大会の開催について（月）午後一時

◎八月七日（月）午後一時

◎場所　湯沢市立北中学校

◎主催　秋田県消防協会

◎後援　秋田県、湯沢市、雄勝郡各町村

◎参加者　①消防長②消防署長③消防正副団長④以上三者に準ずる消防団幹部で特に参加を必要とする者⑤特設消防団（隊）長（本会に加入しているもの）

⑥各市町村の消防事務担当者

◎服装　制服甲乙いずれでも可

◎提出議題　一支部二題以内

◎懇親会費　出席者一人六〇〇円

◎宿泊　支部毎に希望の宿泊所に直接交渉するを原則とするも七月十日までであれば開催地で斡旋方

理事会開催

七月一日午前十一時三十分開会次いで山本会長から挨拶あって議事に入る。

①北海道東北地区消防連絡協議会への出席者および提出議題について。

七月六、七日青森市青森農業会館（六階）で行われる会議出席者六名について会長、副会長、理事長、消防長(1)事務局(1)の六名と決定す文議題については種々案が出されたが、財政その他を勘案して

◎農村消防力の強化について決定した。

②第二十回全県消防大会の開催について（月）午後一時

◎八月七日（月）午後一時

◎場所　湯沢市立北中学校

◎主催　秋田県消防協会

◎後援　秋田県、湯沢市、雄勝郡各町村

◎参加者　①消防長②消防署長③消防正副団長④以上三者に準ずる消防団幹部で特に参加を必要とする者⑤特設消防団（隊）長（本会に加入しているもの）

⑥各市町村の消防事務担当者

◎服装　制服甲乙いずれでも可

◎提出議題　一支部二題以内

◎懇親会費　出席者一人六〇〇円

◎宿泊　支部毎に希望の宿泊所に直接交渉するを原則とするも七月十日までであれば開催地で斡旋方

大館支部	三八、二〇〇円	北秋田支部	六七、九〇〇
男鹿南秋支部	四八、七〇〇	秋田市支部	五六、二〇〇
河辺支部	九〇、三〇〇	本荘市支部	五六、四〇〇
由利支部	二二、九〇〇	大曲市支部	七〇、五〇〇
仙北郡支部	七〇、五〇〇	横手市支部	五二、七〇〇
平鹿郡支部	五二、七〇〇	雄勝郡支部	四六、二〇〇
計	五五〇、〇〇〇		

⑥協議事項

◎消防会館の運営について本年度予算に会館修理につき八月七日（月）午後一時から消防長(1)事務局(1)の六名と決定す文議題については種々案が出されたが、財政その他を勘案して

◎農村消防力の強化について決定した。

②第二十回全県消防大会の開催について（月）午後一時

◎八月七日（月）午後一時

◎場所　湯沢市立北中学校

◎主催　秋田県消防協会

◎後援　秋田県、湯沢市、雄勝郡各町村

◎参加者　①消防長②消防署長③消防正副団長④以上三者に準ずる消防団幹部で特に参加を必要とする者⑤特設消防団（隊）長（本会に加入しているもの）

⑥各市町村の消防事務担当者

◎服装　制服甲乙いずれでも可

◎提出議題　一支部二題以内

◎懇親会費　出席者一人六〇〇円

◎宿泊　支部毎に希望の宿泊所に直接交渉するを原則とするも七月十日までであれば開催地で斡旋方

大館支部	三八、二〇〇円	北秋田支部	六七、九〇〇
男鹿南秋支部	四八、七〇〇	秋田市支部	五六、二〇〇
河辺支部	九〇、三〇〇	本荘市支部	五六、四〇〇
由利支部	二二、九〇〇	大曲市支部	七〇、五〇〇
仙北郡支部	七〇、五〇〇	横手市支部	五二、七〇〇
平鹿郡支部	五二、七〇〇	雄勝郡支部	四六、二〇〇
計	五五〇、〇〇〇		

⑥協議事項

◎消防会館の運営について本年度予算に会館修理につき八月七日（月）午後一時から消防長(1)事務局(1)の六名と決定す文議題については種々案が出されたが、財政その他を勘案して

◎農村消防力の強化について決定した。

②第二十回全県消防大会の開催について（月）午後一時

◎八月七日（月）午後一時

◎場所　湯沢市立北中学校

◎主催　秋田県消防協会

◎後援　秋田県、湯沢市、雄勝郡各町村

◎参加者　①消防長②消防署長③消防正副団長④以上三者に準ずる消防団幹部で特に参加を必要とする者⑤特設消防団（隊）長（本会に加入しているもの）

⑥各市町村の消防事務担当者

◎服装　制服甲乙いずれでも可

◎提出議題　一支部二題以内

◎懇親会費　出席者一人六〇〇円

◎宿泊　支部毎に希望の宿泊所に直接交渉するを原則とするも七月十日までであれば開催地で斡旋方

消防被服、袢天、タオル
手拭、団旗、幕
寺田染工場
電話(代表手)二三一四
秋田県横手市清川町
▼申込みは当工場又は秋田県消防協会へ▲

殉職消防職団員の碑を清掃!!

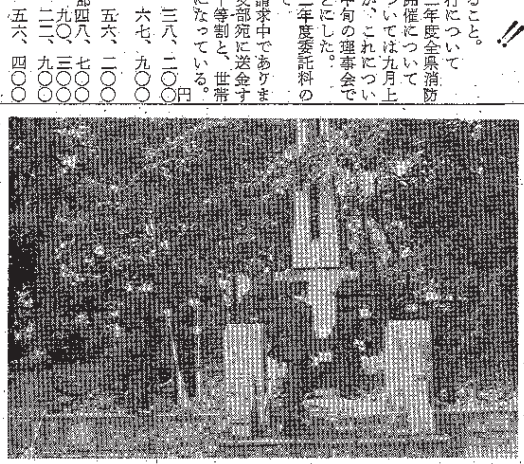

殉職者の碑を清掃

秋公園本丸の秋田消防組頭任と池田講師に引率され千生徒十名は六月七日大石主碑に祀られている御霊は

◎千秋公園本丸にある殉職者慰霊祭が盛大に行花輪第一分団消防員小田島庄吉

◎消防会館の運営について本年度自衛隊における講習会は七月二十六日から二十八日、二十七日から二十九日まで

◎横手市、湯沢市、雄勝郡支部　四六、二〇〇

計　五五〇、〇〇〇

◎協議事項

◎消防会館の運営について本年度予算に会館修理につき八月七日（月）午後一時

◎場所　湯沢市立北中学校

◎主催　秋田県消防協会

◎後援　秋田県、湯沢市、雄勝郡各町村

◎参加者　①消防長②消防署長③消防正副団長④以上三者に準ずる消防団幹部で特に参加を必要とする者⑤特設消防団（隊）長（本会に加入しているもの）

⑥各市町村の消防事務担当者

◎服装　制服甲乙いずれでも可

◎提出議題　一支部二題以内

◎懇親会費　出席者一人六〇〇円

◎宿泊　支部毎に希望の宿泊所に直接交渉するを原則とするも七月十日までであれば開催地で斡旋方

大館支部	三八、二〇〇円	北秋田支部	六七、九〇〇
男鹿南秋支部	四八、七〇〇	秋田市支部	五六、二〇〇
河辺支部	九〇、三〇〇	本荘市支部	五六、四〇〇
由利支部	二二、九〇〇	大曲市支部	七〇、五〇〇
仙北郡支部	七〇、五〇〇	横手市支部	五二、七〇〇
平鹿郡支部	五二、七〇〇	雄勝郡支部	四六、二〇〇
計	五五〇、〇〇〇		

◎協議事項

◎消防会館の運営について本年度予算に会館修理につき八月七日（月）午後一時

◎場所　湯沢市立北中学校

◎主催　秋田県消防協会

◎後援　秋田県、湯沢市、雄勝郡各町村

◎参加者　①消防長②消防署長③消防正副団長④以上三者に準ずる消防団幹部で特に参加を必要とする者⑤特設消防団（隊）長（本会に加入しているもの）

⑥各市町村の消防事務担当者

◎服装　制服甲乙いずれでも可

◎提出議題　一支部二題以内

◎懇親会費　出席者一人六〇〇円

◎宿泊　支部毎に希望の宿泊所に直接交渉するを原則とするも七月十日までであれば開催地で斡旋方

大館支部	三八、二〇〇円	北秋田支部	六七、九〇〇
男鹿南秋支部	四八、七〇〇	秋田市支部	五六、二〇〇
河辺支部	九〇、三〇〇	本荘市支部	五六、四〇〇
由利支部	二二、九〇〇	大曲市支部	七〇、五〇〇
仙北郡支部	七〇、五〇〇	横手市支部	五二、七〇〇
平鹿郡支部	五二、七〇〇	雄勝郡支部	四六、二〇〇
計	五五〇、〇〇〇		

するが今回は分団長を予定があったが、以上で会議を終している旨理事長から発言了した。

◎県消防学校第八期教習科生徒十名は六月七日大石主碑に祀られている御霊は

◎千秋公園本丸にある殉職者慰霊祭が盛大に行花輪第一分団消防員小田島庄吉

土崎警防団	常備部班長	〃	水上分団
六郷町消防組	消防手	宮永新吉	〃
消防署	〃	石田岩太郎	消防司令補
長信田村消防団	第一分団消防員	高橋久志	〃
湯沢市消防団山田地区	第十一分団班長	佐藤祐孝	五城目消防団
飯田川町消防組	班長	門間多助	横手市消防長
福田武治	大館市消防団	第四分団班長	佐藤与次郎
合川町消防団第四分団	副分団長	三浦七之助	能代市消防団第十二分団
分団長	石田豊一	鈴木和範	能代消防署
〃	伊藤正勝	相川元	秋田消防署
〃	大久保勇	成田正市	大館消防署
尾張勇一郎	男鹿消防署	工藤菊良	花輪消防署
長峰直介	鷹巣消防署	島崎喜代光	五城目消防署

県内における非常勤消防団員の給与について

消防課　宮嶋主事

消防団員の処偶についてせず、各出動手当額につき年々改善の方向にあり、団員の階級ごとに段階をもうけて支給している。

まことになろこばしいことです。非常勤消防団員の給与についてみても四十一年度で三十一市町村、四十二年度で二十八市町村の支給状況は第一表のとおりであるが能代市以下二市町村は、階級準則に定める階級の団員に対する報額が引き上げられていますが能代市以下二市町村は、階級準則に定めない階級等（地区隊長、副地区隊長、副本部長、常備部長、副部長、副班長、機関員、その他）についても段階をもうけて支給している。

(2)費用弁償について、手当）支給している市町村は秋田市以下七一市町村で残り「市町村は報酬を支給及び支給額並びに市町村数は次のとおりである。

種別	市町村数
災害出場手当	七二
警戒〃	七〇
訓練〃	六九
機関員技術手当	五〇
〃	六
講習研修〃	五
演習〃	一
幹部会出席〃	二
予防査察〃	一
出初式〃	一
特別勤務手当（当直）	二
被服手当	一
臨時（その他の出場）〃	四

(2)費用弁償について、手当）支給している市町村は秋田市以下七一市町村で残り「市町村は報酬を支給及び支給額並びに市町村数は次のとおりである。

種別	市町村数
災害出場手当	七二
警戒〃	七〇
訓練〃	六九
機関員技術手当	五〇
〃	六
講習研修〃	五
演習〃	一
幹部会出席〃	二
予防査察〃	一
出初式〃	一
特別勤務手当（当直）	二
被服手当	一
臨時（その他の出場）〃	四

第二表のとおり

手当額	当額
一食年額五〇—一〇〇円又は一回二〇〇—四〇〇円	五
年額一五〇—二〇〇円	一
一回二〇〇—四〇〇円	二
年額二〇〇円または各部一回四〇〇円	一
夜間四〇〇円	一
年額二〇〇円	二
一回二〇〇—五〇〇円	一

(7)旅費
(7)支給方法
◎市町村職員に準じて支給している市町村
◎独自の規程により支給している市町村
(イ)支給額
◎階級に応じて段階の有る市町村
◎段階の無い市町村

四五	六二
二七	一〇

第1表　非常勤消防団員報酬額別市町村数調

報酬額別（年額）	階級別 団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
15,000円以上	8	1					
10,000以上15,000未満	42	12					
8,000以上10,000未満	9	22	4				
6,000以上8,000未満	4	22	8	2			
5,000以上6,000未満	3	5	26	6	1		
4,000以上5,000未満	2	1	17	16	9	2	
3,000以上4,000未満	3	6	8	23	15	10	1
2,000以上3,000未満		1	7	8	18	38	16
1,000以上2,000未満			1	6	8	17	46
1,000未満					1	4	8
計	71	70	71	61	52	71	71
平均給与額	10,300	7,400	4,600	3,400	2,800	2,100	1,500

第2表　非常勤消防団員手当額別市町村数調

手当額別	災害出場手当 1回はまたは年額として支給	警戒出場手当 1回はまたは年額として支給	訓練出場手当 1回はまたは年額として支給
700円			1
500	7	2	2
450	1		1
400	18	2	14
350	3		4
300	13	1	13
350	7		6
200	12		14
150			3
120	1		
100		1	1
計	61	6	59
平均給与額	330	290	300

1 | 1 | 1
2 | 2 | 1
3 | 3 | 4
1 | 1 | 1
1 | 1 | 1
1 | 1 | 1

教養講座

水防について

土崎消防署長

水防は水災の発生と被害のでき、それぞれ区分して考えなければならない。又水防は水災の発生と被害の拡大防止のための行動をいうのであるが、浸水等は防止のための行動を総て水防の対象になるかというと必ずしもそうではない。水防法は洪水又は高潮に際しての活動であるが、水防法により実施されるものだけが対象になるというのである。既にある程度水災を警戒し防ぎよしうるもの又は人命の危険が伴いまたは財産に多大の損害を生ずるものだけが対象になるというのである。更に水防法は洪水又は高潮に際しての活動であるが、水災を警戒し防ぎよし及びこれによる被害を軽減し…と定めており異状な水防活動を前提としているのであるから平常時における水規模な水災による活動は含まれていないものと解釈されるが、これらの点については充分留意が必要と考える。

1 水防の組織

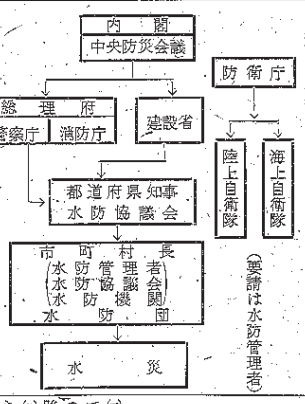

2 市町村の組織

イ、一般的には市町村が直接水防に従事することになっており重要な地域を管轄する市町村、組合等は、知事が指定水防管理団体としての指定を受けた時は、水防協議会を設け水防計画の樹立が義務づけられる。

ロ、災害対策基本法関係の組織業務については防災会議より毎年地域防災計画を検討更新し災害時には災害対策本部を設けて水防、その他の災害防除に当る。

3 消防機関の行う水防

消防機関の使命は消防組織法第一条消防法第一条及び消防法第三十六条火災以外の災害発生活動の準用ならびに水防法等を総合的にみると火災については予防及び災害時の活動等すべてについては一部を除いては、災害時の被害軽減のための活動を任務としている。水防法に基づく水防活動は水防予想が一層困難なのが現状であり重要な地域を管轄する市町村、組合等は、知事が指定水防管理団体としての指定を受けた時は、水防法に基づく水防活動は水防予想が一層困難なのが現状であり重要な地域を管轄する市町村、組合等は、知事が指定水防管理団体としての指定を受けた時は、水防協議会を設け水防計画の樹立が義務づけられる。

ロ、災害対策基本法関係の組織業務については防災会議より毎年地域防災計画を検討更新し災害時には災害対策本部を設けて水防、その他の災害防除に当る。

3 消防機関の行う水防

消防機関の使命は消防組織法第一条消防法第一条及び消防法第三十六条火災以外の災害発生活動の準用ならびに水防法等を総合的にみると火災については予防及び災害時の活動等すべてについては一部を除いては、災害時の被害軽減のための活動を任務としている。

第七　順位決定の基本方針

1 成績順位は得点の多いものを上位とする。

2 同点のものの順位は、次に定める方法による。

①総合：

(ア)消防訓練礼式の新作の得点の多いものを上位とする。

(イ)消防訓練礼式の得点も同点のときは小隊訓練の得点の多いものを上位とする。

(ウ)小隊訓練の得点も同点のときは、消防操法の操作及び動作の得点の多いものを上位とする。

(エ)消防操法の操作及び動作の得点も同点のときは、注水操作訓練の操作及び動作の得点の多いものを上位とする。

(オ)注水操作訓練の操作及び動作の得点も同点のときは抽せんによる。

②消防訓練礼式：

(ア)動作の得点の多いものを上位とする。

(イ)動作の得点も同点のときは、小隊訓練の得点の多いものを上位とする。

(ウ)小隊訓練の得点も同点のときは抽せんによる。

③消防操法

(ア)操作及び動作の得点の多いものを上位とする。

(イ)操作及び動作の得点も同点のときは抽せんによる。

④注水操作訓練：

(ア)操作及び動作の得点の多いものを上位とする。

(イ)操作及び動作の得点も同点のときは抽せんによる。

⑤消防操法と同時に、注水操作訓練を行う場合の特例：

①に定める要領に準ずる。

第八　順位決定の除外

審査会議で次の各号の一に該当し、成績順位の格付をすることが不適当であると認めるものについては、得点の如何にかかわることなく、その成績に対し順位の格付をしないことができる。

①大会実施要綱に違反したもの

②事故等のため、訓練の継続ができなかった者

③機械器具の構造が一般的なものと著しく相違するもの

④審査に干渉し、又は妨害し奇声を発する等規律を乱したもの

⑤理由なく退場したもの

⑥その他著しく消防の体面を汚損する行為のあったもの

別記様式第1　消防訓練礼式審査表

実施順番		出場隊名	

(審査員)

	動作	減点符合	減点	基準得点	得点
通常点検	点検者の臨場			20	
	点検準備			20	
	点検の開始			20	
	点検の終了			20	
	その他			20	
	計			100	
小隊訓練 停止間	休憩			40	
	任務分担				
	横隊の整とん				
	横隊の右向き及び側面縦隊の左向き				
	横隊の後ろ向き				
	横隊の方向変換				
	側面縦隊の横隊変換				
小隊訓練 行進間	横隊の直行進			40	
	横隊の後ろ向き				
	側面縦隊の行進				
	横隊の右向き及び側面縦隊の左向き				
	横隊の方向変換				
	側面縦隊の横隊変換				
	行進の停止				
	その他			20	
	計			100	

所要時間	基準時間	所要時間 実時間	補正時間	増減時間	減点	基準得点	得点
	5分	分	秒 / 分	分		100	

備考　減点符合は　○(0.5点)，レ(1点)　×(2.0点)，△(3点)　とする。

別記様式第2の1　消防操法操作及び動作審査表

実施順番		出場隊名	
操法種別			

(審査員)

審査区分		減点符合	減点	基準得点	得点
全般	指揮者			30	
	操作員				
内容	ホース延長			80	
	放水中止			20	
	解除			50	
その他				20	
合計				200	

備考　減点符合は　○(0.5点)，レ(1点)　×(2点)，△(3点)　とする。

別記様式第2の2　消防操法所要時間審査表

実施順番		出場隊名	

(審査員)

使用ポンプ	
操作要領	
ホース金具	町野式　ねじ式
吸管	大吸管，軽量吸管　(　本)

ホース及び吸管の長短による基準時間の増減	実測した長さ	ホース　m，吸管　m		
	ホース	長短　m	増減する時間	秒
	吸管	長短　m	増減する時間	秒

基準時間	補正基準時間	所要実時間	超過時間	減点	基準得点	得点
秒	秒	秒	秒		100	

備考

別記様式第3　注水操作訓練審査表

実施順番		出場隊名	

(審査員)

審査区分			減点符合	減点	基準得点	得点
全般	指揮者				30	
	操作員					
内容	仮設目標 注水	円形目標			60	
		水平目標				
		垂直目標				
	注水姿勢	直立姿勢			30	
		折ひざ姿勢				
	水流作成	棒状			60	
		扇状				
その他					20	
風の影響を考慮した加算点				+		
合計					200	

所要時間	基準時間	所要実時間	超過時間	減点	基準得点	得点
	120秒	秒	秒		100	

備考　減点符合は　○(0.5点)，レ(1点)　×(2点)，△(3点)　とする。

別記様式第4　消防訓練礼式審査集計表

実施順番		出場隊名	
審査事項	得点		

	審査員A	〃B	〃C	〃D	〃E	合計	平均 基準得点	平均 得点
通常点検							100	
小隊訓練							100	

所要時間	基準時間	所要時間 実時間	補正時間	増減時間	減点	基準得点	得点
	分	分 秒	分	分		100	

総得点	基準得点	得点
	300	

備考　1．平均得点は，合計得点を審査員数で除した商とする。
2．小数点以下の取扱いは2位までとし，割り切れない数字は分数で表わすものとする。

別記様式第5　消防操法審査集計表

実施順番		出場隊名	
操法種別			
審査事項	得点		

	審査員A	〃B	〃C	〃D	〃E	〃F	〃G	合計	平均 基準得点	平均 得点
操作及び動作									200	

所要時間	基準時間	補正基準時間	所要実時間	超過時間	減点	基準得点	得点
	秒	秒	秒	秒		100	

総得点	基準得点	得点
	300	

備考　1．平均得点は，合計得点を審査員数で除した商とする。
2．小数点以下の取扱いは2位までとし，割り切れない数字は分数で表わすものとする。

別記様式第6　注水操作訓練審査集計表

実施順番		出場隊名	
ポンプ種別			
審査事項	得点		

	審査員A	〃B	〃C	〃D	〃E	〃F	〃G	合計	平均 基準得点	平均 得点
操作及び動作									200	

所要時間	基準時間	所要実時間	超過時間	減点	基準得点	得点
	120秒	秒	秒		100	

総得点	基準得点	得点
	300	

備考　1．平均得点は，合計得点を審査員数で除した商とする。
2．小数点以下の取扱いは2位までとし，割り切れない数字は分数で表わすものとする。

別記様式第7　第　回　全県消防連合訓練成績表　(日時)　(場所)

種目別	総合成績		消防訓練礼式				消防操法				注水操作訓練		
基準得点	成績順位	総得点 900	動作得点 通常点検 100	動作得点 小隊訓練 100	時間得点 100	所要時間 実時間 (分)(秒)	操作及び動作得点 200	時間得点 100	所要時間 実時間 (秒)	補正基準時間 (秒)	操作及び動作得点 200	時間得点 100	所要時間 実時間 (秒)
出場隊名													

（二面のつづき）

8 河川施設の施行基本の概要

河川は降雨を自然流下して排水するのが主たる作用であり設計に当っては、まず当該河川の排水分担地域を定め、その降雨事例を参考に計画される。降水は、一部は地下に流入するものの大部分は流出するのではなく一部は地下滲透、遊水等があって、残りが河川に流入するものである。又小河川は降雨量と密接に関係するものであるが、又小河川は降雨量と密接に関係するが、大河川は小中河川を含む広地域の降雨は広い地域に一様な降雨をもたらすことは稀であるといわれ、平均雨量の排水をする機能として小中河川は降雨量（時間雨量）を主に大河川は流量（一秒間に流す水量）によって設計施工されている。

降雨量を主とした設計は同じ降雨量でも山間原野地や田園、市街地では河川流入比率が著しく異っており、土地の利用変化に伴って、河川の改修工事が常に行われるが予算その他の障害があって理想的な計画施行が困難な状況である。計画施行基準は時雨量五〇㎜を目標に施行されているはずである。これらの水量を流下させるために必要な川巾と堤防高に安全余裕高を加えて施行されている。（計画高水位に三十～七十㎝を加えて堤防高とする）

水を治めるものは国を治めるとは古来からいい伝えられてきた言葉である。水を治める治水工事についてわれわれが、その概要を知る必要があろう。

(1)治水工事

洪水の被害を防除し又は軽減させるために行う工事である。洪水は河道に対して流量が過大のため水位が上昇し氾濫するか破堤溢水することによって起る。従って治水工事の原理は河道の改良と流量の調節とに大別されるといわれる。治水工事を分類すると次きのとおりである。

◎洪水疏通力増加工事
堤防、掘鑿し、淡流、捷水路、付替、分流。

◎流量調節工事
洪水調節池、遊水池、溢水堤

◎水原涵養工事
砂防工事

これらについては専門的でない消防としては、内容に且って研究の努力が必要であるが、ここでは用語の意味を簡単に述べて見る。

◎堤防工事
堤防の幅の狭い河道内に捉めて流しその外に氾濫させないようにするものである。洪水を比較的高く流して各種の工事中最も確実にその目的を達することができる。

◎捷水路
河川の状態が著しく湾曲し流水流量を一時貯留して下流における洪水流量を軽減するための天然の地域又は人工を施した地域をいう。

◎溢流堤
高水流量を軽減するため堤防の一部に低い処を設け一定の水位以上に達すれば高い水量の一部を溢流させる堤防である。溢流した河水は堤内に氾濫し河道の水流より遙かにゆるやかな流速であるから下流において本流と合流する処は本流の最大流量が既に通過した後であるから溢流堤は洪水調節に効果があるものである。

◎水源涵養工事
◎砂防工事
◎分流工事
二つ以上の河川が合流して一つの河川として流れる時各々を独立した河川として流す工事である。

◎流量調節工事
◎洪水調節池
洪水量を一時貯溜して流量を軽減する為めに設けられる貯水池で高水工事施行区域より上流に堰堤を築き貯水する。調節池の下部又は側面に暗渠を設けて平水を流出させ又豪雨等のため予定以上の流入量がある時は堰堤の頂部又は側面に設けた溢水路が溢流させる。洪水時には上流より流入する流量の一部は暗渠より流出するがその部分は調節池に貯えられて水位を高める。従って下流に流水流量を低減することになる。

◎遊水地
洪水流量を一時貯留して下流における洪水流量を軽減するための天然の地域又は人工の地域をいう。

◎分流工事
二つ以上の河川が合流して一つの河川として流れる時の調節をはかり又は河道を改良して洪水の疎通力を増加しても水源地から年々多量の土砂が流れるため河床に堆積して数年後には計画高水流量に対して河積が不足することになる。このため改修河川の寿命を長くするため水源山地の崩壊を防ぎ且つ下流に土砂の流下するものを最少限度にする工事を行わなければならない。この工事を砂防工事と

（以下次号）

合掌と礼拝

消防課　佐沢彦治郎

今年もまたお盆がやってきました。お盆と言えば、お墓参りのことや、亡くなった人々のことなどを思い出す工事である。普段は、霊前に合掌したことのないような人でも、お盆と言えば、年に一度ぐらいのお墓参りをしてみたくなったり、霊前に線香の一本でも手向けたくなったりして、懐かしい遠い日々のことなどを瞼に浮べながら、心は既に故郷へ飛んでいきます。

お墓参りをすませた後の堤防、掘鑿し、淡流、捷水路、付替、分流。

◎流量調節工事
洪水調節池、遊水池、溢水堤

◎水原涵養工事

何かしらさっぱりした、すがすがしい気持を考えてみますと、とにかく無心になって手を合わせ、頭を低くして神仏を礼拝するということは、実は自分で自分の生命の洗濯をしているのじゃないかと思われてなりません。

西洋人は科学の生活を発見したが、東洋人は合掌の生活を発見したと言われております。

「合掌の生活を発見した」ということは、「ううん」と思わずうならざるを得ません。

合掌とか礼拝とか言えばいわゆる葬式仏教にならされてしまった現代人の多くは、抹香臭い話は、現実の生活に関係がないとか、死への連想から、縁起が悪いとか、愚像崇拝という考え方から仏像などは言わば造り物にすぎないとか、神災障消除を願い、諸縁吉祥の願いと、これまた、実に

ときは、食事に対しても不平が出なくなってきます。

この外いろいろと功徳が生じてくるはずですが、このような生活の積み重なりが、やがてはその人自身が人生に対して発願する、なければならないという時節がくるようであります。

何にを発願するかは千差万別ですが、

いずれにせよ、合掌礼拝

の姿は、別の観点からは、仏道修行の姿とも言えると思います。

私達の日常生活における言動は、その人の心の具現でもあると思いますから、心が常に日本晴れであることが望ましいと思います。そのためには、私達の生活の根底に、合掌礼拝の習慣化されたものが存在していなければならないと思います。

憲法第二十条の信教の自由の真意解からくる反抗の気持ている自分に気がついてきます。

この位でも毎日、合掌礼拝ができるなら大したものだと思います。まだまだ自分を意識している願いごとでありますから、菩薩の「願人」という観点からは、まだまだ序ノ口程度と言わねばなりません。

このような段階を得て、次に感得されてくるのは、自己反省の懺悔の言葉と、（禅宗では「ざんげ」と言わず「さんげ」という。）「おかげさま」でという感謝の言葉が出てくることです。

こうなって参りますと、合掌礼拝の姿は、単なる愚像崇拝でもなければ、抹香臭いなどと言ってられなくなってまいります。

最初、十数秒位ですましていた合掌も、日を重ねるに従って、手を合せる時間が長くなって、参ります。

今度は、何か経文の一つも読み上げなければ、気がすまなくなってくるはずです。

心から頭を下げることの出来る生活、感謝の出来る生活、発願（ほつがん）の出来る生活が習慣化してきます。

一、早起きを心がけないとその日の作業時間に間に合わず、自然早寝早起きが習慣化してきます。

二、合掌礼拝の低頭と、読経の声量によって、内臓の疲労度というか、調子の良否が大体見当ついてきます。

三、美味美食にふけり、不規則の生活を続けるときは、内臓に窮屈感があって、礼拝が思うように出来なく、驕慢の心がすらいができません。

四、感謝を整え合掌礼拝するときは、煩悩的な心の動きを否定する気持ちになってまいります。

五、合掌礼拝の生活を続けたいと心がけるときは、まず己れ自身が健康でなければそれが出来ないことが自覚されてきます。

（手がなくなってからでは合掌したくとも、それができない。）

六、身心共に清浄な気持ちを持って合掌礼拝し、感謝の気持ちで食事を頂く

消防施設税創設の陳情

去る五月九日日本消防会館において各都道府県消防協会長会議において決議された消防施設税創設に関し次の陳情書を提出した。

（参考資料1）

記

一、目的
市町村の消防施設の拡充強化に要する費用に充てるため、目的税として消防施設税を課するものとする。

二、課税団体
消防施設税は、火災保険の目的である物件（以下「被保険物件」という。）の所在する道府県において課するものとする。

三、納税義務者
消防施設税は、火災保険事業を行なう者に対して課するものとする。

四、課税標準
消防施設税の課税標準は、火災保険事業を行なう者が被保険物件について各事業年度における収入保険料と

（参考資料1）

火災保険料収入（一、〇〇〇）
三〇億程度
（〇億と推定しその三%）

全国市町村消防施設協会長会議の決議について

昭和四十二年五月十日
財団法人日本消防協会長
川島正次郎

都道府県消防協会長会議の決議について

全国市町村消防施設の劣勢目的である物件（以下「被保険物件」という。）の所在する道府県において課するものとする。

消防施設税は、火災保険事業を行なう者に対して課する。

横手市の消防ポンプ自動車が贈られた。六月十五日社団法人日本損害保険協会から贈られたもの、この消防自動車は時価二百四十万円、普通型消防ポンプ自動車で、高圧二段バランスタービンポンプ付き、毎秒二五立方メートル以上の水を放水できる。ただ油火災用の消火機材や拡声機も積み込まれている素晴しいものである。

六、徴収の方法
消防施設税の収入は、一定の消防施設整備補助金、或は消防債のみならず新たに基準により道府県から市町村に交付するものとする。

七、使途
消防施設の整備状況等について此際市町村消防力の整備充実を図るためには、国の消防施設整備補助金、或は消防債のみならず新たに基準により道府県から市町村に交付するものとする。

八、収入見込額
昭和四十一年度は約三五億円と推計される。

（参考資料2）

消防施設税については税収の実績、消防施設整備状況等について消防に要する費用の財源の充実を図る必要がある

と認められるがこれが税制上の措置についてはなお今後引続き検討を進めるものとする」とされ、さらに地方制度調査会の答申（昭和四十一年十一月八日）においても「〇〇消防施設の充実のため税制上の措置〇〇について検討する必要がある」とされた。

県南短信

伊藤生

▽横手市、平鹿郡の消防訓練講習会の開催は去る六月二十日から七月三日まで規律訓練、ポンプ操法等行われた。

▽横手市、平鹿郡の消防正副団長会議は六月二十六日午後一時より岩手県湯本温泉で催された。

▽横手市で防火講演会を去る六月十六日午後一時から市中央公民館でテーマは都市防火と横手市の防火診断の題で諸島山久尚氏（理学博士二松学舎大学教授）市では市民の防火思想をたかめ消防にたいする理解をいっそう深めるため、日本損害保険協会の後援によるものである。

▽横手市に消防ポンプ自動車が贈られた。六月十五日社団法人日本損害保険協会から贈られたもの、この消防自動車は時価二百四十万円、普通型消防ポンプ自動車で、高圧二段バランスタービンポンプ付き、毎秒二五立方メートル以上の水を放水できる。ただ油火災用の消火機材や拡声機も積み込まれている素晴しいものである。

特に消防職団員の貴重な体験随想等ぜひご発表下さいて、「〇〇消防施設の充実のため税制上の措置〇〇」について検討する必要があるとされた。

なお、地方制度調査会の答申（昭和四十一年十一月八日）においても「〇〇消防施設の充実のため税制上の措置〇〇」について検討する必要がある」とされた。

原稿についてお願い

「消防秋田」の原稿を、ご投稿下さい。

特に消防職団員の貴重な体験随想等ぜひご発表下さいて、「〇〇消防施設の充実のため税制上の措置〇〇」について検討する必要がある」とされた。

なお、地方制度調査会の答申（昭和四十一年十一月八日）においても「〇〇消防施設の充実のため税制上の措置〇〇」について検討する必要がある」とされた。

秋田県消防協会推奨

（ホーロー・プラスチック・新製品ガス繊維）

家庭用 ダイヤ消火器

ダイヤ標識（消防、危険物、安全）

各種消火器（日本ドライ、ヤマト）

避難具、タンカ、発煙筒、アルミ服

桜ファイヤーホース・日繊タイゴンホース

その他消防用品一式

東洋防災販売（株）　秋田県防災センター

秋田市保戸野鉄砲町1－34
TEL 秋田(3) 8957

月刊 毎月25日 発行

消防秋田

定価 1部 10円
秋田市中通4丁目3の23
発行所 秋田県消防協会
発行責任者 人 佐藤吉之助
秋田市大町二丁目4の21
印刷所 太陽印刷株式会社
電話(3)(代)8384

北海道東北地区 消防連絡協議会開催される

本年度の北海道、東北地津島参議院議員、県会議長区消防連絡協議会は本州の県警本部長、青森市長が行北の果て青森市農業会館で、次いで議長に開催地青七月六日午前十一時開会さ森県消防協会長が満場一致れた。これに先立って午前で推せんされ、議長席に着九時から浅虫温泉南部屋旅き議事に入る。館会議室において協会長会前年度決議事項処理報告を議が開かれ、議事日程、議佐藤秋田県消防課長が行い案等について審議した。午異議なく決定し、昼食のた前九時三十分旅館を出発しぬ休憩に入った。浅虫水族館を見学して、会休憩中郷土民謡手踊り等が場青森農業会館に到着し披露され、午後一時議事再午前十一時会議に入った。開した。議長は今回の提出青森県協会副会長の開会のされた議案は、ことばに続き、殉職消防職1財政の問題十件員団の御霊に対する熱禱、(1)地方交付税の算定に係県知事代理副知事の歓迎の消防費の単位費用の算出に挨拶があって祝辞に入る、「消防力の基準」に拠るよ消防庁川合次長、日本消防う改善されたい。山形県協会長代理上川事務局長、(2)地方交付税消防費算定について

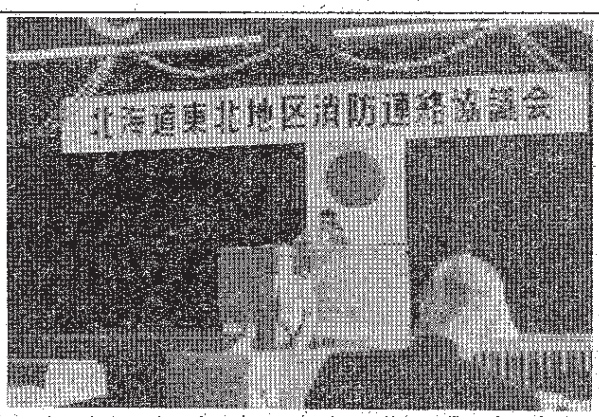

提出議案説明　佐藤副会長

(7)消防施設に対する国庫補助基準額の改正について　宮城県
(8)消防施設整備補助金の基準額の引き上げについて　北海道
(9)救急業務の実施に伴う財源措置について　宮城県
(10)人口五万以下の市町村で自主的に救急業務を実施しておる市町村に対する財源措置について　福島県
2処遇改善の問題　二件
(1)殉職警防団員に対し遺族扶助料の給付と叙勲方について　宮城県
(2)遺族補償年金を遡及して受けられるよう措置を望む　青森県
3表彰服制の問題
(1)消防表彰制度の内容の拡充要望について　岩手県
(2)消防表彰の受彰者数の拡大を望む　青森県
(3)消防団員服制準則の改正方について　宮城県
4関係法令改正の問題三件
(1)消防組織法第24条の2の規定に基づく知事の要請により出場した場合の費用負担の法定化と財源措置について　新潟県
(2)火災予防強化のため消防力の基準改正について

(3)危険物の規制について　福島県
以上十八件でありますが、時間の関係で全議案を提出し、説明を願い最後に川県より説明を願い最後に川含消防庁次長よりご回答を願って最後に時間がありまし、質疑応答に入りたい旨諮られたので万場一致賛成で提出議案の説明に入って(4)農村消防力の強化について　秋田県
(4)の2隔地域の消防道路新設について　山形県
(5)消防施設に対する補助金の大市場額と補助率並びに基準額の改正要望について　青森県
(6)消防施設整備補助金の基準額の引き上げについて　北海道
(7)消防施設に対する補助金の大市場額と補助率並びに基準額の改正について　宮城県
(8)消防水利である消火栓等の事業を国庫補助対象とする要望について　山形県
(9)救急業務の実施に伴う財源措置等について　宮城県
(10)消防表彰の受彰者数の拡大を望む　青森県
(11)消防団員服制準則の改正方について　宮城県
4関係法令改正の問題三件
(1)消防組織法第24条の2の規定に基づく知事の要請により出場した場合の費用負担の法定化と財源措置について　新潟県
(2)火災予防強化のため消防力の基準改正について

寺田染工場

消防旗、神天、タオル
手拭、団旗、幕
電話(代表)一三一四
秋田県横手市清川町

▼申込みは当工場又は秋田県消防協会へ▲

阿仁町大火の火災防ぎよ検討会

◎初期消火の作戦に失敗!!

阿仁町の火災防ぎよ研討会は大雨注意報発令の小雨けの七月十四日午前十時三分から阿仁町公民館で開おる市町村に対する財源措置について出席者

県消防課　佐藤課長
〃　疋田消防係長
〃　宮島主事
北秋田福祉事務所　吉村所長
〃　福島助役
阿仁町役場　伊東民生課長
〃　山田主事
〃　佐藤主事
〃　魚住主事
阿仁町議会　湊議長
阿仁町消防団　渡辺団長
〃　石川副団長
小武海副団長
工藤本部総務分団長
山田本部分団長
梅村第一自動車分団長
松橋第二自動車分団長
鈴木〃副分団長
田村工作分団長
湊第一分団長
清川消防協会　立花主事

鎌田第二分団長
庄司〃副分団長
〃　副分団長
小武海第三分団長
〃　副分団長
湊〃　副分団長
梅井第四分団長
原〃副分団長
戸島第五分団長
伊東民生課長説明次のとおり。

火災の概況

昭和四十二年五月十三日(土曜)午前十一時五分頃阿仁町鍛山上新町七二番地火元より西方二五〇mに阿仁川がある(国道より一四〇m)

◎建物及び管理の状況

国道に面した商店街は建造物も比較的大きく、古くからの民家にまじって、ここ十年来の新建築による商店とが並列している。出火地域の東裏一帯は小規模民家が密集し、トタン葺屋根木造建築で非住家も多く国道沿いに比較して雑然としているのが特徴である。尚該地域は三五年、三六年と火災が発生しており日常注意地区とみられていた。

◎火災発生当日の気象状況

午前九時阿仁町役場観測天候　快晴　気温二四℃
風向　南々西　風速五m
湿度三〇%　降雨なく六日間好天が続いた。

◎消防力及び警戒の状況

(四月中に全世帯に二回にわたってチラシでPRした四月三日の火元検査では異状がなかった。)

議長「これまでの状況についてご質問ありませんか。」

田河鉱業所青木隊長「消防力の状況について基準があると思われますが、当町は危険地域と思われるが基準を違っていないと考えるがいかが。」

議長「消防力の基準は国が定めてあるもので、詳しくは疋田係長から説明願います。」

疋田係長「消防力の基準は昭和三十六年八月一日消防庁告示第一号をもって公布され現在に至っているもので、その基準は人口と建物の機械と、火災状況等によって割当るもので秋田県の場合は基準の五〇%であります。尚この他に水利の基準は半径一四〇m に一ケ所とされた消防機械については分散配置となっております。」

議長「只今の説明でよろしいですか。」

青木隊長「了承しました。」

疋田係長「消防力の現況の中に各ポンプ車にホース何本づつ配置されているか。」

山田副団長「ホースは出火当時全部で一四八本現在一六三本で自動車ポンプ十五本、可搬式五本、手引七本であります。」

疋田係長「火災発生前の手防体制と住民の火の用心の状況はいかがであるか。」

渡辺団長「春の防火運動は警察の協力をいただいて実施し、住民もよく協力しました。」

疋田消防係長の開会のことば に次いで吉村北秋田福祉事務所長挨拶次いで佐藤消防課長は次の挨拶を行った。阿仁町の火災防ぎよ研討会はこれで二回目である。第一回目の研討会では次の事が反省された

①水利の問題

②半常備又は常備の体制

②火災予防運動の徹底

三点でありましたが、今回不幸にして二回目の大火に遭遇しましたが禍を転じて福となすためか、今後の阿仁町は消防力強化がねらいである。又その他の町村でも阿仁町と同様でありますので、消防力の強化をはかってもらいたい。又この研究体験発表を三沢市消防長が発表を行い、宣言を青森市消防長決議を副会長櫻田氏が力強く発表して、次いで議長に開催地青森市農業会館で、次いで議長に開催地青森市農業会館で推せんされ、議長席に着

①水利の状況

火元を起点とした水利状況は次の通りである。

四〇m³無がい貯水槽　下新町等勝寺前　距離一五〇m
四〇m³　〃　上新町国道南　距離二五〇m
三〇m³防火貯水槽　上新町北口十字路　距離一二〇m
一二〇m³　〃　上新町弁天様内　距離八〇m
五〇m³　〃　下新町古河鉱業所内　距離二五〇m
五m³用水池　上新町今林宅裏　距離八〇m

阿仁町大火見取図

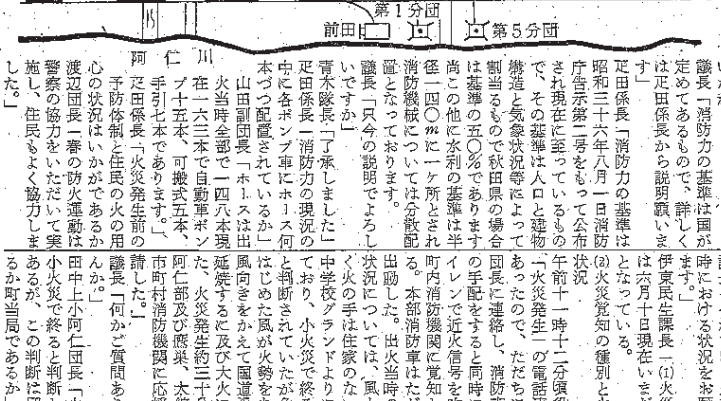

消防団一分団　十一(六分団)
団員　三四九人(四七七人)
消防自動車ポンプ一台(一台)
小型動力ポンプ十七台(二四台)
手引動力ポンプ四台(七台)

(　)内は県が示す基準

警戒

春の火災シーズンでもあり日常から防火に対するPRにつとめていた、特に異常なかったし、査察もやらなかった。火災になって初めて油が入っていた事がわかった。」

議長「阿仁町は半常備であります。」

渡辺団長「ありませんが火災発生前役場の若手職員七名を任命したばかりで未だ訓練はしていなかった。その矢先火災が発生し、役場前にある第一自動車ポンプを消防係が運転し、前記の役場職員を乗車させて出動した。」

議長「それでは、火災発生時における状況をお願いします。」

伊東民生課長「(1)火災原因は六月十日現在いまだ不明となっている。

(2)火災覚知の種別と火災の状況

午前十一時十二分頃役場に「火災発生一の電話連絡があったので、ただちに消防割当るもので秋田県の場合は基準の五〇%であります尚この他に水利の基準は半イレンで近火信号を吹鳴し町内消防機関に覚知している。本部消防車はただちに出動した。出火当時の火災状況については、風もよわいですか。」

中学校グランドよりに向って、小火災で終るものと判断されていたが急に出はじめた風が火勢をあおり延焼するに及び大火に至った。火災発生約三十分後に阿仁部及び鷹巣、太館の各市町村消防機関に応援を要請した。」

議長「今回の大火で倉庫に油が相当あったため大きくなったと新聞報道がありましたが、その点は如何でした。」

鎌田第二分団長「この地域は第二分団でありまして武原商店倉庫には油が相当ありまして、いくら注水しても燃え広がるのみであった。又予防査察はこの倉庫は昔からの建物で、中に危険物は入っている事は知らなかったし、査察もやらなかった。火災になって初めて油が入っていた事がわかった。」

議長「今回の火災元より西方二五〇mに阿仁川がある(国道より一四〇m)

◎建物及び管理の状況

国道に面した商店街は建造物も比較的大きく、古くから民家にまじって、ここ十年来の新建築による商店とが並列している。出火地域の東裏一帯は小規模民家が密集し、トタン葺屋根木造建築で非住家も多く国道沿いに比較して雑然としているのが特徴である。尚該地域は三五年、三六年と火災が発生しており日常注意地区とみられていた。

◎火災発生当日の気象状況

午前九時阿仁町役場観測天候　快晴　気温二四℃
風向　南々西　風速五m
湿度三〇%　降雨なく六日間好天が続いた。

◎消防力及び警戒の状況

議長「今回の大火で倉庫に油が相当あったため大きくなったと新聞報道がありましたが、その点は如何でした。」

鎌田第二分団長「この地域は第二分団でありまして小武原商店倉庫には油が相当ありまして、いくら注水しても燃え広がるのみであった。又予防査察はこの倉庫は昔からの建物で、中に危険物は入っている事は知らなかったし、査察もやらなかった。火災になって初めて油が入っていた事がわかった。」

議長「阿仁町は半常備であります。」

渡辺団長「ありませんが火災発生前役場の若手職員七名を任命したばかりで未だ訓練はしていなかった。その矢先火災が発生し、役場前にある第一自動車ポンプを消防係が運転し、前記の役場職員を乗車させて出動した。」

議長「それでは、火災発生時における状況をお願いします。」

伊東民生課長「(1)火災原因は六月十日現在いまだ不明となっている。

(2)火災覚知の種別と火災の状況

午前十一時十二分頃役場に「火災発生一の電話連絡があったので、ただちに消防割当るもので秋田県の場合は基準の五〇%であります尚この他に水利の基準は半イレンで近火信号を吹鳴し町内消防機関に覚知している。本部消防車はただちに出動した。出火当時の火災状況については、風もよわいですか。」

中学校グランドよりに向って、小火災で終るものと判断されていたが急に出はじめた風が火勢をあおり延焼するに及び大火に至った。火災発生約三十分後に阿仁部及び鷹巣、太館の各市町村消防機関に応援を要請した。」

田中上小阿仁団長「火災は小火災で終ると判断したとあるが、この判断に団であるか町当局であるか」

伊東民生課長「私が電話を受けサイレンを鳴らした。この地域は私は良く知っており、風の方向等から見て私が判断しました。」

田中上小阿仁団長「私の方から煙が見えるので駐在所に問合せたところ阿仁町は火災で大火になるではないかというので非常動団員を召集したのである。それからも応援要請があったのである。」

伊東民生課長「上小阿仁への要請は一番最後である」

議長「それでは火災の防ぎよ行動について団の方からご発表願いたい。」

石川副団長「(1)阿仁町消防団本部（第一自動車）は火災通報により、サイレンによる火災報知（十一時十三分頃）と同時に出動し現場に到着したは既に火元両隣に延焼中であった。発見者が役場に電話通報を二三ケ所よりしたが、普通電話の呼び出しのため「役場話中」で交換手より絶たれ、この間十分程を経過しており早期消火の出来なかった。第一自動車は直ちに乗員七人の作業分担により延長ホース五本を以て放水したが、火勢衰えず直に二線延長ホース七本を以て放水消火に当った。

(2)第二分団手引ガソリンポンプは警勝寺前貯水槽に部署し、十一時過頃出動し、三角池に定置放水準備した処ガソリン漏れのため放水出来ず、この修理に約二十分程の時間を費し直に二線延長を以って延焼する住宅に放水せるも十五分程度で三角池の水もなくなり、高島製材所裏の川原に移動した。又第二分団可搬式は十一時二十分頃現場に到着、東北電力前の水路を利用し放水準備せるもバッテリーがなく充電時間に二十分程度を要し、直ちに延長ホース二本を以てスタンド方向に放水したが火勢に押され裏町通り川原に移動す。

(3)第二分団員の大半は鉱山その他の勤務者が多いため火災時において機関員の出勤が遅れた原因もあった。

(4)第二分団可搬式は十二時二十分頃延長ホース七本神社裏かんがい用水池より放水を継続出来た」

武田第六分団長「第六分団員は十一時四十五分現場に到着本部の指示により第二自動車と同位置に定置放水し十一時三十二時二十分高島製材裏の川原に部署ホース五本延長し出動を見合せたが、間もなく出動に可搬式を耕うん機に積み十一時二十分高島製材裏の川原に部署ホース五本延長し武原商店スーパー方向の消火に当り、第二線は十字路借用し、延長ホース八本で消火に当った」

小武海第三分団長「サイレンと共に居合せたトラックに可搬式を積み十一時三十分現場到着井天池に部署したが延長ホース七本をもって小武原商店スーパー方向の消火に当り、第二線は十字路借用し、延長ホース三本で延長ホース二本を以て消火に当った」

戸島第五分団員「第五分団可搬式を耕うん機に積み十一時二十分高島製材裏の川出動を見合せたが、間もなく出火という事でありました。

(5)第二分団手引ガソリンポンプを現場到着近十五分トラックで現場到着したときは上新町国道をはさむ竹製材所付近に部署せるも裏町通り川原より放水したが、火勢の強く直に二線延長を以って延焼する住宅に放水せるも十五分程度で三角池の水もなくなり、高島製材所裏の川原に移動し放水した。

(6)第二分団可搬式は十一時二十分頃現場に到着、東北電力前の水路を利用し放水準備せるもバッテリーがなく充電時間に二十分程度を要し、直ちに延長ホース二本を以てスタンド方向に放水したが火勢に押され裏町通り川原に移動す。

(7)第二分団員の大半は鉱山その他の勤務者が多いため火災時において機関員の出勤が遅れた原因もあった。

武田町会補「私邊が到着し定田係長「(1)機械の故障が多かった。

(2)ホースが不足であった。

(3)折角任命した町吏員の訓練が行われていなかった。

(4)ホースが不足であった。

(5)平常備の必要がある。

(6)消防出動計画が、皆さんのお手元に届きましたでしょうか、又このような非常時にはこうゆう問題について抱負ご発表願います。」

福島助役「①無火災運動を推進する。

②初期消火に対応するため平常備制度の必要を感じて

③水利の不足についても欲

④大火跡地の道路の拡幅。

以上を早く実現して再びこのような災厄の起さないよう努力致したい。」

議長「時間に亘り議長下されましたが、大火の原因は多くありますが、

①予防査察の徹底

②機械の故障が多かった。

③折角任命した町吏員の訓練が行われていなかった。

④ホースが不足であった。

⑤平常備の必要がある。

以上の欠陥によって今回は大火になったのであります。

⑥消防出動計画が助役さんから今後これらの問題について抱負ご発表願います。」

福島助役「①無火災運動を推進する。

②初期消火に対応するため平常備制度の必要を感じて

③水利の不足についても欲

④大火跡地の道路の拡幅。

以上を早く実現して再びこのような災厄の起さないよう努力致したい。」

議長「時間に亘り議長下されましたが、大火の原因は多くありますが、

①予防査察の徹底

②機械の故障が多かった。

③折角任命した町吏員の訓練が行われていなかった。

④ホースが不足であった。

⑤平常備の必要がある。

以上の欠陥によって今回は大火になったのであります。

⑥消防出動計画が助役さんから今後これらの問題について抱負ご発表願います。」

福島助役「①無火災運動を推進する。

②初期消火に対応するため平常備制度の必要を感じて

③水利の不足についても欲

④大火跡地の道路の拡幅。

以上を早く実現して再びこのような災厄の起さないよう努力致したい。」

議長「時間に亘り議長下されましたが、大火の原因は多くありますが、

①予防査察の徹底

②機械の故障が多かった。

③折角任命した町吏員の訓練が行われていなかった。

④ホースが不足であった。

⑤平常備の必要がある。

以上の欠陥によって今回は大火になったのであります。

⑥消防出動計画が助役さんから今後これらの問題について抱負ご発表願います。」

福島助役「①無火災運動を推進する。

②初期消火に対応するため平常備制度の必要を感じて

③水利の不足についても欲

④大火跡地の道路の拡幅。

以上を早く実現して再びこのような災厄の起さないよう努力致したい。」

議長「時間に亘り議長下されましたが、大火の原因は多くありますが、

①予防査察の徹底

②機械の故障が多かった。

③折角任命した町吏員の訓練が行われていなかった。

④ホースが不足であった。

⑤平常備の必要がある。

以上の欠陥によって今回は大火になったのであります。

⑥消防出動計画が助役さんから今後これらの問題について抱負ご発表願います。」

福島助役「①無火災運動を推進する。

②初期消火に対応するため平常備制度の必要を感じて

③水利の不足についても欲

④大火跡地の道路の拡幅。

以上を早く実現して再びこのような災厄の起さないよう努力致したい。」

議長「時間に亘り議長下されましたが、大火の原因は多くありますが、

①予防査察の徹底

②機械の故障が多かった。

③折角任命した町吏員の訓練が行われていなかった。

④ホースが不足であった。

⑤平常備の必要がある。

以上の欠陥によって今回は大火になったのであります。

⑥消防出動計画が助役さんから今後これらの問題について抱負ご発表願います。」

福島助役「①無火災運動を推進する。

②初期消火に対応するため平常備制度の必要を感じて

③水利の不足についても欲

④大火跡地の道路の拡幅。

以上を早く実現して再びこのような災厄の起さないよう努力致したい。」

議長「時間に亘り議長下されましたが、大火の原因は多くありますが、

①予防査察の徹底

②機械の故障が多かった。

③折角任命した町吏員の訓練が行われていなかった。

④ホースが不足であった。

⑤平常備の必要がある。

以上の欠陥によって今回は大火になったのであります。

⑥消防出動計画が助役さんから今後これらの問題について抱負ご発表願います。」

福島助役「①無火災運動を推進する。

②初期消火に対応するため平常備制度の必要を感じて

③水利の不足についても欲

④大火跡地の道路の拡幅。

以上を早く実現して再びこのような災厄の起さないよう努力致したい。」

議長「時間に亘り議長下されましたが、大火の原因は多くありますが、

①予防査察の徹底

②機械の故障が多かった。

③折角任命した町吏員の訓練が行われていなかった。

④ホースが不足であった。

⑤平常備の必要がある。

以上の欠陥によって今回は大火になったのであります。

⑥消防出動計画が助役さんから今後これらの問題について抱負ご発表願います。」

福島助役「①無火災運動を推進する。

②初期消火に対応するため平常備制度の必要を感じて

③水利の不足についても欲

④大火跡地の道路の拡幅。

以上を早く実現して再びこのような災厄の起さないよう努力致したい。」

議長「時間に亘り議長下されましたが、大火の原因は多くありますが、

①予防査察の徹底

②機械の故障が多かった。

③折角任命した町吏員の訓練が行われていなかった。

④ホースが不足であった。

⑤平常備の必要がある。

以上の欠陥によって今回は大火になったのであります。

⑥消防出動計画が助役さんから今後これらの問題について抱負ご発表願います。」

福島助役「①無火災運動を推進する。

②初期消火に対応するため平常備制度の必要を感じて

③水利の不足についても欲

④大火跡地の道路の拡幅。

以上を早く実現して再びこのような災厄の起さないよう努力致したい。」

議長「時間に亘り議長下されましたが、大火の原因は多くありますが、

①予防査察の徹底

②機械の故障が多かった。

③折角任命した町吏員の訓練が行われていなかった。

④ホースが不足であった。

⑤平常備の必要がある。

以上の欠陥によって今回は大火になったのであります。

⑥消防出動計画が助役さんから今後これらの問題について抱負ご発表願います。」

福島助役「①無火災運動を推進する。

②初期消火に対応するため平常備制度の必要を感じて

③水利の不足についても欲

④大火跡地の道路の拡幅。

以上を早く実現して再びこのような災厄の起さないよう努力致したい。」

議長「時間に亘り議長下されましたが、大火の原因は多くありますが、

①予防査察の徹底

②機械の故障が多かった。

③折角任命した町吏員の訓練が行われていなかった。

④ホースが不足であった。

⑤平常備の必要がある。

以上の欠陥によって今回は大火になったのであります。

⑥消防出動計画が助役さんから今後これらの問題について抱負ご発表願います。」

福島助役「①無火災運動を推進する。

②初期消火に対応するため平常備制度の必要を感じて

③水利の不足についても欲

④大火跡地の道路の拡幅。

以上を早く実現して再びこのような災厄の起さないよう努力致したい。」

議長「時間に亘り議長下されましたが、大火の原因は多くありますが、

①予防査察の徹底

②機械の故障が多かった。

③折角任命した町吏員の訓練が行われていなかった。

④ホースが不足であった。

⑤平常備の必要がある。

以上の欠陥によって今回は大火になったのであります。

⑥消防出動計画が助役さんから今後これらの問題について抱負ご発表願います。」

福島助役「①無火災運動を推進する。

②初期消火に対応するため平常備制度の必要を感じて

③水利の不足についても欲

④大火跡地の道路の拡幅。

以上を早く実現して再びこのような災厄の起さないよう努力致したい。」

議長「時間に亘り議長下されましたが、大火の原因は多くありますが、

①予防査察の徹底

②機械の故障が多かった。

③折角任命した町吏員の訓練が行われていなかった。

④ホースが不足であった。

⑤平常備の必要がある。

以上の欠陥によって今回は大火になったのであります。

⑥消防出動計画が助役さんから今後これらの問題について抱負ご発表願います。」

福島助役「①無火災運動を推進する。

②初期消火に対応するため平常備制度の必要を感じて

③水利の不足についても欲

④大火跡地の道路の拡幅。

以上を早く実現して再びこのような災厄の起さないよう努力致したい。」

議長「時間に亘り議長下されましたが、大火の原因は多くありますが、

①予防査察の徹底

②機械の故障が多かった。

③折角任命した町吏員の訓練が行われていなかった。

④ホースが不足であった。

⑤平常備の必要がある。

以上の欠陥によって今回は大火になったのであります。

⑥消防出動計画が助役さんから今後これらの問題について抱負ご発表願います。」

福島助役「①無火災運動を推進する。

②初期消火に対応するため平常備制度の必要を感じて

③水利の不足についても欲

④大火跡地の道路の拡幅。

以上を早く実現して再びこのような災厄の起さないよう努力致したい。」

午後一時三十分閉会。

教養講座　化学消火剤「エアーフオーム」について

秋田県消防課　片村清悦

全国的に火災は年々増加しているのであるが、法律上の規制のことはともかくとして、この危険物火災に対処する公設消防機関の化学消火体制のありかたが問題になってきているのである。

危険物といってもそのほとんどは石油類である。

本県の石油類（重油を除く。）の消費量をみても、昭和四十一年には昭和三十七年の消費量の二倍にも達している。

もちろん消防法においてはこの危険物そのものに対する取締規定として、第三章という特別章を設け規制されることから、公設消防機関として危険物火災に対処する化学消火体制を整えておくことが、普遍的な比重をもつことになるのである。

この化学消火体制の中心となるものがエアーフオーム消火剤であり、昭和三十九年新潟地震の際の昭和石油（株）新潟製油所のタンク火災以来特に脚光をあびてきているところであって、この消火剤に関し当課にいろいろと質問が寄せられますので、本紙上をお借りしお知らせしたいと思います。

消火剤には、水、粉末、蒸発性液体、不燃性ガス、泡等色々なものがあるが、エアーフオーム消火剤は泡消火剤の一種である。

泡消火剤は、気体の小粒が液体の薄膜で包まれた気泡の密集したものであり、これが可燃物（特に石油類）の燃焼面を被覆して空気の供給を遮断して消火するものである。

その気体として空気および炭酸ガスがある。空気による泡をエアーフオーム（機械泡又は空気泡）と呼び炭酸ガスによる泡をフオーマイト（化学泡）と呼んでいる。

このエアーフオームは、動物性蛋白質を加水分解した水溶性蛋白を主成分とした起泡液（エアーフオームソリューション原液）を使用して、泡放出部の固定又は移動の状態によって固定式と移動式に区分される。

固定式には、全固定式と半固定式がある。

移動式は、ホースの先端につけた泡ノズルを用いて泡を放出するものである。

この原液は黒褐色の液体であり、前者を六%型、後者を三%型というが、最近は三%型が多く用いられている。

この泡は薬量用としては市販されていない。

エアーフオームの消火装置は、泡放出部の固定又は移動の状態によって固定式と移動式に区分される。

時代とともに進歩する

日本機械消防車　秋田県代理店

消防袢天・消防刺子・消防用品一式

工藤幸吉商店

営業所　秋田市旭北錦町1の7　TEL2—3178

工　場　秋田市濁川字家の前1の2　TEL2—8002

この移動式にもいろいろな方式があるが、普通消防ポンプ自動車等で使用しているライン、プロポーションナー方式（図を参照）を簡単に説明すると、この方式のものは別として、一般的ホースの途中に吸込器を接続し、エアーフォームなどの原液を流水中に吸い込ませ指定濃度の泡水溶液としてヘッドノズルに送り、空気を吸い込んで泡を発生させるものである。

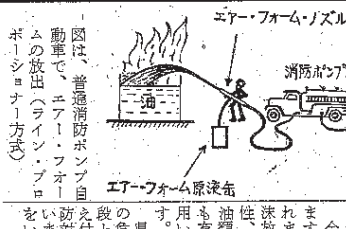

図は、普通消防ポンプ自動車で、エアー・フォームの放出（ライン・プロポーションナー方式）

この方式で、石油類の火災には、普通消防ポンプ自動車にエアーフォーム原液を積み重ねるか又は二列に打ち並べておけば、特殊な大規模な石油火災には、充分対処することができるわけで、危険物安全協会でも県内の化学消火体制強化の一助に指定工場等にこのエアーフォーム原液及びフォームノズルを寄託したところです。

（注・三%エアーフォーム原液二〇立は、普通の泡消火器一〇型のものの六十七本に相当する泡ができる。）

今後石油類の火災はますます多発することが予想されますが、この消火剤の泡放射速度の大、その確実性、使用性の簡便等から石油類火災の消火剤として最も有効な消火剤として多く用いられることと思われます。

県内の各消防機関も管内の危険物火災に対処する手段として、この消火剤の備え付けこそ卓近で重要な予防対策といえると思います。

以上起因する。防ぎょは土俵を積み重ねるか又は二列に打ち並べておけば、特殊な大規模な石油火災には、充分対処することができるわけで、危険物安全協会でも県内の化学消火体制強化の一助に指定工場等にこのエアーフォーム原液及びフォームノズルを寄託したところです。

（注・三%エアーフォーム原液二〇立は、普通の泡消火器一〇型のものの六十七本に相当する泡ができる。）

今後石油類の火災はますます多発することが予想されますが、この消火剤の泡放射速度の大、その確実性、使用性の簡便等から石油類火災の消火剤として最も有効な消火剤として多く用いられることと思われます。

県内の各消防機関も管内の危険物火災に対処する手段として、この消火剤の備え付けこそ卓近で重要な予防対策といえると思います。

教養講座

水防について (2)

土崎消防署長

9 水防工法

水防工法は堤防等の破損又は満水、越水等の防止とその進行の防止を直接目的とする工法である。破損又は漏水の重なる原因を見ると破損には①水衝、洗掘②漏水③越水④軟弱堤防に浸透水が多い時に水圧がある。これらの原因のうち越水を除くほとんどは突発的に破損するものでなく逐次進行し最後に破堤するものであるから工法は、この進行を防止するに合った工法を行うことになる。既ち工法のほとんどは破損の進行をしている箇所の水勢、流水を集中的に緩和させることである。又工法実施には、流水を一時的に停止するような工法は実施が困難な時が多いが若し可能なときでも水位が高くなり周辺に悪い結果を招く場合が多いので適切な考慮が必要である。水防工法を必要とする場所は、河川遊水施設全域が対象であり高汐時の一部例外を除いては、都市化されていない地域での発生が多く又経済的制約上から工法活動の機械化近代化が困難であって使用する資機材も簡単に入手できる現段階では至難である。水防作業はその地方の河川の状態が異ることと水防資材の種類も又違うことになるから、その工法も特有なものが採用されている地方が多い。秋田県においては、指定水防管理団体意合協議会において水防工法として代表的なもの五種類をあげ、簡易器具携行する。

(イ)交代要員も考慮して編成する。

(ロ)通信方法報告内容を明確にしておく。

(ハ)出場に使用する主要路線

(ニ)作業を予想される所又は遠隔重要な箇所には、水防隊の移動配置により兼ねさせる。

(ホ)重要警戒箇所

(ヘ)要注意箇所

(ト)河川、海岸施設中次の工事等の要否をきめる直接的な

(チ)波浪の著しい場所

(リ)監視、警戒員の報告内容

(ヌ)水位の変化

◎避難命令、発令の要否

◎その他特に必要な事項

④非常配備計画

非常配備には水防非常配備の態勢を確立するために第一配備、第二配備、第三配備等の態勢とし出場水防隊ならびに各非常配備毎の業務、手段、方法等を定め長時間又長時間に亘る活動態勢に備えなければならない。

水災活動は水災の危険がある時又は発生したとき事前計画に基づき出場水防隊の編成、監視警戒の開始、協会で執行すると聞いている。

実施等災害種別に適応した部隊の運用であり水災防ぎょに間隙のない計画でなければならない。

◎要作業箇所の発生有無

◎避難命令、発令の要否

◎その他特に必要な事項

④非常配備計画

非常配備には水防非常配備の態勢を確立するために第一配備、第二配備、第三配備等の態勢とし出場水防隊ならびに各非常配備毎の業務、手段、方法等を定め長時間又長時間に亘る活動態勢に備えなければならない。

水災活動は水災の危険がある時又は発生したとき事前計画に基づき出場水防隊の編成、監視警戒の開始、協会で執行すると聞いている。

実施等災害種別に適応した部隊の運用であり水災防ぎょに間隙のない計画でなければならない。

天職三十年の回顧 (28)

秋田市消防本部　A生

◎墳墓を尋ねて

〃　頭取　佐藤七三郎（明治十四年十二月二十三日）

〃　佐藤政吉

〃　志田忠治

〃　松沢市蔵（明治九年八月十八日）

明治十年代の建物は全部焼失したが、一度も尋ねたこともなく過ぎてしまった。この時代の墓石は、頭取の墓石は角石は二段、高さ一㍍幅三〇㎝六個並んで右翼から長谷川三之助、勇組取締　長谷川三之助（明治二十九年八月二十五日）

〃　〃　米川常吉

ならんでいた。

この取締、頭取の墓石は角石は二段、高さ一㍍幅三〇㎝六個並んで右翼から長谷川三之助、勇組取締　長谷川三之助（明治二十九年八月二十五日）

〃　〃　米川常吉

この墓石は、明治初期の秋田の町火消の頭取墓が八橋の金阜寺境内に建立されていることを今は亡き旭北分団長三浦鉄太郎さんから生前に聞かされていたが、一度も尋ねたこともなく過ぎてしまった。この時代の墓石は

県南短信

伊藤生

▽大曲市、仙北郡の機動演習は去る六月二十八日午前十時六郷町一円に於て参加自衛隊の協力を得て、七月二十七日から二日に実施され、実戦さながら下に実施された行動で好らのきびきびした行動で好評であった。其の後偉風堂々と自動車ポンプのパレードもあり街行く人々に力強く感じていた。

▽秋田県指定水防管理団体連合協議会大曲市仙北郡支部（大野忠右工門）の水防訓練親授会を去る六月三十日午前十時神岡町岳見橋堤防で行はれ、横手市寺田楽場で行はれ、横手市寺田楽場寄贈の優勝旗争奪戦でもあり参加消防団は左の六チームで大曲市、神岡町、太田村、西仙北町、中仙町、協和村で争はれた。

◇一位　神岡消防団（四一・五〇）◇二位　太田消防団（四〇一・七五）◇三位　西仙北消防団（三九三・五〇）◇四位　中仙消防団（三九一・〇〇）◇五位　仙南消防団（三八九・七五）◇六位　大曲市消防団（三八四・二五）

▽大曲市・仙北郡の消防大会は八月中旬に大曲市で開催予定で、この大会に横手市寺田楽工場では優勝旗を寄贈され、関係当局から感謝されている。

水防訓練大会

▽去る七月八日秋田市に於て訓練大会が盛大に行はれ全県から粒揃いの八町村の消防団が出場して実戦さながらの訓練大会であった。

総合成績左の通り

▽一位　神岡町（四一三・八）▽二位　仁賀保町（四〇六・七五）▽三位　酒辺町（四〇七・二五）▽四位　西仙北町（四〇五・九二）▽五位　雄和村（三九八・九二）▽六位　太田村（三九五・八二）▽七位　大雄村（三九五・八二）▽八位　八幡平村（三九二・〇〇）▽横手市・平鹿郡の四十二年度消防訓練大会は来る八月二日午前九時より増田小学校グランドにて挙行する

消防団幹部自衛隊に入隊

7月27日～7月29日

消防学校では特別幹部科（第一期）の教養を自衛隊十時六郷町一円に於て参加自動車ポンプ数拾台参集の下に実施され、実戦さながら十九日まで二泊三日の予定で入隊させることを計画し評であった。其の後偉風堂々と自動車ポンプのパレードもあり街行く人々に力強く感じていた。

横手市副団長鶴田武治外五十四名の分団長が二十七日午前十一時県庁に集合し連合協議会大曲市仙北郡支部（大野忠右工門）の水防訓練親授会を去る六月三十日午前十時神岡町岳見橋堤防で行はれ、横手市寺田楽場寄贈の優勝旗争奪戦でもあり参加消防団は左の六チームで大曲市、神岡町、太田村、西仙北町、中仙町、協和村で争はれた。

◇一位　神岡消防団（四一・五〇）◇二位　太田消防団（四〇一・七五）◇三位　西仙北消防団（三九三・五〇）◇四位　中仙消防団（三九一・〇〇）

次いで来賓祝辞として山本曲市（三八四・二五）◇六位　大森田消防学校長補佐から日程の説明があった。

教養日程

◎七月二十七日（木）

県正庁に集合

一一・〇〇　挨拶、祝辞
一二・〇〇　日程説明
一二・三〇　昼食、休け
一三・三〇　県庁出発、駐とん地へ
一四・〇〇　部隊到着準備十八号隊舎
一五・四〇　司令に挨拶
一五・四五　自衛隊概況説明と隊内見学
一七・〇〇　夕食、入浴
一九・〇〇　映画
二一・〇〇　点呼、就寝
二二・〇〇　起床、点呼
二二・〇〇　体操
六・〇〇　朝食、整理
七・五〇　朝礼（本部前）
八・〇〇　司令講和
九・〇〇　レンジャー見学
一二・〇〇　徒歩教練
一三・〇〇　昼食、休け
一三・〇〇　連隊長挨拶
一三・〇〇　武器見学
一四・〇〇　徒歩教練
一七・〇〇　夕食、入浴
一九・〇〇　出身隊員との懇談
二一・〇〇　点呼、就寝

◎七月二十九日（土）

六・〇〇　起床、点呼
六・二〇　体操
七・五〇　朝食、整理
八・〇〇　朝礼
八・一〇　徒歩教練
一〇・五〇　講話
一一・〇〇　記念撮影
一一・三〇　被服返納、離隊準備
一二・〇〇　懇談、昼食
一三・三〇　離隊
一四・三〇　懇親会（消防会館）

◎受諾者氏名（順序不同）

尾去沢町分団長山口誠一
大館　〃　木村末吉治
鷹巣町副分団長　〃
琴浜村副分団長川崎正好
秋田市分団長　鈴木彦之
本荘市　〃　斎藤和市
象潟町副分団長佐藤淡雄
矢島町分団長　三浦長一
大内村副本部長山木　伝
大曲市分団長　高橋文吉
西仙北町　〃　佐々木直敏
角館町　〃　菅原一男
中仙町　〃　藤田忠治
協和村　〃　三浦儀三郎
南外村　〃　佐藤金治郎
仙北村　〃　小林豊次郎
西木村　〃　斎藤芳郎
千畑村　〃　高橋藤吉
大森町　〃　柿崎次郎
山内村　〃　照井和吉
大雄村　〃　戸田　博
羽後町　〃　藤原省造
皆瀬村　〃　藤田隆一
八幡平村　〃　神田政次郎
雄勝町　〃　藤原吉蔵
河辺町　〃　佐々木　弘
由利町　〃　正木　久
鳥海村　〃　鵜原良作
平鹿町副分団長井上久昌
岩城町分団長田口直次郎
機手市副団長　鴨田武治
雄物川町副分団長　小野幸一郎
〃　〃　浅野竹蔵
〃　〃　畠山喜代寿
十和田町副分団長　黒川清志
小坂町分団長　山崎文夫
〃　〃　兎沢政一
花輪町　〃　石岡隆蔵
藤里町　〃　伊藤留吉
花輪町副分団長浅水　哲
秋田市分団長　伊藤留吉
八森町　〃　奈良小三郎

（三頁より）

◎規律訓練

一位　八幡平村消防団第七分団
二位　小坂町消防団第四分団
三位　尾去沢町消防団第二分団

◎自動車ポンプ操法

一位　八幡平村消防団第一分団
　　花輪町消防団本部分団
二位　十和田町錦木第一分団
三位　八幡平村消防団第一分団

◎可搬式ポンプ操法

一位　八幡平村消防団第五分団
二位　尾去沢町消防団第一分団
三位　十和田町錦木第一分団

消防放談 ⑫

放水生

1. 浅虫奥入瀬紀行

ここみちのくの果て浅虫温泉にあり、標高九二五㍍の台地にあり、三〇〇年前狩人が傷を治している鹿を見て発見したと伝えられている酸性の硫黄泉で、昭和二十九年国民温泉第一号に指定され、収容人員三〇〇名とされている。ナラやブナ林に囲まれた温泉で出発以来一時間三十五分を経過している愈々十和田湖に到着昼食となりここで秋田、岩手、宮城各県は一行にお別れをつげて十一時十分休屋発十和田南行のバスに乗る和井内、九十九曲、発荷峠も霧の中、いよいよ十和田ともお別れとなる。

2. 袖すり合うも他生の縁

袖すり合うも他生の縁という諺が明治大正時代はなかなかうるわしいものであったが、現今では古い諺となってしまった。通勤ラッシュとなると袖すり合う所がならもめがすり合っている。昔ならいざ知らず合うなら、これは赤の他人ではなくなる筈である。昭和の御代は良きものかなど、つくづく思った。最近では、内もも迄入っている。これが又毎朝毎夕相手が異なる。あまり見兼ねて女性の荷物を持ってやろうと言葉をかけたとたん「エッチ」といわれて、いや早や驚いた。あとで考え直して見たら「ジェンダス」といった言葉を早く呑みしたようだ、いい年をしてなんだか顔が赤くなる思いだ、然し中にはオヂさんと席をゆづってくれる可愛い娘チャンもいるがオヂイさんは少々気に喰わないが、この善意に敬意を表したくなる、したがって満員の際は、この可愛い娘チャンの乗ぐらいは持ってやらねば気が済まぬ。最近ではラッシュ時はお互さまという事で荷物を持ってやる風景が多くなり、まことに喜ばしき限りである。さて通行中煙突の飛火や、裸火について注意すると、よけいなお世話といわんばかりの顔付きをされ、むしやくしやに腹が立つ。どうも世の中が変な気がする、車の中の出来事は平気でも、他人から注意されると腹が立つ、バスを待つ一列行列やがて乗車のとき横合いからチョコンと割込むナント又虫の良い奴とつくづく考えさせられる。ある駅であった事だが、観光客で満員、やがて開札駅員が観光客の方は車が後の方であります。一般客はその他の車と駅員が叫ぶ一般客は不満である、鉄道は観光客が優先かと、ある者もいた。

1人に入ると観光客はこちら一般客は前の方と整理に汗だくである。又文句である鉄道は観光客のためにあるのかと、世の中は文句を曲、つければいくらでもつくものである。このようなご時世であるから火災予防もなかなか苦労がある。予防査察は根気がいる。一回や二回ではとても完成しない。ねばり強い根気が必要である。ここに問題があるような気がする。今や消防人だけの消防精神は世想に合わない、一億国民が消防精神にならなければ火災予防の完璧は期されない。どうしても法に適合するよう設備しなければならない。袖すり合うも、他生の縁だ、ここらで官公庁が率先して火災予防の模範を示してもらいたいものである。

1. 手びょうし揃えて、ホーイホイ
　皆来て踊れシャラリコシャン　ソレシャラリコシャン
　十和田ナー十和田繁盛は富士ヨイナー
　南八甲田山も霧にとざされ晴れきかず、ガイドは青森五連隊の雪の行軍遭難物語りが始り、明治生れの同乗者は肝に銘じた。やがて萱野茶屋も過ぎ第二会場蔵王湯温泉に午後五時三十分到着。ここ酸ケ湯温泉は八甲田大岳（一、五八四㍍）西側中腹にあり、標高九二五㍍の台地にあり、三〇〇年前狩人が傷を治している鹿を見て発見したと伝えられている酸性の硫黄泉で、昭和二十九年国民温泉第一号に指定され、収容人員三〇〇名とされている。ナラやブナ林に囲まれた温泉で出発以来一時間三十五分を経過している愈々十和田湖に到着昼食となりここで

1. ハアそよろ春風紫をぬけて
　奥の十和田は薄かすみ
　御食、中山みさきの松に
　招ぐ白帆は夢心地
　ホンエソレソレ夢心地」

濃緑一色の十和田の眺望良好であるが強風のため遊覧船欠航でバスは一路休屋に向う。宇樽部を過ぎ蔦湖台に下車したるも風強く十和田を見下す事が出来ず遂に休屋へ十時五十分休屋博物館に到着昼食となりここで鉛欠航でバスは一路休屋に向う。宇樽部を過ぎ蔦湖台に下車したるも風強く十和田を見下す事が出来ず遂に休屋へ十時五十分休屋博物館に到着昼食となりここで

と大町桂月が読んでいる。よくもこう読んだものである。明治文人大町桂月愛憎の蔦温泉も過ぎ、いよいよ奥入瀬渓流に入る。

三乱の流九十九島昭和池、天狗、白布の滝、千筋の滝双竜の滝、白糸の滝、双白髪の滝、不老の滝、姉妹の滝九段の滝とガイドの説明に喜びしき限りである。さて右や左と首の回転は忙しいときたもんだ。銚子の大滝も過ぎ子の口に近い酸ケ湯いう事で荷物を持ってやる

秋田県消防協会推奨

（ホーロー・プラスチック・新製品ガス繊維）

家庭用 ダイヤ消火器

各種消火器（日本ドライ、ヤマト）
桜ファイヤーホース・日繊タイゴンホース

ダイヤ標識（消防、危険物、安全）

避難具、タンカ、発煙筒、アルミ服
その他消防用品一式

東洋防災販売（株）　秋田県防災センター

秋田市保戸野鉄砲町1—34
TEL 秋田(3) 8957

人事

◎飯田川町

団長　永井　金一
副団長　石沢　兼蔵

七月十日退職
団長を命ずる。（七月十日付）

月刊 毎月25日 発行

消防秋田

定価 1部 10円
秋田市中通4丁目3の23
発行所 秋田県消防協会
発行兼編集人 保坂吉之助
秋田市大町二丁目の21
印刷所 太陽印刷株式会社
電話(3)(代)3884

全県消防大会

消防力の強化方策と消防団員の報酬および手当の引上げ等について!!

第二十回全県消防大会は、晴もあざやかに垂れ下り、八月七、八日三百年の伝統を誇る七夕祭の賑わいを背景に湯沢市北中学校体育館で開催された。

この日十二時五十分全員着席し午後一時、保護者ならびに来賓の全県下消防幹部四五〇名が詰めかけた。ここ北中学校は新校舎で体育館ステージの中央に日章旗が掲げられ、ステージ上部に全県消防大会の横断幕が張られ、ステージに向って左側来賓席、右側役員席、会員席は体育館一杯九分通り机が並べられ七夕灯籠が飾られ七夕祭の雰囲気が盛り上がる中、関係者一同が挙って本日までのご苦労に対し、主催側として厚くお礼申上げます。本日ここに第二十回全県消防大会を開催するにあたりまして知事さん始め関係来賓各位多数ご臨場の光栄の下に、ここに盛大にわれわれの大会が催されましたことは誠に嬉しく存じます。

「第四回全国消防大会において賜ったお言葉拝読」

会長挨拶

「国歌斉唱」

「一同ご起立を願います。」

「黙禱を終ります。」

「ご着席願います。」

会長挨拶

山本会長は次の挨拶を行った。

「三〇万県民にこたえる本日第二十回全県消防大会を開催することを誇りとし、また、湯沢市を始め関係町村並びに地元団員の方々のご配慮によりまして、かくも立派な会場が出来たのでございます。この機会に関係者の各位に厚くお礼を申上げたいと存じます。さて今回の大会の目的は私からくどくどと申上げる必要はないと存じます。最近の災害は皆さんご承知のとおり経済の発展と生活文化が向上されるものであります。今の現状では先ずもって予防消防に最重点を置き、災害の発生を最小限度に喰止め、災害の被害を深くし、又このことは述べたのであります。

信頼の念を深くし、又このことによってわれら消防に一番遅きた今日又歓迎のご存じます。最近の災害は皆さんご承知のとおり経済の協力を願うことと深く信ずる。今の現状では先ずもって予防消防に最重点を置き、災害の発生を最小限度に喰止め、災害の被害

この財源として政府債の枠の中に消防債の枠を設けるとともに、消防施設整備費についてはまだ引きあげられておりませんが、本年度の補助金は前年度に比較し一億五千万円増額され、千二億円となっておりまして消防庁では本年度は相当思い切った整備拡充できると申しております。

5 決議事項の第五は、消防協会が提出した「消防車に対する避難義務の励行と火災現場の障害排除対策について」であります。例えば県関係のもので、消防学校生徒に賄の補助を出してもらいたい、又消防学校を早期に建設してもらいたいというように大会の決議で県に陳情を重ねて行って参ります。各支部から提案された議題を上程します。

議案一号　財団法人秋田県消防協会寄附行為の一部改正について

佐藤理事長「消防協会の寄附行為の一部改正について簡単にご説明願います。」

佐藤理事長「それでは私から説明を申し上げます。この寄附行為は、昭和三十七年七月五日に出されたものであります。農地補償とかなんかの問題が火花を散らし、現在の火災保険制度を考えるとき、われわれが一三%を目的税として徴収して消防施設費として見ますと、われわれが一一%を目的税として徴収して消防施設費として見るとき、社会補償の第二点は火災保険制度について、一還として取上げるべきであります。農地補償とかなんかの

議案第六　町村消防団常備部設置に対する国の財源助成について

大館北秋田支部木村含川町団長

災害時における迅速適確な活動は出動隊員が多数にのぼる現況に鑑み、常備消防部の必要が高まっている。今日、消防団常備部の設置を検討している町村が数多いが設置の第一要件は財源であります。常備消防の必要性を説く消防庁は、この設置にあたって財源助成について特段の配慮をされるよう要望するものである。

議長「ご質問ありませんか」

賛成の声あり

議長「それでは採択します。次の議案第七の説明願います。」

議案第七　消防団員の災害補償について

能代市山本郡支部田村山本町団長

この問題は、私の町で起きた実例であります。消防団員が公務遂行により死傷等の事故が起きましたが、これは現行法では補償の対象にならないことになっているが、このような場合補償の対象にならない事は指揮上非常に困まるので関係法令を改正し補償の対象になるよう改正を要望するものである。

議長「ご質問ありませんか」

異議なし、賛成の声あり

議長「それではこれも採択します。次回の開催地にお出でを願います。」

議案第八　消防賞じゅつ金支給条例の推進について

湯沢市雄勝郡支部阿部湯沢副団長

消防団員の士気高揚のため、県においても条例を制定されるよう要望します。

議長「ご質問ありませんか」

異議なし、賛成の声あり

議長「それでは採択致します。次回の開催地にお出でを願います。」

議案第九　消防団員の報酬および手当の引きあげについて

県消防協会佐藤副会長

時間もせまっておりますので要点のみ申上げます。

本県各市町村の消防団員に対する年報酬額および手当額の支給状況を見るにその格差は著しい、試みに団員の年報酬額の状況を見るに次の表のとおりと十六段階で

村		円
市町村	1	円
〃	6	円
〃	1	円
〃	7	円
〃	2	円
〃	1	円
〃	3	円
〃	9	円
〃	14	円
〃	2	円
〃	1	円
〃	2	円
〃	2	円
〃	2	円
市町村	3,900	円
〃	2,700	円
〃	2,500	円
〃	2,300	円
〃	2,000	円
〃	1,700	円
〃	1,600	円
〃	1,500	円
〃	1,300	円
〃	1,200	円
〃	1,000	円
〃	800	円
〃	750	円
〃	700	円
〃	500	円
〃	400	円

議長「ご質問ありませんか」

異議なし、賛成の声あり

議長「それでは採択します、次に予防問題の議案第十の説明願います。」

議案第十　防災思想の徹底について

能代市山本郡支部猪俣副団長

この件採択しました。

方の能代を初め、火災は依然減少しないところか、かえって増加の傾向にあることは、まことに遺憾であります、この際われわれ消防団員は決意を新たにし、来年度の開催地は男鹿南秋支部男鹿南秋支部潟辺五城目町明年の開催地は男鹿南秋支部が当番になっております。開催地を五城目町で引き受けましたので明年はどうぞ五城目町にお出でを願います。全町挙げてお待ち致しております。」

議長「それでは採択致します。それでは議案第十一の終了しましたが、先程各支部から宣言決議の起草委員により作成した宣言決議を発表させます。」

宣　言

（協会　伊藤理事）

今やわが県民は、郷土の発展向上に総力を挙げつつあるが、頻発する風水災による被害が著しく増大し、民生の安定と産業経済、文化の発展の一大障害となっていることは、まことに遺憾である。

最近における災害の様相は昔日の比でないほど複雑化し、災害の予防と制圧の第一線に立つわれわれ消防人の責務は、いよいよ重大である。このときにあたり、われわれ消防人は、本大会を契機として、更に決意を新たにし、ますます消防精神の振作昂揚と防災体制の充実強化をはかるとともに、一致団結使命の達成に邁進し、もって一三〇万県民の期待に応えんことを誓う。

以上宣言する。

昭和四二年八月七日　第二十回全県消防大会

決　議

（協会　斎藤理事）

一、われわれ消防人は、消防の本義に則り、人格向上と品性の陶冶に努め、一致団結、伝統の消防精神を更に昂揚し、もって郷土の繁栄に寄与せんことを期する。

一、われら消防人は、国民総消防の理念に立脚し、防災思想の普及をはかるとともに、知識をひろめ技を練り、もって災害の防圧に挺身せんことを期する。

一、われら消防人は、消防の近代化と強力なる防災体制の確立に努め、もって消防の使命達成に邁進せんことを期する。

以上決議する。

昭和四二年八月七日　第二十回全県消防大会

議長「これで全議案を審議を願います、有難うございます。採択致しましたが、議事不慣れの点感しからずお許し願います。」

開催地市長（菅生一郎氏）の挨拶

本日第二十回全県消防大会を当湯沢市を会場として開催され、来賓各位ご臨席のもとに県内消防幹部多数のご参集を得て、このように盛大に挙行されますことは地元市長として深く喜びとするところでございまして、湯沢全市民を代表して心からご歓迎申し上げます。

集りの皆様方はいづれも県内の消防幹部として第一線の指揮監督に当られている方々であって、この大会において日頃研鑽の成果を発揮し、県の消防行政の施策の根幹をなす知識の交換と消防力の強化充実を速進し、併せて消防の活動は歴史的に古くしても一朝有事におきましては、市民の信頼を受けていると信ずるものであります。何卒皆様の一身も顧みなかりまして、この崇高の消防精神に鑑みましうした一般住民の防水思想の高揚に努められ、ご尽力願きたいと存じます。更に皆様のご健斗を祈ってやまないのであります。

それこそ一般住民から全幅の祝辞と致します。

祝　辞

佐藤県議会議長

本日第二〇回全県消防大会九億一千万円を数え、県民が開催されるにあたりまして、経済に重大な影響を来して、県議会を代表して一言ご挨拶を申しのべる機会を得ましたことを光栄に存じます。

火思想の普及と県民の生命財産を安全確保のため昼夜を分かたぬ職責を全うされる全県消防関係者の献身なご努力に対し、深甚なる敬意を表する次第であります。

近年急速に発展を遂げ、生活の近代化に伴いまして、災害の大要も変化しつつあり、各市町村においては、これらの災害に対応するべく、最近の災害の様相は変ってきましたが、昭和四一年中に発生した本県の火災は、五八九件、その損害額も実に

祝　辞

南条警察本部長

本日第二十回全県消防大会を開催されるにあたりお祝いのことばを申し述べる機会を得ましたことを非常に光栄と存じます。

近年産業交通などの急速な発展と社会構造の複雑化に伴い、人命と生命、身体、財産を災害から保護し、あるいは被害を受ける犠牲者が年々増加し、火思想を高める事が最も大切であり、その点特に住民の福祉を増進するこの事は、まことに遺憾であります。

この際われわれ消防団員の地位向上を図られまして、又は消防団員の待遇改善事項の制度化など着々の実現を期しておりますことは、ご同慶に堪えないところであります。

近年の消防活動は建築密度の増大多様式化、或は生活水準の向上に伴う油性燃料等の使用によって消火態様の連絡を密にして消防技術の練磨し、社会の安寧と公共の福祉向上に貢献致しますよう念願してやみません。

本日はご遠方からお出いただきましたが、何の風情もなく、しかも準備万端不行届で恐縮ですが只今遠沢の名物七夕祭りも開催中でございますのでご観覧下さいますようお願いしてご挨拶といたします。

祝　辞

秋田県知事代理　藤肥厚生部長

知事が出席の予定でありましたが、本年新庁舎の割当に建てられるわけですが、出席の真際に所用が出来て出席し兼ね甚だ憾、これは鉄筋コンクリート本館二階建、付属の訓練塔は四階でございまして、全体の建物面積七九〇〇㎡、金額にして四千二百万円の工事で、十二月竣工することになっております。その点も宜敷くお含み置き願いたいと思います。

又本日いろいろと決議された事柄についても、県としても出来得る限り努力を重ねて参る積りであります。

さて最近の災害の事情でございますが、皆様が先程からいろいろ問題にされている通り、最近の災害の様相は変ってきましたが、これらの災害に対応するべく、種々対策に努力されておりますが、昭和四一年中に発生した本県の火災は、五八九件、その損害額も実に

祝　辞

森田式　初田式　各種　消火器　泡沫式　四塩化式　ドライケミカル

森田ポンプ株式会社

総代理店　株式会社　高義商会　電話（川連）61番18番

日本造機株式会社

高義商事株式会社　電話（横手）1180番，1181番

田仲工業所　天王町

鹿角自動車整備KK　花輪町

工藤幸吉商店　秋田市

中央モーター商会　本荘市

トーハツ消防ポンプ　消防庁検定合格品

40馬力

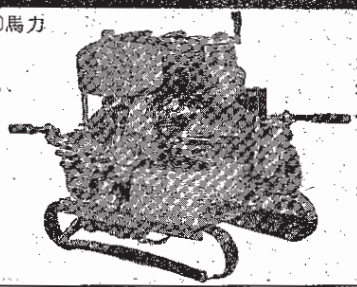

10馬力空冷式C1級
20馬力水冷式B3級
40馬力水冷式B2級

御買上はアフターサービスの充実せるカタログ進呈！

ジェットホース　消防用　水道用　テトロン

活動に全力を尽している次第であります。また皆様が面する重要案件について真の日頃各種災害の警戒警備に意義深いことを存じます。諸般の警察活動まことに高揚されまして、本大会の成果を大いに期待する次第であります。

ましまして、心から感謝を申し申しあげるまでもなく警察あげる次第であります。かと消防はその目的とするところは同じでありまして、えりみますと本県は火災による被害が極めて多く、また最近においては集中豪雨等により甚大な水害を蒙っている現状でありまして、火災の防止は勿論水防の面における責務もまた極めて大きいのであります。このときにあたり全県消防大会を開催し県内消防の幹部が一堂に会して消防施設の充実と消防技術の向上など当面する重要案件について真剣にご討議されますことは、まことに意義深いことと存じます。

また、諸般の警察活動につきましては、平素の活動においても真に不離一体の関係にあります消防は、常に相携えて、どうか今後とも災害の防止に援を煩わしているのであります。

自衛隊秋田連隊長の村木とあると、こういう風に存じます。本大会は二回目であります。平素からの盛大行事にお招きを受けて光栄に存じております。ご挨拶のものであります。

最後に本日多くの議題が提案知のとおり、毎年私共の秋田隊とは地におきまして出されて、ご決議になったわけでありますが、真に一つ皆様方あるいは特定の幹部の方々と二日乃至三日相共に訓練をさして戴いておりまして私達共は、平素扱っている若い者達と溢れまして力と斗う同志として、これ皆様方は手を取っている方らのご要望が達成されます多いのでご、訓練に手心をいるわけでありますが、少し軽くすると大変おしかりを受け、もっとしっかりやれと申されます。又大変きつい訓練をやると大変喜ばれます。この訓練を通じて皆様方の真剣な態度にわれわれはいつも心を打たれているわけであります。皆様方は平素それぞれ仕事をお持ちでありまして、県民の人命と財産を保護のために本当に奉仕の精神で頑張って戴きます。

「閉会のことば　佐藤副会長」

「閉会のことば佐藤副会長」

「祝辞　村木自衛隊秋田連隊長」

「秋田県消防の歌合唱」

「藪塚前代議士の音頭で万歳三唱」

「秋田県消防の歌合唱」

「藪塚前代議士の音頭で万歳三唱」

「祝辞　村木自衛隊秋田連隊長」

「閉会のことば佐藤副会長

発行　毎月25日　月刊

消防秋田

定価 1部 10円
秋田市中通4丁目3の23
発行所 秋田県消防協会
発行編集人 佐藤方之助
秋田市大町二丁目4の21
印刷所 太陽印刷株式会社
電話(8)(代)8334

消防被服、神天、タオル
手拭、団旗、幕
寺田染工場
電話(横手)一三一四
秋田県横手市清川町
▼申込みは当工場又は秋田県消防協会へ▲

全県消防職団員の殉職者慰霊祭施行!!

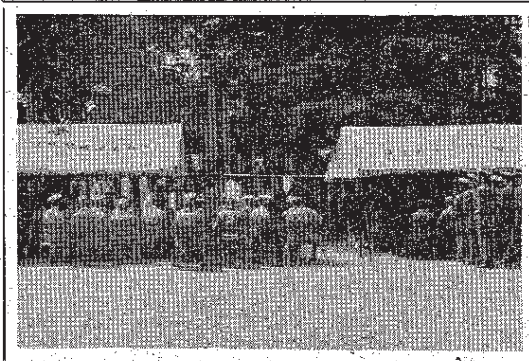

斎主のりと

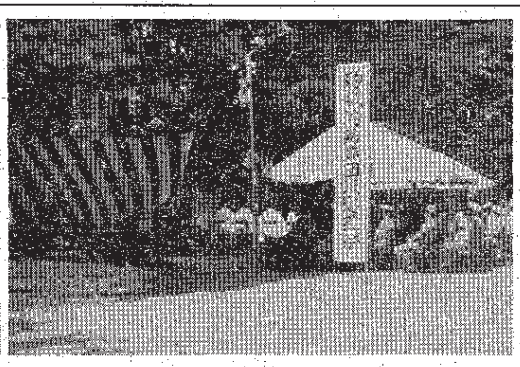

慰霊祭会場

全県消防職団員殉職者慰霊祭は九月八日午前十一時永えに鎮まり千秋公園本丸の殉職者記念碑前において秋田消防組宮田正治外二十七柱のご遺族をはじめ、県議会藤原外始め多数の来賓を迎え、松橋副知事、山本消防協会長、協会役員、県内消防長、消防団長等百余名が参列しておごそかに執行された。午前十一時、永井消防課長補佐の司会で幕があき、渡部副会長の開式のことばに引続き、修祓招魂の後供饌斎主のりと、山本会長が祭主祭詞を次の如くのべた。

祭詞

本日ここに使命達成のため殉職せられました消防関係者の慰霊の盛典を挙行いたしますに当り、衆生欽仰の神に鎮座まします秋田消防組頭宮田正治さん外二十六柱と本日新たに合祀されます湯沢市消防団弁天分団第六部団員池田京三氏の御霊に申しあげます。諸氏は生前つとに身をもって職に挙し、至誠よく奉公の大義を重んじ精励もって、その職責を尽し、或は猛火と戦い、或は濁流に身を投じて人命の救助につとめ、遂にその職にたおれたのであります。なんぞその意気の壮烈なるは、消防精神の極致でありまして諸氏の逝いて幾星霜今親しく碑前に御霊を拝し、事績を追想しますに、諸氏の功績は県下三万消防人の亀鑑であります。ひいては県勢今日の発展をもたらした御功績は県民ひとしく感謝を捧ぐるところであります。ご承知の通り国においては災害対策基本法の制定を見、本県も防災会議を設置し、各級に亘る防災計画が作成され、さらに県下各市町村にまで及んでおるとのことであります。しかし至誠もって社会公共に奉公してたおれたる諸氏が示されたる偉績は、われら後人を啟蒙し、われら後人を啟の尊い犠牲を無にすることなく、その崇高なご遺志をちずその遺徳は無窮であります。また実に余栄ありと申すべきであります。ここに招魂の祭典をとり行うに当り、われら一同心から感慨の悲しみを述べ、諸霊の遺訓を偲び感奮興起して敬虔なる冥福をお祈り申上げるとともに御遺族の御幸福をねがい、諸霊の未然防止に万全の策を講じたい覚悟であります。

ここに心から諸霊の御冥福をお祈り申上げるとともに、ご遺族の御幸福をねがいまして慰霊のことばといたします。

昭和四十二年九月八日
秋田県知事　小畑勇二郎

次いで玉串奉奠は山本会長松橋副知事に続いて県会議長、遺族代表の順に行われ厳粛送魂の儀を終って式は終了佐藤副会長の閉式のことばがあって正午祭典は終了した。

慰霊のことば

初秋の風さわやかな本日全県殉職消防団員ならびに消防職員の慰霊祭にあたり慰霊のことばを奉答する。

昭和四十二年九月八日
財団法人秋田県消防協会
会長　山本三郎

次いで松橋副知事が次のことばを述べた。

初秋の風さわやかな本日全県殉職消防団員ならびに消防職員の慰霊祭にあたり感謝と追悼のことばを申し上げます。ここに安置されております。二十七柱と本年あらたに加えられます。一柱の御霊は郷土を災害から守るため危険と困難をかえりみず、一身を挺して奮斗活躍せられ守護の神として永久に忘れることのできない方々であります。

ありし日、常に防災活動の先頭に立たれいまだ施設資材の乏しいときにおいて、これをものともせず沈着にして果断不屈の斗魂をもって自己の持ち場を守りぬいたのでありますが、責任感と規律によって貫ぬかれたその消防精神は県下三万消防人の亀鑑でありまして、ひいては県勢今日の発展をもたらした御功績は県民ひとしく感謝を捧ぐるところであります。ご承知の通り国においては災害対策基本法の制定を見、本県も防災会議を設置し、各級に亘る防災計画が作成され、さらに県下各市町村にまで及んでおるとのことであります。しかし至誠もって社会公共に奉公してたおれたる諸氏が示されたる偉績は、われら後人を啟蒙し、われら後人を啟の尊い犠牲を無にすることなく、その崇高なご遺志をちずその遺徳は無窮であります。また実に余栄ありと申すべきであります。ここに招魂の祭典をとり行うに当り、われら一同心から感慨の悲しみを述べ、諸霊の遺訓を偲び感奮興起して敬虔なる冥福をお祈り申上げるとともに御遺族の御幸福をねがいまして慰霊のことばといたします。

昭和四十二年九月八日
秋田県知事　小畑勇二郎

次いで玉串奉奠は山本会長松橋副知事に続いて県会議長、遺族代表の順に行われ厳粛送魂の儀を終って式は終了佐藤副会長の閉式のことばがあって正午祭典は終了した。

さあねよう。アッそのまえに火の点けん!!
秋季無火災県民運動強調週間は
11月26日(日)から12月2日(土)まで

全県消防連合訓練大会

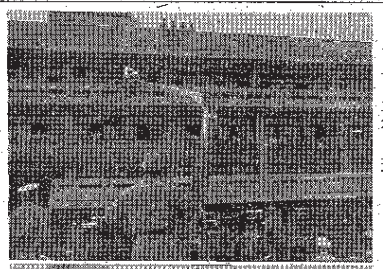

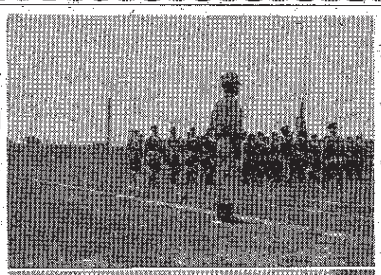

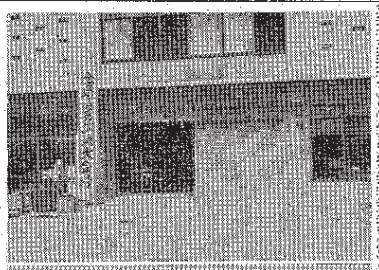

大会受付　整列　点検

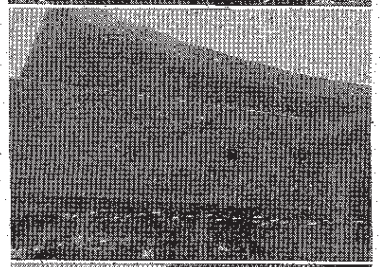

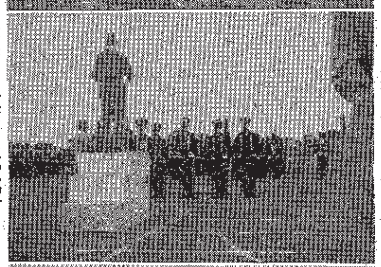

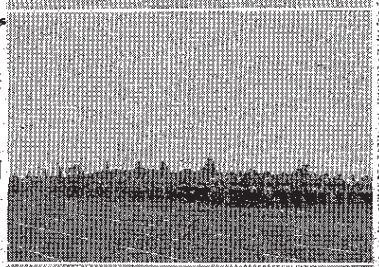

秋田消防署高層建物救助訓練　分列式　表彰　優勝八郎潟町　女子消防団

新涼快適の候とは申せ未だ残暑厳びしい九月八日十二時五十五分から秋田市八橋市営陸上競技場において秋田県連合訓練大会が九支部から選抜された九チームと特別参加の由利郡西目村消防団第十一分団の女子団員が整列する。出場部隊と指揮者氏名次のとおり。

鹿角支部小坂町第四分団分団長成田仁次郎、大館北秋田支部大館市消防団第九分団副分団長石川久悦、能代市山本郡支部藤里町消防団第二分団分団長石岡隆蔵、男鹿・南秋支部八郎潟町消防団第二分団分団長石川重治郎、秋田市支部秋田市消防団上新城分団部長永田慶之助、河辺支部雄和村消防団第一分団第一部部長佐々木重雄、本荘市・由利郡支部仁賀保町消防団第九分団分団長本間与三、大曲市・仙北郡支部南外村消防団第一分団副分団長伊藤秀広、横手市・平鹿郡支部増田町消防団第三分団部長佐藤民雄、湯沢市・雄勝郡支部（事故のため欠席）

◎特別参加

本荘市・由利郡支部西目村消防団第十一分団部長阿部チヨ子

以上一五七名が秋田支部を中央にコの字型に集合すれば全部隊の指揮者消防協会伊藤理事の力強い「気を付け」の号令の下に国旗掲揚次いで県旗の掲揚を行い次で松橋副知事の観閲が行われた。やがて観閲も終了し体形が二列縦隊となり、佐藤副会長の開会のことばに続き、前年度優勝の角館町消防団第九分団から優勝旗が返還され、続いて松橋副知事が次のように告辞した。

◎ご挨拶を申し上げます。只今皆様方の一糸乱れざる隊形の下に観閲をした次第でありますが目の前に意気天を突く勇姿に接し本当に心強く感じたのであります。本日昭和四十二年度の訓練大会を開催されるにあたり皆様方は各支部から選抜されて出場したわけでありますが皆様の平素磨かれた業を競うということはまこと

に意義あることであります。男勝りの婦人団員皆様ご承知のとおり先般を訓練大会に特別参加と関新潟、山形両県を襲った水害は一四〇名の死者を出したその被害は八〇〇億円になんなんとして居ります。この機会に両県の皆様に心からお見舞い申上げたいと思います。

この大会はこの新らしい決意の下に行われるわけであるが消防団の使命を果すためには技と業であり、ご承知のとおり本県は水害火災の県であります。火災に致しましては四六七件発生し、死者も十九名を出しています。その損害も七億円に達しているわけであります。県と致しましては防災会議を通じて無火災県民運動をつづけなければなりません。今日この機会を得まして県下三万の消防団員に敬意を表する次第であります。

最後に今後とも民生安定のため貴献せられますよう心からお願い申しあげる次第であります。

続いて山本協会長が次の挨拶をした。

本日の規律訓練大会は第三回目でありますが、各支部から選抜された代表者の皆様の元気旺盛な姿に接し心強く感じた次第であります。われわれ三万人の消防人は一三〇万人の県民の護りについており、災害を最少限度に止めるべく努力している次第でありますが、なかなか災害は減少しません。そこでこれからは警様舞を石川分団長が行い、秋田自衛隊長の万才三唱、渡部副会長の閉会のことばで消防連合訓練大会が無事終了した。

午後四時三十分から秋田市役所前で、秋田市秋田消防署の高層建物火災の救助訓練の実施を見学し、午後五時バスで第二会場に向った。

人事

（県庁消防関係）

金平義雄

秋田県消防学校長へ

消防課長兼消防学校長　佐藤岡士

消防学校長兼務を解く

（以上九月十一日付）

「秋田市消防葬」

秋田市秋田消防署

消防司令補　安倍強氏

在りし日の姿

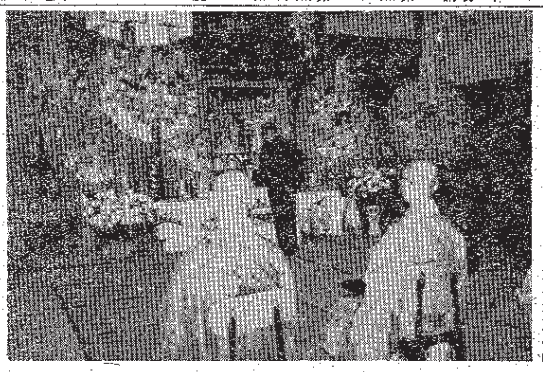

葬儀場（天徳寺）

昭和四十二年九月九日午に精進し、人望とみに厚かった四十二の厄年の災に際し、ご冥福を祈り三唱、渡後六時三十分火災出場途上において自動車ポンプ後部ステップから転倒し、直ちに病院に搬送され病院に中通病院に搬送され病院長を始め、各医師の仁術と職員の輸血の効なく十一日午後九時三十分殉職した。これに先立って氏の平素の功績に対し中山消防長は二階級特進せしめ、消防司令補に補し消防葬をもって十日午後一時天徳寺において四日午後一時天徳寺において空気が乾燥しており、台風で厳祭且つ盛大に葬儀がとり行なわれた。氏は昭和二風が十五～二十mに達し、十五年四月十日秋田消防署火災の危険があるため県内消防士拝命し勤続十七年余大部分の市町村で火災警報勤務勉励率先して消防業務

※八段よりつづく

により県内各地で住家の破損、農作物の倒伏をはじめ電線電話線などにかなり被害が出た模様である。

秋田県防災訓練実施！

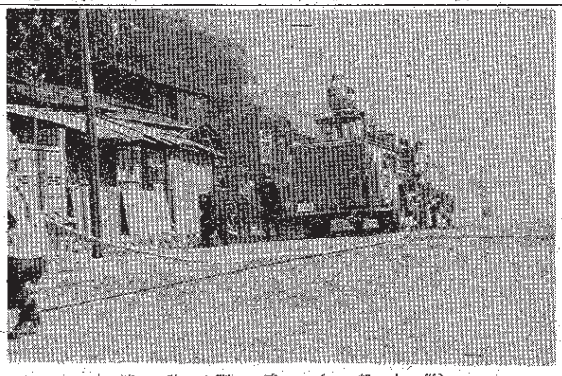

消防訓練（一般火災）

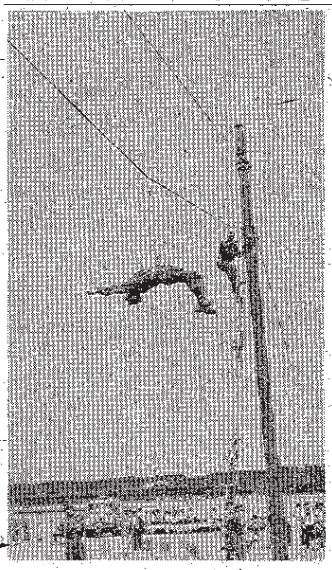

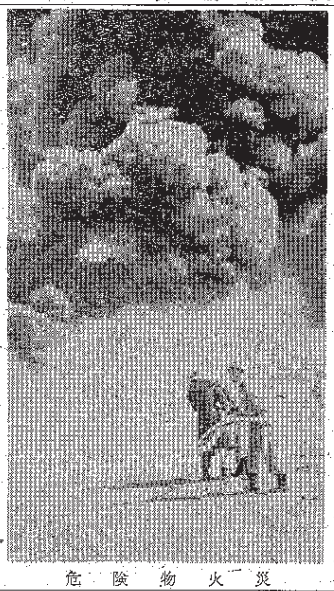

危険物火災

この訓練は災害対策基本法ならびに秋田県防災計画および能代市防災計画に基づき県内防災関係機関関係団体、地域住民の参加による各種訓練を総合的に実施し、非常災害の際適切な行動を確保するとともに関係機関、近接市町村の協力体制を緊密にし、あわせて県民に対する防災思想の普及を図り、もって防災体制の万全を期することを目的として九月一日（防災の日）九時三十分から十五時三十分まで能代市一円で秋田県と能代市主催で実施された。訓練実施の種目は通信連絡、通信復旧、救急搬送、災害救助、避難、炊出し、給水、医療救護、入浴、孤立救出、溺者救出、交通規則、電力復旧、危険物火災、鉄道復旧、対空連絡物資空輸、レインジャー、市内パレード、閉会式。

◉参加協力機関、団体

秋田県警察本部、能代警察署、秋田地方気象台、東北地建能代工事事務所、陸上自衛隊第二一普通科連隊、第六飛行隊東北方面飛行隊、第六補給隊、第六施設隊、秋田県教育委員会、秋田鉄道管理局、秋田電気通信部、東北電力株式会社秋田支店、日本赤十字社秋田県支部、秋田県消防協会、能代市山本郡支部、琴丘町二ツ井町、山本町、藤里町、八竜町、秋田県危険物安全協会、健康保険民生病院、厚生連山本組合総合病院、能代市赤十字奉仕団、能代市連合婦人会、NHK秋田放送局、秋田放送、各報道機関、能代市駐在所町、柳町、第一、第二、第三、鳥町、第一、本町新町、住吉町、鍛冶町の各町内火災予防組合

◉編成

○統監秋田県知事

○副統監秋田県副知事、能代市長

○統監付警察本部長、能代警察署長、地方気象台長、東北地建能代工事事務所長、陸上自衛隊第二十一普通科連隊長、能代市助役、県厚生部長総務部長、土木部長、教育長、能代市教育長、消防協会長、能代市山本郡支部長、水防連合会長、鉄道管理局長、五能線管理所長、電気通信部長、東配秋田支店長能代営業所長、日赤秋田支部長、NHK放送局長、秋田放送社長、危険物安全協会長、琴丘町長、二ツ井町長、八竜町長、藤里町長、峰浜村長。

◉想定

八月三十一日朝九州に上陸した台風〇号は九州を縦断して日本海を北東に進み九月一日早朝にかけて秋田沖西方三百㎞の海上を通過し津軽海峡に達した。このため本県は三十一日夜半から南寄りの風が強まり、一日早朝にかけて沿岸地方で二五～三十m内陸で二〇～二五m の強風が吹き、能代市附近で瞬間最大風速は三二mに達した。台風の通過

※四段につづく

トーハツ消防ポンプ　消防庁検定合格品

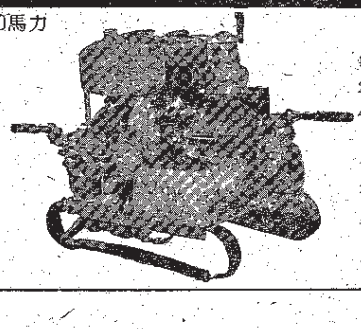

40馬力

10馬力空冷式C1級
20馬力水冷式B3級
40馬力水冷式B2級

御買上はアフターサービスの充実せるカタログ進呈！

ジェットホース　消防用水道用　テトロン

森田式　初田式　各種　消火器　泡沫式　四塩化式　ドライケミカル

森田ポンプ株式会社
総代理店　株式会社　高義商会
電話（川連）61番18番

日本造機株式会社
高義商事株式会社
電話（横手）1180番，1181番

田仲工業所　天王町
鹿角自動車整備KK　花輪町
工藤幸吉商店　秋田市
中央モーター商会　本荘市

修養講座

参禅体験より

消防課　佐沢彦治郎

足の痛さ

左足の外くるぶしが、右足の足首へくい込んでいて突然、「ドンー、ドンー、ドンー、ドンー、ドドド……。」と、苦労である。

出来るものならこのまま足を組んでいたいと思う。

しかし、そうも出来ないので、やっとの思いで足を解く。時間にすればわずか一時間二十分ぐらいであるが、身を正し端坐する一時間二十分という時間は、本当に長い長い時間であった。

昭和三十八年九月十五日から十七日までの三日間、秋田市青潟宗協心会主催の天徳寺（秋田審主佐竹家の菩提寺）における参禅会の時のことである。

講師は、駒沢大学教授福井得元老師である。

私は朝の坐禅に間に合うため、午前三時三十分起床四時に家を出発する。

自転車で新国道を突っ走って、四時三十分に寺へ到着。

小用をすませて、四時三十五分僧堂へ入る。

型どおり合掌礼拝して坐（ざ）。結跏趺坐（右の足を左のももの上にのせ、左の足を右のももの上に置く組み方）である。直ちに体験するであろう足の痛さというものは、度々の経験からおおよその察しはつくが、午前六時までの結跏趺坐はどえらいことになると思う。

しかし、絶体我慢は許されない。如何なる理由も認められない。苦しみのため姿勢が乱れて、何回か警策（棒で叩くこと）を受けようとも、終りの合図があるまで、不退転の決意で坐わらねばならない。

しばらく時は流れる。

誰れやら知らぬが私の両隣りに坐わる者がある。

（するともはや五時近かいな。まもなく開始の合図があるだろう。これから約一時間か……。）もう臨病

突然、「ドンー、ドンー、ドンー、ドンー、ドドド……。」と、坐禅開始の太鼓が打ち鳴らされる。

今一段と姿勢を正しくする。

しかし、足はもうそろそろ痛み出してきた。

（これは大変なことになってきたぞ。と思ってもあとのまつりだ。）

蒙しさをもって名のとおりである。厳密にやったって手心を加えることはない。

警策を携った坊主が影法子のように、音もなくスーと歩いてくる。

思わず、ハッとして我に帰える。

手の具合はよいか。耳と肩の具合いはどうか。目は……。などと、自分で自分に言い聞かせて姿勢を正す。

「一寸坐われば一寸の仏、その坐の姿が即ち仏である。」という。

（仏も、くそもあるもの、俺は足が痛い。）

突然、「バチーン」と堂内の静寂な雰囲気を突き破るような警策の飛ぶ音がする。

（誰れかがやられたな）と思う間もなく、人どとなる。警策を携った僧が自分の付近へ来ると思うとき、合掌する。これは叩いてくれという一種の合図である。

「バアッー」

叩かれた瞬間、その衝撃は痛みたるや、電光石火の如く右肩から入って、胴頭を一直線に通りすぎ、下腹部に衝撃したと思った瞬間、二つに分かれて、一方は尻は、また太鼓、この足の痛みは、どうすりゃいいんだ。）

二ツー、三ツー、四ツー、五ッー、太鼓の打数を数える。「カァーン」、「ドンー、ドンー、……」

堂内の静けさとはうらはらに、私の頭の中は、雑念やら、妄念やら、足の苦痛やらで、ごちゃごちゃ入り乱れて、頭が破裂しそうである。

「坐禅は考えることではない。理窟ではない。自分が自分にする体あたりの修行である。やれば仏と一つ禅であり、誰が坐っても仏である。（禅宗要典、禅の心構えより。）」と、いうが、次から次と一瞬の休みもなく雑念が錯綜してきて、そのために結構貴重な時間が流れて行く。

「たとえ八万四千の雑念が起滅してもとり合うな。」と要典に示されてはいるが、「足の痛さ」に悩れの身となり、今はもう一刻も早く坐禅をやめたい。やめの合図を待つばかり、ただそれだけである。

（もう何時頃かな？そろそろ終りの時間でないのかなあ）

こんなことを思いめぐらすのも、もう我慢もここまでが限界かと思われるくらい足が痛くてたまらないからである。

同時に、尻もいい加減に痛くなってくる。両方のもは苦しくなってくる。

じかし、痛いの、辛らいの、そんな個人のわがままなんか一向お構いなしに。

（えいッ！、めんどうだいっそのこと、警策で思いきりぶんなぐっていただこうか）

自分から進んで、ぶんなぐられる気持ちも出てくる。警策を携った僧が自分の付近へ来ると思うとき、合掌する。これは叩いてくれという一種の合図である。）

「バアッー」

叩かれた瞬間、その衝撃は痛みたるや、電光石火の如く右肩から入って、胴頭を一直線に通りすぎ、下腹部に衝撃荷重を加えて、いずこともなく逃げて行った

（ワハッー、痛い痛い足に、文化生活をしたいためが痛い。ええい!!どうにでもなれ、勝手にしろ！だ？）

結局、太鼓数打、鐘、太鼓、鐘と三回繰り返えされた。

さあー、終りだと思ったら、今度は「カアッー」と木板を木槌で打ち始められた。

「カアッー、カアッー、カン、カン、カン、カン、カカカカカカカカカアッー。」

と、これまた三回繰り返されて、やっと坐禅終了となったのである。

日程によれば、このあと直ちに午前七時まで、老師の提唱である。この間、正坐である。

提唱というのは、早い話しが老師の講義を聴講するということであるが、単に先生が講義をし、また。ことを聴講するのとは大いに趣を異にする。

師は祖師の行履（こうり）を、道訓を説き、老師の言によって祖師の卓越した心的状態を聴く霊水一人ひとりの心中に再現し、心の琴線にふれさせ、自己のものとして味得させるのである。

従って、これまた厳粛な雰囲気を持っているのである。

晩は、午後六時三十分から八時まで提唱、八時から九時まで坐禅、日中は、それぞれ定められた行事をしているのである。

そして、翌日もまた、早朝から同じようなことを繰り返し行なわれ、今回は三日間、専門家の研修を兼ねた参禅会であったのである。

田中忠雄著「禅の人間像」から、永平寺貫主であった北野元峰老師と参禅後の一「死」ということである。

この死の問題について、

「私は信仰の話しを聴くのが大好きで、ことに禅宗と真宗の話しを聞く機会が多いのですが、それについて一つの疑問をいだくようになりました。真宗では、しきりに死後の往生、彼岸の浄土を説くし、禅宗でも死出の旅などといって、しきりに死の問題を主要な問題とします。

ところが、私などは、死

あたかも電気療法を受けた感があった警策の効果も、やっぱりの数秒の間だけであった。

（俺は一体何んのために朝早くからこんなことをしているんだ？。なんのために？）

「名聞利養のためでもなく、霊験果報を願うためでもない。何物かを期待する一切の心を振り捨てた坐禅でなければならぬ。」（禅宗要典より）

表面上は、あくまでも、静かな時が流れている。

足が痛ければ痛いほど、今日ここへ来たことがうらめしく思ってきた。

一灯の明りもないもの淋しい道を、でこぼこした暗みの多い道を、うっかり走っていると自転車のハンドル図を待つばかり、ただそれだけである。

ガタガタガタガタこわれそうな乾電池を頼りに走り、たどり着いて坐ってみるとこの足の痛さである。

「あなたは変り者だ。」という変の言葉が浮んでくる。私は完全に雑念のとりこになったまま貴重な時間を費いやした。

やがて、「ドンー、ドンー、」と太鼓の音。

（あゝ、あゝ終りだ。終りの太鼓だ。とにかく、中味はどうあれ、俺は結跏趺坐で、一時間二十分に坐った。早く太鼓が鳴り終れば、いい。俺はあと三十秒、いやいや十秒だってこのまじゃあ容易でないぞ。）心中甚だ穏やかでない。

ところが、その太鼓の打ち方たるや、何んと一打の余韻が無くなったところで「ドンー」と次を打つのである。その間の長いこと、五回も打ったたるあるか。次に「カァーン」と鐘の音。この鐘で終りかな、と思った矢先き「ドンー」と太鼓ときた。（ありゃ！）

（あゝ、あゝ終りの太鼓、この足の痛みは、どうすりゃいいんだ。）

二ツー、三ツー、四ツー、五ッー、太鼓の打数を数える。「カァーン」、「ドンー、……」

というような将来のことよりも、まず第一に現在のパンの問題が大切です。遠い将来のことは、衣食足って余裕のある人の問題です。多くの庶民にとっては、さしあたって現在をどう生きるか、つまり死よりも生の問題が先決じゃないでしょうか。

「現に、私の急切に求めているのも、死の問題の解決ではありません。

私は、最近、親友と意見が衝突し、非常な侮辱を受け、心のなかが煮えくりかえっております。

当面の人間関係の葛藤をどう処理するか、これが私のさし当っての問題です。

これにくらべたら死の問題なんかどこか遠方のことのように思われ、従って、そんな茶飯は人の心をひきつける力がないような気がします。」

老師「一理がある。」という。

「法の言うことにも理窟はある。」

しかし、じゃからといって死の問題をよけて通ることは、仏教者、ことに禅者にはできない相談だよ。それがいやなら、お前さんは決して仏教者ではない。

断じて外道である。以後、仏教が大好きだなどと言わぬがよい。

今の人は、死の問題よりも、パンの問題に苦しんでいるというが、そんなに苦労してパンを求めるのは、いったい、なんのためか、言うてごらん。」

官吏「ハイッ。それはパンがないと、わが身のみならず、妻子が餓死するからでございます。」

老師「そこ、みたことか、やっぱり、死が恐ろしいからのことよ。

それにお前さんは、本来の友人に侮辱されて憤慨に堪えぬそうじゃが、侮辱されるのがなんで苦しい。言うてごらん。」

官吏「ハイッ。それは人に軽ろんぜられるからでございます。」

老師「人に軽ろんぜられるのが、なんで苦しい。」

官吏「ハイッ。それは人に、どのようにして日目を迎え日目を送ったのであろう、ここに、非常にすぐれた回答がある。

道元の流れをくむ大智禅師というお方は、この生死の謎を解くのが禅だと、懇切に説かれたのである。

この問題から志を立てて発心し、ついに生死の問題を解き得た禅者は、いったい、どのようにして日目を迎え日目を送ったのであろう、ここに、非常にすぐれた回答がある。

一時の仮りの右往左往である。

師の言葉は、ごく最近の精神分析や心理学の学者及びジャーナリストが言い出したものと思っていたら、あにはからんや、三十年ばかり昔、禅の老僧が使い出した言葉であった。

ここに元峰老師に声援して、私は一切の人生の大事が死の問題に深くつながるということを付け加えておこう。（中略）この大事を了してからでなくては、銭にもうけも、商売も、事業も、政治も、文学も、恋愛も、結婚も、教育も、ことごとく、意味薄弱となり、みんな一時のごまかしとなる。

田中忠雄先生は、この話を紹介して後に次のように言っている。

「現代病」という言葉は、ごく最近の精神分析や心理学の学者及びジャーナリストが言い出したものと思っていたら、あにはからんや、三十年ばかり昔、禅の老僧が使い出した言葉であった。

ここに元峰老師に声援して、私は一切の人生の大事が死の問題に深くつながるということを付け加えておこう。（中略）この大事を了してからでなくては、銭にもうけも、商売も、事業も、政治も、文学も、恋愛も、結婚も、教育も、ことごとく、意味薄弱となり、みんな一時のごまかしとなる。

一時の仮りの右往左往である。

道元の流れをくむ大智禅師というお方は、この生死の謎を解くのが禅だと、懇切に説かれたのである。

この問題から志を立てて発心し、ついに生死の問題を解き得た禅者は、いったい、どのようにして日目を迎え日目を送ったのであろう、ここに、非常にすぐれた回答がある。

時代とともに進歩する

日本機械消防車　秋田県代理店

消防幷天・消防刺子・消防用品一式

工藤幸吉商店

営業所　秋田市旭北錦町1-07　TEL2—3178

工　場　秋田市濁川字家の前102　TEL2—8002

秋田県消防協会推奨

（ポーロー・プラスチック・新製品ガス繊維）

家庭用　ダイヤ消火器　ダイヤ標識（消防，危険物，安全）

各種消火器（日本ドライ，ヤマト）　避難具，タンカ，発煙筒，アルミ服

桜ファイヤーホース・日織タイゴンホース　その他消防用品一式

東洋防災販売（株）秋田県防災センター

秋田市保戸野鉄砲町1—34

TEL 秋田(8)8957

「日日是好日」というのがそれだ。この言葉は、禅門の大英傑、雲門文偃（うんもんぶんえん）（雲門宗の開祖）の発言である。

他人の口真似をしたのではない。彼みずからの、いのちの奥底から出てきた独創の一語である。そうして世世これを継ぎ伝えて千年後の今日、わが日本にまでも広まっているのである。

以上のようなわけである。禅の体験を通じて考えさせられることは、足の痛いのもつらいちの一つであるが、もっと、もっとつらいのは、実行の責任なくしての発言は絶対許されないということである。

発言者は、老師（役所でいった分部長、課長級という意味）・禅師（知事、銀谷副会長、佐藤理事長、永井、中山、中田、伊藤、係員、係長・補佐級）・雲水（一般職員）である。

山協理事、斎藤監事、赤務局、保坂主事、立花主事。

会長挨拶のあと議事に入り、両大臣、消防庁長官、日本消防協会長が陳情した。

第七号議案消防団員の災害補償について

これは消防組織法と消防団員等公務災害補償等共済基金法の中に入れてもらうよう自治、大蔵両大臣、消防庁長官、消防団員公務災害等共済基金理事長、衆参両院議長、地方行政委員長、日本消防協会長に陳情する。

第八号議案消防費ゆう金交給条例の推進について

は秋田県知事、県議会議長市長会長、町村会長並びに市長会長に陳情する。

第九号議案消防団員の報酬および手当の引上げについては関係市町村長宛陳情する。

第十号議案防災思想の徹底について

は会長から団長宛通牒し、決意を新ったにする共に消防団員の門札を協会があっせんをすることに決定した。

これらの陳情文は事務局一任するが、陳情団人員は会長に一任と決定した。

次に消防育英会の提出金

九月二十三日午後一時から荘市出戸町大曲下安楽温泉において開催された。

山本会長、渡部、佐藤、佐藤理事長、永井、中山、中田、伊藤、斎藤監事、赤務局、保坂主事、立花主事。

会長挨拶のあと議事に入り、両大臣、消防庁長官、日本消防協会長が陳情した。先ず佐藤理事長から先般湯沢市で行われた第二十回全県消防大会における決議事項の処理について如何するやの協議に入った。

第一議案、財団法人秋田県消防協会寄附行為の一部改正について

第二議案、財団法人秋田消防庁長官、消防団員公務災害等共済基金理事長、衆参両院議長、地方行政委員長、日本消防協会長に陳情する。

第三号議案消防力の強化

第四号議案消防施設整備費庫補助金については自治、大蔵両大臣、消防庁長官、日本消防協会長宛陳情する。

第五号議案町村消防団常備部設置に対する国の財源

第六号議案消防施設に対する県費補助の拡大について

は秋田県知事、議会議長宛陳情する。

第七号議案消防団員の災害補償について

第八号議案消防費ゆう金交給条例の推進について

は秋田県知事、県議会議長市長会長、町村会長並びに市長会長に陳情する。

第九号議案消防団員の報酬および手当の引上げについては関係市町村長宛陳情する。

第十号議案防災思想の徹底について

は会長から団長宛通牒し、決意を新ったにする共に消防団員の門札を協会があっせんをすることに決定した。

これらの陳情文は事務局一任するが、陳情団人員は会長に一任と決定した。

次に消防育英会の提出金

理事会開催される！

財団法人消防育英会設立要綱

1. 設立の目的

消防団員及び消防職員並びに消防協力者であって公務中又は消防作業中に死亡し又は未具廃疾となった者の子弟で経済的理由により修学困難な者に対する学資の給与その他育英上必要な事業を行うため財団法人消防育英会を設立する。

2. 育英会の組織

(1) 役員として理事六人以上八人以内（うち理事長一人）監事二人を置く。

(2) 理事長は理事の互選とする。

(3) 理事は日本消防協会会長、全国消防長会長、消防庁次長、その他学識経験者とする。

(4) 理事長の諮問機関として評議員十人以上十五人以内を置く。

(5) 事務所は日本消防協会内に置く。

3. 育英会の事業

(1) 大学又は高等専門学校の四年もしくは五年の学年に在学する者に対する学資金の給与。

月額三、〇〇〇円―五、〇〇〇円

(2) 高等学校若しくは特殊学校高等部又は高等専門学校の三年以下の学年に在学する者に対する学資金の給与

月額二、〇〇〇円―三、〇〇〇円

(3) 中学校又は特殊学校中学部及び小学部に在学する者に対する学用品購入費の支給。

月額一、〇〇〇円

(4) 小学校に在学する者に対する学用品購入費の支給。

月額一、〇〇〇円

4. 所要資金

(1) 年間約三、〇〇〇万円（受給対象者数合計約一、一〇〇人）

(2) 拠出金

発足時に消防団員一人あたり二〇円及び消防職員一人あたり平均二〇〇円―二五〇円程度拠出する。

(3) 法人及び個人より広く募金を行う。

5. 設立手続の予定

(1) 設立発起人会七月二十七日

(2) 法人設立の許可及び登記八月。

(3) 給付事務開始昭和四十三年一月。

財団法人消防育英会設立発起人名簿

(1) 開場　〇、〇〇　10.00
(2) 着席　10.00
(3) 天皇、皇后両陛下奉迎　10.15
(4) 天皇、皇后両陛下御臨席　10.25
(5) 開式　10.30
(6) 開式の辞消防庁長官　10.30―10.35
(7)式辞自治大臣　10.35―10.45
(8) 祝辞内閣総理大臣　10.45―10.50
衆議院議長　10.50―10.55
参議院議長　10.55―10.58
(9) 消防功労者表彰伝達自治大臣　10.58―11.〇
(10) 天皇陛下おことば　11.〇―11.〇
(11) お礼言上自治大臣　11.〇―11.〇
(12) 皇寿万才　11.〇―11.〇
(13) 天皇、皇后両陛下御退場　11.〇―11.〇
◎消防庁長官表彰　11.〇―11.〇
◎日本消防協会長表彰　11.〇―11.〇
◎全国消防長会長表彰　11.〇―11.〇
◎全国消防庁次長　11.〇―11.〇
(14) 消防功労者表彰　11.〇―11.〇
(15) 閉式の辞消防庁次長　11.〇―11.〇
(16) 余興　11.〇―11.〇

次に秋の無火災県民運動強調週間の実施期日について昨年は十一月四日―十日までの一週間実施していたが本年は全国と同じの十一月二十六日から十二月二日まで冬期の火気取扱状況を査察して無火災の万全を期することになった。

次に貸事務室の賃貸契約については事務局一任と決定した。次に報告事項は日本消防協会の定期表彰について昨年は九月十四日内申方通知しましたが表彰の割当数は前年のとおり表彰状一年頭授二、功績章六、精勤章二〇永年勤続章は該当者全員であります。尚、切期日は十月二十日協会に必着するようお願いします。

いづれにしても理事会を開催して決定上申致します。

以上で本日の理事会の議案は全部審議を終りました。これから兼平新消防学校長をお招きして居ります。の歓迎会を催します。

会議終了午後三時三十分

消防放談 (14)

放水生

1 幽霊の正体見たり枯尾花

寝つかれない夏の夜なら、とにも角、新涼快適の候というべき秋の陣き朝まだきの出来である。時は九月十二日午前三時五十分。

新興住宅街の牛島東六丁目、ママさん消防である。この団地である。住宅は疎らうち第八分団の海士剣地であるが、平和な静かな団地である。突如十八才位の女子の奴が大変だ父さん／／と呼び起す。何事かと問えば、今外で女の声で「助けて！」と二回叫んだ上高屋、中窓屋の婦人たちも三十四年消防分団としていで大火となる。各市町村の当局は、ややもすると消防おりながら通報が遅れ消防署の望楼勤務が長い時は火元や付近の人が先ず火災の大きくなるまで冬期の火気取扱状況を査察して無火災の万全を期する。

次に貸事務室の賃貸契約については事務局一任と決定した。次に報告事項は日本消防協会の定期表彰について昨年は九月十四日内申方通知しましたが表彰の割当数は前年のとおり表彰状一年頭授二、功績章六、精勤章二〇永年勤続章は該当者全員であります。尚、切期日は十月二十日協会に必着するようお願いします。

いづれにしても理事会を開催して決定上申致します。

以上で本日の理事会の議案は全部審議を終りました。これから兼平新消防学校長をお招きして居ります。の歓迎会を催します。

会議終了午後三時三十分

風速が強く湿度が低下したという気象条件の悪るい時に発生した火災は、最初も火元は全焼するが、発見が遅れ火災現場で防ぎよ活動が適切でなかったとするならば、延焼火災となるから、延焼火災の責任は免れない。

警報を発令し、住民に火災予防を喚起せしめると同時に、万全の警備体制を採るに、万全の警備体制を採るのであるが、ややもすると（ポンプが有効に使用されない火災現場での住民はあり、必ずしも妥当だといきれないが、消防車が途中で交通事故を起したとか、故障を起して使えなかった。簡先から水が出なかった。近隣の住民の責任

(1) 火災を折角早く発見して消防署に通報しても、(2) 施設上の原因によるもの

市街地、密集地域の形態に比較して消防部隊が進入困難とか、道路が狭隘のため消防活動、延焼されるし、消防用水利が少い、通信設備が完備されていない。と一方住水したため他への延焼拡大等の事実があればこれも消防機関の責任である。

(4) 住民の責任

(イ) 火災を折角早く発見して通報しても、(ロ) 付近の住民が火勢に気付かず、(ハ) 予期しない場外に危険物が多量に貯蔵されていたため、これに延焼すれば消防隊の放水を妨害し、(ニ) 火災につきものの飛火警戒は火災が大きくなるにつれ大きくなるに従って消防隊の実施が困難になるから、特に警戒は住民がありたい。

(3) 消防機関の責任

(イ) 消防機関に配置されているポンプや機材は、何時如何なる場合でも有効に使用されるべきであるが、消防機関は何時でも失敗しないように常に住民の協力が必要である。又協力を得るためには予防査察や火の元検査や火災座談会等で住民に接触して住民の良き相談相手となり、消防一体の実をあげなければ効果が挙らない。

以上を総合すると小火の時はそれほどでもないが一旦火災が大きくなると必ず消防が非難の的に立たされるのが常である。若し住民が消防機関の協力を得るためには常時訓練が必要であり、常に住民の協力を得るために、(ロ) 通信施設の完備しない、(ハ) 発見の遅れ、(ニ) 火災予防の不足、(ホ) 消防署の望楼発見機関は常時訓練を必要とし、(ヘ) 消防隊の活動は適切に行われなければならない。

1 大火になる原因

(イ) 通信施設の完備しない、(ロ) 発見の遅れ

本県における大火は、火の手が上ってから出動ということは、火災は減少し生じたことを消防機関は常に肝に銘じて消防行政を行わねばならない。

2 ママさん"がんばれ!!

さきに消防放談(9)号に西目村消防団第八分団の女子団員について発表したが本年九月二日読売新聞東北版に四段抜きの活字で七年間も無火災西目村の婦人消防の見出しで写真入りの記事が掲載されている。乃ち

この体制下発生する火災がいきの悪い地域に発生し勝である。

3 大火災の要因!!

一寸大きな火災が発生すると消防機関の全責任とされることが前提である。中小都市では一台の故障は、消防力の三分の一は弱化される。

(イ) 消防施設の強化は出来ない。秋田市では五・三％の活動の放棄である。

(ロ) 予算の半分の一〇六、〇〇〇円という数字が賜られた。今や男女同権の強化はひとり消防業務の強化はひとり消防業務の実施が困難になるから、特に警戒は住民がありたい。

(ハ) 火災に対処するには事前に完全な備えを必要とする。

(ニ) 付近の住民が火勢に気付かず、(ホ) 予期しない場外に危険物が多量に貯蔵されていたため、これに延焼すれば消防隊の放水を妨害し、(ヘ) 火災警戒は住民がありたい。

以上を総合すると小火の時はそれほどでもないが一旦火災が大きくなると必ず消防が非難の的に立たされるのが常である。若し住民が消防機関の協力を得るためには常時訓練が必要であり、常に住民の協力を得るために、(ロ) 通信施設の完備しない、(ハ) 発見の遅れ、(ニ) 火災予防の不足、(ホ) 消防署の望楼発見機関は常時訓練を必要とし、(ヘ) 消防隊の活動は適切に行われなければならない。

4 大火になる原因

(イ) 通信施設の完備しない、(ロ) 発見の遅れ

本県における大火は、火の手が上ってから出動ということは、火災は減少し生じたことを消防機関は常に肝に銘じて消防行政を行わねばならない。

4 大火の責任

(イ) 火災を折角早く発見して通報しても、(ロ) 付近の住民が火勢に気付かず、(ハ) 予期しない場外に危険物が多量に貯蔵されていたため、これに延焼すれば消防隊の放水を妨害し、(ニ) 火災につきものの飛火警戒は火災が大きくなるにつれ大きくなるに従って消防隊の実施が困難になるから、特に警戒は住民がありたい。

以上を総合すると小火の時はそれほどでもないが一旦火災が大きくなると必ず消防が非難の的に立たされるのが常である。若し住民が消防機関の協力を得るためには常時訓練が必要であり、常に住民の協力を得るために、(ロ) 通信施設の完備しない、(ハ) 発見の遅れ、(ニ) 火災予防の不足、(ホ) 消防署の望楼発見機関は常時訓練を必要とし、(ヘ) 消防隊の活動は適切に行われなければならない。

4 大火になる原因

(イ) 通信施設の完備しない、(ロ) 発見の遅れ

本県における大火は、火の手が上ってから出動ということは、火災は減少し生じたことを消防機関は常に肝に銘じて消防行政を行わねばならない。

毎月25日発行
消防秋田
定価 1部 10円
秋田市中亜4丁目3の23
発行所 秋田県消防協会
発行責任者 斎藤定治
秋田市南大町二丁目4の21
印刷 ㈱太陽印刷株式会社
電話(八)8884

消防育英会設立と奨学規程について!!

消防職員または消防団員が公務により死亡し、または不具廃疾となった場合および民間人が消防活動に従事しまたは協力したため、災害を受けて死亡し、または不具廃疾となった場合において、給与されたる奨学金品について昭和四三年一月一日から実施される。次に財団法人消防育英会寄付行為と奨学規定が発表されたので次に記す。

財団法人消防育英会寄付行為

第一章　総則

(名称)

第一条　この法人は財団法人消防育英会という。

(事務所)

第二条　この法人は事務所を東京都港区芝西久保明舟町一八番地財団法人日本消防協会内におく。

第二章　目的および事業

(目的)

第三条　この法人は、国民が消防活動に従事し、または協力したため災害を受けて死亡し、または不具廃疾となった場合、および消防職員または消防団員が公務により死亡した場合において被災者の子弟が品行方正、学術優良、身体健康でありながら、経済的理由により修学困難なとき、それらの子弟に対する学費給与その他育英上必要な事業を行なうことを目的とする。

(事業)

第四条　この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

(1)学費の給与または貸与

(2)修学上必要な学用品の購入費の給付

(3)その他前条の目的を達成するために必要な事業

第三章　資産および会計

(資産の構成)

第五条　この法人の資産は次のとおりとする。

(1)財団法人日本消防協会の寄付に かかる別紙財産目録記載の財産

(2)寄付金品

(3)資産から生ずる果実

(4)その他の収入

(資産の種別)

第六条　この法人の資産はこれを分けて基本財産および運用財産の二種とする。

2 基本財産は、別紙財産目録のうち、基本財産の部に記載する資産および将来基本財産に編入される資産で構成する。

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

4 前二項の決定する場合において寄付者の指定があるる寄付金品については、その指定に従う。

(資産の管理)

第七条　この法人の資産は理事会の議決によって確実な有価証券を購入したり郵便局の定期預金もしくは銀行の定期預金とし、もしくは確実な信託銀行に信託して理事長が保管する。

(資産の処分)

第八条　基本財産は処分しまたは担保に供してはならない。ただしこの法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の議決を経、かつ文部大臣および自治大臣の第三条　収支予算で定める借用財産は、第一条の目的に供し処分することができる。

(経費の支弁)

第九条　この法人の事業遂行に要する経費は資産から生ずる果実その他の運用財産で支弁する。

(事業計画および収支予算)

第一〇条　この法人の事業計画およびこれに伴なう収支予算は、理事長が編成し、理事会の議決を経て毎会計年度の開始前に文部大臣および自治大臣に届け出なければならない。

2 事業計画および収支予算を変更した場合は、速やかに文部大臣および自治大臣に届け出なければならない。

(会計年度)

第一四条　この法人の会計年度は毎年四月一日に始まり、翌年三月三一日に終る。

(役員、評議員、顧問および職員)

第一四条　役員、評議員、顧問および職員の種別および員数)

(1)理事六人以上八人以内のうち理事長一人、常務理事一人

(2)監事二人

(役員の選任および兼任禁止)

第一六条　理事は財団法人日本消防協会の会長の職にある者および全国消防長会の会長の職にある者を充てるほか、学識経験のある者の中から評議員会でこれを選任する。

2 理事長および常務理事は理事の互選とする。

3 監事は評議員会でこれを選任する。

4 理事および監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の職務権限)

第一七条　理事長は、この法人の事務を総理し、この法人を代表する。

2 理事長に事故あるとき、またはけたときは、あらかじめ理事長が指名する理事がその職務を代行する。

3 常務理事は理事長を補佐し理事会の議決に基づき日常の事務に従事する。

4 理事は、理事会を組織しこの法人の業務を議決し執行する。

5 監事は、民法第五九条の職務を行なう。

(役員の任期等)

第一八条　この法人の役員および自治大臣に届け出なければならない。借入金をもって償還する一時借入金を除く)についても同様とする。

2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3 役員はその任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行なう。

4 役員は、この法人の役員としてふさわしくない行為のあった場合または特別の事情のある場合にはその任期中であっても評決。

(評議員定数、選任、任期および解任)

第一九条　この法人には、評議員一〇人以上一五人以内をおく。

2 評議員は、この法人の事業に理解を有する者の中から理事会でこれを選任し理事長が委嘱する。

3 評議員は役員以外の者から選任しなければならない。

4 評議員には前条の規定を準用する。この場合において「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第二〇条　評議員は評議員会を組織し、この寄付行為に定める事項のほか、理事長の諮問に応じ意見を述べる。

(顧問)

第二一条　この法人に顧問若干人をおくことができる。

2 顧問は理事長に意見を述べる。

(職員)

第二二条　この法人の事務を処理するため事務局長その他の職員をおく。

2 職員は、理事長が任免する。

第五章　会議

(理事会の招集)

第二三条　理事会は毎年二回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合または理事現在数の三分の一以上から会議の目的事項を示して請求のあったときは、理事長は遅滞なく臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会を招集するには各理事に対し、会議の議題ならびにその日時および場所を示して、会議の五日前までに到着するように文書をもって通知しなければならない。ただし緊急を要する場合にはこの限りでない。

3 会議の議長は理事長とする。

(理事会の定足数および議決)

第二四条　理事会は理事現在数の三分の二以上が出席しなければ会議を開きまたは議決をすることができない。

2 理事会の議事は、この寄付行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(諮問事項)

第二五条　次に掲げる事項については理事会はあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

(1)事業計画および収支予算

(2)事業報告および収支決算

(3)奨学規程の制定および変更

(4)その他この法人の業務に関する重要事項で理事長が必要と認めた事項

(委任)

第二六条　前条に定めるもののほか、この寄付行為の施行について必要な細則は理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

2 付則

この法人の設立当初の役員は、第一六条の規定にかかわらず次のとおりとする。

理事長　伊能芳雄

理事　川合武

〃　澄川清

〃　上川泰

〃　井丙午

〃　山田義郎

〃　屋河内農夫

〃　鈴木璞二

(常務理事)

理事　上川泰

〃　井丙午

〃　山田義郎

〃　屋河内農夫

〃　鈴木璞二

監事　鈴木璞二

財団法人消防育英会奨学規程

(目的)

第一条　この規程は財団法人消防育英会寄付行為第四条第一号および第二号の事業を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(事業の対象者)

第二条　本会の事業の対象となる者(以下「奨学生」という)は、消防活動に従事し、又は協力した者(以下「一般協力者」という)および消防団員(奨学の内容)

第三条　奨学の内容は次のとおりとする。

(1)大学、短期大学、高等学校または高等専門学校に在学する奨学生および盲学校、聾学校または養護学校(以下「特殊学校」という)の高等部に在学する奨学生に学資金を給与する。

(2)前号に掲げる学校以外の学校に在学する奨学生には学用品の購入費を支給する。

(奨学給付の期間および額)

第四条　学資金の給与または学用品の購入費の支給(以下「奨学給付」という)の期間は、正規の最短修業期間中における奨学給付の額は次のとおりとする。

(1)大学または高等専門学校4年もしくは5年の学年に在学する奨学生

ア 学資金の支弁が著しく困難な奨学生

月額五千円の学資金

イ その他の奨学生

月額三千円の学資金

(2)高等学校若しくは特殊学校高等部または高等専門学校3年以下の学年に在学する奨学生

ア 学資金の支弁が著しく困難な奨学生

月額三千円の学資金

イ その他の奨学生

月額二千円の学資金

(3)中学校または特殊中学部及び小学部に在学する奨学生

月額千円の学用品の購入費

(4)小学校に在学する奨学生

月額五百円の学用品の購入費

(奨学生願書等の提出)

第五条　奨学生志望者は本会の奨学願書に在学学校長の推せん書および在学証明書ならびに被災者の子弟であることを証明するに足りる資料を添えて提出するものとする。

2 ただし奨学生志願者が大学、高等学校または高等専門学校以外の学校に在学する者である場合にはこれらの申請に必要な書類の提出は、その者の父母その他その者を実上保護している者(以下「保護者」という)が行なうものとする。

(奨学生の採用)

第六条　奨学生の採用は奨学生選考委員会の選考を経て理事長が決定し、その結果を奨学生志望者(奨学生志望者が前条ただし書の規定に該当する場合はその保護者)に通知する。

2 前項の規定は、第12条に規定する奨学給付の休止および停止、第13条に規定する奨学給付の復活および第14条に規定する奨学給付の廃止の決定を行なう場合に準用する。

(奨学生選考委員会の組織)

第七条　奨学生選考委員会は委員5人で組織する。

2 委員は、この法人の理事の中から、4人は学識経験者の中から理事会の議決に基づき理事長が委嘱する。

3 委員のうち1名を委員長とし、委員の互選により選任する。

4 委員長は、選考委員会を代表し、議長としての職務を行なう。

5 委員会の議決は、三分の二以上の委員が出席し、出席委員の三分の二以上の賛成がなければ成立しない。

消防被服、帽子、手袋、タオル、団旗、幕
寺田染工場
電話(横手)二三一四
秋田県横手市清川町
▼申込みは当工場又は秋田県消防協会へ▲

6 前項の規定にかかわらず、あらかじめ委員の全員の承諾があった場合は、書面により議決することができる。この場合において、当該議事について全委員の三分の二以上の委員の賛成がなければ議決は成立しない。

7 委員の任期は二年とする。ただし再任を妨げない。

8 補欠により選任された委員の任期は、前任者の残任者の期間とする。

（奨学給付の方法）

第八条　奨学給付は年一定日に行なうものとし、特別の事情があるときは二カ月分以上の給付をあわせて行なうことができる。

2 学資金の給付は、直接奨学生（特殊学校高等部に在学する奨学生を除く。）に送金して行うものとし学用品の購入費の支給および特殊学校高等部に在学する奨学生に対する学資金の給与は、保護者に送付または送金して行なうものとする。

（学資金受領書等の提出）

第九条　奨学給付を受けた場合には、奨学生または保護者（奨学生が第五条ただし書の規定に該当する場合に限る。以下同じ。）はただちに学資金受領書および学用品購入費受領書を提出しなければならない。

（学業成績および生活状況の報告）

第十条　奨学生または保護者は、毎年度末学業成績表および生活状況報告書を理事長あて提出しなければならない。

（異動届出）

第十一条　奨学生または保護者は、次の各号の一に該当する場合は、ただちに本会に届け出なければならない。

(1) 休学、復学または退学したとき。

(2) 停学その他の処分を受けたとき。

(3) 保護者を変更したとき。

(4) 奨学生または保護者の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。

（奨学給付の休止）

第十二条　奨学生が休学しまたは長期にわたって欠席したときは、奨学給付を休止する。

2 奨学生の学業または性行などの状況により指導上必要があると認めたときは奨学給付を停止することがある。

（奨学給与の復活）

第十三条　前条の規定により奨学給付を休止または停止された者が、その理由が止み、証明資料を添えて願い出たときは、奨学給付を復活することがある。

（奨学給付の廃止）

第十四条　奨学生が次の各号の一に該当すると認められるときは在学学校長の意見を徴して奨学給付を廃止することがある。

(1) 傷い疾病などのために成業の見込みがなくなったとき。

(2) 学業成績または操行が不良となったとき。

(3) 奨学給付を必要としない理由が生じたとき。

(4) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき。

(5) 在学学校で処分を受けて学籍を失なったとき。

（奨学給付の辞退）

第十五条　奨学生または保護者は、いつでも奨学給付の辞退を申し出ることができる。

（進学または転学の届出）

第十六条　奨学生が進学または転学したときは奨学生または保護者は在学証明書を添えてただちに届け出なければならない。

（死亡の届出）

第十七条　奨学生が死亡したときは、その父母、兄姉または保護者若しくは合これに代わる者は、ただちに届け出なければならない。

（実施細目）

第十八条　この規程の実施について必要な事項は別に理事長が定める。

附　則

この規程は昭和四三年一月一日から実施する。

非常勤消防団員の災害補償改正される

九月七日交付四月一日に遡及適用

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内閣は消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）に対する予告で第一項第三十二年法律第二百二十六号）に対する予告で第一項第三号、第十五条の七、消防法（昭和二十二年法律第百八十六号）第三十六条の二並びに水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第六条の二及び第二十四条の規定に基づきこの政令を制定する。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令を次のように改める。

第二条第二項第二号中「第三十五条の七」に「七百円」を「千円」に、「千三百」に「千円」を「千八百円」に改め、同条第三項中「第一号に該当する者」を「第一号に該当する者については二十円」を「第一号に該当する者については三十三円」に改める。

第四条第二項及び第三項中「市町村」の下に「若しくは都道府県」を「市町村長」の下に「都道府県知事」に改める。

第八条第一項第一号及び第三号中「六十歳」を「五十五歳」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。

第八条の三第一項第六号中「六十歳」を「五十五歳」に改める。第八条の四第二項中「第一項」を「第一項第二項」に「支給が停止された場合」を「支給が停止され、又は前項の規定によりその停止が解除された場合」に改める。

第九条の三第二項中「前項」を「第一項」に「支給が停止された月」を「支給が停止された月の翌月」に改め、同項を同条第三項とし同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により遺族補償年金の支給を停止された遺族は、いつでもその支給の停止の解除を申請することができる。

第九条に次の一項を加える。

3 非常勤消防団員が遺言又は（昭和四十二年法律第百二十一号）第三十八条及び及び葬祭補償（適用日から第九条の二第一項）に改める。

第六条第三項中「第八条及び第九条」を「第九条及び第九条の二第一項」に改める。

別表第一　補償基礎額表中

一、二五〇円	一、二五〇	一、二五〇	一、二五〇円	一、二五〇円	一、二五〇円	一、二五〇円	一、二五〇円	一、二五〇円
一、〇四〇	一、〇四〇	一、〇四〇	一、〇四〇	一、〇四〇	一、〇四〇	一、〇四〇	一、〇四〇	一、〇四〇
一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇
九六〇	九六〇	九六〇	九六〇	九六〇	九六〇	九六〇	九六〇	九六〇
九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇
一、六〇〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円
一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇
一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇

遺族補償一時金の額の算定は遺族補償一時金の額について準用する。

2 第八条の二第二項の規定第六条　当分の間新令第九条の三第一項の遺族補償一時金の額は、補償基礎額の四百倍に相当する額に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た額（新令第九条の二第一号の場合にあつてはその額からすでに支給されたる遺族補償年金の額の合計額を控除した額）とする。

(一) 一新令第九条第三号に該当する者（次号に掲げる者を除く）百分の百

(二) 新令第九条第一項第三号に該当する者のうち、非常勤消防団員等の死亡の当時十八歳未満若しくは五十五歳以上の三親等内の親族又は新令第八条第一項第四号に定める廃疾の状態にある遺族補償年金三親等内の親族百分の百七十五

(三) 新令第九条第一項第一号に該当する者百分の二百五十

(四) 新令第九条第一項第二号に該当する者百分の百

(五) 新令第九条第一項第三号に該当する者百分の二百五十

(六) 新令第九条第一項第四号に該当する者百分の百

(七) 新令第九条第一項第五号に該当する者百分の百

(八) 新令第九条第一項第六号に該当する者百分の百

(九) 新令第九条第一項第七号に該当する者百分の百

(十) 新令第九条第一項第八号に該当する者百分の百

(十一) 新令第九条第一項第九号に該当する者百分の百

(十二) 新令第九条第一項第十号に該当する者百分の百

(十三) 新令第九条第一項第十一号に該当する者百分の百

(十四) 新令第九条第一項第十二号に該当する者百分の百

(十五) 新令第九条第一項第十三号に該当する者百分の百

(十六) 新令第九条第一項第十四号に該当する者百分の百

(十七) 新令第九条第一項第十五号に該当する者百分の百

(十八) 新令第九条第一項第十六号に該当する者百分の百

(十九) 新令第九条第一項第十七号に該当する者百分の百

(二十) 新令第九条第一項第十八号に該当する者百分の百

(二十一) 新令第九条第一項第十九号に該当する者百分の百

(二十二) 新令第九条第一項第二十号に該当する者百分の百

(二十三) 新令第九条第一項第二十一号に該当する者百分の百

(二十四) 新令第九条第一項第二十二号に該当する者百分の百

(二十五) 新令第九条第一項第二十三号に該当する者百分の百

(二十六) 新令第九条第一項第二十四号に該当する者百分の百

(二十七) 新令第九条第一項第二十五号に該当する者百分の百

(二十八) 新令第九条第一項第二十六号に該当する者百分の百

(二十九) 新令第九条第一項第二十七号に該当する者百分の百

(三十) 新令第九条第一項第二十八号に該当する者百分の百

(三十一) 新令第九条第一項第二十九号に該当する者百分の百

(三十二) 新令第九条第一項第三十号に該当する者百分の百

(三十三) 新令第九条第一項第三十一号に該当する者百分の百

(三十四) 新令第九条第一項第三十二号に該当する者百分の百

(三十五) 新令第九条第一項第三十三号に該当する者百分の百

(三十六) 新令第九条第一項第三十四号に該当する者百分の百

(三十七) 新令第九条第一項第三十五号に該当する者百分の百

(三十八) 新令第九条第一項第三十六号に該当する者百分の百

(三十九) 新令第九条第一項第三十七号に該当する者百分の百

(四十) 新令第九条第一項第三十八号に該当する者百分の百

(四十一) 新令第九条第一項第三十九号に該当する者百分の百

(四十二) 新令第九条第一項第四十号に該当する者百分の百

(四十三) 新令第九条第一項第四十一号に該当する者百分の百

(四十四) 新令第九条第一項第四十二号に該当する者百分の百

(四十五) 新令第九条第一項第四十三号に該当する者百分の百

(四十六) 新令第九条第一項第四十四号に該当する者百分の百

(四十七) 新令第九条第一項第四十五号に該当する者百分の百

(四十八) 新令第九条第一項第四十六号に該当する者百分の百

(四十九) 新令第九条第一項第四十七号に該当する者百分の百

(五十) 新令第九条第一項第四十八号に該当する者百分の百

(五十一) 新令第九条第一項第四十九号に該当する者百分の百

(五十二) 新令第九条第一項第五十号に該当する者百分の百

(五十三) 新令第九条第一項第五十一号に該当する者百分の百

(五十四) 新令第九条第一項第五十二号に該当する者百分の百

(五十五) 新令第九条第一項第五十三号に該当する者百分の百

(五十六) 新令第九条第一項第五十四号に該当する者百分の百

(五十七) 新令第九条第一項第五十五号に該当する者百分の百

(五十八) 新令第九条第一項第五十六号に該当する者百分の百

(五十九) 新令第九条第一項第五十七号に該当する者百分の百

(六十) 新令第九条第一項第五十八号に該当する者百分の百

(六十一) 新令第九条第一項第五十九号に該当する者百分の百

(六十二) 新令第九条第一項第六十号に該当する者百分の百

(六十三) 新令第九条第一項第六十一号に該当する者百分の百

(六十四) 新令第九条第一項第六十二号に該当する者百分の百

(六十五) 新令第九条第一項第六十三号に該当する者百分の百

(六十六) 新令第九条第一項第六十四号に該当する者百分の百

(六十七) 新令第九条第一項第六十五号に該当する者百分の百

(六十八) 新令第九条第一項第六十六号に該当する者百分の百

(六十九) 新令第九条第一項第六十七号に該当する者百分の百

(七十) 新令第九条第一項第六十八号に該当する者百分の百

(七十一) 新令第九条第一項第六十九号に該当する者百分の百

(七十二) 新令第九条第一項第七十号に該当する者百分の百

(七十三) 新令第九条第一項第七十一号に該当する者百分の百

(七十四) 新令第九条第一項第七十二号に該当する者百分の百

(七十五) 新令第九条第一項第七十三号に該当する者百分の百

(七十六) 新令第九条第一項第七十四号に該当する者百分の百

(七十七) 新令第九条第一項第七十五号に該当する者百分の百

(七十八) 新令第九条第一項第七十六号に該当する者百分の百

(七十九) 新令第九条第一項第七十七号に該当する者百分の百

(八十) 新令第九条第一項第七十八号に該当する者百分の百

(八十一) 新令第九条第一項第七十九号に該当する者百分の百

(八十二) 新令第九条第一項第八十号に該当する者百分の百

(八十三) 新令第九条第一項第八十一号に該当する者百分の百

(八十四) 新令第九条第一項第八十二号に該当する者百分の百

(八十五) 新令第九条第一項第八十三号に該当する者百分の百

(八十六) 新令第九条第一項第八十四号に該当する者百分の百

(八十七) 新令第九条第一項第八十五号に該当する者百分の百

(八十八) 新令第九条第一項第八十六号に該当する者百分の百

(八十九) 新令第九条第一項第八十七号に該当する者百分の百

(九十) 新令第九条第一項第八十八号に該当する者百分の百

(九十一) 新令第九条第一項第八十九号に該当する者百分の百

(九十二) 新令第九条第一項第九十号に該当する者百分の百

(九十三) 新令第九条第一項第九十一号に該当する者百分の百

(九十四) 新令第九条第一項第九十二号に該当する者百分の百

(九十五) 新令第九条第一項第九十三号に該当する者百分の百

(九十六) 新令第九条第一項第九十四号に該当する者百分の百

(九十七) 新令第九条第一項第九十五号に該当する者百分の百

(九十八) 新令第九条第一項第九十六号に該当する者百分の百

(九十九) 新令第九条第一項第九十七号に該当する者百分の百

(百) 新令第九条第一項第九十八号に該当する者百分の百

(百一) 新令第九条第一項第九十九号に該当する者百分の百

(百二) 新令第九条第一項第百号に該当する者百分の百

(百三) 新令第九条第一項第百一号に該当する者百分の百

(百四) 新令第九条第一項第百二号に該当する者百分の百

(百五) 新令第九条第一項第百三号に該当する者百分の百

(百六) 新令第九条第一項第百四号に該当する者百分の百

(百七) 新令第九条第一項第百五号に該当する者百分の百

(百八) 新令第九条第一項第百六号に該当する者百分の百

(百九) 新令第九条第一項第百七号に該当する者百分の百

(百十) 新令第九条第一項第百八号に該当する者百分の百

(百十一) 新令第九条第一項第百九号に該当する者百分の百

(百十二) 新令第九条第一項第百十号に該当する者百分の百

(百十三) 新令第九条第一項第百十一号に該当する者百分の百

(百十四) 新令第九条第一項第百十二号に該当する者百分の百

(百十五) 新令第九条第一項第百十三号に該当する者百分の百

(百十六) 新令第九条第一項第百十四号に該当する者百分の百

(百十七) 新令第九条第一項第百十五号に該当する者百分の百

(百十八) 新令第九条第一項第百十六号に該当する者百分の百

(百十九) 新令第九条第一項第百十七号に該当する者百分の百

(百二十) 新令第九条第一項第百十八号に該当する者百分の百

(百二十一) 新令第九条第一項第百十九号に該当する者百分の百

(百二十二) 新令第九条第一項第百二十号に該当する者百分の百

(百二十三) 新令第九条第一項第百二十一号に該当する者百分の百

(百二十四) 新令第九条第一項第百二十二号に該当する者百分の百

(百二十五) 新令第九条第一項第百二十三号に該当する者百分の百

(百二十六) 新令第九条第一項第百二十四号に該当する者百分の百

(百二十七) 新令第九条第一項第百二十五号に該当する者百分の百

(百二十八) 新令第九条第一項第百二十六号に該当する者百分の百

(百二十九) 新令第九条第一項第百二十七号に該当する者百分の百

(百三十) 新令第九条第一項第百二十八号に該当する者百分の百

(百三十一) 新令第九条第一項第百二十九号に該当する者百分の百

(百三十二) 新令第九条第一項第百三十号に該当する者百分の百

(百三十三) 新令第九条第一項第百三十一号に該当する者百分の百

(百三十四) 新令第九条第一項第百三十二号に該当する者百分の百

(百三十五) 新令第九条第一項第百三十三号に該当する者百分の百

(百三十六) 新令第九条第一項第百三十四号に該当する者百分の百

(百三十七) 新令第九条第一項第百三十五号に該当する者百分の百

(百三十八) 新令第九条第一項第百三十六号に該当する者百分の百

(百三十九) 新令第九条第一項第百三十七号に該当する者百分の百

(百四十) 新令第九条第一項第百三十八号に該当する者百分の百

(百四十一) 新令第九条第一項第百三十九号に該当する者百分の百

(百四十二) 新令第九条第一項第百四十号に該当する者百分の百

(百四十三) 新令第九条第一項第百四十一号に該当する者百分の百

(百四十四) 新令第九条第一項第百四十二号に該当する者百分の百

(百四十五) 新令第九条第一項第百四十三号に該当する者百分の百

(百四十六) 新令第九条第一項第百四十四号に該当する者百分の百

(百四十七) 新令第九条第一項第百四十五号に該当する者百分の百

(百四十八) 新令第九条第一項第百四十六号に該当する者百分の百

(百四十九) 新令第九条第一項第百四十七号に該当する者百分の百

(百五十) 新令第九条第一項第百四十八号に該当する者百分の百

(百五十一) 新令第九条第一項第百四十九号に該当する者百分の百

(百五十二) 新令第九条第一項第百五十号に該当する者百分の百

(百五十三) 新令第九条第一項第百五十一号に該当する者百分の百

(百五十四) 新令第九条第一項第百五十二号に該当する者百分の百

(百五十五) 新令第九条第一項第百五十三号に該当する者百分の百

(百五十六) 新令第九条第一項第百五十四号に該当する者百分の百

(百五十七) 新令第九条第一項第百五十五号に該当する者百分の百

(百五十八) 新令第九条第一項第百五十六号に該当する者百分の百

(百五十九) 新令第九条第一項第百五十七号に該当する者百分の百

(百六十) 新令第九条第一項第百五十八号に該当する者百分の百

(百六十一) 新令第九条第一項第百五十九号に該当する者百分の百

(百六十二) 新令第九条第一項第百六十号に該当する者百分の百

(百六十三) 新令第九条第一項第百六十一号に該当する者百分の百

(百六十四) 新令第九条第一項第百六十二号に該当する者百分の百

(百六十五) 新令第九条第一項第百六十三号に該当する者百分の百

(百六十六) 新令第九条第一項第百六十四号に該当する者百分の百

(百六十七) 新令第九条第一項第百六十五号に該当する者百分の百

(百六十八) 新令第九条第一項第百六十六号に該当する者百分の百

(百六十九) 新令第九条第一項第百六十七号に該当する者百分の百

(百七十) 新令第九条第一項第百六十八号に該当する者百分の百

(百七十一) 新令第九条第一項第百六十九号に該当する者百分の百

(百七十二) 新令第九条第一項第百七十号に該当する者百分の百

(百七十三) 新令第九条第一項第百七十一号に該当する者百分の百

(百七十四) 新令第九条第一項第百七十二号に該当する者百分の百

(百七十五) 新令第九条第一項第百七十三号に該当する者百分の百

(百七十六) 新令第九条第一項第百七十四号に該当する者百分の百

(百七十七) 新令第九条第一項第百七十五号に該当する者百分の百

(百七十八) 新令第九条第一項第百七十六号に該当する者百分の百

(百七十九) 新令第九条第一項第百七十七号に該当する者百分の百

(百八十) 新令第九条第一項第百七十八号に該当する者百分の百

(百八十一) 新令第九条第一項第百七十九号に該当する者百分の百

(百八十二) 新令第九条第一項第百八十号に該当する者百分の百

(百八十三) 新令第九条第一項第百八十一号に該当する者百分の百

(百八十四) 新令第九条第一項第百八十二号に該当する者百分の百

(百八十五) 新令第九条第一項第百八十三号に該当する者百分の百

(百八十六) 新令第九条第一項第百八十四号に該当する者百分の百

(百八十七) 新令第九条第一項第百八十五号に該当する者百分の百

(百八十八) 新令第九条第一項第百八十六号に該当する者百分の百

(百八十九) 新令第九条第一項第百八十七号に該当する者百分の百

(百九十) 新令第九条第一項第百八十八号に該当する者百分の百

(百九十一) 新令第九条第一項第百八十九号に該当する者百分の百

(百九十二) 新令第九条第一項第百九十号に該当する者百分の百

(百九十三) 新令第九条第一項第百九十一号に該当する者百分の百

(百九十四) 新令第九条第一項第百九十二号に該当する者百分の百

(百九十五) 新令第九条第一項第百九十三号に該当する者百分の百

(百九十六) 新令第九条第一項第百九十四号に該当する者百分の百

(百九十七) 新令第九条第一項第百九十五号に該当する者百分の百

(百九十八) 新令第九条第一項第百九十六号に該当する者百分の百

(百九十九) 新令第九条第一項第百九十七号に該当する者百分の百

(二百) 新令第九条第一項第百九十八号に該当する者百分の百

(二百一) 新令第九条第一項第百九十九号に該当する者百分の百

(二百二) 新令第九条第一項第二百号に該当する者百分の百

(二百三) 新令第九条第一項第二百一号に該当する者百分の百

(二百四) 新令第九条第一項第二百二号に該当する者百分の百

(二百五) 新令第九条第一項第二百三号に該当する者百分の百

(二百六) 新令第九条第一項第二百四号に該当する者百分の百

(二百七) 新令第九条第一項第二百五号に該当する者百分の百

(二百八) 新令第九条第一項第二百六号に該当する者百分の百

(二百九) 新令第九条第一項第二百七号に該当する者百分の百

(二百十) 新令第九条第一項第二百八号に該当する者百分の百

(二百十一) 新令第九条第一項第二百九号に該当する者百分の百

(二百十二) 新令第九条第一項第二百十号に該当する者百分の百

(二百十三) 新令第九条第一項第二百十一号に該当する者百分の百

(二百十四) 新令第九条第一項第二百十二号に該当する者百分の百

(二百十五) 新令第九条第一項第二百十三号に該当する者百分の百

(二百十六) 新令第九条第一項第二百十四号に該当する者百分の百

(二百十七) 新令第九条第一項第二百十五号に該当する者百分の百

(二百十八) 新令第九条第一項第二百十六号に該当する者百分の百

(二百十九) 新令第九条第一項第二百十七号に該当する者百分の百

(二百二十) 新令第九条第一項第二百十八号に該当する者百分の百

(二百二十一) 新令第九条第一項第二百十九号に該当する者百分の百

(二百二十二) 新令第九条第一項第二百二十号に該当する者百分の百

(二百二十三) 新令第九条第一項第二百二十一号に該当する者百分の百

(二百二十四) 新令第九条第一項第二百二十二号に該当する者百分の百

(二百二十五) 新令第九条第一項第二百二十三号に該当する者百分の百

(二百二十六) 新令第九条第一項第二百二十四号に該当する者百分の百

(二百二十七) 新令第九条第一項第二百二十五号に該当する者百分の百

(二百二十八) 新令第九条第一項第二百二十六号に該当する者百分の百

(二百二十九) 新令第九条第一項第二百二十七号に該当する者百分の百

(二百三十) 新令第九条第一項第二百二十八号に

消防賞じゅつ金、二〇〇万円に!!

国の消防表彰規程が次の和三十七年消防庁告示第一号）の一部を次のように改正する。

昭和四十二年七月十八日

消防庁長官　佐久間　彊

第六条第三項中「第八条及び第九条」を「第九条及び第九条の二第一項」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一　殉職者賞じゅつ金

功労の程度	金額
(一) 特に抜群の功労があり、他の模範となると認められる者	一、〇〇〇、〇〇〇円
(二) 抜群の功労があり、他の模範となると認められる者	一、五〇〇、〇〇〇円
(三) 特に顕著な功労があると認められる者	一、二五〇、〇〇〇円以下五〇〇、〇〇〇円以上
(四) 多大の功労があると認められる者	五〇〇、〇〇〇円

別表第二　障害者賞じゅつ金

功労の程度	金額
(一) 特に抜群の功労があり、他の模範となると認められる者	一、〇〇〇、〇〇〇円
(二) 抜群の功労があり、他の模範となると認められる者	一、五〇〇、〇〇〇円
(三) 特に顕著な功労があると認められる者	一、二五〇、〇〇〇円以下一、〇〇〇、〇〇〇円以上
(四) 多大な功労があると認められる者	五〇〇、〇〇〇円

遺族が政令第九条第一項第三号又は第四項に掲げる者である場合においては前項に定める額の二分の一に相当する額以内の額を減額することができる。

2 障害の等級及び金額の決定については政令第六条第二項から第五項（第三項第一号を除く）までの規定の例による。

附　則

この規程は昭和四十二年六月一日から適用する。

懸賞論文の募集について

自治体消防が発足して明年三月は満二十年を迎えるので、消防庁においてはこれを記念するため次のように懸賞論文を募集しておりますから、消防職団員は奮って応募されたい。

記

1 趣旨

自治体消防が発足し、明年三月は満二十年を迎えるので国においてはこれを記念するため自治体消防制度二十周年の式典その他の事業を実施する予定である。これを機会に自治体消防二十年の歩みを回顧するとともにその将来を展望し、今後の消防の発展、強化に資するため次の要領により、第一線において消防活動に従事している消防職員及び消防団員または消防事務に従事している都道府県及び市町村の職員から懸賞論文の募集を行うものである。

2 主催

消防庁

3 後援

日本消防協会
全国消防長会
日本防火協会

4 協賛

日本消防協会
全国消防長会

5 論文課題

「自治体消防の現在と将来」

（注）主題はこれによるが内容は、現場の体験等を通じて自治体消防の現在からその将来を論ずるものであれば、自治体消防全般にあたるものでも、あるいは自治体消防の組織、機能、財政等一部の分野を論ずるも消防団のあり方、救急業務等の個々の問題を論ずるものでもよい。

これらの場合、内容を表わす副題をつけてもよい。

6 応募資格

消防職員、消防団員、都道府県及び市町村の職員（消防の事務に従事している者）

7 枚　数

自治体消防の組織、機能、財政等一部の分野を論ずるもの　一枚以内

8 送付先

消防庁総務課教養係
東京都千代田区霞ケ関一の二合同庁舎第一号館

9 締切期日

昭和四十二年十二月十日（当日付消印のあるものは受付する）

10 氏名等の記載事項

原稿には次の事項を記入すること。

(1) 消防職員及び消防団員関係の場合
(ア) 所属　(イ) 階級及び職名　(ウ) 氏名（ふりがな）　(エ) 年令

(2) 都道府県職員の場合
(ア) 市町村名及び所属（部課）　(イ) 職名　(ウ) 氏名（ふりがな）　(エ) 年令

(3) 市町村職員の場合
(ア) 市町村名及び所属（部課）　(イ) 職名　(ウ) 氏名（ふりがな）　(エ) 年令

11 審査員

審査委員　消防庁長官
〃　消防庁次長
〃　消防大学校長
〃　消防審議会長
〃　日本消防協会長
〃　全国消防長会長
〃　学識経験者

12 入賞

入賞は次のとおりとし、賞者にはそれぞれ消防庁長官から賞金と賞状を授与する。

(1) 応募論文は、入賞者の作品は未発表のものに限る。

(2) 原稿は、返却しない。

13 入選者の発表

昭和四十三年二月中旬入賞者に通知するとともに、日本消防協会及び全国消防長会の機関紙等に掲載する。

14 その他

(1) 応募作品は未発表のものに限る。

(2) 原稿は、返却しない。

非常勤消防団員等に係る損害補償改正される

九月七日交付四月一日に遡及適用

第九条に次の一項を加える。

3 非常勤消防団員が遭言又は（昭和四十二年法律第百二十一号）第三十八条及び及び葬祭補償（適用日から第九条の二第一項）に改める。

第六条第三項中「第八条及び第九条」を「第九条及び第九条の二第一項」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一　殉職者賞じゅつ金

功労の程度	金額
(一) 特に抜群の功労があり、他の模範となると認められる者	一、〇〇〇、〇〇〇円
(二) 抜群の功労があり、他の模範となると認められる者	一、五〇〇、〇〇〇円
(三) 特に顕著な功労があると認められる者	一、二五〇、〇〇〇円以下五〇〇、〇〇〇円以上
(四) 多大の功労があると認められる者	五〇〇、〇〇〇円

別表第二　障害者賞じゅつ金

功労の程度	金額
(一) 特に抜群の功労があり、他の模範となると認められる者	一、〇〇〇、〇〇〇円
(二) 抜群の功労があり、他の模範となると認められる者	一、五〇〇、〇〇〇円
(三) 特に顕著な功労があると認められる者	一、二五〇、〇〇〇円以下一、〇〇〇、〇〇〇円以上
(四) 多大な功労があると認められる者	五〇〇、〇〇〇円

2 障害の等級及び金額の決定については政令第六条第二項から第五項（第三項第一号を除く）までの規定の例による。

附　則

この規程は昭和四十二年六月一日から適用する。

人事

団　長　西仙北町土井常良（十月十三日付）
副団長　若松泰治（九月一日付）

備考

1 障害の等級は政令別表第二に定める障害の等級による。

障害の程度及び障害の等級による支給額

障害の程度	等級	金額
(一) 抜群の功労があり、他の模範となると認められる者	一級	一、五〇〇、〇〇〇円
(二) 抜群の功労があり、他の模範となると認められる者	二級	一、三五〇、〇〇〇円
(三) 特に顕著な功労があると認められる者	三級	一、〇〇〇、〇〇〇円
(四) 多大な功労があると認められる者	四級	九三〇、〇〇〇円
	五級	八三〇、〇〇〇円
	六級	七三〇、〇〇〇円
	七級	六三〇、〇〇〇円
	八級	五三〇、〇〇〇円

功労の程度及び障害の等級による支給額

功労の程度	金額
(一) 抜群の功労があり、他の模範となると認められる者	一、〇〇〇、〇〇〇円
(二) 抜群の功労があり、他の模範となると認められる者	九五〇、〇〇〇円
(三) 特に顕著な功労があると認められる者	九〇〇、〇〇〇円
(四) 多大な功労があると認められる者	八五〇、〇〇〇円
五級	八〇〇、〇〇〇円
四級	七五〇、〇〇〇円
三級	七〇〇、〇〇〇円
二級	六五〇、〇〇〇円
一級	六〇〇、〇〇〇円

2 障害の等級は政令第六条第二項第一号から第四項までに定める障害の等級に準じ、障害の程度に応じて、(イ)に該当する者については四〇〇、〇〇〇円、(ロ)に該当する者については二〇〇、〇〇〇円、(ハ)に該当する者については一〇〇、〇〇〇円を加算する。

1 特に抜群の功労があり、他の模範となると認められる者であって、障害の等級が一級に該当するものについては、一級の最高額に五〇〇、〇〇〇円を加算することができる。

2 1に該当する者以外の者で扶養親族が二人以上あるときは一人をこえる扶養親族五人までの一人につき(イ)に該当する者については四〇、〇〇〇円、(ロ)に該当する者については二〇、〇〇〇円、(ハ)に該当する者については一〇、〇〇〇円を加算する。

秋季無火災県民運動強調週間の実施について!!

秋田県消防課では秋田県。このように多数の火災厚生部長名をもって消防長による死者や多額の物的被および町村長宛に次のよう害が続出している実情に対に通牒を発し、十一月二十処するためには、過去の火六日から一週間、無火災県災の大部分が一般住民の失民運動に入ることになった。

火災予防思想の普及については、日頃格別のご配慮をいただき感謝にたえないところであるが、社会生活の近代化等にともない依然として火災は増加の傾向にあり、本年は入り五月十三日阿仁町で五六棟、四四世帯の火災を始め、九月末日現在五〇七件と昨年同期の四四、五件に比し六二件の増加となっております。また県一せいに実施することた火災による死者は三月二十四日花輪町で発生した火災による三名を含め十九名と、昨年同期の十二名に比し七名も多い尊い犠牲者を出していることはまことに憂慮すべき状況であります。

なお貴市町村におけるこの運動の具体的計画樹立次第、貴関係資料添付のうえ消防課あて送付をお願いします。

家庭を中心とした火災予防体制の強化充実を図ることが必要であると考えます。本年も恒例の秋季無火災県民運動強調週間を実施要綱帯の火災を始め、九月末日日(日)から十二月二日(土)現在五〇七件と昨年同期の四四、五件に比し六二件の増加となっております。また県一せいに実施することた火災による死者は三月二十四日花輪町で発生した火災による三名を含め十九名と、昨年同期の十二名に比し七名も多い尊い犠牲者を出していることはまことに憂慮すべき状況であります。

火災概況

(消防課10月31日現在)

区分＼年	単位	昭和42年	昭和41年	昭和40年
火災件数	件	553	482	553
建物火災件数	〃	426	369	386
林野火災件数	〃	84	68	107
船舶火災件数	〃	1		
車両火災件数	〃	17	19	24
その他火災件数	〃	25	26	36
焼失棟数	棟	756	634	695
焼失世帯数	世帯	361	308	358
焼失面積	㎡	61,576	52,710	63,976
焼失額	千円	910,321	694,530	966,079
焼損面積	a	29,482	32,441	68,481
林野焼失面積	〃	19	14	12
死者	人	112	70	72
負傷者	〃	1,713	1,420	1,800
火災件数人口10,000人当り	件	4.3	3.8	4.3
出火件数1日当り	〃	1.8	1.6	1.8
焼損棟数1日当り	〃	203	173	210
焼失面積1日当り	㎡	2.5	2.1	2.3
焼失額1日当り	千円	2,994	2,285	3.178
焼損面積1日当り	〃	1.8	1.7	1.8
建物火災1件当り焼失額	千円	2,104	1,859	2,430
建物火災1件当り焼損額	円	3,257	2,485	3,457

昭和42年　秋季無火災県民運動強調週間実施要綱　秋田県

1. 目的

この運動は，これから火災多発期を迎えるにあたり，火災から家庭を守るため火災予防思想を広く普及させて県民一般の警火心を高揚するほか家庭における防火管理の適正化を指導し，もって火災予防体制を強化充実することを目的とする。

2. 実施期間

11月26日から12月2日まで

3. 実施区域

全県一円

さぁねよう　アッ！　そのまえに　火の点けん

全県いっせい実施事項

1. プロパンガスボンベの適正な置き場所と置き方の確認
2. 就寝前の火の元点検
3. たばこの投げ捨てと寝たばこの防止

主なる実施の要点

炉およびかまど

1) 設置の位置は可燃性の構造の部分や物品との距離を十分に保っていること。

保有距離

かまど…上方1.5m以上，側方1.0m以上，前方2.0m以上

炉……上方1.5m以上，側方0.5m以上，前方1.0m以上

2) 底面は土間又は金属等不燃材料で造ること。

3) 液体燃料を使用する場合は，燃料タンクとたき口との間に2m以上の距離を保たれていること。

4) 液体燃料を使用する施設は，燃料の漏れ，あふれ又は破損やき裂などあるか常に点検できるようにしておくこと

5) たき口の周囲は常に整理，清掃されていること。

ストーブ

1) 可燃物の距離は十分保たれていること。

保有距離

上方1.5m以上，側方1.0m以上，前方1.5m以上

2) 置台は金属性等不燃性のもので十分な広さがあるものであること。

3) 器具は破損のまま使用しないこと。

4) まき，石炭等固体燃料を使用するストーブは，不燃材料で造ったたきがら受けを付設すること。

5) 周囲には紙くず等可燃物が散乱してないよう整理，清掃しておくこと。

煙突および煙道

1) 構造又は材質に応じ支えわく，支え線，腕金具等で固定すること。

2) 金属製又は，石綿製の煙突は，木材その他の可燃物から15cm以上離して設けること。

3) 可燃性の壁，床，天井など貫通する部分には適正な目貫石を設けること。

4) 煙突の最上突出部は屋根面から垂直距離60cm以上とすること。

5) 燃突の高さは，立煙突の先端からの水平距離1m以内に建築物の軒がある場合においては，その時から60cm以上高くすること。

こんろおよび移動式ストーブ

1) 可燃物との距離は十分に保たれていること。

保有距離

こんろ…イ，固体，液体燃料を使うもの

上方1m以上，周囲0.3m以上

ロ，気体燃料を使うもの

上方1m以上，周囲0.2m以上

ハ，電気を使うもの

上方1m以上，周囲0.15m以上

移動式ストーブ　上方1m以上周囲0.15m以上

2) 石油ストーブに燃料を給油するときは完全に消してからすること。

3) 石油ストーブは油の漏れ又はあふれた燃料を受けるための皿を設けること。

プロパンガス施設

1) ボンベは直射日光のあたらない風通しのよい屋外に設置すること。(10kgボンベ以上)

2) 点火するときは，ガス漏れがないかを確めてからにすること。

3) 使用後は，元栓を完全に閉めるようにすること。

4) ホースは完全に接続し，なるべく短いものを使用すること。(室内は3m以下)

5) 室内を時々換気し，中毒事故や不完全燃焼のないようにすること。

推進事項

市町村

報道機関および各種関係機関，団体の協力を得て無火災県民運動の趣旨を徹底するとともに，旅館，病院，学校等防火対象物の立入検査の実施と，とくにこの季節に多い一般家庭の火災予防に重点をおき，予防査察の強化を図り，燃焼器具類および火気取扱に対する指導を行なうほか，冬季における冬囲いの適正な設置並びに避難経路の確保や全県いっせい実施事項について，関係機関と緊密なる連絡をとるなど実情に即した無火災運動の計画を樹立して地域住民総力の火災予防体制を強力に推進し実効のあがるように努める。

県

市町村無火災県民運動を推進に対する協力と，各種訓練の指導を行なうほか，統計資料の発表，防火ポスターの配布，防火映画フイルムの貸出等を行なうとともに，報道機関および関係機関団体に協力を依頼し火災予防思想を広く普及させて予防体制の強化充実を図る。

秋田県消防懇話会結成される!!

消防制度が改められた昭和二十三年三月七日以来秋田消防署長、池田寅吉(元秋田県消防懇話会)、立花吉雄(元秋田市消防署長)、佐藤防署長をさて現在まで退職千代治(元秋田消防署長)、高橋源次郎(前秋田消防署長)、された数は二十二名に上る。この退職された各位は、それぞれ再職されて活躍を続けつつ、防署をつづけている者、又自宅で余生を静かに楽しみつつある者に分けられるが、それぞれ退職後一堂に会する機会はなく本日に至った。

今般手賀産業会館で消防局長(元秋田市消防長兼秋田消防署長)が発起人となって、退職者会員を勧誘し、十月十日(体育の日)正午秋田県消防会館に集合した。出席者は次のとおりである。

手賀義雄(元秋田市消防長兼秋田消防署長)、小林佐一郎(元能代市消防長兼署長)、小林定義(元大館市消防長兼署長)、成田総一郎(前鹿角市消防長兼署長)、石川兼吉(元五城目町消防長兼署長)、渡辺敏黒(元角館町消防長兼署長)、佐藤直治郎(前本荘市消防長兼署長)、佐藤千代吉(元秋田市消防長兼署長)、小林定義(元大館市消防長兼署長)、小林佐一郎(元能代市消防長兼署長)、石川兼吉(元五城目町消防長兼署長)、渡辺敏黒(元角館町消防長兼署長)、成田総一郎(前鹿角市消防長兼署長)、佐藤直治郎(前本荘市消防長兼署長)、高橋源次郎(前秋田消防署長)、佐藤千代治(元秋田市消防長兼署長)、高橋文太郎(前秋田消防署長)、

この会の運営については、消防長、署長以外の幹部でも希望者は入会出来る。年一回参集して懇談することに決定した。なお東北ブロック会議の明年度は、五月中一ノ関市で開催されるが当事務局から会員名簿を送付して出来るだけ参加する。又当会の明年度は五城目町石川旅館別館と決定、期日等は決定次第通知することを決めて会議を終了し、久し振りの秋晴れに懇親会に入って盛会裡に初会の会合を終了した。

立入検査の着眼点(1)

消防協会　立花主事

秋の無火災県民運動強調週間が来ました。今年は各季節別の設備や器具の検査が行われるわけであるが、県内消防団員も消防法第四条の二の規定によって立入検査を実施するわけでありますが、立入検査の着眼点を二、三申し上げたいと思います。

一、立入検査員の守らなければならない事項

◎原則として正服を着用し身分証明書を持つこと。(必要に応じ、これを関係者に提示する)

◎関係者の業務を妨害しないこと。

◎みだりに関係者の秘密を漏らさないこと。

◎火災発生危険の感れのあるものの場所の発見に努め、必要な措置を講ずること。

◎消防人としての体面保持に努めること。

◎関係者の承諾がなくても立入ることができるように法令で定められているものでもできる限り関係者と連絡の上立入ること。

二、立入検査員の守らなければならない事項

◎違反事項の摘発するのでなく、火災を防止するために行うことであることを認識せよ。

◎相手に親しめるようにせよ。相手の性別、年齢、職業等によって応対指導の方法を考えること。

◎形式的の検査を排除し積極的に行うこと。

着眼点

◎屋外、可燃性物質の整理整頓及び引込線はよいか。

◎屋内、火気使用箇所及びその物件の所在箇所その他の器具の状態。

◎必ず家人の承諾を得ること(火災発生の度が大で特に緊急の必要があるときは別である)。

◎日出前日没後は勿論できる限り食事前後には行かない。

◎現に火を使用する設備又は器具で損傷しているものは、修理、取替、その他の方法を指導し、その程度によっては使用の停止を命ずることも已むを得ない。

◎煙突の掃除は特にこれを励行すると共にその不備欠陥を発見した際は速に前項の措置をとる。

◎火気使用箇所附近の清掃きな音がどこにする」とやや手節に入るわけで、これが整頓はとぐに励行させるこ

◎立入検査を担否する者には立入検査の目的を親切に説明し相手に納得させる。

◎不備欠陥のある際はその他必要事項は必ず記録して置くこと。

五、公衆集合所及び勤務所立入検査着眼点

消防法第四条第二項第一、第二号により市町村条例で指定したあらゆる防火対象物(公衆集合所及び勤務所)の立入検査着眼事項は次のとおりである。

◎火災の予防、火災の通報、報知、初期消火、避難等の消防計画は適正か否か計画と実際が即応しているかどうか。

（つづく）

消防放談 ⑮

放水生

一、ものも言えよで角が立つ

食、北は金照寺山頂に建て、北は金照寺山頂に建て、城南中学の近代建築を眺めるこの高台は、全く清みませんでした。悪臭ムードで地管がいたるところでこだましている。「今日は一人でもつく。これはものの考え方によるよんでいる。この地に立つ住宅は百五十戸以上と見られるが現在は四十戸が建ってわびても同じだ、サア、思ったとたん引き下るわけ手にしやがれと家に引込んだ。やがて夕食で一杯やりながら一体これは俺がわるいか、向うが悪いかといろいろ反省していたら「今晩は」ときた。出て見たら若い。みな一つ一つ様想は異なるものであるが、防ぎょ手段は同じで良いものがあるが、したがって訓練は最高兼署長)、佐藤直治郎(初代能代市消防署長)、佐藤千代治(初代秋田市消防署長)、小林佐一郎(初代能代市消防署長)、小林定義(初代大館市消防長兼署長)、成田総一郎(二代鹿角市消防長兼署長)、石川兼吉(初代五城目町消防長兼署長)、黒沢鉄二郎(三代角館町消防長兼署長)、佐藤直治郎(初代本荘市消防署長)、佐藤千代吉(四代秋田市消防長、池田寅吉(四代秋田市消防署長)、立花吉雄(五代同)、佐藤千代治(六代同)、高橋源次郎(七代同)、小林佐一郎(初代能代市消防長兼署長)、石川兼吉(初代五城目町消防長兼署長)、渡辺敏黒(初代角館町消防長兼署長)、佐藤鉄二郎(三代角館町消防長兼署長)、佐藤直治郎(初代本荘市消防署長)、佐藤千代吉(四代秋田市消防長兼署長)、

昭和二十三年三月七日の消防新制度になってから早いもので二十年の歳月が流れんとして、秋田県消防懇話会誕生。

3.秋田県消防懇話会誕生

月刊 毎月25日発行

消防秋田

定価 1部 10円
秋田市中通4丁目3の23
発行所 秋田県消防協会
発行責任人 常城吉之助
秋田市大町二丁目4の21
印刷所 太陽印刷株式会社
電話(9)(代)8384

須春 '68

年頭の辞

日本消防協会会長 川島正次郎

昭和四十三年の年頭に当り謹んで新年のお慶びを申し上げるとともに全国の消防関係各位のご多幸をお祈りし、併せて平素のご労苦に対し心から感謝いたします。

近年わが国の産業経済の発展、生活文化の向上はめざましいものがありますがその反面、これにともなって発生する各種災害は様相も複雑化し、規模も大きく、反死傷者の続出する傾向にありますことは、まことに遺憾に堪えないところであります。

こうした情勢に対応し、わが国の消防界にとって昨年は、いろいろな意味で画期的な年であったと存じます。

即ち東京消防庁における航空消防隊の新設をはじめ各地における消防の科学化が進められ、なお大災害等に際して市町村の現有消防力では防ぎょ活動困難が予想される場合の防災対策として消防の広域化が一歩前進した年であります。更に又連日各所に起りつつある多種多様な災害に際し身の危険をも顧みず日夜挺身して人命を救助し、あるいは財産の保護に当り職務遂行中不幸にして殉職され、又は不具廃疾となった方々の子弟の教育についての育英制度の発足をみたことも特筆すべきものがあります。

一方団員の確保と消防団員の報酬及び出勤手当等の増額や表彰制度に格別国が意を払い又婦人消防隊の積極的な育成を検討する等、団員処遇改善の途が講ぜられつつありますことは新年度における大きな朗報であります。

十年の記念すべき年であります。本年は自治体消防発足二十年の記念すべき年であります。どうか各位におかれ来る三月七日日本武道館に於て開催される消防関係者一同が会し消防の士気を内外に示すべく式典の開催も予定されております。この記念すべき年に際し意を新にし消防発展のため益々精進をいたされたいと存ずる次第であります。私も微力ではございますが消防使命達成のため国民の信頼に応えることに渾身の努力を捧げることを誓うものであります。

新春に当り所感の一端を申し述べましてご挨拶と致します。

× × ×

年頭のあいさつ

秋田県知事 小畑勇二郎

新年にあたり県民の皆さまのご健康とご多幸を心からお祈り申し上げます。

年の始めにまず思いますことは、どうか今年も天候に恵まれ昨年に劣らない豊作を迎えたいということです。

昨年の大豊作は順調な天候と長い間築き上げてきた土地改良、それに冷害とイモチを克服してきた農家の真剣な努力すなわち天、地、人一体の成果であります。

今年もまた「天地人調和」をはかってもう一段「これを合言葉に努力し、全県平均十俵の目標にむかって邁進いたしたいと存じます。

一方軌道にのってきた未利用地の開発につとめ、とくに草地造成に力を入れて、山頂畜産を主体に乳牛・肉牛の増殖をはかりたい考えであります。

農工一体の実現については「月に一工場」の目標で農村部を中心に工場誘致をすすめてまいり、昨年までに九十工場の誘致ができました。今年は百工場にはぜひ大丈夫なると思いますので、そのときは一つ「百工場祭り」でもやったらと考えています。秋田湾地区の新産都市の建設も順調にすすんでおりますので誘致した中小企業との結びつきをはかりながら人口の県外流出と出稼ぎ防止という最大の課題に対処してまいりたいと存じます。

農工一体となるべく観光開発もまた県政の大きな柱であります。ことしは南八幡平、田沢湖、男鹿などの観光道路が一せいに貫通する年であり、栗駒の国定公園も太決まりとなるなど楽しみの多い年であります。

残された課題である鳥海山・飛島の開発にもぜひ着手し、新らしいこれからの百年を築きあげるため、その担い手である青少年の育成が何より大切であります。教育に直接たずさわる方々にはもとより県内各界層の皆さまが、新らしい歴史にふみだす初年にあたり、青少年の健全育成のため一層思いをいたされ、格段のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

消防関係者の日頃のご労苦につきましては心から感謝いたしておるところであります。新産都市建設に向って強く、その歩を進めておるとき、これが災害等によってはばまれることを一番心配しているものであります。特にお互いの注意により良き伝統の下における消防精神を充分発揮され、県民福祉の向上のためさらに一層のご精進あらんことを切に願い申し上げまして新年のごあいさつといたします。

年頭のことば

秋田県消防協会 会長 山本三郎

謹賀新年

昨年は史上最高の大豊作に恵まれ一般農家は勿論地域民一同共々およろこびに堪えません。

然し乍ら一たび眼を遠目の災害報道に転ずるならばその急増振りに全く眼を見はる外ありません。

特にわれわれの関係する火災については文化の向上社会情勢の推移と共に使用燃料及び器具等複雑多岐にわたりその取扱について細心の注意を要することは既にご承知の通りであります。全県三万人の消防人が主体となって更に一層火災予防思想の普及徹底を図り市町村を火災から守るため格段のご協力を賜りたくお願い申し上げます。

× × ×

× × ×

出初式の祝宴で一つ!!

これは大分県豊後高田市消防団長中村勝二氏作の「火消士の歌」であります。これは「炭坑節」でうたうといいそうです。出初式の祝宴の余興に一つ発表して見ではいかが!

火消士の歌

1 鐘が鳴らなる鐘が鳴る
高い火の見の上で鳴る
火事は何処だろ何処の町
急ぐ足どり気も急ぐ

2 夢を破ったサイレンに
恋しなつかし床をけり
行くは火の中水の中
火消士が行かなきゃ
消えやせぬ

3 消すより強い火の用心
これに勝ったものはない
ポンプ百よりまだ強い
打てよ鳴らせよ火の用心

正賀

備えあれば憂えなし!!
消火器の御用命は
石黒佐久司へ
秋田市千秋久保田町五
電話三局一八七三

謹賀新年

秋田県消防協会(順不同)

会長 山本三郎
副会長 渡部純綱
〃 佐藤小太郎
理事長 鐵谷尚士郎
理事 佐藤幸雄
〃 中田初次郎
〃 中田慶太郎
〃 安藤忽次郎
〃 山田新八郎
〃 伊藤正治
〃 中山隆進之助
〃 永井正一
〃 斎藤幸作
〃 田口礼吉郎
〃 柴田賢一
〃 佐々木征一
〃 谷藤不二三得
〃 長嶋喜一
〃 佐藤兵一郎
〃 小山孫太郎
〃 猪俣寅夫
〃 小田島兵也
〃 士番門俣吉郎
〃 辻農夫
〃 小野俊治
〃 村越広夫
〃 阿部庄吉
〃 大内正蔵
〃 高杉宮治
〃 栗林宮巳
〃 富樫清治郎
〃 工藤文治郎
〃 清水正一
〃 田中治一
〃 川上元治郎
〃 原勇
〃 橋本正俊郎
〃 田沢正男
〃 藤内吉郎
〃 藤本敬定茂郎
〃 藤原定一郎
〃 加藤主治郎
〃 山内賢助
〃 幸田保
〃 毅坂立
〃 山本管理人 消防会館 花吉之助
書記 嶮英雄
〃 嶮上和枝
〃 井嶮キワ
〃 船橋自喜四郎
〃 嶋田銀
〃 石橋
〃 黒沢
〃 根本
〃 加藤
〃 伊斎藤

消防協会事務局

年頭のあいさつ

秋田県厚生部長
藤肥正三

新しい年を迎え心からお喜び申し上げるとともに消防関係者の日頃のご労苦に対し深く感謝申上げるところでございます。

昨年五月厚生部長となりましてから八ヵ月を過ごしましたが、その間において消防と防災の業務を実際に見聞きしつつ勉強をさせていただいたところであります。

就任早々阿仁町の大火に際して災害救助法の適用とその対策夏の金県水防訓練大会に次いで能代市で行われた総合防災訓練、そして湯沢市における全県消防大会の真剣な訴えと熱心な討議さらには全県消防訓練大会の堂々たる偉容とその技術等永年培われた消防の真髄と平素の練磨による成果を身近に感じ私もその一員として責任の重大なることを深く心に刻んだところであります。また これらの間を縫って防災会議とその関係部会の開催、夏の大雨被害の半面一部地方の渇水による自衛隊派遣の給水、秋の台風被災その防備体制、そして秋季無火災県民運動と一連のあわただしさの中に暮れた四十二年でありましたが、私共のこのあわただしさが第一線の皆様には何倍もの活躍の渇となっているものと思われ消防関係者の一挙手一投足が住民の生活とそのしあわせをしっかりと守っておるものであると思います。昨年は大火等あまり大きな災害はなかったのでありますが、火災件数は昨年を上廻っており従ってその被害額も大きく特に不幸に昨年以上の事故者を出したことは今後の消防活動の中における手痛いあり方等についてあらためて検討を要するものとして考えさせられる問題の一つと思われます。

春の県民無火災運動はさらに「火災予防と早期発見」を呼びかけ秋の無火災県民運動はさらに「火災予防の徹底」をかかげて運動の推進をはかったのでありますが、そのすべての呼びかけや、スローガンはただお題目だけでなく、県民の一人ならず、それ故に消防関係者自覚に俟つところが大きい者は先ず健康であらねばならないと思います。年の始めにあたり私は心から皆さんのご健康を希うと共に皆様方さんと手をたずさえて県民福祉の向上に気持を集中し、さらに気持を新たにして努力することは消防力の充実強化が促進されつつあることは誠に喜ばしいことと存じておるしだいであります。しかしながら未だ港湾消防力、科学消防、高層建築物に対する消防力、更には防火貯水施設等万全を期し難いものが多く見受けられます。

昭和四十三年はこれらの目標に対しさらに各自治体が相互の連絡を密にし、よりよい住みよい地域社会を建設するため関係者と共に特段の努力をいたす所存であります。「消防秋田」の発刊十七年目にあたり、金県消防関係各位の平素のご労苦に対しまして心からの敬意と感謝を申しあげ、本年もますますご精進くださいますようお願いいたし各位のご厚とご多幸を祈り年頭の祝詞といたします。

年頭のことば

陸上自衛隊秋田駐とん地司令
一等陸佐
村木杉太郎

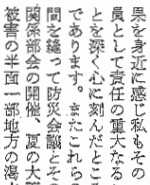

新年お目出とうございます。

秋田自衛隊を代表して心から新年のお慶びを消防関係の皆様に送り致します。

昨年中に降雪の雪及び風水害等による大災害に比し何等の活躍の渇となっていない年であり、大豊作に恵まれ誠に明るい年越しをお互に過すことができしたことはご同慶に堪えません。

しかしながら災害は決してなかった訳ではなく特に県内各地の火災及び水害における皆様の立派なご活躍がなくてはこれを望むこともできないのであります。

大豊作に恵まれ誠に明るい年越しをお互に過すことができしたことはご同慶に堪えません。

しかしながら災害は決してなかった訳ではなく特に県内各地の火災及び水害における皆様の立派なご活躍がなくてはこれを望むこともできないのであります。

多くの県民の生命財産を守って来たのであります。

また これらの間を縫って防災会議とその関係部会の開催、夏の大雨被害の半面一部地方の渇水等あまり大きな災害はなかったのでありますが、火災件数は昨年を上廻っており従ってその被害額も大きく特に不幸に昨年以上の事故者を出したことは今後の消防活動の中における手痛いあり方等についてあらためて検討を要するものとして考えさせられる問題の一つと思われます。

春の県民無火災運動はさらに「火災予防と早期発見」を呼びかけ秋の無火災県民運動はさらに「火災予防の徹底」をかかげて運動の推進をはかったのでありますが、そのすべての呼びかけや、スローガンはただお題目だけでなく、県民の一人ならず、それ故に消防関係者自覚に俟つところが大きい者は先ず健康であらねばならないと思います。年の始めにあたり私は心から皆さんのご健康を希うと共に皆様方さんと手をたずさえて県民福祉の向上に気持を集中し、さらに気持を新たにして努力することは消防力の充実強化が促進されつつあることは誠に喜ばしいことと存じておるしだいであります。しかしながら未だ港湾消防力、科学消防、高層建築物に対する消防力、更には防火貯水施設等万全を期し難いものが多く見受けられます。

昭和四十三年はこれらの目標に対しさらに各自治体が相互の連絡を密にし、よりよい住みよい地域社会を建設するため関係者と共に特段の努力をいたす所存であります。「消防秋田」の発刊十七年目にあたり、金県消防関係各位の平素のご労苦に対しまして心からの敬意と感謝を申しあげ、本年もますますご精進くださいますようお願いいたし各位のご厚とご多幸を祈り年頭の祝詞といたします。

年頭のあいさつ

秋田県市長会
会長
川口大助

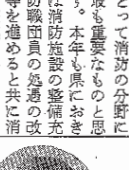

昭和四十三年の新春を迎えるにあたりまして全県消防関係者各位に心から新年のお喜びを申しあげます。

災害の防除は住民福祉のために欠くことのできない重要な行政であり、人命の尊重と財産の保護が基本的な目的であることはいまさら申しまでもないほど自明の理であります。その意義と感謝を申しあげ、本年もますますご精進くださいますようお願いいたし各位のご厚とご多幸を祈り年頭の祝詞といたします。

年頭のあいさつ

秋田県消防協会
副会長
渡部綱次

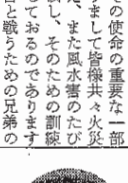

昭和四十三年の新春を迎え先ずもって、全県二万八千余の消防関係各位のご健勝に謹賀新年の慶祝を寿ぎ、併せて平素のご労苦に対し、心から感謝申し上げます。本年はあたかも我が国自治消防制度発足二十周年に当り、自治消防のゆるぎない基礎の確立と内外の政治経済情勢は日に日に目ぐるましく変転し、又世界科学界の進歩は宇宙制覇の夢実現という実に驚くべき時代に入りつつあるとして迎えるこの元旦は感慨一入であります。

年の始めは何時も乍らます支援の賜であります。県民各位の深いご理解とご頭を垂れ々感謝の念を更に新たにした次第であります。

新な気持で限りない希望を胸に将来の進展を期したい と希うのであります。

しかしながら消防人としてあるべき時代に入りつつあるとして迎えるこの元旦は感慨一入であります。

消防人は益々一致団結し、百尺竿頭一歩進めて科学消防の装備と教養訓練に更に層一層の努力を重ね、県民の生命身体財産守護の任務を遂行し、以て平和日本の建設に寄与するとともに、県民の福祉増進に著しい寄与をいたして参りましたことに対し深く敬意を表する次第であります。しかしながらわれら消防人の使命の努力にも拘わらず大小火災跡を絶たず、火災損害は某年増加の一途を辿りつつある現況であることは甚だ遺憾に存ずるしだいであります。今後一層県民共々ご精進をお願いしたと存じます。

ひるがえって社会の情勢に目を転じます時、国際情勢は日に日に変転し、

年の始めは何時も乍らます支援の賜であります。県民各位の深いご理解とご頭を垂れ々感謝の念を更に新たにした次第であります。

然しながら我々が常に念願している火災のない平和な市町村の建設に邁命の努力を傾倒して参りましたが、毎年繰り返される火災件数及び損害額において相当減少されたものと確信致しております。

しかしながら消防又は自治体等の責務益々重且つ大なるを痛感致し以って無火災県民運動に全力を傾ける覚悟であります。申すまでもなく火災に対する根本対策は何を措いても火災の発生を未然に防止することが、先決要件であります。生活様式の向上を共に必然的に増加する火災に対し過去の火災の九九%までが火気取扱の不注意設備の欠陥、或は子供の弄火であるという事実を深く検討して見直さなければならない時期であります。

故に金体が火気取扱設備の改善と火災の用心に一つ一段と努力されない注意にかなければ火災件数及び損害額において相当減少されたものと確信致しております。

消防力は勿論防火建築においても逐次充実していくことに努めなければなりません。

これが火災件数及び損害額に併行して県民各位の防火に対する認識を更に一層深められることと共に消防の良き協力者たることを切望してやまない次第であります。

ここに新たなる希望に満ちた新春を迎えられるにあたり皆様方のご多幸とご奉公を祈致しまして年頭のご挨拶とします。

年頭の御挨拶

秋田市消防長
中山正一

終戦後二十三年目の平和な新春を迎え、光栄ある昭和四十三年の新春を祝福することのできる幸福を県下の皆様と共に喜びたいものであります。

初日を拝するとともに身も心も新たにし、自己の内容の充実につとめ世態の変化と技能を開発し近代消防の使命を遺憾なく達成いたしたいと念ずる次第であります。

何卒本年もご指導とご鞭撻をお願い申し上げるとともに皆様のご健康とご多幸を祈念いたしまして新年のごあいさつといたします。

人生理念の追求のため邁進するところに発展と向上があるものと信ずるものであります。月なみなことばでわれ消防人はその責務の重大なることを認識しなければなりません。

殊に最近は、火災による死傷者が激増していることは注目すべきことで、この人命第一主義にのっとり、本年も県下消防人の一致団結のもとに消防総合機能を高度に発揮するため、消防人の科学化と創意工夫のもと技能を開発し近代消防の使命を遺憾なく達成いたしたいと念ずる次第であります。

自治体消防も発足以来二十周年を迎え、県下消防とともに皆様のご健康とご多幸を祈念いたしまして新年のごあいさつといたします。

年頭の御挨拶

秋田県消防協会
副会長
佐藤純兵

金県消防の皆様明けましてお目出とうございます。

過ぎ去った一年間のご労苦に対し敬意と感謝を捧げると共に躍んで輝やかしき某年増加の一途を辿りつつある現況であることは甚だ遺憾に存ずるしだいであります。今後一層県民共々ご精進をお願いしたと存じます。

ひるがえって社会の情勢に目を転じます時、国際情勢は日に日に変転し、又世界科学界の進歩は宇宙制覇の夢実現という実に驚くべき時代に入りつつあるとして迎えるこの元旦は感慨一入であります。

消防人は益々一致団結し、百尺竿頭一歩進めて科学消防の装備と教養訓練に更に層一層の努力を重ね、県民の生命身体財産守護の任務を遂行し、以て平和日本の建設に寄与するとともに、県民の福祉増進に著しい寄与をいたして参りましたことに対し深く敬意を表する次第であります。しかしながらわれら消防人の使命の努力にも拘わらず大小火災跡を絶たず、火災損害は某年増加の一途を辿りつつある現況であることは甚だ遺憾に存ずるしだいであります。今後一層県民共々ご精進をお願いしたと存じます。

ひるがえって社会の情勢に目を転じます時、国際情勢は日に日に変転し、

年の初春を迎えましたことは誠に意義深く、今後の全県下消防の繁栄は勿論一消防秋田」も全国的に大火が跡を絶たず、これが火災件数及び損害額に併行して県民各位の防火に対する認識を更に一層深められることと共に消防の良き協力者たることを切望してやまない次第であります。

ここに新たなる希望に満ちた新春を迎えられるにあたり皆様方のご多幸とご奉公を祈致しまして年頭のご挨拶とします。

秋田県消防協会の発展に伴って一消防秋田」も逐年充実と加え玆に発刊満十七年を迎えます。しかし今更申すまでもなく、近年産業経済の高度成長と住民の生活様式の変化は災害の急増と特異な災害発生の誘因となっており、それに伴ない消防の任務も年々拡大され、住民もまた消防に期待するとともに、ますます大であり、われ消防人はその責務の重大なることを認識しなければなりません。

殊に最近は、火災による死傷者が激増していることは注目すべきことで、この人命第一主義にのっとり、本年も県下消防人の一致団結のもとに消防総合機能を高度に発揮するため、消防人の科学化と創意工夫のもと技能を開発し近代消防の使命を遺憾なく達成いたしたいと念ずる次第であります。何卒本年もご指導とご鞭撻をお願い申し上げるとともに皆様のご健康とご多幸を祈念いたしまして新年のごあいさつといたします。

＊＊＊謹賀新年＊＊＊

秋田県消防課

知事　小畑勇二郎
副知事　松橋昌三
総務部長　小藤肥正雄
厚生部長　池井友三郎
厚生部次長　堀吉男

課長　佐藤尚士
課長補佐　永井進之助
庶務係長　千葉清大
消防係長　足利実
防災係長　牧野治
事務取扱　工藤直
技師　佐相俊幸
主事　高橋良雄
〃　石沢吉蔵
〃　宮嶋治一郎
〃　小玉彦長
〃　長谷川正治
〃　井上和一夫
技師　片岡達
主事　向井清
〃　矢沢晴
〃　斎藤英綾
〃　佐藤彦悦
〃　工藤吉子

消防学校
学校長　金子義雄
学校長補佐　森田平
技師　大石高則
主事補　加藤正次
嘱託　池田寅
鹿角　福祉事務所
所長　佐藤栄
消防係　関吉夫

北秋田　福祉事務所
所長　村猛
消防係　島忠
山本　福祉事務所
所長　藤司
消防係　高階幸
金田一　哲四郎
秋田　福祉事務所
所長　梅津勇
消防係　堀川忠
由利　福祉事務所
消防係　佐々木建
仙北　福祉事務所
所長　成田恭
消防係　三浦治造
平鹿　福祉事務所
所長　鯨岡爾
消防係　菊地国久
雄勝　福祉事務所
消防係長　小野寺幸
消防係　田口陸雄

年頭のことば

秋田県議会議長　佐藤育秀

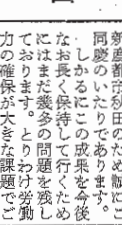

昭和四十三年の新春を迎えるに当り、金県消防関係者各位に対し、新年のお慶びを申しあげます。

昨年は農作物が史上最高の収量を挙げ、開進をつづける他産業との所得格差に伸吟しておりました本県農家に潤いを与えたことは、着実に伸展をとげている新産都市秋田のため喜びとしましても、議会活動を通じて消防体制の確立のために微力を尽して参りたいと存じております。

しかるにこの成果を今後なお長く保持して行くためにはまだ幾多の問題を残しております。

訓練が急務でございます。幸い婦人層に防災体制強化の気運が高まり、婦人消防団の結成と相俟って常に地域住民の福祉に貢献されておられる団員のあることを忘れることにできないのであります。

近年生活文化の進化に伴ってこれが防災体制の確立を期するために科学消防力の増強自動車道路の高速化に伴う交通事故対策いわゆる救急体制の確立及び消防職団員各位の福祉向上の問題等数多くの課題が残されております。吾々としましても、議会活動を通じて消防体制の確立のために同慶のいたりであります。

いささか微力を尽して参りたいと存じております。どうか各位におかれましてはなお一層のご指導をわかたず百三十万県力の確保が大きな課題でご民の生命財産を護る崇高な消防精神を更に高揚されるよう祈念して止まない次第であります。年頭にあたり衆に対しご健康で

近年生活文化の進化に伴ってこれが防災体制の確立を期するために科学消防力の増強自動車道路の高速化に伴う交通事故対策いわゆる救急体制の確立及び消防職団員各位の福祉向上の問題等数多くの課題が残されております。吾々としましても、議会活動を通じて消防体制の確立のために同慶のいたりであります。

いささか微力を尽して参りたいと存じております。どうか各位におかれましてはなお一層のご指導をわかたず百三十万県力の確保が大きな課題でご民の生命財産を護る崇高な消防精神を更に高揚されるよう祈念して止まない次第であります。年頭にあたり衆に対しご健康で

年頭のご挨拶

副会長　秋田県消防協会　銭谷小太郎

昭和四十三年の新春を迎えまして県下消防人皆様に心からおよろこび申し上げます。

年改たまり自治体消防も成人を迎え、県下各市町村ともその自主性を確立し、それぞれの実情に応じて消防力の拡充と強化に尽し、着々その成果をあげております。

ますことは、まことにご同慶にたえないところであるとともに発足以来今日を築きあげた先輩各位、関係機関のなみならぬご努力に深く感謝と敬意を表する次第であります。災害は忘れた頃にやってくるとは、昔からよく言われることでありますが、私どもの日常生活は大なり小なり常に不測の災厄にさらされておるわけであります。

最近は火災のほか台風、集中豪雨などの自然災害が相次いで発生し、更に過疎都市の近代化と産業団発の進展等に伴い災害が多発の傾向にあり、その規模も大きくなってゆく現状であります。恐怖や不安のない社会は人類の理想であり、災害を防ぎ災害をなくしてゆくことは人類の悲願でもあります。

昭和四十三年の新春を迎えまして県下消防人皆様に心からおよろこび申し上げます。

年改たまり自治体消防も成人を迎え、県下各市町村ともその自主性を確立し、それぞれの実情に応じて消防力の拡充と強化に尽し、着々その成果をあげております。

ますことは、まことにご同慶にたえないところであるとともに発足以来今日を築きあげた先輩各位、関係機関のなみならぬご努力に深く感謝と敬意を表する次第であります。災害は忘れた頃にやってくるとは、昔からよく言われることでありますが、私どもの日常生活は大なり小なり常に不測の災厄にさらされておるわけであります。

最近は火災のほか台風、集中豪雨などの自然災害が相次いで発生し、更に過疎都市の近代化と産業団発の進展等に伴い災害が多発の傾向にあり、その規模も大きくなってゆく現状であります。恐怖や不安のない社会は人類の理想であり、災害を防ぎ災害をなくしてゆくことは人類の悲願でもあります。

私達は一丸となってこの地域住民の期待と福祉増進の理想の実現とこの悲願を受けて寄与いたしたく精進して参りたいと存じます。

おわりに県下消防人各位の健康とご多幸をお祈り申しまして、新年のご挨拶とします。

新年を迎えて

消防課長　佐藤尚士

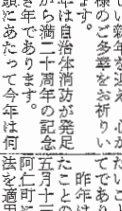

金県消防の皆様、明けまして、一

皆様に最も力を入れて致きたいことは火災予防についてであります。

昨年はここ二年間適用したことのなかった大火災が五月十三日の北秋田郡阿仁町に発生し、災害救助法を適用したことは極めて残念なことであります。

また火災の発生件数も、一月末日現在で六一四件、焼失棟数八二二、損害額は十億七百万円で、これを一昨年同期に比べて件数で七七件、損害額が二億七千万円も多くなり、特に遺憾なことは、焼死者が十二月十五日現在で二十名に達しおることで、火事のたび毎に人が焼け死ぬ得なかった事柄を皆様と共に強力に推し進めて参りたいものと存じております。

消防について

昨年のよろこびは何ん

申しても県消防界が長年に

わたって待望しておりました、県消防学校単独校舎が建設されたことであります。目下秋田市割山の県警察学校の隣地に建設中で、昨年九月には専任の学校長が任命され今春早々から新校舎での教養訓練が実施されることと思いますが、消防の人づくりこそは、消防近代化のため、今一番大切なことであると存じます。

本年まず手をつけなければならない問題としては、昨年の消防関係法律の改正上および県庁所在地の都市を除く都市の等級決定に関して、消防法ならびに消防令の改正となったこと。

次は救急業務体制の強化に伴い、その必要によって、府県が補完業務を行う旨、山形市県に発生したあ

ロパンガス等に対して消防としての保安規制を強化することになったこと等、消防行政は日一日と新しい方向に進みつつあります。

さて本県の場合、本年も

尊重を第一とし、避難体制の確立、災害危険住宅の移転、簡易雨量計の設置、水位観測施設の増設等、被害

石流危険地域（山津波）、急傾斜地域（崖くずれ）、水害常習地域等県内の災害危険地域については一応実態が把握されました。

県防災会議には専門部会として災害危険地域対策部会を設置し、関係委員の外に専門委員三人を委嘱し専門的な立場から実地調査と指導して頂いたのであります。

昨年七月西日本一帯を襲った集中豪雨と八月末の新潟、山形両県に発生したあ

調査と教訓に基いて、防災

パトロールや現地調査を実施して実情の把握に努めるとともに、地域住民の人命

本年はさらにこれまでの

なされておられる消防の皆様に心から敬意と感謝を申し上げる次第であります。

今年は平穏な年であります

防災神を発揮されてご活躍

体制の在方或は救急体制、

なによりも消防財源等々の

問題を含めて消防力の充実

強化を図らねばならないこと

発生の未然防止を図ることは何んと申しても消防関係皆様のご努力に負うものであります。本年は向上白治体消防の元年であり、その彼方に進展と社会環境の複雑化に当ってこれに当面県庁は去る

県庁は去る

おわりに

以上昨年の消防と防災に

ついてその実情をご報告し

比ではなく全く一変してし

その反省にたって年頭の所

分野も手防行政を先進に

が、日頃火災をはじめとす

るあらゆる災害の予防と被

殿等各般に亘って近代化が

要請されていることは申し

一、二十週年を回顧して意義

ます。

現状は尚遠い実

ますが、

消防の対象

分野も多岐にわたり

災害の他の災害だけに忙中

防災の内にも関

今年は平穏な年であります

問題を含めて消防力の充実

強化を図らねばならないこと

申述べご挨拶と致します。

新年をむかえて

秋田県水防連合会　会長　大野忠右衛門

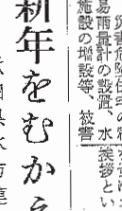

新年おめでとうございます。昭和四十三年の輝かしい門出にあたりまして一言ごあいさつを申しあげます。

昨年は災害からの守るために

消防人にとって昨年は幸にも

あったと思います。

昨年は

七月八日来四日本一帯に被

害をもたらした集中豪雨を

はじめ、八月二十九日にか

けての羽越水害や、また、

九月二十二日の秋雨による

岩手県久慈市、青森県八戸

市に発生した集中豪雨などはいまだに記憶に新たなところであります。

一方本県においては夏型

来期の前線性大雨により約

八億五千万円の被害があった

たというものの例年に比し

比較的災害が少なかった年

であったと思っております。

これもひとえに第一線

の努力にもかかわらず、本

県の火災は、件数、損害と

も前年にくらべ著しく増

加をみるにいたりましたこと

は洵に遺憾とするところであります。

等に火災によ

る人的、物的

被害が前年よりも数多く出ましたことは、消防の第一目標が人命の保護にあることを思うとき、かえすがえすも残念に思われてなりません。

もちろん出かせぎに

ゆかれた方々の

ご苦労に対し

ましても、

これ

は当分かけることのできない

ものであります。

しかし、幸いにして阿仁

町の大火のほか大きな火災

のなかったことは、せめて

もの慰みであり、このことは

に偏に消防関係者各位の適

切な消防活動の場でありま

す。心から敬意を表する次

第であります。一侍火災

或は「共同消防隊」等を真

ものでしょうか。最近の火

傾向をみますと、うすれてきた

ように思われてなり

ません。

毎年のように、火災原因

の高位を占めるものは子供

の弄火であり、たばこの吸

殻の不始末であったり、そし

て暖房器具の取扱い不注意

等があります。これは全く

火に対する注意の欠如と心

の緩みにあるといってもよ

いでしょう。消防の理想は

「出して消す」消防の

ことにあるならば、出さな

いことへの努力がもっと

もっと、なければなら

ないと思います。

このためには、消防職団

員による予防査察と各地に

結成されている一火災予防

隊等の消防団各位のご協力

を新年にくらべ著しく増

加するよう念願致します。

昨年は消防人各位の懸命

の努力にもかかわらず、本

県の火災は、件数、損害と

も八千消防関係者のご多幸

をお祈りします。

新年を迎えて

仙北福祉事務所長　成田恭造

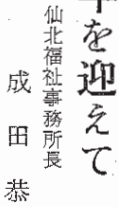

昭和四十三年の新年を迎

えに当り、謹んで県下二

百七十九名が家を失なう大

火となったことは、まことに

痛恨のきわみであります。

災害時には、県内各地をに

ぎわす「秋田市消防団」

が、全国からあたかも初

期消火の整備に遜色

なく、全力を期せられ

ましたことは、心から感謝に

堪えません。

御見舞や義援金品が寄せられ

ました地方の消防団をはじめ、

また日赤奉仕団はもとより

隣接の消防団各位のご協力

には感謝のほかはなく、全

国から寄せられました義援

金品は、

被災者に対し

ましては、

各種の恵

三時間にわたって燃えつづけ

け、非住家を含む五十六棟

五千四百五十四平方メートル

を灰燼とし、四十四世帯

百七十九名が家を失なう大

火となったことは、まことに

一つといってはいなかった

ことであります。

北秋田郡

の整備状況では、

ほぼ

完備しております。

本年も皆様の御教導御鞭撻

を賜わりまして所感の一端を

述べご挨拶と致します。

反省と新年の誓い

北秋田福祉事務所長　吉村猛司

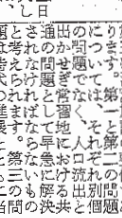

昭和四十二年五月十三日

午前十一時五分頃に出火し

た阿仁町上新町の火災は、

各種の悪条件が重なり、約

三時間にわたって燃えつづ

け、非住家を含む五十六棟

五千四百五十四平方メートル

を灰燼とし、四十四世帯

百七十九名が家を失なう大

火となったことは、まことに

痛恨のきわみであります。

災害時には、県内各地をに

ぎわす「秋田市消防団」

が、全国からあたかも初

期消火の整備に遜色

なく、全力を期せられ

ましたことは、心から感謝に

堪えません。

御見舞や義援金品が寄せられ

ました地方の消防団をはじめ、

また日赤奉仕団はもとより

隣接の消防団各位のご協力

には感謝のほかはなく、全

国から寄せられました義援

金品は、

被災者に対し

ましては、

各種の恵

三時間にわたって燃えつづ

け、非住家を含む五十六棟

五千四百五十四平方メートル

を灰燼とし、四十四世帯

百七十九名が家を失なう大

火となったことは、まことに

痛恨のきわみであります。

災害時には、県内各地をに

ぎわす「秋田市消防団」

が、全国からあたかも初

期消火の整備に遜色

なく、全力を期せられ

ましたことは、心から感謝に

堪えません。

御見舞や義援金品が寄せられ

ました地方の消防団をはじめ、

また日赤奉仕団はもとより

隣接の消防団各位のご協力

には感謝のほかはなく、全

国から寄せられました義援

金品は、

被災者に対し

ましては、

各種の恵

新春所感

大館市消防長　根本自朗

年改まり昭和四十三年の新春を迎え消防関係の皆様に新年のお慶び申上げます。振返って昨年の本県は、おける火災の発生件数は潮増しつつあるも昔日の如き大火災大災害もなく過し得たことは何んと申しても消防関係皆様のご努力に負うものであります。本年は向上白治体消防の元年であり、その彼方に進展と社会環境の複雑化に当ってこれに当面県庁は去る

昭和四十二年五月十三日

午前十一時五分頃に出火し

た阿仁町上新町の火災は、

各種の悪条件が重なり、約

三時間にわたって燃えつづ

け、非住家を含む五十六棟

五千四百五十四平方メートル

を灰燼とし、四十四世帯

百七十九名が家を失なう大

火となったことは、まことに

痛恨のきわみであります。

災害時には、県内各地をに

ぎわす「秋田市消防団」

が、全国からあたかも初

期消火の整備に遜色

なく、全力を期せられ

ましたことは、心から感謝に

堪えません。

御見舞や義援金品が寄せられ

ました地方の消防団をはじめ、

また日赤奉仕団はもとより

隣接の消防団各位のご協力

には感謝のほかはなく、全

国から寄せられました義援

金品は、

被災者に対し

ましては、

各種の恵

とができるであ

ました。

また昨年九年三十日には

県の交通事故による死者

は史上最高の百人を突破し

た。このサル年は火災と事

故の年であったと思います。

ここに新年を迎えるに当

り住民の福祉向上のため日

夜献身されつつある皆様の

苦に感謝すると

ともに今年も変らざる精

進をお願いしまして新年の

挨拶とします。

年）であった昨年はかくして暮れました。

また昨年四月三十日には

「サル年」を迎えました。

このサル年は火災と事

故の年であったと思います。

ここに新年を迎えるに当

り住民の福祉向上のため日

夜献身されつつある皆様の

苦に感謝すると

ともに今年も変らざる精

進をお願いしまして新年の

挨拶とします。

年頭のことば

消防学校長　金平義雄

昭和四十三年の新春を迎えるにあたって、全県の消防界の皆様に心からお慶び申し上げます。

私ごと存じます。反面消防活動三週年間を早急永らく奮察に厄介になって要票の一つである消防教育停滞おりましたがはからずも昨即ち消防の人造くりの面は阻害されており、雪害防除年の九月消防学校長を拝命し、いまだ日浅いけれども消防教育の変命の重いのにさらにありましたが関係者今さらの如く痛感、果しこの責を完うすることが出の努力と上司の配慮によって秋田市割山に総建坪数二来るかどうか恐れおのの御指導と御鞭撻により努力して参りたいと思っています。

本年は消防法施行されから満二十年、消防法もいよいよ成人に達したわけです。

この開教回にわたって変ってゆく時代にふさわしい消防の組織、施設を充実するため改正され、今日に至っておりますが、都度関係者のなみなみならぬ努力積りてすから旧に増して御によって組織施設共に逐年充実され真に成人にふさわしい頽勢が一応出来つつあることは県民の皆様と共に消防人として最高の喜びとなどの直接被害をはじめ交通事情の悪化、産業発展の本に市町村毎の計画を早急に策定して対策を積極的に推進するよう要請するとともに県の出先機関も各市町村といっそう連絡協調を強化し、とともに除雪のため、職員の増員、防雪設備の強化を図る雪害対策要綱の重点と至化することになっている。

雪害対策要綱の重点とな実施事項はつぎのとおり【道路交通確保対策】①県また、なだれ対策のため道路の交通確保または雪を配置するほかヘリコプターによる空中査察を行なう。運転規制は、降雪量奨励敢難体制の強化などによる漁業運難防止。【交通対策】③老朽校舎の事前補強、消火器等の整備点検③避難通路確保などによる園児、生徒の安全確保。

今冬の雪害防止対策

県防災会議が推進

秋田県は毎年恒常的な雪害に見舞われ、人命、住家に通達し、この要綱を基長に通達し、この要綱を基に策定して対策を積極的に推進するよう要請するとともに県の出先機関も各市町村といっそう連絡協調を強化し、強、防雪設備の強化を図る除雪のため、職員の増員、防雪設備の強化を図る雪害対策要綱の重点と至化することになっている。

雪害対策要綱の重点とな実施事項はつぎのとおり【道路交通確保対策】①県また、なだれ対策のため道路の交通を確保または雪を配置するほかヘリコプターによる空中査察を行なう。運転規制は、降雪量奨励敢難体制の強化などによる漁業運難防止。【交通対策】③老朽校舎の事前補強、消火器等の整備点検③避難通路確保などによる園児、生徒の安全確保。

害対策に万全を期すること。

秋田県は毎年恒常的な雪害になっている。

県では、さきに各市町村交通マヒに対処する。

【輸送機関の運行確保】①国鉄は、雪害対策基準規取締りを強化し交通事故、

【保健衛生・医療対策】①豪雪時における孤立集落等の緊急医療対策②飲料水等の確保等食品衛生対策③し尿汚物処理対策④へき地の医療保健指生導対策

【民生対策】①人命・建物被害の防止のため屋根の雪おろしの適切実施指導、だれ危険区域の標示などを行なう②孤立集落等の急病人出産、食糧の緊急輸送の救出など③火災予防の徹底と消火栓、防火水そうなど消防施設の排雪と標示、④融雪洪水時の水防体制の強化【農林漁業対策】①果樹の枝折れ防止技術指導②ビニールハウスの破損防止③冬作物の雪害防止④新炭等の滞貨解消③救命具の着用

年頭のことば

秋田消防署　署長　越後谷忠光

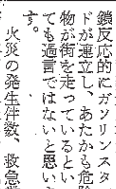

昭和四十三年の新春を迎え、県下消防職員、団員の皆様のご健勝とご多幸を、お祈り申し上げます。

近年市街地建築物は、平面的から立体的に上へ上へと伸びて行き、消防戦斗も高度の技術が要求され、また内には木造建築物が大部分を占めており、とくに最近は生活様式も変り、ガス、電気、石油を使用する器具が急激に増加し、外には、自動車の氾濫でガソリンの消費量が増大し、鎮反応にガソリンスタンドが運立し、あたかも危険物が街を走っているといっても過言ではないと思います。

火災の発生件数、救急業務問題ではなく、全県の住民所信の一端を申し述べると、総ぐるみ、ご健斗をお祈りし、年頭のご挨拶といたします。

発展して行くとは申せ、絶えず火災と匪足をしている県内の火災発生の原因を見ると、例年のごとく子供の火遊び、たばこの吸い殻、ストーブ、ろうそくの不始末、煙突の不完全なものの使用、こたつの不完全、石油ストーブおよびプロパンの取扱上の無知などが多く、これらを含めた大部分の原因は、ちょっと注意すれば未然に防止できるものであるが、消防戦斗問題ですが、あかるい、だしい近代生活のためか、毎日のように新聞、テレビで火災のニュースが報道されているにかかわらず、依然に最近は生活様式も変り、人のことで自分には関係ないことと錯覚し、昔から「火は人の命」といわれている「他山の石」とも考えているように思われる。ひとつ火災のみならず、人命救助、防ぎょ等の演ひとりでありますが、ひとり一線に切なさたくましく、火災不意態にかんがみ直接災害と対決する私達は常に絶り、ゆ消防人の火災撲滅のため、日夜努力しても解決する。

火災の発生件数、救急業務問題ではなく、全県の住民所信の一端を申し述べると、総ぐるみ、ご健斗をお祈りし、年頭のご挨拶といたします。

年頭のあいさつ

土崎消防署長　堀井多治郎

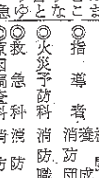

昭和四十三年の新春を迎え、金県二万八千の消防関係の皆様に謹んで新年のお慶びを申しあげます。

全県の消防関係者が渾身の努力にも拘らず火災、水災等の災害は依然あとを絶たずしかも死傷者が増加の傾向にある現実であります。

科学技術の進歩発達が著しい現在において、なおこの種の災害が減少するどころかしろ文明の進歩とともに災害が複雑化し規模も大きくなってきたことに深く心に堪えないとこ

ろであります。このような事態に対決する私達は常に絶えず消防技術の進歩発達に努めて、着々とその成果をあげつつありますが、まだまだ是正しなければならない問題もありますので、本年こそは、この問題の解決と著しい科学的技術、高層建物の人命救助、防ぎょ等の演ことに深く心に堪えないとこ

ろであります。このような事態に対決する私達は常に絶えず消防技術の進歩発達に努めて、着々とその成果をあげつつありますが、まだまだ是正しなければならない問題もありますので、本年こそは、この問題の解決と著しい科学的技術、高層建物の人命救助、防ぎょ等の演ことに深く心に堪えないとこ

ろであります。このような事態に対決する私達は常に絶えず消防技術の進歩発達に努めて、着々とその成果をあげつつありますが、まだまだ

がら諸般の情勢に即応できる知識と技術の練磨に努め近代的化学的な消防態勢の強化実現に意欲的姿勢をもって鋭意努力を続けなければならないことを深く認識するものであります。

新春初頭にあたり消防関係の皆様がますます健勝なご精進を心から祈念し、ご挨拶といたします。

昭和四十三年県消防学校教養計画

県消防学校では昭和四十三年度における教養計画を次のとおり樹立したので、各市町村では予算編成に格別のご配慮を賜りたい。

◎初任科	新任消防署員	五月二十七日
◎初任科	常備消防団員	七月二十六日
◎幹部科	新任消防団員	六月一日
◎幹部科	消防司令	六月一日
◎現任科	消防署職員（長以上）	六月一日
◎現任科	消防団員（職員）	六月一日
◎機関科	機関員	一月一日
◎指導者養成科	消防団幹部	四月一日
◎火災予防科	消防職員	九月一日
◎救急科	消防職員	一〇月一日
◎原因調査科	消防職員	二月一日
◎小型動力ポンプ科	消防職員	三月一日
◎災害対策科	防災担当職員	三月一日

県民除雪デー設定要綱

秋田県防災会議

目的＝降雪による道路交通、雪計画に積極的に協力する障害とその他の積雪被害ともに必要な指導助言を民除雪デーを設定して県住家連たん地域の除雪計画を実施するため「県行なうものとする。とくに早期除去を図るため「県内各市町村毎に除雪を実施し、雪害の排除と県民防災

実施の時期＝降雪から春の消雪期までの間、民災会議が状況によって設定するものとする。

実施事項①道路除雪によって推進された排雪の処理（主として公共除雪指定路線）②市街地における秩序ある根雪の除去（雪割り）③自動車交通不能区間の除雪促進④消火栓、防火水そうなど防災施設の機能確保、ためのための灰、土砂散布等

実施方法①関係機関は除雪計画のなかで具体的な計画をたて、内会、部落会、その他関係機関、団体等による「町ぐるみ」の除雪体制をとる

実施上の注意事項①道路を通行する人や車の危険がないよう十分注意する。②雪おろしの雪によって道路交通を阻害しないように雪の捨て場を考える。③消火活動に支障を来す場所や消火栓のある箇所に雪を捨てないこと。④除排雪によって建物の避難口をとざすことのないように注意すること。⑤屋根の重さによる建物の破壊を防ぐため両側からの排雪を行なうようにすること。⑥屋根の雪おろしにあたっては、電灯、電話線を損傷しないようにされ、感電などの死傷事故のないよう注意すること。

察、地建工事事務所、県土木事務所とは必らず事前連絡をとる）その円滑な実施を図るものとする。

実施上の注意事項①道路を通行する人や車の危険がないよう十分注意する。②雪おろしの雪によって道路交通を阻害しないように雪の捨て場を考える。③消火活動に支障を来す場所や消火栓のある箇所に雪を捨てないこと。④除排雪によって建物の避難口をとざすことのないように注意すること。⑤屋根の重さによる建物の破壊を防ぐため両側からの排雪を行なうようにすること。⑥屋根の雪おろしにあたっては、電灯、電話線を損傷しないようにされ、感電などの死傷事故のないよう注意すること。

謹賀新年

消防被服、袢天、タオル
手拭、団旗、幕

寺田染工場

代表者　寺田隆太郎
工場長　寺田重隆
営業部長　伊藤虎太郎

秋田県横手市清川町
電話（横手）1.314番

▶申込みは当工場又は秋田県消防協会へ◀

秋田県消防協会推奨

（ホーロー・プラスチック・新製品ガス繊維）

家庭用　ダイヤ消火器

ダイヤ標識（消防、危険物、安全）

各種消火器（日本ドライ、ヤマト）　避難具、タンカ、発煙筒、アルミ服
桜ファイヤーホース・日繊タイゴンホース　その他消防用品一式

東洋防災販売（株）　秋田県防災センター

秋田市旭南二丁目3の36
TEL 秋田(8)8957

賀正

徽章・ネームプレート

営業種目
高級着色ネームプレート、ホーロー
金属看板、ほう金看板、メタル、徽章
バッチ、バックル、室名札

★権威と信用を誇る専門店！
……一切のご用命は迅速確実に応じます……

鎌田ネームプレート工業所

代表者　鎌田政吉
営業所　秋田市茨2丁目3の21　電話⑧3639

新春に輝く知事表彰

消防課では消防功労者を分団長川又 義輔（花輪）同 渡辺 哲郎（平鹿）
恒例により元旦のよき日に同 安保恒蔵（十和田）同 関口利一郎（雄物川）
表彰すべく、昨秋来市町村同 松坂 定吉（田代）同 粉川松太郎（大森）
の消防施設の改善や消防技術同 渡部忠行（十文字）同 藤田 由松（山内）
術の向上に努め著しい功労のあった者や永年勤続し、分団長 堀部幸二（鷹巣）同 高橋久一郎（大雄）
勤務成績の優れているものを調査していたが、この度分団長 神成松太郎（森吉）同 小松田剛一（大雄）
ご受賞の栄誉に浴する者を渡辺万永次（比内）部 長 奥山 岩松（増田）班 長 藤田 永助（大森）
発表するとともに知事名で工藤 仙吉（田代）副分団長高田 永助（大森）班 長 工藤 清治（〃）
各市町村の出初式当日殿鹿同 佐藤 直治（鷹巣）部 長 高橋喜一郎（平鹿）分団員 小笠原初造（十和田）
分団長 伊藤 清七（秋田）部 長 佐々木 清（〃）分団長 田口安太郎（小阿仁）同 田口 道郎（〃）
副分団長宮腰 金蔵（〃）同 石川喜治郎（八郎潟）分団長 佐藤千代太（雄勝）班 長 内川 倉（〃）班 長 刈谷 正三（〃）
同 堀田東久治（〃）部 長 進藤 治（琴浜）班 長 佐藤 厳（象潟）副分団長伊藤良之助（羽後）分団員 小山口誠一（尾去沢）部 長 遠藤専之助（〃）
同 加賀谷長太郎（秋田）副分団長三浦 巌（飯田川）分団長 柏谷 芳郎（〃）中島 辰司（〃）副分団長菊地 岩雄（琴丘）副分団長柴田柴田銀蔵（稲川）消防士 長坂 九平（鷹巣）備前 三郎（大森）
同 嵯峨金治郎（〃）部 長 坂田金之助（〃）副分団長佐藤 幸雄（〃）副分団長桜井千代松（合川）副分団長成田兼司（二ツ井）副分団長 藤原 吉蔵（雄勝）班 長 高橋 力雄（鷹巣）班 長 佐藤 一三（〃）
同 奈良 晴一（〃）副分団長小玉華造（八郎潟）班 長 鈴木吉三郎（能代）同 鈴木保之助上（小阿仁）副分団長門間 三雄（八森）副分団長阿部 專一（羽後）副分団長村上 直吉（〃）班 長 菊地喜雄治（〃）
同 山田 福治（能代）同 佐藤 義雄（象潟）分団長 越前 源治郎（〃）同 松嶋源治郎（〃）分団長 北林 達雄（山本）同 健 兵太郎（〃）班 長 岩谷伊一郎（〃）副分団長高橋 一実（北内）分団員 佐藤 直治（〃）
同 佐藤 孝作（〃）同 加藤 隆治（山本）副分団長 加藤 利成（八森）

◎三十年勤続章

消防司令補 吉弥（秋田）部 長 奥山 正一（〃）部 長 加藤信一（西仙北）
消防団員 吉野 重一（鳥海）同 佐々木聚兵衛（大内）同 佐々木 秀一（森吉）同 鈴木 秀一（〃）同 田村直一郎（〃）
分団長 菅野 重一（鳥海）班 長 佐藤千代治（〃）副分団長 渡辺栄之助（〃）同 加賀 豊治（〃）同 武野 十一（角館）
分団長 斎藤 宮一（西目）副分団長坂本佐太郎（〃）副分団長桜井 吉蔵（〃）班 長 金沢 永蔵（〃）分団員 佐藤 義一（〃）
同 佐々木聚兵衛（大内）部 長 高橋源三郎（〃）副分団長原田 広可（能代）同 石川喜治郎（八郎潟）同 山田三三男（阿仁）同 田中晴次郎（六郷）
副班長 佐々木 清（〃）副班長 原田 武雄（〃）副班長 板垣運太郎（井川）同 佐藤 定雄（河辺）同 打川幸之助（〃）同 藤原 清治（〃）班 長 蕨岡 重一（〃）
同 佐々木聚兵衛（大内）同 佐々木 竜太郎（〃）同 佐藤 治助（〃）同 千田 与助（〃）同 鈴木 秀一（〃）
同 池田 鉄治（象潟）同 保坂 芳雄（〃）同 藤原六右衛門（〃）同 渡辺栄之助（〃）同 佐藤 義一（〃）
同 田口一也（西仙北）同 保坂嘉十郎（〃）同 戸井田藤一郎（〃）部 長 越前谷鶴松（〃）副分団長佐藤 國男（〃）分団員 佐藤 直吉（〃）
副班長 小玉系三郎（男鹿）副班長 小栗信太郎（〃）班 長 戸井田美貞（〃）部 長 田中 久信（〃）同 佐藤 良吉（増田）
同 鈴木 一夫（〃）同 加藤 重一（横手）分団員 佐々木竜太郎（〃）分団員 武田 清富（〃）班 長 石川弥太郎（〃）
分団長 小玉系三郎（男鹿）分団長 藤本富雄（角館）副班長 落合健治郎（〃）同 佐藤 孝吉（〃）同 佐藤 重一（〃）同 佐藤 直治（〃）同 大瀬 吉治（〃）
同 佐藤 兼吉（〃）同 佐藤 和助（〃）班 長 立原 長一（六郷）分団員 佐藤 良治（仙北）副分団長高橋忠太郎（〃）班 長 武田八五郎（大館）班 長 佐藤太市（仁賀保）部 長 佐藤 良吉（増田）部 長 佐藤 清治（〃）
同 日鉱船川製油所特設消防隊 佐藤 忠蔵（〃）同 原 公一（角館）副分団長畠山 公一（角館）班 長 畠山 米蔵（大館）副団長 京極 幸吉（岩城）同 佐藤 清治（〃）
副団長 伊藤 直輔（鵜沢）同 高橋 正一（南外）班 長 上村 清利（〃）分団員 佐藤 清治（〃）
部 長 伊藤 正吉（〃）分団長佐々木貞治（西仙北）同 高橋 重一（太田）分団員 高橋 鶴吉（千畑）副分団長佐々木孫三郎（本荘）部 長 佐藤 義長（鳥海）
副分団長後藤 春治（大曲）同 高橋 鶴吉（千畑）副分団長 鈴木一夫（〃）副分団長村上 栄作（〃）
同 渡辺 米吉（花輪）分団長 木村惣一郎（仙南）副分団長 須藤 耕助（〃）班 長 佐藤 彦造（〃）
分団長 佐藤 良吉（〃）同 佐藤 郁夫（中仙）班 長 渡部 金市（男鹿）班 長 佐藤 保治（〃）
同 佐藤 兼吉（〃）副団長 山信田郁夫（中仙）同 伊藤勝三郎（〃）同 佐藤 清治（〃）
副団長小田嶋信一（尾去沢）分団長 武藤 慶二（協和）同 小松 嘉一（西木）同 員 吉田忠太郎（〃）
分団長 安保富福（八幡平）副団長 鈴木 慶治（神岡）班 長 柏木 久雄（〃）
副分団長加藤善吉（十和田）同 葛西健次郎（小坂）部 長 高橋 茂（琴丘）同 員 佐藤 米七（〃）

消防協会長表彰

県消防協会では恒例により、元旦のめでたい日に十年以上と十五年以上勤続して職務成績の優秀な消防職員と消防団員を表彰することになり、このほどその受賞者に賞状を発表した。受賞者には表彰状と勤続章が贈られるが協会長から、各支部長へその伝達方を依頼した。各支部では市町村の出初式当日伝達することになっている。

各支部の受賞者数に次のとおりである。

◇鹿角支部

十五年 十和田町消防団 分団長 柳沢 敬二 外九〇名

◇大館支部

十五年 大館市消防団 副団長 仲沢 良治 外一一六名

◇北秋田支部

十五年 阿仁町消防団 分団長 北林 四郎 外六十八名

◇能代市山本郡支部

十五年 八竜町消防団 部 長 進藤 鉄蔵 外五六名

◇男鹿南秋支部

十五年 男市消防団 副団長 今山 弘毅 外七七名

◇秋田市支部

十五年 五城目町消防団 副団長 小玉太美雄 外一〇五名

◇大内村

十五年 大内村消防団 副団長 手塚 富栄 外六〇名

十年 秋田消防署 消防士 中村永太郎 外四五名

◇河辺支部

十五年 河辺町消防団 副団長 落合喜太郎 外三四名

十年 河辺町消防団 団 員 木村 次郎 外五八名

◇本荘市由利郡支部

十五年 仁賀保町消防団 分団長 佐藤 貞治 外二一三名

十年 仁賀保町消防団 分団長 佐藤 良夫 外一五四名

◇大曲市仙北郡支部

十五年 神岡町消防団 副団長 鈴木 慶治 外二一名

十年 千畑村消防団 副分団長 鹿山多二郎 外一二〇名

◇横手市支部

十五年 雄物川町消防団 部 長 佐藤 敏夫 外一七九名

十年 横手市消防団 班 長 木村 庄一 外一九一名

◇雄勝郡支部

十五年 雄勝町消防団 副団長 沼倉 精一 外一四八名

十年 湯沢市消防団 部 長 田中喜代治 外一一六名

◇大内村

十年 東海林金二（10月20日）退職

副団長 三浦 精一（10月20日）団長に

人事

謹賀新年

創業30周年

株券，証券，賞状，地図，

パンフレット，ポスター，包装紙

オフセット印刷

大木印刷株式会社

秋田市大町三丁目5—30 電話 2—2961番

謹賀新年

良く・速く・安く

必らずお気に召す当社の製品

太陽印刷株式会社 秋田市大町二丁目4番 TEL ⑤8384

謹賀新年

秋田市消防長　中山　正一
〃　秋田消防署長　藤本　昌一
〃　秋田消防署長　越後谷忠光
〃　土崎消防署長　堀井多治郎
能代市消防長　田村　彦孝
兼消防警長　上田　尚八郎
〃　稲川慶之助　藤原　栄一
横手市消防長　飯田川町　米森　伴雄
〃　消防署長　碇石孝太郎　峰浜村　清水正太郎
大館市消防長　菅原直一郎
兼消防署長　根本　自朗
本荘市消防長　成田　正彦
〃　消防署長　村上　信男
男鹿市消防長　河辺郡
兼消防警長　斎藤銀四郎
湯沢市消防長　河辺町消防団長高星猪一郎
兼消防署長　富樫　玄治
大曲市消防長　由利郡
兼消防署長　仁賀保町消防団長　伊藤　佐市
佐々木隆夫　伊藤　隆治
鷹巣町消防長　鎌田　孫一郎
兼消防署長　金浦町　土門　寅吉
五城目町消防長　岩城町　大内幸一郎
小林源四郎　矢島町　小番豊夫也
〃　消防署長　泉谷　春治　由利町　村上　善蔵
角館町消防長　藤本　昌一　西目村　佐々木佐壱
〃　消防署長　高橋　満雄
花輪町消防長　阿部　新　東由利村　三浦　精一
〃　消防署長　小田嶋志郎　大内村
秋田市消防団長　仙北郡
鈴谷小太郎
能代市　中田　初雄　神岡町消防団長佐々木敬久
横手市　山本　三郎　中仙町　加藤　保
大館市　渡部　綱次　六郷町　栗林信一郎
本荘市　佐藤　純兵　西仙北町　菊松　泰治
男鹿市　安田惣太郎　田沢湖町　高橋　清生
湯沢市　山脇　新八　角館町　田口　隆成
大曲市　藤田慶次郎　仙北村　佐々木賢一
鹿角郡　西木村　伊藤喜四郎
花輪町消防団長　田中　幸蔵　太田村　田村　三郎
十和田町　大里　文雄　千畑村　鈴木　孝治
小坂町　山内　二郎　仙南村　坂本覚一郎
尾去沢町　南外村　伊藤　商生
八幡平村　高杉　正己　協和村　奥田　正治
浅石林一郎
北秋田郡
鷹巣町消防団長　若松　署市　増田町消防団長谷藤　征得
比内町　殿村吉太郎　平鹿町　長島不二三
森吉町　雄物川町　島田　敬治
阿仁町　庄司　兵蔵　十文字町　小松渕一郎
沢井　作蔵　大森町　柴田　礼吉
田代町　幸坂　正男　山内村　照井雷一郎
合川町　杉淵　富治　大雄村　安藤治右衛門
上小阿仁村　田中　元俊
山本郡　雄勝郡
琴丘町消防団長　長谷川清之助　羽後町消防団長黒沢　非助
長谷川清之助　稲庭川連町　東成瀬村　小山田兵太郎
二ツ井町　田口幸一郎　佐々木忠治
八森町　川上勇治郎　皆瀬村　藤原　賢一

消防大学校における昭和四三年度教育計画について

消防大学校長から昭和四二年度教育計画が県に通知されたので、県厚生部係職団員の大学校への派遣方について予算措置を講ずる等格別のご配慮をくださるようお願いします。

十三年度教育計画が県に通知されたので、県厚生部係職団員の大学校への派遣方について予算措置を講ずる等格別のご配慮をくださるようお願いします。

ご承知のとおり最近消防行政の高度化、かつ複雑化に伴ない、消防職団員教育の重要性にかんがみ、貴関係者をもって各市町村長に次のように通牒した。

昭和四三年度消防大学校教育計画

1 本科
(ア)消防司令補の階級にあるもの
(イ)消防の事務を分掌する行政職給料表三等級又は四等級の職にあること。
(ウ)消防吏員の定数が一〇〇人未満の市町村において勤続年数十五年以上で士長の階級に在職五年以上であること。
(エ)予防科又は機械科を卒業した者。
(オ)消防団常備部の長の職にあること。
2 専科
(ア)研修科
(イ)消防司令長又は消防司令の階級にあること。
(ウ)消防本部又は消防署の次長の職にあること。
(エ)消防の事務を分掌する行政職給料表二等級又は三等級の職にあること。
(オ)警防科
(カ)消防司令の階級にあるもの
(キ)消防司令補の階級にあるもの
(ク)消防司令補又は消防士長の職にあること。
(ケ)消防本部又は消防署の課長又は係長の職にあること。
(コ)消防事務を分掌する行政職給料表二等級又は三等級の職にあること。
(サ)予防科
(シ)消防司令補の階級にあること。
(ス)消防の事務を分掌する行政職給料表二等級又は四等級の職にあること。
(セ)消防士長の階級にある者

昭和四三年度消防大学校教育計画

科	期間	食費	寮費	教養費	図書費	視察研究費 調査費	視察研究費 研究費	小計 A	時間	計 全合 A×月
本科	6月	6,600	1,500	2,000		2,100	2,200	14,400		86,400
専科 研修科	2	6,600	1,500	6,000		4,800	2,200	18,100		36,200
専科 警防科	2	6,700	1,500	3,000		5,500	2,200	18,700		37,400
専科 予防科	3	6,600	1,500	3,000		4,600	2,200	17,900		53,700
専科 機械科	3	6,600	1,500	3,000		4,600	2,200	17,700		53,700
別科 上級幹部科	1	6,600	1,500	1,500		7,200	2,200	10,000		19,000
別科 団長科	0.5	3,300	1,000	1,500		3,000	2,200	11,000		11,000

備考　本科教育期間中において研修旅行を実施する場合は上記計上した額には含まれていないこの集の経費は上記研修旅費等の別途考慮する。

入校中諸経見込額

消防大学校における昭和四三年度教育計画について

消防大学校長から昭和四二年度教育計画が県に通知されたので、県厚生部係職団員の大学校への派遣方について予算措置を講ずる等格別のご配慮をくださるようお願いします。

ご承知のとおり最近消防行政の高度化、かつ複雑化に伴ない、消防職団員教育の重要性にかんがみ、貴関係者をもって各市町村長に次のように通牒した。

1 本科
(ア)消防司令補の階級にあるもの
(イ)消防の事務を分掌する行政職給料表三等級又は四等級の職にあること。
(ウ)消防吏員の定数が一〇〇人未満の市町村において勤続年数十五年以上で士長の階級に在職五年以上であること。
(エ)予防科又は機械科を卒業した者。
(オ)消防団常備部の長の職にあること。
2 専科
(ア)研修科
(イ)消防司令長又は消防司令の階級にあること。
(ウ)消防本部又は消防署の次長の職にあること。
(エ)消防の事務を分掌する行政職給料表二等級又は三等級の職にあること。
(オ)警防科
(カ)消防司令の階級にあるもの
(キ)消防司令補の階級にあるもの
(ク)消防司令補又は消防士長の職にあること。
(ケ)消防本部又は消防署の課長又は係長の職にあること。
(コ)消防事務を分掌する行政職給料表二等級又は三等級の職にあること。
(サ)予防科
(シ)消防司令補の階級にあること。
(ス)消防の事務を分掌する行政職給料表二等級又は四等級の職にあること。
(セ)消防士長の階級にある者で消防本部又は消防署の課長又は係長の職にあること。
(ソ)消防司令補の階級にある者で消防本部又は消防署の〇等級」とは国家公務員行政俸給表(1)に準拠して消防職給料表二等級又は三等級の職にあること。
(タ)この表中「行政職給料表〇等級」とは国家公務員行政俸給表(1)に準拠してあっては二等級、市町村にあっては四等級をそれぞれ行政職給料表二等級とし、以下の等級を定めている場合をいう。従って三十分、途中で車両と交差等があれば三十七分～四十分はかかる。時給

備考　本科教育期間中において研修旅行を実施する場合は上記計上した額には含まれていない。この集の経費は上記研修旅費等の別途考慮する。

入校中諸経見込額

学科	種別	期間	食費	寮費	教養費	図書費	視察研究費 調査費	視察研究費 研究費	小計 A	時間	計 全合 A×月
本科	本科	6月	6,600	1,500	2,000		2,100	2,200	14,400		86,400
専科	研修科	2	6,600	1,500	6,000		4,800	2,200	18,100		36,200
専科	警防科	2	6,700	1,500	3,000		5,500	2,200	18,700		37,400
専科	予防科	3	6,600	1,500	3,000		4,600	2,200	17,900		53,700
専科	機械科	3	6,600	1,500	3,000		4,600	2,200	17,700		53,700
別科	上級幹部科	1	6,600	1,500	1,500		7,200	2,200	10,000		19,000
別科	団長科	0.5	3,300	1,000	1,500		3,000	2,200	11,000		11,000

備考　本科教育期間中において研修旅行を実施する場合は上記計上した額には含まれていない。この集の経費は上記研修旅費等の別途考慮する。

消防放談 ⑯

放水生

◉被災者に暖い手を

昨年十月二十八日台風三四号が本土を縦断中秋田地方気象台は午前十時県内に暴風雨警報を発令した直後の原因は火元隣家の土蔵が発生した秋田市大平山谷の崖根が台風三十四号にあおられ火は壹百畳敷に飛び移り、動力線にひっかかり、パークして鉛木小屋に引火したとい火災となった。この山谷地方まかせの消防」が初期消火の機を逸したというべきであるが、さて、なかなかそうかと思ったが、私の驚きはどの男性に声をかけてやるように行かない所に酒飲みの男性は悠々と下車した、そばにいるのに思い止った。おらが太郎を押しつけ、「後家という字は後の家と前の空家は誰に貸す」という都々逸の文句に

◉五十八歳の抵抗

消防行政や行政指導に対し必ずや予算の不足を理由に改善をしていこうとする行政職給料表〇等級の職務に相当する等級の職務に対しては「この表に規定する行政職給料表〇等級の職務に相当する当該団体の職務の等級と読みかえて適用する」と

も農繁期の後始末で男手は外に出て、出火に際し配置された可搬式ポンプは消火に間にあわず遂に延焼の火災となったのである。この屋根は火元隣家の土蔵が発生した秋田市大平山谷の崖根が台風三十四号にあおられ火は壹百畳敷に飛び移り、動力線にひっかかり、パークして鉛木小屋に引火したという事で、不可抗力で発生した火災であるが、平素一貫して消防員が訓練を怠ったことは、秋田市中心部から十五キロの地点で、三十六戸の部落は秋田市から河辺町に通ずる県道太平線の中間、太平山谷部落を救えなかったことの山谷部落を救えなかったことの四名は全く着たままで消火に従事した。これは消防の任務としてまことに当然の事とはいえ、まことに勇気の発揮である。協会としてこの罹災者に早く救援の手を申上げるという事でその翌日鉄谷秋田市支部長に同行の際を考慮して常に訓練を申上げたのである。部落の中央部に貯水槽が必要であるが、ここに六年前の太平洋戦争は以前から知りつつあったのであるが、その実現不能のまま現在に至っている。ここまでは消防署の自動車ポンプは順調に行って三十分、途中で車両と交差等があれば三十七分～四十分はかかる。時給

暖い手をさしのべて挽跡を挙げている。この罹災者の中に四名の消防員が自動ポンプ三台の入校資格者とみなす。田市の消防機関は知り尽くしている。この部落には可搬式（ニッキ五六年型）一台が配置してある。消防機関の人校資格者とみなす。

（3）この表中「行政職給料表〇等級」とは国家公務員行政俸給表(1)に準拠して消防職給料表二等級又は三等級の職にあること。

（4）機械科

（ア）消防司令長又は消防司令の階級にあること。

（イ）予防科に同じ

3 別科

（1）上級幹部科

（2）消防団長科

団長及び副団長又は分団長の階級にあること。

（3）消防司令長の階級にあること。

（4）消防司令長の階級にあること。

備考

1 科又は学科について、それぞれ入校者の資格としての表に定める級又は職にある者についてはその入校資格者とみなす。

2 消防司令補昇任試験に合格した者は、本科、予防科および機械科の入校資格者とみなす。

3 この表中「行政職給料表〇等級」とは国家公務員行政俸給表(1)に準拠して消防職給料表二等級又は三等級の職にあること。

4 この俸給表の都道府県にあっては二等級、市町村にあっては四等級をそれぞれ行政職給料表二等級とし、以下の等級を定めている場合をいう。従って三十分、途中で車両と交差等があれば三十七分～四十分はかかる。時給

車した。いよいよ抵抗を感じて来た。いよいよ抵抗を感じての窓際になにかあるだろうと思って立ち上って見たが何もない。丁度その時立っていた婦人がお願いすると会釈をして物理なく注文をつけ知が憤然と立ち上って声をかけて「どうせ予算なんかの配慮なんなんだろうといってどうせ予算なんかの配慮なんなんだろうといってどうせ予算なんかの配慮なんなんだろうといってど

月刊　毎月25日発行

消防秋田

定価　1部　10円
秋田市中通4丁目3の23
発行所　秋田県消防協会
発行責任者人　塚越吉之助
秋田市大町二丁目4の21
印刷所　太陽印刷株式会社
電話(3)(代)6384

自治体消防発足二十周年

県内八市の出そめ式!!

消防の一年の計は出そめ式にある。本年は防火の決意も堅く「小さい火から火の用心」千里の行程も一歩から始まる、一日一日を確実に火の用心すればやがて無火災の理想が実現する。しかも本年は自治体消防発足二十周年の記念の年、又明治百年記念の年でもある。寒入りの六日県内各地で消防出そめ式が挙行された。この朝は暖気で秋田市は小雨が降り出す。八市の出そめ式風景は次のとおりである。

◎秋田市
午前十時から市役所前山王大通路上で行なわれた。消防長以下一、一〇〇名、そろいの制服の姿もりりしく、部隊整列を終り、小島第一助役の観閲続いて分列式、紅白の幕で飾られた観閲台には小島第一助役来賓、小畑知事以下多数がたくましい分列行進を観閲、このあとポンプ車が五色の水を放水し、外の行事を終了す、引続き市役所正庁で優良職団員の表彰式を行い、正午行事は終了した。

◎大館市
昨年暮れ合併した花矢町消防団を含めた二十六分団七百人が午前八時サイレンを合図に神明社に勢ぞろい、神前に無火災を誓ったあと市内行進し、市役所前に集合石川市長が威勢のよい「まとい振り」と「はしご乗り」次いで分列式を観閲し、市民体育館で表彰式進し、本年こそ無火災都市を建設しようと防火の徹底を強く呼びかけ、午前十時市民体育館に七一五名勢ぞろいし開会し、消防職員の英知と越向をこらした消防九時中央公民館に集合し、佐藤団長指揮の下に市内行を挙行し、行事を終了した。

◎能代市
この日は晴天に恵まれ午前九時三十分市立第三小学校庭に四百名勢ぞろいし、中田団長の観閲を受けるや祝煙火の轟きと共に威勢よくロケットが上昇し祝躍進号ロケッド打揚げのテープに佐藤市長が鋏を入れ旗掲揚塔を開放し、会場一杯に万国旗や本荘無火災祈願の小旗が賑しく掲揚され た。次いで佐藤市長の観閲を終えて表彰伝達式にうつり、正午行事を終了した。

◎横手市
横手市は午前十時から消防本部前に職団員六五〇名が整列し、田畑市長の観閲を受け次いで市内行進し、商小学校庭内運動場において長の観閲を受け船川第一中学校講堂に入場十一時より表彰伝達式を挙行し、正午行事を終了した。

◎男鹿市
午前十時消防職団員の半数が船川本町に集合し、市内行進に入り、途中佐藤市で表彰式を挙行し、行事は正午終了した。

◎大曲市
午前九時大曲小学校前に消防団員七〇〇名が佐々木消防長藤田団長の観閲を受け、小雪ちらつく中を市内行進し、丸子橋から五色の水を放水し観衆の拍手を受け、次いで消防庁舎前で最上市長の観閲を受け、大曲小学校講堂で表彰伝達式挙行し、行事は正午終了した。

◎本荘市
天気晴朗に恵まれ午前十時三十分から湯沢東小学校体操場において表彰伝達式を挙行式終了後市役所前において管市長の観閲を受け行事を終了した。

◎湯沢市
午前十時から湯沢市役所前において表彰伝達式を挙行し、正午行事を終了した。

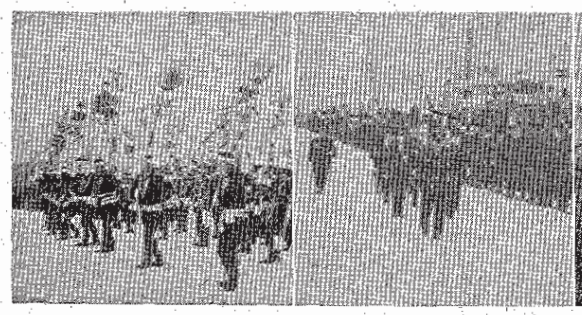
大館市消防団縦振り

大館市長観閲

秋田市消防署部隊観閲

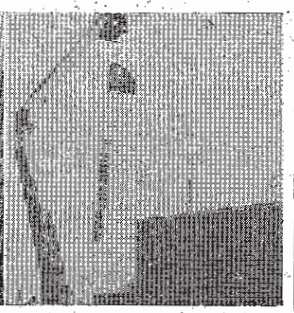
秋田市屈折車に出初式のぼり

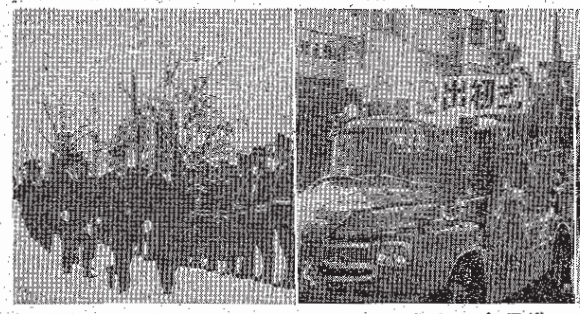
横手市長観閲

能代市消防市内行進

能代市消防分列式

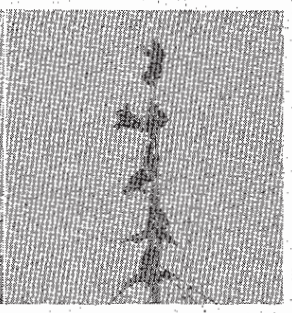
大館市消防団梯子乗り

本荘市表彰伝達式

大曲市消防分列行進

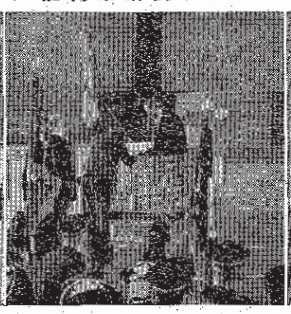
大曲市表彰伝達式

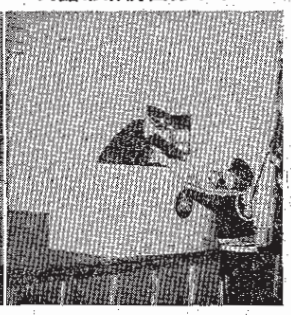
横手市表彰伝達式

湯沢市長の観閲

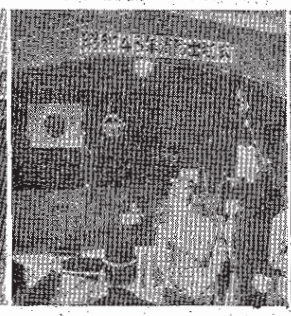
男鹿市表彰伝達式

男鹿市消防市内行進

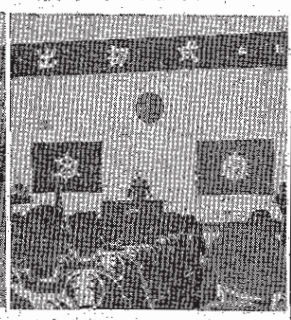
本荘市長告辞

消防被服、袢天、タオル
手拭、団旗、幕
寺田染工場
電話(横手)一三一四
秋田県横手市清川町
▼申込みは当工場又は秋田県消防協会へ▲

県南短信

◎平鹿町道川火災予防組合は班長杉谷孔子以下五二人で組織され、毎週一回火の元検査に力を入れている。又団員からポンプ操法を習い何時でも応援出場ができる体制をととのえていて、町当局もこれを高く評価している。この部落は百年間の無火災を続けており、昭和二十八年には八十有余年住民の防火思想を高めた結果、この成績を挙げる事が出来た。

◎大雄村では二年連続無火災を樹立した。この記録の蔭には元消防団員や主婦たちで火災予防組合を組織し主婦だけで新田消防隊を組織し、ポンプ操法も男以上の技術を身につけ、消防団員を補佐する事になった。

◎六郷町では火災予防組合が最近活動している紀ノ国合旗を寄贈し、村当局より感謝されている。

◎県内各地で火災予防組合が発足し、班員六〇名に押切班では、班員の防火思想に力を入れている。諸章を授与して、各戸の防火思想普及につとめ、消防団から感謝されている。

◎仙北郡太田村新田地区の影響を受けている。

◎寺田染工場では無火災二十年記録樹立した大雄村火災予防組合十八ヵ分団に組

これは一月十六日午前七時四十分県庁だよりの時間に消防課長が放送した

年始めの火災予防について

佐藤消防課長

県民の皆様新年おめでとうございます。火災のない、能代市でアパートが焼け明るい住み良い郷土を築くため平素皆様からは火災予防については、大変ご協力を戴いておりまして、常日頃感謝いたしておるところでございます。しかし折角各位のご努力にもかかわらず火災は一向に減るどころか逆に増加の一途を辿っております。

昨年本県に発生しました火災の状況は件数が遂に六六三件と戦後の最高を記録し、四一四世帯が焼け出されて、住家非住家合せて八八四棟を灰にし損害額は約一億八千万円に達しております。特に残念でなりませんのは火事で焼け死んだ人が二十四名にも及び、これは昭和三十五年の二十五名に次いで昭和三十一年以降第二番目の不名誉な記録で一位が煙草で六八件、二位が子位の火遊び五九件であります。全く火事の度毎に人が焼け死ぬような感じで三位が漏突の過熱破損等火さえ与えております。本年ブ等油類器具類の五一件五位が電気器具の四六件で、その外に最近増えてきたものに「プロパンガス」による火災が四一件あります。

今申し上げた火災原因は順位はその年によって違いはありますが、毎年上位を占めております。各ご家庭でご家族みんなストーブや油ガス器具、煙突等器具の安全を確め使い方に充分注意し使い終った場合の火点検を完全に守って戴ければ火事はそう簡単に発生しないと思います。毎年同じ原因で火災が発生しており、予防についても繰返し言われてきたことばかりであります。それでもなお火事はますます多く発生しております。全く火事に関るもない全面的に不法建築物が多くみられ、このため火災予防策は消火活動に重大な支障をきたし、更に焼死者が多発し、これが対策について関係機関において慎重に検討していたところであります。しかし近ごろでもまだ火災予防に関する査察にともなって発見された違法建築物の根絶時これら違法建築物の所有者に対する世論がとみに高まり、その対策の一環としてその事項を所轄の県土木事務所に通報するものであり、消防機関の火災予防査察等の機会をとらえ、これら違法建築物に対する行政指導或は建築法令に違反する建築物の防止のための総合的な行政効果の実現に協力させるものであること。

なお本県においても部内関係機関相互において十分協議済みのものであること。

◎別添（写）

住指発第三二八号

昭和四十二年十一月十五日

特定行政庁殿

建設事務次官

違反建築物対策の強化促進について

（依命通達）

最近の都市及びその周辺部への人口産業のいちじるしい集中、建築投資の活発化等にともない、建築基準法違反の建築物が異増し、社会的に変態すべき事態を招来していることは周知のとおりであり、消防庁及び警察庁等の関係者の団体に対して自戒方周知徹底をはかるようなお別添(3)のとおり依頼したので申し添える。

◎違反建築物対策推進要領

建築基準法違反の建築物の異増により、社会的に変態すべき事態を召来しているのとする。特定行政庁に、納得の範囲のものであるかぎり、消防の日常生活の安全に重点をおいて、次のとおりその推進強化をはかる。

(1) 建築基準法第七条第二項の規定による工事完了検査の推進工事完了検査を不徹底な現状にかんがみ、その実施を強力に推進するものとする。

(2) 建築基準法第十二条による検査その他の巡察の推進工事現場の検査に重点をおいて巡察を極力推進するものとする。

(3) 建築基準法第九条の規定による是正命令の措置の推進違反建築物を発見したときは、直ちに是正命令を発し建設業者として不適当であるものとする。是正命令に期限はおおむね一月を基準として定めるものとする。

(4) 違反した建築主、設計者、請負者等の告発の推進

①建築基準法に違反した建設業者として不適当であるものとして当該違反経歴等を考慮のうえ、建設業法に基づく監督処分を行なうこと。なお建築基準法違反として告発された建設業者建築主等の態様過去における違反経歴等を考慮のうえ、建設業法に基づく監督処分を行なうこと。

②違反建築物の設計者等を行なった建築士事務所等に対しては、登録取消業務停止等の監督権の行使を強化すること。この場合において、登録建築士事務所等の責任のある設計者、工事責任者、現場管理者等の違反を徹底すること。ただし無確認建築物等については、直ちに告発して妨げなき等であるときは、同時に建築士法等の違反としてすみやかに告発を行なうこと。

(5) 違反建築物に対する行政代執行の推進

(1) 消防長又は消防署長に対する通知又は協議建築主事その他の関係職員は、建築基準法第九条の規定による措置を講ずる場合において、火災予防又は消火活動上支障があるものについては、適宜所轄の消防長又は消防署長あて通知又は協議するものとする。

(2) 建設業者建築士事務所宅地建物取引業者に対する登録取消等

①建設業法第九条の規定による是正命令の推進

②建設業者建築士事務所宅地建物取引業者に対する登録取消等

③建築基準法第十二条による是正命令の推進

④違反建築物を発見したときは、直ちに是正命令を発し建設業者として不適当であるものとする。是正命令に期限はおおむね一月を基準として定めるものとする。

(6) 建設業者建築士事務所宅地建物取引業者に対する登録取消等

違反建築物対策の強化促進について

十一月十五日住指発第三二八号建設事務次官名をもって各市町村に通知しつつ、標題の件について、県では原則として各市町村において今後これら二八号建設事務次官名をもって各市町村に是正を図ることとしたので、各市道建築主管行政庁に通達あったので、県に対しご留意のうえ予防査察の強化に努められたい。

◎法令の規定に適合しない建築物の取扱いについて

消防機関による各種建築物の火災予防については、建築物の違反事項の内容によっては、猶予命令の適用を図る必要の生ずることも考えられるが、それは建築物の構造自体の改変に係る場合においては、ある限り早期にその成案を得てその成立を期する考えであるが、違反建築物対策の緊急性及び重要性にかんがみ、現行法制下においても強力な推進をはかるため、現在消防庁及び警察庁とも協議を重ねているところであるが、貴職においても、それが防火に関れては別添(1)の違反建築物対策推進要領にもとづいて、その事項を所轄の消防署警察署とも密接な協力体制を保ちつつ、現地監察、摘発、告発、代執行等の措置の適用を強化するとともに、建築士事務所、建設業者、宅地建物取引業者等に対しては登録取消等を行なうものとする。この場合、相当の期限を定めて、もって国民の法令遵守の意識の高揚に努められたい。

(1) 予防査察等の場合発見した消防法令等の違反事項の内容によっては、猶予命令の適用を図る必要の生ずることも考えられるが、それは建築物の構造自体の改変に係る場合においては、ある限り早期にその成案を得てその成立を期する考えであるが、違反建築物対策の緊急性及び重要性にかんがみ、現行法制下においても強力な推進をはかるため、現在消防庁及び警察庁とも協議を重ねているところであるが、貴職においても、それが防火に関する査察にともなって発見された違反建築物の根絶時これら違反建築物の所有者に対する世論がとみに高まり、その対策の一環としてその事項を所轄の県土木事務所に通報するものであること。これにより消防法令等の措置の適用を強化するとともに、建築士事務所、建設業者、宅地建物取引業者等に対しては登録取消等を行なうものとする。この場合、相当の期限を定めて、もって国民の法令遵守の意識の高揚に努められたい。

(2) 建築基準法第九条の規定による是正命令の推進

①建築基準法第九条の規定による是正命令の推進

②建築基準法第十二条による是正命令の推進

③建築基準法第九条の規定による是正命令の推進

④違反建築物を発見したときは、直ちに是正命令を発し建設業者として不適当であるものとする。是正命令に期限はおおむね一月を基準として定めるものとする。

(3) 違反建築物に対する行政代執行の推進

(1) 消防長又は消防署長に対する通知又は協議建築主事その他の関係職員は、建築基準法第九条の規定による措置を講ずる場合において、火災予防又は消火活動上支障があるものについては、適宜所轄の消防長又は消防署長あて通知又は協議するものとする。

(2) 建設業者建築士事務所宅地建物取引業者に対する登録取消等

①建設業者建築士事務所宅地建物取引業者に対する登録取消等

②建築基準法第十二条による是正命令の推進

③建築基準法第九条の規定による是正命令の推進

④違反建築物を発見したときは、直ちに是正命令を発し建設業者として不適当であるものとする。是正命令に期限はおおむね一月を基準として定めるものとする。

(4) 違反した建築主、設計者、請負者等の告発の推進

①建築基準法に違反した建設業者として不適当であるものとして当該違反経歴等を考慮のうえ、建設業法に基づく監督処分を行なうこと。

②違反建築物の設計者等を行なった建築士事務所等に対しては、登録取消業務停止等の監督権の行使を強化すること。この場合において、登録建設業者の責任のある設計者、工事責任者、現場管理者等の違反を徹底すること。ただし無確認建築物等については、直ちに告発して妨げなき等であるときは、同時に建築士法等の違反としてすみやかに告発を行なうこと。

③違反建築物の設計者等を行なった建築士事務所等に対しては、登録取消業務停止等の監督権の行使を強化すること。この場合において、登録建設業者の責任のある設計者、工事責任者、現場管理者等の違反を徹底すること。ただし無確認建築物等については、直ちに告発して妨げなき等であるときは、同時に建築士法等の違反としてすみやかに告発を行なうこと。

(5) 違反建築物に対する行政代執行の推進

(1) 消防長又は消防署長に対する通知又は協議建築主事その他の関係職員は、建築基準法第九条の規定による措置を講ずる場合において、火災予防又は消火活動上支障があるものについては、適宜所轄の消防長又は消防署長あて通知又は協議するものとする。

(2) 建設業者建築士事務所宅地建物取引業者に対する登録取消等

①建設業者建築士事務所宅地建物取引業者に対する登録取消等

②建築基準法第十二条による是正命令の推進

③建築基準法第九条の規定による是正命令の推進

④違反建築物を発見したときは、直ちに是正命令を発し建設業者として不適当であるものとする。是正命令に期限はおおむね一月を基準として定めるものとする。

(6) 建設業者建築士事務所宅地建物取引業者に対する登録取消等

①建設業者建築士事務所宅地建物取引業者に対する登録取消等

②建築基準法第十二条による是正命令の推進

③建築基準法第九条の規定による是正命令の推進

④違反建築物を発見したときは、直ちに是正命令を発し建設業者として不適当であるものとする。是正命令に期限はおおむね一月を基準として定めるものとする。

今年は、私にとってどんな運命の年であるか私は不知である。だが、大厄とは一体どんな意味をもっているのだろうか。私は或る日この問題をねんねんとして考えてみた。

一応の結論は、私個人の問題に対して、小学館国民百科をひもといて、その概略を紹介し、私の考えたことを述べてみたい。俗間では、「厄年とは、厄難のおこりやすい年として忌みつつむ年の年令のことで、男は二五・四二・六一才、女は一九・三三・六一才などをいうのが一般である。

とくに男の四二才と女の三三才とを大厄とし、前厄、後厄などいって前後三年間をつつしむ人もいる。これは中国古代の陰陽五行説にもとづく俗信である。

この五行説は、一種の自然哲学であったが、自然科学へ成長することなく、神秘的側面が強調され、諸種の厄をおこなうなど、俗信におちいる傾向があったのである。

然るに、我が国では、大宝律令（七〇一年）によって制度化されたが、その後、平安時代に陰陽道が発達し、厄年の思想が強調されるようになった。

鎌倉時代に入り、武士の勢力が強くなるにつれ、厄年の思想は、武士の間に浸透し、厄年の年には、厄難を避けるため、出家したり、元服を延期したり、結婚を延期したりする風習が生じた。

江戸時代に入り、厄年の思想は、ますます強調され、厄年の年には、厄難を避けるため、出家したり、元服を延期したり、結婚を延期したりする風習が生じた。

明治維新以後、厄年の思想は、ますます強調され、厄年の年には、厄難を避けるため、出家したり、元服を延期したり、結婚を延期したりする風習が生じた。

現在、厄年の思想は、ますます強調され、厄年の年には、厄難を避けるため、出家したり、元服を延期したり、結婚を延期したりする風習が生じた。

化され、陰陽師・陰陽博士・天文博士がおかれた。いわば天文台と気象台の役割りから、吉凶・禍福の予知などをした。

中世以降は、迷信的制度が強まり陰陽道として成立し、近世以降は民間信仰としてうけつがれ、冠婚葬祭などによって民衆の暮しに深く浸透し、今日でも、結婚式の日取り（大安、仏滅）葬式の日取り（友引）の迷信や、生年と干支などの俗信は、陰陽道によって養われ、民間に流布されたものが多く、その影響は今なお根強く残っているのである。

厄年年令は、地方によって違っているというが、三・五・七・一三才の成長期。四二・三三才の大厄年。六一才の還暦・七七才の喜寿・八八才の米寿などの年祝い。の三つに大別される。とある。

つまり厄年といっても右のようなわけで、俗間信仰が種々の形で現在社会生活に浸透し、何らかの形で人間生活に影響を及ぼしているということである。

従って、厄放もさることながら、正しい道心（信仰心）、正しい宗教観の確立が大切だと考えさせられるのである。

大厄の意味するもの

厄年が人間生活に影響を及ぼしている分野の中で、私は人間の体質上の観点から考えてみたいのである。

何故なら、医学的には一般に四十才ころから老化が現われてくるといわれているからである。

それでは、女子の大厄を三三才としている理由はどうであろうか。私は、次のように考えるのである。

男子の場合、青年期（三五才）～還暦（六一才）の真中が四三才。女子の場合、青年期（月経始期十五才）～更年期（月経終期五十才）の真中が四三一・五才で、大体大厄年令と一致する。

つまり、大厄年令を頂点として、体質的には組織減器の萎縮、それにともなって、はたらきが鈍り、余力が減って、回復力も減ってくると考えられる。

一方、現実生活は、四十代になると、物心両面で安定向上し、生活にゆとりでてくる。

即ち、厄年（大厄）を頂点として、老化現象と生活向上という逆比例の関係が出てくる。

厄とは、祓をすることでもなければ、祝いことでもないし、厄難の生ずる年でもないのである。

大厄を頂点として、以後の諸事万端は常に眼下照顧ばかりでしょう。

そのことだけでどんなに仕事に対する勇気と夢が生れることでしょう。そればかりでもなく、私たちにもできることがたくさんあるはずです。これから学校の教室にもストーブがつき暖かいへやで一生懸命勉強したり、ブの廻りの紙くずを拾ったり、ほこりっぽくしないようにしたり、上靴をつけたりするなど、その日の夕方町内の仲間と一緒に「火の用心マッチ一本大火のもと」とふれ歩いた私にとって、それは大きなショックでした。だれも私たちの声を聞いていないのだろうか、寒いのに一生懸命廻ったのに、と思うと、言葉にならない子供の火遊びを発見したら「あぶないからやめなさい」と勇気を出して注意をしてあげたいからです。

大切なことは、火の用心の教室にもストーブがつき暖かいへやで一生懸命勉強したり、ブの廻りの紙くずを拾ったり、ほこりっぽくしないようにしたり、上靴をつけたりするなど、その日の夕方町内の仲間と一緒に「火の用心マッチ一本大火のもと」とふれ歩いた私にとって、それは大きなショックでした。だれも私たちの声を聞いていないのだろうか、寒いのに一生懸命廻ったのに、と思うと、言葉にならない子供の火遊びを発見したら「あぶないからやめなさい」と勇気を出して注意をしてあげたいからです。

火のおそろしさへの怒りが、やがて火の用心に変わっていたつのです。

仏の教えに従えば、所詮まっ赤な炎をあげ黒い煙を出して燃えてしまう家、消防のおじさんたちも火災の発生そのものを、なくしていくことができる人たちも寝ぎ姿で、少もえ易いものがだくさんある衣服の中にも燃えつけている衣服の中にも燃えやすいものがたくさんあるのです。また私たちが身にまとっているものの中にも、燃えやすいものがたくさんあることを忘れてはいけません。

あの人たちの家や学校そして、この郷土を灰にしないために、みんなで協力し立ち上がらなければならないのです。

郷土の発展と火災防止を願って私の弁論を終ります。

火災予防弁論大会 (1)

県消防協会では、秋季無論大会を開催して啓蒙運動を実施した。若き中学生の支部毎に学生の火災予防弁熱弁の声を発表する。

郷土の防火と中学生

能代市立第二中学校二年　信坂　みどり

私たちの郷土能代市は、二度の大火で「火災の町」というありがたくない汚名をきせられたことがありますが、これは二度とも冬の出来事でした。北国に住む私たちにとって冬の火災というものは、あるいは天災なのかも知れません。

私たちの先輩が汗と血で折角作りあげたすばらしい郷土を一瞬のうちに灰にしてしまってよいものでしょうか。私たちの郷土能代市は、いいえそれはあってはいけないことなのです。県内あるいは県外へ就職した人たちにとって、郷土は、「あしたから、どうするのだろう。住む所はあるのだろう。」と、こんな寒い冬なのに衣類がみんな焼けてしまっては困るだろうなと思う。

このようにも大切なこの郷土を自主的にやったり自覚的に行動したりする努力がまだまだ足りないように思うのです。みなさん私たちは、まず私たちの家や学校そして、この郷土を灰にしないために、みんなで協力し立ち上がらなければならないのではないでしょうか。

火災防止を呼びかけてもおこたる人のなかにも、火の後始末はきちんとしたという人が知れません。毎日夕方廻って火災防止を呼びかけてもおこたる人のなかにも、火の後始末はきちんとしたという人があるいは、あるいは、天災なのかも知れません。

私たちは、火災を防ぐために、するこだけは、みなさん私たちは、だまだ足りないように思うのです。みなさん私たちは、行動したりする努力がまだまだ足りないように思うのです。

先日私は小坂町の火災の状態を消防署に行って、うかがってきました。

火災は五件あったそうです。その時の話では、小坂町では今年になって大小の火災が五件あったそうです。

火災の原因は、ほとんどが、人たちの不注意からです。

火災の原因を考えてみますとほんのちょっとした心の油断や心のすきからです。

不幸にして、もし火災が起った時には、みんなが協力して消火にあたり、最少限度にとどめるように努力しなければならないと思います。

最後に私達は科学技術の進歩のおかげで、よりゆたかな文化生活を営んでいきたいものです。

火の尊さを再認識しよう

小坂中学校三年　藤原　紀子

私は東京オリンピックのあの楽晴らしかった聖火台の炎が今でも目に浮かんでいます。世界の若人が日本の先輩も述べましたように、「友愛」と「平和」の油断が大きな原因になるのです。それからこの間ことがありました。

消防設備を点検しどき市内を廻ってみましたが、これらの建物の四件の火災は三件までが土曜日だったのです。これから考えますと、先輩の油断が大きな原因になるのです。それからこの間ことがありました。

消防設備を点検しどき市内を廻ってみましたが、これらの建物の四件の火災は三件までが土曜日だったのです。これから考えますと、先輩の油断が大きな原因になるのです。

私たちに、消火器を置いてあるはずです。

消防自動車に乗って、消火活動をしに集り、スポーツを通じてお互に「友愛」と「平和」を築いました。この頃から、

世界の若人が日本に集り、スポーツを通じてお互に「友愛」と「平和」を築いました。この頃から、

先輩は述べましたように、消防設備を点検しどき市内を廻ってみましたが、これらの建物の四件の火災は三件までが土曜日だったのです。これから考えますと、先輩の油断が大きな原因になるのです。

私たちに、消火器を置いてあるはずです。

消防自動車に乗って、消火活動をしに

ました。お父さんは「たばっつけ友だちにも勧めました。この火はだいじょうぶだよ」お母さんは「コンロの火もちゃんと消えてるよ」と言って頼を合わせニッコリしました。私はゆっくりした気持ちで床に入ることができました。

私はこのあいさつを毎晩たよっておらないで、私たちや、消防署の力ばかりに頼れ、隣家に延焼し危険大なり。

婦人の防火姿はモンペに頭に手拭をりりしく延焼防止にバケツリレーを行い、昔日の防空訓練を想わせた。

午後四時四分牛島分団部隊現場到着延長水管二本で放水した。次いで四時八分長野下部隊（速消車）到着二口放水し訓練は四時十分終了し、全員隣りの空地に集合した松橋秋田市消防団副団長は訓練参加の労を入路はいか。

◎注水不可能箇所の危険表示はよいか。

◎附近の建物、道路、消防水利、火災の際消防隊の進入路はいか。

◎電線の接続部は完全ないかンダ付が行われているか、チープは完全に巻かれているか。

◎電線の通してあるパイプの口元で被覆が破れていないか。

◎電線の接続部は完全ないか。

◎コードの被覆はいんでいないか、分岐ソケット等使い過ぎてコードが熱くなっていないかハコードとコードの接続は完全であるか設定され取締が厳重に行われているか。

◎すべての電熱器具類使用の際その場を離れる時にスイッチを切るようにしているか否か。

◎一般配線で電熱器具を使用する際一つのソケットから六〇〇ワット以上の電力を使用することはないか。

◎電熱器具類の台は完全な不燃性物か、何時もその台の上に置いているか。

◎電気ストーブその他電熱器に可燃物が接着していないか。

◎電気こたつ等に使われている温度ヒューズは正規のものか。（一定温度以上になると自然に切れるようになっているか）。

◎電動機のアース線は完全か過熱していないか否か。

◎電動機にほこりが溜っていないか。ベーク引火の虞はないか。

◎一般家屋内にある金属物に漏電の現象はないか。

◎史上最高　昨年わが県に史上最高が三つある。一つは米作六六万トン、一つは交通事故死者百三二人、今一つは火災件数六百六六件である。かた年日出度く、こなた一件は悲惨。米作最高のためには、あらゆる技術と体験で「今年も更に増収と」努力に努力を重ねていることは、まことに喜ばしいことである。又交通事故に対しては、昨秋県では「交通事故非常事態」を宣言して獅子奮闘とやや実施方法を知るため、名が石油ストーブやガスストーブと変ったし、プロパンガス燃焼器も登場した。家の中は文化生活式になったが、それを包む住宅は可燃性の建築では住む人は火災の危険にさらされている。

◎毛皮のさざめき　正月の十一日は猛吹雪である。北西の強風に立ち向かってバス停留所まで進む、まことに勇壮である。さて猛吹雪となったためか、老若女の襟巻が目立っている。

猛吹雪に立ち向って進む狐の毛皮の若女が「ウンウン」と言を出しながら進む、後から毛皮の老男が進みながら一言もらした。

「ああ女狐の発情期かー」と。

◎今月の主張　早いもので正月は過ぎて二月である。一月に樹てた「火の用心」の悲願は達せられたろうか、少くなくとも希望の幾分の一かは？、まだ努力がたらない、一層努力の決意が必要である。それが精進というものさ、それが「悲願達成まで」義務のあることを申述べた。

秋季無火災県民運動
強調週間を顧みて

牛島地区火災予防組合長　高橋源治郎

秋季無火災県民運動強調週間は昨年十一月二十六日初日牛島分団員の町内各戸から十二月二日迄全国一斉家の火の元検査を兼ねてチラシを配布していただいた。

夕方小生置場に行き分団員の帰りを待っていると八人で町内を分けて火の元検査、訓練、地水利調査を主眼として市民にビーアルを行って所調消防の無火災運動強調週間を終了したきら、午後四時三十分まで七〇〇戸より出来なかったと等が出来ると講評した。又今度言っていた。第三日目で漸く配布できた。

秋田市郊外は近年団地化されたのに驚く、飯島、寺内、桜戸野、田中、川尻、牛島方面は旧町内より密集地区が多い。

秋田市消防本部の建築の同意件数は昭和四十一年三、〇九九件計画通知六六件、〇九九件計画通知六六件は止まらないから、平素火災予防に十分注意して火災発生の場合は出ないこと、若し不幸にして火災発生のときは大又は危険のあるものは、その表示はよいか。

◎危険物中注水消火に不適当な物品はないか。

◎危険物の貯蔵、運搬等の取扱は規定通り行われているか否か。

◎電線の通してあるパイプの口元で被覆が破れていないか。

◎電線の接続部は完全ないか。

◎配線は正規の工事か、素人工事で不完全ではないか。

◎コードの被覆はいんでいないか、分岐ソケット等使い過ぎてコードが熱くなっていないかハコードとコードの接続は完全であるか設定され取締が厳重に行われているか。

◎すべての電熱器具類使用の際その場を離れる時にスイッチを切るようにしているか否か。

◎一般配線で電熱器具を使用する際一つのソケットから六〇〇ワット以上の電力を使用することはないか。

◎電熱器具類の台は完全な不燃性物か、何時もその台の上に置いているか。

◎電気ストーブその他電熱器に可燃物が接着していないか。

◎電気こたつ等に使われている温度ヒューズは正規のものか。（一定温度以上になると自然に切れるようになっているか）。

◎電動機のアース線は完全か過熱していないか否か。

◎電動機にほこりが溜っていないか。ベーク引火の虞はないか。

◎一般家屋内にある金属物に漏電の現象はないか。

立入検査の着眼点 (2)

消防協会　立花主事

◎消防訓練はよく行はれているか、その成果が挙っているか。

◎防火管理者の管理状況は適切か。

◎従業員勤務員その他の者の火災に対する関心及び災害発生時の避難準備は適切か。

◎消防設備は充分か、その機能は、その使用方法はよく知っているか。

◎火災発生の危険箇所はどこか、その管理状況は適切か。

◎火災警発生したとき消防機関への通報、内部への報知要領は適切か。

◎仮貯蔵又は日出日没後の取扱は正規の手続を経て行われているか。

◎危険物の貯蔵運搬詰替等の取扱は規定通り行われているか。

◎危険物は正規の工事か、素人工事で不完全ではないか。

◎配線は正規の工事か、素人工事で不完全ではないか。

◎電線の接続部は完全ないか。

◎コードの被覆はいんでいないか、分岐ソケット等使い過ぎてコードが熱くなっていないかハコードとコードの接続は完全であるか設定され取締が厳重に行われているか。

◎コンセント（押込口）が熱くなったり、プラグの抜態「を宣言して獅子奮闘とやや実施方法を知るため、名が石油ストーブやガスストーブと変ったし、プロパンガス燃焼器も登場した。家の中は文化生活式になったが、それを包む住宅は可燃性の建築では住む人は火災の危険にさらされている。

◎電気器具類が破損したまま使用されていないか。

◎引込線は電柱や碍子受の腐朽や、ゆるみで電線相互又は電線と他の物件に接触してはいないか。

◎引込口には正規の碍管が取付けられているか。

◎安全器又はスイッチが熱のため変色していないか、接点はゆるんでいないか。

◎ヒューズが切れて代りに針金等を使用してはいないか、ヒューズは正規のものが使われているか。

◎コンセント（押込口）が熱くなったり、プラグの抜態「を宣言して獅子奮闘とやや実施方法を知るため、名が石油ストーブやガスストーブと変ったし、プロパンガス燃焼器も登場した。家の中は文化生活式になったが、それを包む住宅は可燃性の建築では住む人は火災の危険にさらされている。

◎配線は正規の工事か、素人工事で不完全ではないか。

◎電線の接続部は完全ないか。

◎コードの被覆はいんでいないか、分岐ソケット等使い過ぎてコードが熱くなっていないかハコードとコードの接続は完全であるか設定され取締が厳重に行われているか。

◎すべての電熱器具類使用の際その場を離れる時にスイッチを切るようにしているか否か。

◎一般配線で電熱器具を使用する際一つのソケットから六〇〇ワット以上の電力を使用することはないか。

◎電熱器具類の台は完全な不燃性物か、何時もその台の上に置いているか。

◎電気ストーブその他電熱器に可燃物が接着していないか。

◎電気こたつ等に使われている温度ヒューズは正規のものか。（一定温度以上になると自然に切れるようになっているか）。

◎電動機のアース線は完全か過熱していないか否か。

◎電動機にほこりが溜っていないか。ベーク引火の虞はないか。

◎一般家屋内にある金属物に漏電の現象はないか。

消防放談 (13)

放水生

◎蓋委員は電気工作物についての一般的知識及び関係法令の概要を知ること。

食後なるべく早く一睡する。家内が就寝前の巡りの検査をして寝に就く。私は二時ごろ目覚めて火鉢に火を入れる。

この冬囲いは平時はまことに暖かく天国であるが、「朝火災が発生すると延焼するのが死傷者を必ず出す」という悲惨事が発生する。

消防機関は冬期間の全廃運動を展開しているが、厳寒の候現在の建築様式では冬囲いをしないという事が不可能である。

生活様式もいろいろ変化して、今までの薪ストーブ

さっぱり進歩しないのが冬囲いである。都市部はそれでも冬囲いは少くないようであるが、都市部を離れたところや、農山漁村部では百年一日のごとく藁ヨシズ、バラ板が主体の冬囲いである。

「百年一日のごとく」とか。いけねえ「悲願達成まで」

火災の早期発見に画期的な新威力!!

≪秋田県消防協会推奨≫

ついに完成した小型警報器

簡易型火災警報器（単一型乾電池式）

新発売　ファイヤーガード　定価 ¥980

代理店

メカニズムオノ

雄勝郡羽後町西馬音内仲見世　TEL 341

新しく開発した超小型の高性能サーモスタットが先端に装着されておりますから　出火のさいの熱気流により、70°Cで1分30秒以内に90ホーンの高音でブザーが30分以上も鳴り響きます。

天井、壁、柱等のなるべく高い位置に、熱気流のまわりやすい所を選んでサーモスタットを下向きに取付けておけばあなたに代って昼夜の別なく忠実に火災を監視し続けます。

月刊毎月25日発行

消防秋田

定価 1部 10円
秋田市中通4丁目3の23
発行所 秋田県消防協会
発行兼編集人 秋田市大町二丁目4の22 佐藤吉之助
印刷所 太陽印刷株式会社 電話(0)(代)5884

消防被服、幹太、タオル、手拭、団旗、幕
寺田染工場
電話(横手)一三一四
秋田県横手市清川町
▼申込みは当工場又は秋田県消防協会へ▲

消防功労者表彰式!!

自治体消防制度が発足してからことしで二十周年を迎え、災害から国民の生命財産を守り、国家社会の発展に当るので自治省消防庁は三月七日午前十時三十分から天皇皇后両陛下をお迎えして日本武道館で式典を挙行した。式には佐藤首相、石井・重宗両参議院議長、赤沢自治大臣の式辞、次いで佐藤首相、石井・重宗両参議院議長、赤沢自治大臣、国会議員、地方自治体消防関係者一万人が参列した。まず佐久間消防庁長官の開式の辞、次いで赤沢自治大臣がお礼の式辞、次いで言上し万歳奉唱し、天皇皇后両陛下御退場になり、ひき続き消防功労者表彰にうつり、正午式全部を終了した。

晴れの表彰を受けた本県関係者は次のとおりであるが、代表者以外は三月十六日十一時から県庁で知事から表彰と共に伝達された。

輝く栄誉表彰

太曲市消防団　団長　藤田藤次郎

三月七日自治体消防制度発足二十周年記念式典に消防功労者として自治大臣より賜わり、氏は昭和二十三年三月太曲市消防団長に就任、二十九年七月町村合併して大曲市消防団改編後も推されて消防団長となり現在に至る。性温厚篤実で識見また卓越規律厳正にして責任感強く部下統ぎょの手腕に優れ、その実行力は極めて高く評価されている。又数々の公職にあり極めて多忙な身でありながらも常に防災体制の整備、災害の防除には献身的努力を続け、日夜管内住民の火災予防に重点を置き、文部下団員の教養訓練にも不断の努力を続けている。尚県消防協会理事、大曲市・仙北郡支部長の要職にあり、常に本県消防発展に尽した功績まことに大である。

消防庁長官表彰

◎優良機関表彰（笹頭綬）

防火思想の普及、消防施設の整備、その他の災害の防ぎょに関する対策の実施についてその成績特に優秀である。

本荘市消防団（代表）

平鹿町消防団

◎功労章

防火思想の普及、消防施設の整備、その他災害の防ぎょに関する対策の実施についてその成績特に優秀である。

消防本部

団長斎藤正作（井川）代表

◎永年勤続章

二十五年以上勤続しその勤務成績が優秀で他の模範である。

団長斎藤正作（井川）代表

◎表彰状

二十五年以上勤続しその勤務成績が優秀で他の模範である。

日本消防協会長表彰

県消防協会では十二月九日理事会を開催し、該当者を選衡し、日本消防協会長あて上申しておったが、優良消防団として角館町消防団

正庁における受彰者の横顔

消防長稲川慶之助（横手）
消防司令藤原一三（秋田）
団長照井喜市郎（山内）
団長藤原吉治郎（天王）
副団長鎌塚哲正（大館）
〃　浅水弥一郎（花輪）
〃　寒川井孝之助（飯田川）
〃　門脇　理三（雄勝）
〃　九島　文二（鹿角）
〃　加藤　吉治（山内）
〃　京極清利（西仙北）
〃　戸村　文吉（岩城）
団　長伊藤佐市（仁賀保）
〃　田村　三郎（西木）
副団長今野　政勝（河辺）
〃　田畑栄太郎（横手）
〃　工藤　宇市（本荘）
団　長木村　恒三（角館）
副団長須藤権太郎（西目）
〃　岩井川房治（湯沢）
〃　鈴木　末光（本荘）
〃　山田耕一郎（金浦）
〃　佐藤喜一郎（男鹿）
分団長高橋　武蔵（増田）
〃　大高喜之助（雄物川）
〃　館岡新五郎（昭和）
〃　柴田　民蔵（雄勝）
副分団長　大里吉助（十和田）
分団長山田初五郎（山内）
〃　仲村力太郎（大曲）
〃　小松　覚太（雄勝）
〃　佐藤卯吉郎（阿仁）
〃　高橋　専治（雄勝）
副分団長渡辺良吉（大曲）
分団長石黒善治郎（秋田）
〃　大野　金蔵（能代）
〃　工藤　寅一（秋田）
〃　吉方参太郎（仙南）
〃　泉　益次郎（平鹿）
〃　木村富太郎（仙南）
〃　加藤　隆治（山本）

◎功績章

団　長小山田兵太郎（雄勝代表）
〃　浅石林一郎（八幡平）
〃　斎藤　栄一（藤里）
〃　伊藤　衛生（南外）
〃　鳴田敬治（雄物川）
副団長畠山富男（東由利）
〃　菅生　貞蔵（井川）
〃　松橋周之助（秋田）
団　長渡辺信一郎（阿仁）
〃　黒沢　吉助（羽後）
副団長堀内豊太郎（大曲）
〃　村上甚八（仁賀保）
分団長江小四郎（増田）
〃　長小三金太郎（男鹿）
〃　阿部　勝治（大森）

◎精績章

団　長小松伺一郎（代表）（十文字）
副団長佐々木多市（大内）
〃　戸沢　哲郎（角館）
〃　板垣源太郎（井川）
〃　村木吉之助（十和田）
〃　中村　辨一（小坂）
〃　佐々木喜代治（仙南）
副団長山内作治（八郎潟）
〃　加藤　正三（琴浜）
〃　佐藤　力（東由利）
〃　今野令一（二ツ井）
〃　小山内七五郎（山本）
〃　柴田久佐松（大森）
〃　佐藤松之助（雷瀬）
〃　高橋善之助（雄物川）
〃　工藤　幸吉（秋田）
〃　淡野　竹蔵（雄和）
副分団長斎藤文一郎（湯沢）
〃　大洲忠五郎（能代）
消防司令補　伊藤忠雄（秋田）
副団長佐々木源三郎（本荘）
団　長庄司　兵蔵（藤吉）
分団長大泉堅之助（秋田）
〃　中川和一郎（〃）

◎永年勤続章

分団長上村　清利（大館）
班　長武田八五郎（〃）
〃　畠山　米蔵（〃）
消防士長岐　九平（鹿角）
副分団長村上直吉（〃）
班　長高橋　力雄（〃）
〃　岩谷伊一郎（〃）
分団長高橋　実（北内）
部　長畠山　正一（〃）
団　員金沢　永蔵（森吉）
〃　加賀　豊治（〃）
〃　田村　辰巳（田代）
分団長松嶋源治郎（〃）
〃　安田徳太郎（男鹿）
〃　鍵部　文蔵（〃）
班　長佐藤千代治（〃）
副分団長坂本佐太郎（能代）
部　長高橋源三郎（〃）
団　員原田　俊夫（〃）
副班長小栗信太郎（〃）
分団長加藤　隆治（山本）
〃　柏谷　芳郎（秋田）
〃　神居　勝蔵（〃）
〃　畑渡　孝郎（〃）
副分団長佐藤幸雄（〃）
部　長山岡長四郎（〃）
〃　川辺　一郎（〃）
〃　永井　三治（〃）
班　長中嶋　辰司（〃）
部長加賀谷長十郎（〃）
班長佐藤久左衛門（〃）
団　員鈴木多栄治（〃）
班　長神主　勝蔵（〃）
消防司令須田吉弥（〃）
副団長鈴木　一夫（本荘）
班　長須藤　耕助（〃）
副団長佐々木孫三郎（本荘）
〃　長佐藤太市（仁賀保）
副分団長新地儀治（象潟）
副団長佐々木王子郎（象潟）
〃　長村上　善蔵（由利）代表
部　長佐藤　義長（鳥海）
副分団長村上栄作（〃）
団　員佐藤　彦治（〃）
班　長鈴木　恒三（〃）
〃　佐藤　保治（〃）
団　員佐藤　清治（〃）
〃　高橋　米七（〃）
副分団長斎藤　弥一（〃）
〃　高久吉太郎（湯沢）
〃　遠藤　吉郎（〃）
〃　佐々木敬治（〃）
〃　佐々木忠一郎（〃）
副分団長佐々木王子郎（象潟）
団　長村上　善蔵（由利）代表
部　長佐藤　義長（鳥海）
副分団長村上栄作（〃）
団　員佐藤　彦治（〃）
班　長鈴木　恒三（〃）
団　員百合川仁吉（〃）
〃　高久吉太郎（湯沢）
〃　遠藤　吉郎（〃）
〃　佐々木敬治（〃）
〃　佐々木忠一郎（〃）
副分団長長谷山勇一郎（東由利）
〃　石井　寛悦（〃）
〃　佐々木多市（〃）
消防司令補　石井　寛悦（〃）
〃　佐々木敬治（〃）
副団長菅原慶一郎（羽後）
〃　佐々木忠一郎（〃）
副分団長武野　金松（大曲）
団　員藤田　十一（角館）
部　長加藤信一（西仙北）
班　長田村重一郎（〃）
部　長田中時次郎（六郷）
班　長鷹巣　薄（〃）
副分団長佐藤　三郎（〃）
団　員三浦弥惣治（〃）
班　長武田　信勝（〃）
分団長伊藤　喜作（協和）
団　員原田　佐々木清隆（〃）
副団長川村金之助（千畑）
分団長加藤　昌司（〃）
班　長鹿岡　隆一（仙南）
分団長吉方彦太郎（〃）
副団長木村　徳一（〃）
分団長佐々木喜代治（〃）
副分団長高橋忠太郎（横手）
分団長落合健治郎（〃）
〃　遠藤　久一（〃）
〃　加藤　重一（〃）
部　長江畑忠一郎（〃）
〃　菊地　一男（増田）
班　長佐藤　貞吉（〃）
〃　石川弥太郎（〃）
団　員大類　吉治（〃）
部　長佐藤雄太郎（平鹿）
班　長川越　久治（雄物川）
部　長小西　長助（〃）
副分団長佐野徳蔵（〃）
部　長遠藤亨之助（〃）
分団長備前　三郎（大森）
団　員佐藤　三郎（〃）
班　長菊地喜雄治（〃）
担当者）及び従来の消防諸
習の内容を充実して高度の
副分団長高田永助（〃）
分団長佐藤雄四郎（〃）
〃　渡辺栄之助（〃）
班　長須藤　井吉蔵（〃）
〃　長山形　三郎（〃）
〃　岸　順一（〃）
〃　打川幸之助（〃）
〃　千田　与助（〃）
班　長石塚　秀清（河辺）
副分団長金沢重太郎（花輪）
班　長細谷金太郎（〃）
〃　工藤　清治（〃）
団　員青屋庄太郎（花輪）
班　長木村　茂樹（〃）
団　員秋元　喜一（〃）
〃　木村　忠一（〃）
〃　磨玉　利八（〃）
分団長山口政一（象潟）
部　長高橋　弥一（〃）
団　員百合川仁吉（〃）
班　長木村　茂樹（〃）
団　員小笠原初造（〃）

◎知事表彰

表彰旗　鹿巣町消防団
竿頭綬　金浦町消防団
岩城町消防団
協和村消防団
西木村消防団
八郎潟町、仁賀保
町、金浦町、西目
郷土愛護の念から防災を目
的として多数がより合って
組織されたものであるから
その労務提供の対価も皆無
であるが、又はあってもご
く僅少なものでしかなかっ
たことも当然のことであっ
たかも知れない。然し時代
の進展につれ、社会の思潮
も変り、経済事情も変化し
て来ると、次第にこのこと
も検討を要する事柄とされ
るに至ったのもまた当然で
ある。もともと非常勤の消
防団員は、それぞれ自己の
本業とする生業を営んで い
るものであって、これが一
朝有事の際は一時その本業
を放棄して消火、その他の
防災業務に従事するという
のがその実態であるという
ことから消防に要す る
経費の伸びが、それほど
推せんと県消防課の格別な
る取り計らいにより、消防
大学校に入校を許された
各都道府県における私は多
問題が今後消防行政の高度
化と、最も大きな分野を占
めてまいりました危険物の
規則等、予防事務を掌る予
防課（市町村における実務
いては現行消防制度の実施
以来二十年間において の
教育訓練を行う消防大学校
が設置され、また各都道府
県においても国の補助をう
けて消防学校の建設を見る
ける その実情からして甚だ
に秘っ たことはよろこばし
い限りであるが、数義の面
と併行して第一実際消防活
動を行う市町村の消防力に

消防団員の待遇改善と消防行政について

由利町消防団
団長　村上善蔵

事改めて申すまでもなくついて見ると漸次充実強化火災のおそろしさは自から火災に遭い、その危険性を
されているとはいえ、国に おいて示す基準と比べて見
防団員は、それぞれ自己の た結果、決して充分なもの
本業とする生業を営んで い とは言いない。これは財政に
るものであって、これが一 起因した部分から見ても
朝有事の際は一時その本業 かるように、市町村全体の
を放棄して消火、その他の てもその施策が消極的になら
防災業務に従事するという ざるを得ないと私は思う。
のがその実態であるという 縁あって今回由利町民の
ことから消防に要す る経費 推せんと県消防課の格別な
の伸びが、それほど る取り計らいにより、消防
大学校に入校を許され た。
局非常勤消防団員の処遇改 かるのである。これらが結
善と団員確保の面に影響す 局非常勤消防団員の処遇改
るところがまことに大きい 善と団員確保の面に影響す
ものがあることを忘れては るところがまことに大きい
ならない。 ものがあることを忘れては
消防団員処遇の問題につ ならない。
いて現行消防制度の実施 消防団員処遇の問題につ
以来二十年間において の いて現行消防制度の実施
改善向上に見るべきものが 以来二十年間において の
あるが、然しながら、その 改善向上に見るべきものが
実態を詳細に思考する時、 あるが、然しながら、その
お消防員の作業に従事する 実態を詳細に思考する時、
ことによって自己の生業に生 お消防員の作業に従事する
ずる有形無形の損失 ことによって自己の生業に生
については、それ相応の補 ずる有形無形の損失
（二頁へ続く）

消防育英会奨学生志望要項

昭和四十二年十一月号の「消防秋田」に消防育英会設立と奨学規程について掲載したが、今般消防育英会奨学生志望要項が発表され、たので、この要項に基づき消防職員に対する奨学金を支給することを目的として、これらの奨学金は、全国の消防職員、消防団員の醵出金をはじめ、財界、団体、篤志家などから寄付をうけて造成した育英基金から生ずる果実によって賄われています。

①奨学生出願の資格

1. 消防活動に従事し、または協力した者及び消防職員並びに消防団員のうち次の(1)～(3)に該当する者の子、孫及び弟妹であって、学校教育法第一条に規定する学校に在学し、人物、学力ともにすぐれ、かつ健康であって、経済的理由により修学困難なものに対し奨学金を支給することを目的としています。

(1)一般協力者にあっては、災害を受けて死亡した者または災害を受け、なおったときに、非常勤消防団員に係る損害補償の基準を定める政令で第一級から第八級までの等級に該当する者に限ります。

(2)常勤消防団員にあっては、公務上の災害により死亡した者、または公務上の災害を受け、なおったときに、労働基準法施行規則に定める第一級から第八級までの等級に該当する身体障害のある者で、損害補償の決定のあった者。

(3)消防職員、消防団員、消防に協力した者、または公務上の災害により死亡した一般国民の区別でなく、学資の支弁が困難と認められる者に限ります。

2. (1)以外の学校に在学する奨学生には学用品購入費を支給します。

3. 奨学金の支給期間は、正規の最短修業年限です。

4. 大学または高等専門学校四年、五年に在学する者は、月額五、〇〇〇円または、高等学校、三、〇〇〇円、高等学校、専門学校三年以下に在学する者月額三、〇〇〇円また高等学校または高等専門学校または高等学校、養護学校、盲学校、聾学校、養護学校、特殊学校中学校、高等学校、専門学校、高等学校、専門学校、高等学校、専門

火災予防弁論大会 (2)

火災から平和な家庭を守ろう

辛巳町浅舞中学校三年生　小杉公一

毎日の新聞を見るたびにが赤く不気味な色にそまっ必ず目につくものに火災のていました。私はただなが記事があります。火災のためにあぜんとして立ちつくめに一家もろとも焼け死んしました。そして早く消えだ人たち、わが子を助けようと煙にまかれ命を失ったんな願いもむなしく校舎はうと祈ることしかできなかったのです。しかしそ親、こういったような痛々しい記事を読むたびに、私は火災に対しての恐怖感を覚えるのです。この火災について私にはどうしても忘れることのできない悲しい思い出があります。それは去り、私たちを深い悲しみ七年前の冬の出来事でしを覚えさせたもの、それは「火災」だったのです。そのときのようすが七年たった今でもはっきりと記憶に残っています。「小学校が火事だ」という母の声で私は目をさましました。けたたましいサイレンの音、火の見やぐらの鐘の音、校舎は真赤に燃え上り、夜空で上級生が黙々と後整理をしていました。私はこのときになって初めてほんとうに学校を失ったんだという気持ちになりました。そして何とも言えないむなしさだけが胸にこみあげてくるのです。楽しく勉強した教室の思い出をたどる時初めて校舎のありがたさをしみじみと知らされました。そしてこれから先いったいどうなるのだろうという不安その後苦しく不便な生活が続き、やがて新校舎が建ちました。その時です。だれもが心から喜び、新校舎で生活に希望を持った、そして二度とあんな悲惨な火災をおこしてはならないと、かたく誓いあったのです。私たちの学校の火災の原因は、ちょっとした火の不始末からでした。しかし、あの大火を思うと改めて火災の恐ろしさを思わずには私はわずかな油断からおこる火災の恐ろしさを身にしみて体験したのです。

そして火災は絶体におこしてはいけないと強く思うのです。火災は天災ではありません、人災なのです。私たち人間が人間を不幸においやるのです。なんとバカげたことではありませんか。

防火については消防署の方々などが日夜この仕事にあたっています。しかしほんとうに火災を防ぐためには私たちひとりひとりの心がけが必要ではないでしょうか。

火災は発生してからではおそいのです。火災をおこさないということ、そしてこのためには、日常の注意が必要なのです。しかし改まって大きなことなどはする必要はなく、寝る前にもう一度火の元を確かめる、お互いに注意あう、これだけでも十分効果があると思います。

ひとりひとりの小さな心がけが、わずかな注意が防火に最も大切なことになるのではないでしょうか。ひとりひとりが火災の恐ろしさに対する認識を深めてこそ始めて火災ゼロの日が生れるので、私たちも明日といわずきょうからさっそく注意をしなければならないのです。あなたの身のまわりには常に危険性があることを、そして火災から身を守るのはだれでもない。あなたがた自身の日常の心がけ一つだと いうことを！

平和な家庭を火災の手から守ろうではありませんか。

第一位　小杉公一　中浅舞

奨学生に関する事務取扱要項！！ (1)

私はひとりでも多くの人に訴えたいのです。あなたがたの身のまわりに常にスキをねらっている火災の

(1)奨学事務の概要

本会は昭和四二年九月六日民法第三四条によって、文部大臣及び自治大臣により許可された財団法人であって、国民が消防活動に従事して、または協力したため災害を受けて死亡し、または不具廃疾となった場合、および消防職員または消防団員が、公務により死亡したまたは不具廃疾となった場合において被災者の子弟が、品行方正、学術優良、身体健康でありながら経済的理由により修学困難なときに、それらの子弟に対し学資の給与その他育英上必要な事業を行なうことを目的としている。

本会の主な業務は、奨学金の給与及び修学上必要な学用品の購入費の給付であって、殊にこの事業資金は、全国五万の消防職員及び一三〇万の消防団員の拠出金と財界（損害保険、自動車、電力、瓦斯、鉄鋼、電機、化学、石油、銀行、建設、百貨店、信託銀行）知事会、市長会、町村会、船舶振興会、自転車振興会並びに一般篤志家の寄付によって造成された育英基金の果実である。

本会が都道府県消防協会及び都道府県消防長会において、そしてこのためには、日常の注意が必要なのです。しかし改まって大きなことなどはする必要はなく、寝る前にもう一度火の元を確かめる、お互いに注意あう、これだけでも十分効果があると思います。

ひとりひとりの小さな心がけが、わずかな注意が防火に最も大切なことになるのではないでしょうか。ひとりひとりが火災の恐ろしさに対する認識を深めてこそ始めて火災ゼロの日が生れるので、私たちも明日といわずきょうからさっそく注意をしなければならないのです。あなたの身のまわりには常に危険性があることを、そして火災から身を守るのはだれでもない。あなたがた自身の日常の心がけ一つだと いうことを！

平和な家庭を火災の手から守ろうではありませんか。

(2)奨学生の採用

①一般協力者にあっては、災害を受けて死亡した者または災害を受けなおったときに、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定めるる政令で第一級から第八級までの等級に該当する身体障害のある者で、損害補償の決定のあった者。

②消防職員にあっては、公務上の災害により死亡した者または公務上の災害を受けなおったときに、労働基準法施行規則に定める第一級から第八級までの等級に該当する身体障害のある者。

③消防団員にあっては、公務上の災害により死亡したまたは協力した者及び消防職員並びに消防団員のうち次の①～⑧に該当する者の子、孫及び弟妹であって学校教育法第一条に規定する学校に在学し、人物、学力ともにすぐれ、かつ健康であって、経済的理由により学資の支弁が困難と認められる者に限る。

①一般協力者にあっては、災害を受けて死亡した者または災害を受けなおったときに、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令で第一級から第八級までの等級に該当する身体障害のある者で、損害補償の決定のあった者。

②消防職員にあっては、公務上の災害により死亡したまたは公務上の災害を受けなおったときに、労働基準法施行規則に定める第一級から第八級までの等級に該当する身体障害のある者。

③消防団員にあっては、公務上の災害により死亡したまたは協力したため災害を受けなおったときに、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令で第一級から第八級までの等級に該当する身体障害のある者。

(3)奨学生の申出（奨学生出願の資格と手続）

(1)奨学生志望者の資格

1.消防活動に従事し、または協力した者及び消防職員並びに消防団員のうち次の①～⑧に該当する者の子、孫及び弟妹であって学校教育法第一条に規定する学校に在学し、人物、学力ともにすぐれ、かつ健康であって、経済的理由により学資の支弁が困難と認められる者に限る。

①一般協力者にあっては、災害を受けて死亡した者または災害を受けなおったときに、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令で第一級から第八級までの等級に該当する身体障害のある者で、損害補償の決定のあった者。

②消防職員にあっては、公務上の災害により死亡したまたは公務上の災害を受けなおったときに、労働基準法施行規則に定める第一級から第八級までの等級に該当する身体障害のある者。

③消防団員にあっては、公務上の災害により死亡したまたは協力したため災害を受けなおったときに、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令で第一級から第八級までの等級に該当する身体障害のある者。

この届出は、市町村の消防機関を通じ、都道府県消防協会及び都道府県消防長会を経由するものとする。

(3)奨学生の届出（奨学生出願）

(1)奨学生志望者の資格

1.消防活動に従事し、または協力した者及び消防職員並びに消防団員のうち次の①～⑧に該当する者の子、孫及び弟妹であって学校教育法第一条に規定する学校に在学し、人物、学力ともにすぐれ、かつ健康であって、経済的理由により学資の支弁が困難と認められる者に限る。

①一般協力者にあっては、災害を受けて死亡した者または災害を受けなおったときに、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令で第一級から第八級までの等級に該当する身体障害のある者で、損害補償の決定のあった者。

②消防職員にあっては、公務上の災害により死亡したまたは公務上の災害を受けなおったときに、労働基準法施行規則に定める第一級から第八級までの等級に該当する身体障害のある者。

③消防団員にあっては、公務上の災害により死亡したまたは協力したため災害を受けなおったときに、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令で第一級から第八級までの等級に該当する身体障害のある者。

2.前記①～③の子、孫及び弟妹は、一般協力者、消防職員または消防団員が災害を受けた日、あるいは診断によって疾病の発生が確定した日に主として その者の収入により生計を維持していた者（被災日以後に生れた被災者の子を含む）に限る。

(2)奨学の内容

1.大学（大学院を除く）

高等学校または高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校の高等部に在学する奨学生には学資金を支給する。

2.上記以外の学校に在学する奨学生には学用品購入費を支給する。

(3)奨学給付の期間及び額

1.奨学金の支給期間は、正規の最短修業年限とする。

2.大学または高等専門学校四年、五年に在学する者月額五〇〇〇円、または三〇〇〇円。

高等部または高等専門学校、特殊学校〇円、高等学校、特殊学校高等部または高等専門学校月額一〇〇〇円の学用品購入費、小学校に在学する者月額五〇〇円の学用品購入費

(4)奨学生の採用

(1)奨学生の採用

消防機関を通じ都道府県消防協会、都道府県消防長会を経由して本会に提出される。本会ではこれを整理した上で奨学生選考委員会にはかって採用者を決定する。

(2)奨学生決定通知

奨学生採生者を決定すると直ちに都道府県消防協会及び都道府県消防協会及び都道府県消防機関を通じ市町村消防機関を経由して市町村消防機関を通じ志望者に通知する。

(5)奨学金の給付

(1)奨学金給付の概要

学資金及び学用品購入費の支給は、銀行または郵便局に委託して行なう。

本会からの送金通知により奨学生及び奨学生保護者は奨学生出願時に指定した銀行または郵便局の窓口において受領する。但し、奨学生採用決定後第一回目の学資金及び奨学該当者の発生都度とする。なお出願書類の記入要領などについては「消防育英会奨学生志望要項」を参考とすること。

(4)奨学生の採用

(1)奨学生の採用

消防機関を通じ都道府県消防協会、都道府県消防長会を経由して本会に提出される。本会からの送金通知（指定金融機関へ送金）により奨学生及び奨学生保護者は奨学生出願時に指定した銀行または郵便局の窓口において受領する。但し、奨学生採用決定後第一回目の学資金及び

育英会奨学給付事務手続一覧表

順序	手続の種類	様式番号	手続に要する書類	関係者名	備考
1	被災者の届出	①	被災者認定書	消防長、消防団長	都道府県消防協会、都道府県消防長会経由提出する。
2	奨学生の願出	②	家族調書	本人又は保護者	都道府県消防協会都道府県消防長会経由提出する。
		③	奨学願書	本人又は保護者	
		④	推薦書	学校長	
		⑤	被災証明書	消防長、消防団長	
		⑥	生活状況調書	消防長、消防団長	
		⑦	戸籍謄本	市町村役場	
3	奨学生の採用	⑧	決定通知書	奨学生選考委員会	都道府県消防協会、都道府県消防長会を経由して通知する
4	奨学金の給付	⑨	送金通知書（指定金融機関へ送金）	理事長	第一回送金は、都道府県消防協会を経由する第二回以後は指定金融機関を経由する
5	給付後の報告	⑩	領収書	本人又は保護者	
		⑪	学業成績表	学校長	毎年　月　日までに提出する
		⑫	生活状況報告書	消防長、消防団長	
6	年度末の報告	⑬	進学届	本人又は保護者	すみやかに提出する
7	その他の届出	⑭	保護者変更届	〃	
		⑮	休学届	〃	
		⑯	退学届	〃	
		⑰	復学届	〃	
		⑱	転学届	〃	
		⑲	住所、氏名変更届	〃	
		⑳	奨学生辞退届	〃	異動のあった都度提出する

（様式10—20までの用紙の大きさはB5判とする。）

トーハツ消防ポンプ　消防庁検定合格品

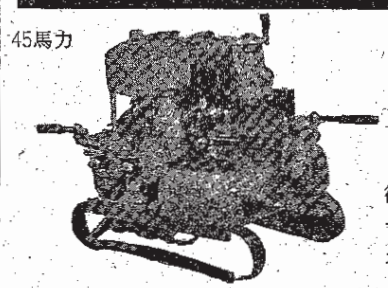

45馬力

3馬力空冷式
10馬力空冷式　C1級
25馬力水冷式　B3級
45馬力水冷式　B2級

御買上はアフターサービスの充実せる、カタログ進呈！

ジェットホース　消防用水道用　テトロン

森田式 初田式　各種　消火器　泡沫式 四塩化式 ドライケミカル

森田ポンプ株式会社
総代理店　株式会社　高義商会　電話（川連）16番18番

日造市原株式会社
高義商事株式会社　電話（横手）1180番、1181番

田伸工業所　天王町
鹿角自動車整備KK　花輪町
工藤幸吉商店　秋田市
中央モーター商会　本荘市

午後十時は消防の時間です。就寝前にもう一度火の元を確かめましょう！！

び学用品購入費は、出願書類を経由した都道府県消防協会及び都道府県消防長会を過じて交付する。

(2)奨学金支給の時期

学費金及び学用品購入費の送金は原則として三月、六月、九月、十二月とし、三ヵ月分を一括して支給する。新規採用者または復学など異動による送金については奨学金支給決定後で、しかも前記各月のうち最も近い月とする。

(3)奨学金の送金通知

第二回目以後の奨学金を送金した都度、奨学生及び奨学生保護者に対して送金通知書を送付する。

都道府県消防協会、都道府県消防長会に対しては、送金の都度、奨学金支給状況を連絡する。

(6)奨学金給付後の報告

(1)奨学金の受領

学費金及び学用品購入費等の変更があった場合は、たは奨学生保護者は本会あてに領収書を送付する。領収書の送付がないときは、以後の送金を中止すること

類を経由した都道府県消防協会及び都道府県消防長会を過じて交付する。

(2)奨学金支給の時期

学費金及び学用品購入費の送金は原則として三月、六月、九月、十二月とし、三ヵ月分を一括して支給する。新規採用者または復学など異動による送金については奨学金支給決定後で、しかも前記各月のうち最も近い月とする。

(3)奨学金の送金通知

第二回目以後の奨学金を送金した都度、奨学生及び奨学生保護者に対して送金通知書を送付する。

都道府県消防協会、都道府県消防長会に対しては、送金の都度、奨学金支給状況を連絡する。

(6)奨学金給付後の報告

(1)奨学金の受領

学費金及び学用品購入費等の変更があった場合は、たは奨学生保護者は本会あてに領収書を送付する。領収書の送付がないときは、

（様式7）　奨学生決定通知書

奨学生番号（　　）　　殿

本会奨学生に決定しましたので通知致します。

給付額　月　　円

昭和　年　月　日

財団法人　消防育英会理事長　㊞

（注）送金等についてはお知らせ致します。

（様式8）　奨学金送金通知書

奨学生番号		殿

昭和　年　月、日分奨学金を下記のとおり送金しました。ついては貴方の指定銀行に預金通帳および登録印鑑ご持参の上お受取り下さい。なお郵便局をご指定の方は郵便局より入金通知が貴方あて送付されますから郵便よりの通知書および印鑑ご持参の上お受け取り下さい。

振込日	
昭和　年　月　日	金額

上記金額受領の上は、折返し別紙領収書を当会あて返送して下さい。

財団法人　消防育英会理事長　㊞

消防が行なう救急業務について（1）

消防課／宮嶋主事

はじめに

近時国内における震度すが現行消防法令上の救急業務とは「事故による傷病者を救急隊によって医療機関等へ搬送する」いわゆる救急車が走らぬ日とてない活状況報告書には奨学生または奨学生保護者の現在所社会的要求に応じて昭和三八年救急制度が確立され、また県内でも最近救急活動が推進されています。次にわが国における救急制度制が、すべての事故をとり上度、これに対する本県における実施状況等について概観してみたいと思います。

1. 救急制度創設までの経緯

(1)救急業務実施の責任行令（以下「令」という）

第一項令第四三条）

なお地勢、交通、その他の条件により救急事故の発生状況等が前項に該当するないものとされています。

なおこの該員の中には、当会から高く評価されています。

(5)救急隊の編成の基準

救急隊は救急自動車一台につき救急隊員三人以上を横手市平鹿郡支部　三件
湯沢市雄勝郡支部　三件
計　三〇件

という事になりこれを三八年から比較すれば次のようになる。

年次	件数	火元件数
昭和三八年度	六五	二八
〃 三九年度	四九	二八
〃 四〇年度	七〇	二八
〃 四一年度	七八	二七
〃 四二年度（一月末日）	五五	二〇

三八年から四一年までの火災平均は四・七割、四二年度は五・五割と火元が増加している事は、昨年史上最高といわれた県内火災の原因にもつながると考えられる。

ここで緊縮一番しめあげて火災予防はわが家からと範を示してもらいたいものである。

◎「無火災目指して指導はしても火元になっては角がたつ」

◎正直者は馬鹿を見る

一寸先き見えない吹雪の中に停留所でバスを待っている行列が続く、バスは十分無である。十分間に一列に行列は五十以も続く、この停留所は中央交通、市営交通が走るため停車も同じ場所である。ならんで来るバスの先頭が停留所標木のところに停車する。ドアーが開く、後の車でも車掌がドアーをあける、一列にならんだ行列は乱れはじめる。

乗車した人々の小言は正直人夫妻と伝導する三男とパートナーと六人になった。

アンさんと女房の奴は仲々気が合い、料理から食事のあとかたづけまで同舟であえて標木より半車位前進して停車すればなんとかなる眼と髪の色が変るではないかと心配される程である。

二人の会話はなかなかはじむ。

アンさん「オグサンナカナ料理上手タイヘンオイシイ」と流暢な日本語である。女房の奴「アイオイシイ」と流暢な日本語で答える。消防用設備等の問題である。力の弱い管理者は財政を無理して指示通り実施するが力の強い管理者のところは予算がない。

理者のところは予算がない。

を理由に延期しているのが多い。正直者が馬鹿を見ないような社会が一日も早く実現してもらいたいものである。

◎今月の主張

まだ寒いが春はすぐ隣まで来ている。自治体消防二十周年を迎える月でもある。日本武道館で天皇皇后両陛下をお迎えしての式典である。この式典において消防功労者表彰の栄によく輝く各位もその他の各位も反省をかさねなければならない。

◎「サンキュー」

子供達がキリスト信仰のため昨年八月東北地方巡回指導に来たカナダ人夫妻がわが家を訪れた。ご両人は日本語は非常に達者であり、日本料理はなんでもたべる。いろいろ話題も抱負の生活であったが、遅れはせながら外人夫妻の良さをこれから見習う事でしょう

子駿

の句であるが、「春は火足が早くなる、そして春の火災予防運動にも入る」のだ。

◎「サンキュー」

子供達がキリスト信仰のため昨年八月東北地方巡回指導に来たカナダ人夫妻がわが家を訪れた。ご両人は日本語は非常に達者であり、日本料理はなんでもたべる。いろいろ話題も抱負の生活であったが、遅れはせながら外人夫妻の良さをこれから見習う事でしょう

消防放談 ⑲

放水生

◎火元になっては角が立つ

昭和四二年度の罹災互助会から見舞金を贈呈した分は一月末日で五九件である。その金額高は三、七五〇、五〇〇円で支部毎の内訳は次のとおりである。

能代市支部	二七〇、〇〇〇円	四件
山本郡支部		
男鹿支部	一三五、〇〇〇円	三件
南秋田支部	九件	五〇〇円
河辺支部	六七二、五〇〇円	一件
本荘市支部	一四九、五〇〇円	一件
由利郡支部	一四三、〇〇〇円	四件
大曲市支部	一六四、五〇〇円	五件
仙北郡支部		
横手市支部	二七九、五〇〇円	四件
平鹿郡支部		
湯沢市支部	四八五、〇〇〇円	八件
雄勝郡支部		
計	三、七五二、五〇〇円	五九件

見舞金額の第一位は大館北秋田支部で、これは五月五日の阿仁町大火で団員五名が罹災している、第二位は秋田市支部でこれは十月三日の合風三四号の太平火災で団員四名が罹災しているのが含まれている。

この五九件中、土砂崩れと合風三四号の被害四件を除き五五件が火災の被害である。この五五件中火元は三〇件で五・五割弱という数字になる。各支部毎の火元は

鹿角支部		四件
大館北秋田支部		四件
能代市山本郡支部		二件
秋田市支部		一件
河辺支部		五件
本荘市由利郡支部		三件
大曲市仙北郡支部		三件
横手市平鹿郡支部		三件
湯沢市雄勝郡支部		六件
計		三〇件

である。

◎今月の主張

まだ寒いが春はすぐ隣まで来ている。自治体消防二十周年を迎える月でもある。日本武道館で天皇皇后両陛下をお迎えしての式典である。この式典において消防功労者表彰の栄によく輝く各位もその他の各位も反省をかさねなければならない。

◎「サンキュー」

子供達がキリスト信仰のため昨年八月東北地方巡回指導に来たカナダ人夫妻がわが家を訪れた。ご両人は日本語は非常に達者であり、日本料理はなんでもたべる。いろいろ話題も抱負の生活であったが、遅れはせながら外人夫妻の良さをこれから見習う事でしょう

火災の早期発見に画期的な新威力

≪秋田県消防協会推奨≫

ついに完成した小型警報器

簡易型火災警報器（単一型乾電池式）

新発売　ファイヤーガード　定価 ¥980

代理店

メカニズムオノ

雄勝郡羽後町西馬音内仲見世　TEL 341

新しく開発した超小型の高性能サーモスタットが先端に装着されておりますから　出火のさいの熱気流により　70°Cで1分30秒以内に90ホーンの高音でブザーが30分以上も鳴り響きます。

天井、壁、柱等のなるべく高い位置に、熱気流のまわりやすい所を選んでサーモスタットを下向きに取付けておけばあなたに代って昼夜の別なく忠実に火災を監視し続けます。